



352-41



1200501407027



始



7.2.16

252
41

法學博士 小林丑三郎著

庶民金融談

訂正第三版

明治大學出版部發行

352-4₁



庶民金融談

法學博士 小林丑三郎著

訂正第三版

明治大學出版部發行

大正
3. 9. 28
內交

自序

本邦庶民金融に關しては既に朝野の間に攻究を肇めらる、政府當局者も今や實行上の調査に着手し前期の議會に提案する所あらんと傳へられた、其内容は果して如何なるべきや余等の知悉する所にあらざるも余等は余等の調査に従つて考案を舒ぶべき時機と見る、是れ本著ある所以である、併し余等の信ずる所は理論であつて余等の虞るゝ所は實行である、故に本書は實行の適否及注意事項に關し名望一世に秀でられたる斯道の先覺者に就き其の意見を索めた、開卷第一節に掲載せる松方侯爵、平田子爵及水町日本銀行副總裁諸卿の談説は即ち是れである、讀者は之に依つて適歸す

二
 る所を知り得べく實行上の指針も之に依つて定まるべく其
 の裨益する所極めて大なるものあるであらう、此點は余が
 讀者と俱に特に先輩諸卿の寵惠を謝する所である、最後に
 本書が歐米各國の制度考を添附したるは一は以て余の論據
 を明かにし併せて實行者の便に供せんと期したるに由る、
 讀者幸に之を諒せよ

大正三年四月十五日

著者 小林丑三郎識

庶民金融談目次

第一節	名流の意見	丁數
第一項	松方侯爵の談話	一
第二項	平田子爵の談話	八
第三項	水町副總裁の序説	一三
第二節	國民金融の獨立	二四
第三節	國民資金の積成	三〇
第四節	國民金融の分布	三六
第五節	金融の集中的傾向	四〇
第六節	信用の獨占	四四
第七節	下層金融機關	四八

目次

二

第八節 我下層金融の状況……………六八

第九節 金融組合の基礎……………七九

第十節 各國金融組合の概歴……………九三

 第一項 獨逸の金融組合……………九四

 第二項 佛國の金融組合……………一〇三

 第三項 伊國の金融組合……………一〇六

 第四項 白國の金融組合……………一一〇

第十一節 金融組合の系統……………一一三

第十二節 兩系統の評隘……………一二〇

第十三節 村落金融と都市金融……………一二四

第十四節 庶民銀行の成績……………一五〇

第十五節 自助と慈善及補助……………一五八

第十六節 各國庶民銀行制度比較……………一六二

 第一項 組織及目的……………一六二

 第二項 會員の責任及出資……………一六三

 第三項 地區及規模……………一六五

 第四項 資金の種類……………一六七

 第五項 運資の方法及條件……………一六九

 第六項 配當及準備金……………一七六

 第七項 役員報酬……………一七八

 第八項 聯合庶民銀行……………一七八

 第九項 中央組合機關……………一八一

 第十項 大銀行の援助……………一八二

 第十一項 統計……………一八二

第十七節 庶民銀行實行案……………一八七

第十八節 實行案と産業組合法……………一九六

第十九節	貯金の獎勵法	二二四
第二十節	庶民銀行の效果	二二八
第二十一節	關係援助機關	二四四
第二十二節	聯合庶民銀行	二四五
第二十三節	同業組合の獎勵	二四七
第二十四節	無盡組合の矯正	二五一
第二十五節	貯蓄機關の改善	二五八
第二十六節	國庫預金部の改造	二六六
第二十七節	公益的質鋪銀行	二七五
第二十八節	結論(人物問題)	二七九

參照
各國金融組合制度考

第一節	各國金融組合概覽	三
第二節	獨逸金融組合制度	四
第一項	村落銀行	四
第二項	庶民銀行	一四
(備考)	大小實例	二二
第三節	佛國金融組合制度	二四
第一項	村邑銀行	二四
第二項	聯合地方銀行	二八
(備考)	同業組合法	三二
第四節	伊國金融組合制度	三七
第一項	村落銀行	三七
第二項	庶民銀行	四一
第五節	白耳義金融組合制度	四九

六

第一項	村落農業銀行……………	四九
第二項	都市相互銀行……………	五三
(備考)	白耳義統計……………	五九
第六節	英米金融組合制度……………	六〇
第一項	英國友愛組合等……………	六一
第二項	米國貯蓄組合等……………	六八
第七節	佛獨公益質舖の制度……………	七四
第一項	佛國慈善局……………	七六
第二項	獨逸市立質舖……………	七八

庶民金融談

法學博士 小林丑三郎 著



第一節 名流の意見

第一項 松方侯爵の談話

國民の經濟が發達し、國際の通商も擴張すれば勢ひ商工企業の規模は増大せんければならぬ、而して此の増大の企業を維持し其の取引を圓滑ならしむるには巨額の資金を要すること云ふ迄もなき所である、此の巨額の資金は細資を大なる金融機關に集中することに依りて始めて得らるるものなれば商工大企業の進捗に伴ひ普通銀行の益々合同し金融之が爲めに集中の大勢あるは

第一節 名流の意見 第一項 松方侯爵の談話

當然の傾向にして又た實に必要有利の事態なりと云はねばならぬ、他語にて云へば資本の合同及集中は已むを得ざる趨勢なるのみか又た實に一國の産業及貿易の進捗に偉大の効果あるものであることを疑はぬ。

左れど資本の集中は亦た適當に資本の分布を伴はねばならぬ、大企業は資本の集中に依りて發達するも小企業は資本の分布に依りて發達し、而して一國全體の經濟は此の小企業と大企業との併立に依りて健全に發達するものである、否な大企業は概して小企業より低安豊富の原料及材料を得るに因りて發達するの關係に在る、此の小企業の發達は又た實に彼等に近接して貯蓄及信用機關の存することを必要とする、要するに一方は大企業の爲めに大銀行の必要なると、均しく且つ同時に、他方は小職業者の爲めに手近なる小金融機關が必要である、此の兩者が併存せなければ一國の金融機關は完備の域に達したるものではない。

予は二回歐洲に遊びたるが最初の會遊は明治十一年の昔であつた、此時佛國の經濟學者「レオン、セ」博士と巴里に相會した、博士は伊國の庶民銀行を視

察し多大の資料を得て歸り來つた所なりけん、予に伊國庶民銀行の盛況を説いた、斯くて伊國國民貯蓄の思想は爲めに著しく勃興し、信用の分布は上下に普遍し、國民の經濟は一變を來さんとして居る、總がては同國の傾ける財政も恢復するであらう、我佛國は今や之に倣はんとしつゝある、貴邦亦た能く參考すべしと云つた。

併かし予は事に順序ありと思惟した、當時我國は尙ほ不換紙幣下落の時代であつて、中央銀行の制度さへ未だ確立しなかつた、國立銀行の名に於ける普通銀行の制度は混沌たる有様であつて商業金融の機關として分業の色彩を現はすに至らなかつた、依つて予は歸來全力を紙幣の整理に傾倒した、明治十五年には日本銀行の設立を見た、同十七年には兌換制度を施行して、國立銀行紙幣整理の目的を定めた、同十九年に政府紙幣の兌換制度を確立し同二十三年には普通銀行の制度を布いた、同時に歐米風の貯蓄銀行條例を設けて細資の貯蓄を開いた、日清戦後は諸般の事業嚮然として起り戦後の經營と相俟つて農工金融の分業を策するの時機が來つた、予が全力は此の方面に傾倒

された、二十九年の勸業銀行及農工銀行制度は實に是れてある、予は之れと同時に其後放漫に改悪されたる貯蓄銀行法を更革して初めの歐米式貯蓄銀行制度に復せんと欲し計畫を備へて時の議會に提案したるも未だ大勢は之を容るゝに至らなかつた、爾來我貯蓄銀行は其の本來の性質を失つて殆んど普通銀行と選ぶことなき有様となつた、其の内に興業銀行も設立されて農商工の大企業は茲に各専門の金融機關を完備するを得た、併かし戦後財政の膨脹及金融の集中と相伴ふて國民資金の分布は益々平衡を失し謂はゞ頭熱足寒の病狀を激成するに至つた、何等かの下層金融機關を設けて信用の平等を計らんければならなくなつたのは實に此時からである、三十三年に信用組合制の施行を見たるは實に時代の要求に應じたるものである、唯だ惜むらくは金融機關として充分の活力なく且つ一般に普遍するに適して居ない到底之を以て涸竭せる下層の金融に普ねく應せんことは不可能である。

予を以て見れば信用組合は貯蓄機關としては其の效少なきにあらざるも金融機關としては村落金融に對してすら甚だ不充分である、更らに都會通邑の

四

下層金融機關としては殆んど適當の資格を備へて居らぬ、惟ふに下層と雖も村落金融と都會金融とは著しく相違の點がある、一は概して實物經濟で貨幣の流通僅少に且つ遲緩であるが、他は全然貨幣經濟で貨幣の授受頻繁に且つ敏速である、一は出資の多きを必要とせず否な其の多きを期し得られざるに、他は出資の多きを要し且つ其の多きを期し得らるゝのである、一は主として小農の遲緩なる信用に應ずるのであるが他は小賣商、建築工、手工業、巡回商業、私従業員等の忙はしき金融にも應ずるのである、之が爲めには手形割引もせんにければならず又た他の銀行と當座取引もせんければならぬ、都會の人は變化多ければ單に其人又は親戚のみを信用することは出来ぬ、勢ひ多くの場合に於て之を保證する同業仲間の力にも依らんければならぬ、此等の事情は到底信用組合が適し得る所以でない、現に信用組合の手は殆んど此等の社會に及んで居ないではないか、故に惡辣なる無盡講社は跋扈を極めて居る、信託會社の名に於て暴慾の高利貸は横行しつゝある、今や早きに及んで適當の機關が起らんければ其の趨く所は如何なるべきか、これまでの如く無法律にて

は所々の悪手段に陥り其弊害尠からず下層の金融は實に不充分のみならず一般の爲め慨歎すべき形勢である。一昨年十一月佛國の下層金融調査委員が都會の暗黒と罪惡は總て此金融缺乏に胚胎すと絶叫したるは傾聴に値するてはないか。佛國に於ける此等委員の結論は遂に伊國式庶民銀行及相互保證組合を佛國に設立することに決したるが、我國の現状も之れと同様の結論に到達せなければならぬ様である。信用組合の外に組合的の庶民銀行を併置するところが制度の紛淆を來すの虞なきやは一考すべきことなるも其は需要次第の問題であつて此等の機關は多種なるを妨げぬ、兩系自然に其の分野を異にして互に相榮ゆるに相違なきことは獨伊佛奧白瑞の諸例明かに之を保證して居る。今や我國財政の狀況は夫のレオン、セイ博士が視察せる當時の伊國財政に彷彿して居る。外債の負擔は外に重くして輸入の超過は年と共に滋きを加へつゝある。内は一般の奢侈風を成して貯蓄の思想頓に挫折せんとする。資本は或る方面に固定して流動の資金は漸く缺乏を告げつゝある。佛人レオン、セイ氏が庶民銀行の爲めに伊國の財政廳がて恢復せんと云へる豫言は伊國に適中

して國民貯蓄の激増に依り巨額の外債を國內に買戻すに至り財政の基礎今や確立するに至つたが獨り我國の財政には適中せぬであらうか。余は一つの庶民銀行制度を以て我財政の恢復を期し得るものとは信じない。勿論他にも幾多の施設を要するものと思惟して居る。然かし、庶民銀行が能く普及し國民貯蓄の奨勵となり同時に下層金融の運河となつて、不毛を開拓し、就職を容易にし、惰民を驅り勤勉を促がし、産物の生産費及國民の生活費を節省するに至らば、必ずや缺乏の流動資金を増殖し、生産を進捗し、外債を減却し、財政恢復の一助を奏するに相違ないと確信する。余は多年庶民銀行の如き眞個の下層金融機關を設くるの必要を唱へたる關係がある。既に不動産及動産擔保の諸銀行を設立せる當時に於て之が企畫を進めんとした。今や帝國財政の現況に鑑み古友レオン、セイ氏の助言を追想し切に新制度の施行を希望する次第である。

最後に最も重要な問題がある。其れは經營者の人物である。何事も皆な結局は人物に在ること勿論なるも、此の制度は殊に之に重きを置かねばならぬ

事由がある、之が主腦者は一種の高尙なる信仰を以て立たねばならぬ、職業の變化に惱まざる而かも品性に於て威望に於て圓滿なる有徳老成の定住者たることが必要である、而して之を補佐する重役又は評議員は各職業の仲間を代表し、職業に精通し、仲間に威望ある圓熟家であらねばならぬ、外國の如き宗教の一般に普及し、總ての地方、總ての家庭に宗教心の充滿せる國柄に在りては此種の人物を求むること敢て困難ならざるべきも、我國に在りては果して奈何ん、多分容易ならぬことであらう、併し其人は素より絶無てはない、故に若し急速の普及を希はず、先づ此等の崇高なる人物を擧げ一、二の大都に模範的の庶民銀行を設立せしめ、其の成績[●]稍々顯著となり效果の廣く周知せらるゝを待つて、漸次に之を地方に及ぼし、各認可の際に人物の精選を主とすることゝするならば庶幾くば其の目的を達し得るであらう、(三月一日口述要領)

第二項 平田子爵の談話

本邦の産業組合は其の制度を定むるの初に當り外國の事例就中獨逸の例を參考せるものなるも、そは唯だ參考とせるに過ぎず其の實は内國の事情に照して適當なりとする制度を案定したるものなることは言を俟たざる所にして一言以て之を蔽へば我國の産業組合は即ち日本式産業組合と謂ふべきものなり

信用組合の一種に就て之を謂ふも人或は我が信用組合制度は特に農村に適する獨逸^ラ式を摸せるものなりと評するものなきにあらざるが如しと雖其實は決して然らず、初め明治二十四年に信用組合法案の議會に提出せらるゝに當り該案の趣旨が寧ろ^シ式に近きものにあらざるかとの論ありたることに徴するも明かにして我制度は^ラ式にもあらず又^シ式にもあらず日本特別の制度となれるものなり獨逸に在りて^シ式^ラ式と云ふも何れも其の精神に異なる所なく同一法律の下に羈束せられ居れり、唯だ其運用上各特徴を保持し流派を爲すに至れるは其の歴史の然らしむる所に過ぎずして二者別種のものを見るは固より誤れり、殊に我國に於ては何等特種^ノ歴史なく且つ國內の事情彼

と異なるに於ては唯だ我に適合する制度を得れば足るものにして即ち現今の信用組合制度是なり

然るに明治三十三年産業組合法制定せられて後模範定款も作成せられ全國一般に對し大に獎勵せらるゝに當り農村に於ては市街地に於てよりも其の反響高く殊に農會等の機關之に關係せる爲め農村に多く發達を見るに至りたり、又報徳社の盛なる静岡其他の地方に於ては信用組合の形式に因り報徳思想の普及を圖るの便なるを見て其の名稱に於ても報徳信用組合等の名を冠するものあり斯の如くして多く農村に發達し來りしが故に、動もすれば我が信用組合制度はラ式にして特に農村にのみ適するものなりと誤想するものあるに至れるが如しと雖、我が産業組合法の規定は頗る廣汎にして實際の運用上に於て適宜各種の方法を採用するを得べく制度其者がラ式にもシ式にもあらざることとは前陳せる所の如し、現行の模範定款の如きも定款の範例を示せるものに過ぎず、法律は他の形態を容れざるにはあらざること勿論にして此の模範定款を以て全國組合の運用の統一羈束を爲す目的のものにはあらざるなり、

現に模範定款には無限責任とありながら實際に於ては反て有限責任、保證責任の信用組合多く行はれ居るに徴するも知るべし、斯の如き趣旨なるを以て法律の運用上市街地にも農村にも漁村にも又各種の業體に應じて各々適當なる定款を作り適當なる運用方法を採用し得べきものにして之が實行も亦決して困難にあらざるべし

されば今日の急務は此の信用組合關係法規の運用に於て益々其の進歩發達を圖り努力實行するに在りて其運用を竭さず徒に形式を論じ又は他に方法を立て爲に金融上の紛争を招くが如きは策の得たるものにあらず若し夫れ必要ありとせば現行制度に修補を加へて其の適用を擴張するも可なるべく、是れ人心の適歸を一にし經營の勢力を一途に蒐むる所以ならずや

又現行法規に依れば信用組合の區域を一市町村以内に限れるは不便なりとの論無きにあらざるが如しと雖、法律には但書もありて特別の場合には其區域を廣むるを得べく又一方には聯合會の制度ありて之を應用せば廣汎の區域に及ぼすことを得べし

現今信用組合の狀況は市街地に於てよりも農村に於て多く發達せるは事實なり然れども現に全國市街地に幾多の信用組合起り其の優秀なるものは中央會に於て表彰せるも少なからず、例へば東京市に於ても品川子爵及子の勸誘に基き設立せる建具職の信用組合の如きあり、其他京都府伏見信用組合、宮津信用組合、新潟縣新潟成資信用組合、三條成産信用組合、茨城縣下館信用組合、朽木縣矢板信用組合、岩手縣盛岡信用組合、山形縣松嶺信用組合、富山縣富山賣藥信用組合、島根縣津和野信用組合、山口縣柳井町信用組合等の如き現に相當の成績を擧げつゝあり、是れ唯だ表彰を爲したる市街地組合の例に過ぎずして漸次幾多の發達を爲しつゝあり然れども概して之を言へば市街地に於ては現今猶未だ振興の機に達せざるは遺憾とする所なり、信用組合の市街地に於て發達顯著ならざるは其の原因種々あるべしと雖、其の一故障として見るべきは我國の都會には相互責任的の組合が十分の發達を爲し得べきやを疑はしむる事情あり、元來自治自助の觀念は本邦の風として全體に缺乏せるやの感あり、彼の公共團體の自治と云ひ各種會社の株主氣質と云ひ共同心の薄きを免れず、

特に都會の商業者工業者等の間に在りては互に責任を感じて相矯め相戒しむると云ふ自治的又は相助的の觀念一層薄弱なるが如し、此點は幾多の實例に視て斯く思考せざるを得ざる所なり、是等の事情より考ふれば市街地信用機關として近き將來に於て信用組合を大に普及せしむること或は不可能なるやも保し難し、故に信用組合の外或は貯蓄銀行を改良して低利の保證貸付を爲さしめ又は公立質屋を起して資本の融通を得せしむるか如き方法を併せ行ふの有效なるべきを思ふ

又如何なる方法にせよ大に下層金融機關を市街地に起さんとする場合に於ては其の資金の一部は到底他の機關より低利に之を仰がざるべからず、貯蓄銀行の如き機關が現今の狀態を改めて泰西のものゝ如く其融通上の實利を廣く下層に及ぼさんことは今日の急務として實行を望む所なりとす(二月十五日口述要記)

第三項 水町副總裁の序説

學友小林博士頃者歐洲諸國に行はるゝ所の庶民金融機關に關する要領を平易簡明に記述し名けて庶民金融談と稱せらる蓋我が國民をして普く庶民金融に關する制度及其の實際を知らしめ以て我國に於ける實行を奨誘せんが爲なり今や之を世に公にせられんとするに方り予に一言を辯せんことを求めらる博士夙に盛名あり斯道に精通せらるゝこと世人の既に知了する所淺學予の如き焉ぞ此の書に加ふる所あるを得ん之を辭するの適當なるを思ふなり然れども予も亦博士と同様の希望を抱き之を本邦に實行することを望むの意甚切なるものあり因て此の機を利用して一言を贅することとせり

抑々此の事たる汎稱して社會經濟政策と名くる問題の一部を成すものなり予が社會經濟政策問題の實行上の研究に注意せしは明治三十一年初めて歐洲に官遊したる時に在り爾來日常公務の餘暇徐々調査を進め其の制度及實行上の結果に就ては稍々得たる所あるも此の結果を見るに至りたる眞因は未だ充分に捕捉するを得ざりき尋て四十一年再び渡歐せし時更に其の研究の歩を進め茲に初めて略ぼ問題の神髓を知測し得たることを覺へたり因て一時歸朝

の際其の調書に一篇の卑見を添へて之を當局大臣に呈出せしが予が本問題に對する大體の卑見は本添申書に盡しあり細目の問題は兎に角大體は變改する所なきを以て其の全文を此に掲げて博士の一覽を煩はすこととせり

小官在外中本務の餘暇を以て試に我國と歐洲各國との財政經濟狀態に就き對照考査する所あり財政狀態に於ては我の彼に伐るべきもの少からざるを見ると同時に經濟狀態に於ては之に反して慚汗背に溢るゝの感に堪へざるものあるを知れり

經濟狀態に於て我の彼に及ばざるものありとは經濟力の分量に就て之を言ふか否々後進の國を以て先進の國に比較し經濟力の分量に大差あるべきは寧ろ當然のみ小官豈之を言はんや小官が雙方の現状を比較して深く自ら遺憾としたるは經濟機關並に金融機關の運用に於て彼我の間著しき逕庭あり又經濟力を涵養する所以の注意と方法とに於て我の遙に彼に及ばざる所あるを以てなり

國民生活の難易便否其の勤勉怠惰其の性格の堅實なると否らざると、勤勉

の力を發揮伸張するを得るに必要な組織及方便の整備すると否らざると、凡そ此等の事國民經濟力の張弛の主因たることは何人も論述する所なりと雖其の實行の狀に就て之を觀れば時に依り國に依りて非常の差を見ることあり歐洲大都會と我が東京との間必須生活費に於て殆ど大差なきが如きは其の結果の一として視るの外なかるべし我が現在工業上の能力は歐洲先進國に比して及ばざること遠きも原料品と勞銀との低廉を以て僅に彼と對抗するの狀態に在るの時に於て必須生活費の比較既に果して斯の如くんば彼我經濟上の競争亦甚危からずや

此に於て小官は所謂社會經濟策の實行上の事例を調査し以て我國今後に於ける實行問題の參考に供するの極めて急務なるを認め同僚に託するに之が調査を以てし而して社會經濟即民政中に包含する諸事項を生活上の組織と小資本の蓄積利用との二項に纏め之を以て調査要項とし此の要項に就き主要諸國に於て行はるゝ所の現在の事例と其の基く所の事情を明にするを以て本調査の主旨となし社會經濟に關する學問上の議論竝に社會經濟策實行

上に於て案出せられたる各主義の利害得失の研究は全く本調査の範圍外に置けり爾後半年一部の調査成りたるを以て不取敢之を閣下の左右に奉り公餘の覽に供せんと欲す唯事勿急に出て尙其の足らざる所あるを免かれざるべし是等は小官再び渡歐の上更に調査を進めて之を完成せんことを期するなり

抑々社會經濟の問題たる庶民日常の生活狀態と一體を爲すを以て其の解決は立法上の一般的命令に求め難く又之を政治上の決定に求め難し此の問題は唯熱誠切實なる大悲心と利害連帶の友愛とを基として初めて解決するを得べし故に國家の行爲は此の大悲心と友愛との發動を助長し其の妨害を除くに於てのみ其の効果を收むるを得るものなり英國に於て現存する廣大無邊の厚生的各組合は國民自助の氣風と「ロツチデール」小市の職工二十餘名の發心とを基礎として成立し、伊國北部の模範的民政上の施設は人民勤勉の氣風と「ルーザチー」の在野中獻身的盡力とに依りて完成し、獨國今日の富強の基を爲せる各種社會的施設は獨人の地方團結心と「ライフアイゼン」シニル

ツエ、デリツツの深切なる施設とに依りて成れるが如く主要諸國の事例皆な然らざるはなし夫れ本問題の性質既に此の如し其の解決は特に深切なる注意と恒久の忍耐とを要する所以實に此に在り又此の問題の解決如何は貧富強弱の分るゝ所なるに拘はらず往々忘られたる如き趣ある所以亦實に此に在り

夫れ幾千年の歴史を有する國民は必ず略々一定の特別なる慣習と之に適應する施設物とを有するものなり之を助成し之を改善するは爲政者及先覺者の任務の最大なるものゝ一にして國の強弱實に此に繫るものなり徳川氏時代治平三百年の餘澤社會的施設に及べる所頗る深く其の地方に存在せし施設は取て以て歐洲現在の施設と對抗せしむるを得べきもの少からざりしが維新以降國家政策問題の急あり舊新思想の調合未だ熟せざる所あり力を社會的施設に及ぼすの餘裕に乏しく爲めに従前の善良なる施設往々荒廢に歸したるものありと雖亦前賢の遺績の尋ねべきものも少からず且當局者竝に篤行の人の新施設にして良好なる効果を生せんとするもの亦多し今に於て

政府當局者率先し民間篤志家と提携して民政の進歩を謀らば數年を出すして其の效果頗る大なるものあるべし内務大臣閣下の深意必ず此に在るを信じて疑はず本調査は此の趣旨の實行に關し萬一の參考資料を供せんと希ふに外ならず固より彼我民情風俗の異なるあり取捨選擇は識見と注意とを要すること大なりと雖亦採て以て利用するを得べきもの少からざるべし又主務省に於ては從來調査研究したる所少からず従て本調査と重複する所多かるべきも調査の趣旨に應じて擧ぐる所の要領自ら異なる所あるべきを以て兩ながら併せ用ゆるを得べし

小官本調査に著手するに當ては單に外國に於ける現状を明にするに止めず尙ほ進て之を本邦に於て實行する所以の道を考究し其の方法を具して閣下の尊覽に供へんことを期せり然るに本年前半季間は本務多事にして殆ど其の餘暇を有せず且外國に於ては實行上の方法を考案するに必要な本邦の材料を得難し故に茲には單に調査の結果を報告するに止め實行方法の提案は之を他日に譲りたり

然れども民政事項中貯蓄機關の設備は我邦の現状と彼の現状とを對比し一日も忽にし難き急ありと考へたるを以て歸朝以來多少の餘暇を以て諸般の事情を考究し幸にして略々實行方案を立つるを得たり不日之を閣下の左右に奉呈するを得べきか茲に調査報告書の一部を進達するに際し本調査に着手したる所以の趣旨及將來の企畫の大要を開陳す願くは閣下特に尊覽の榮を賜はば小官等の本懐之に過ぎず謹言明治四十二年九月)

右添申書中小資本の蓄積利用と言ふは博士の所謂庶民金融に當るものなり蓋し庶民産業獎勵の道を講ぜんには必ず先づ庶民金融を考へざるべからず産業機關は貯蓄機關を伴ふにあらざれば厚生政策終に充分の奏功を期し難きものなり抑々我國に於て産業組合法の設ありしは去る明治三十三年のことにして此の法に依りて組織せられたる團體は其の數幾十百なるを知らず而して其の效果の見るべきもの果して幾許かある是形體既に成るも精神未だ備らざるに因ること勿論なりと雖貯蓄機關即ち庶民金融機關の完備の之に伴ふものなきこと亦其の主因たらずんばあらず思ふに維新後我が貯蓄機關の創設は郵便貯

金及預金局の設置に始まる當時既に國立貯蓄機關設立の意ありたるも基金を得るの道なく爲めに其の設立を後年に期したりとは親しく松方老侯に聽く所なりしが今や預金部は既に幾千萬圓の積立金を有するを得るに至り尙ほ未だ當初の目的に進む能はざるは其の理いづくにかある次で貯蓄銀行條例の制定あり民間の企畫踵を接て起りたるも中途條例の改正あり貯蓄機關としての本領全く没却せられたり爾來貯蓄機關改良完備の聲を聽くこと一再に止まらざるも未だ何等の實績を見ることを得ず以て今日に至れり夫れ貯蓄と生産とは常に互に因たり果たるものなり積年粒々辛苦の結果が安して次年生産の基となることを樂むを得ずんば焉ぞ眞の蓄積あらん各人自助の精神に基ける蓄積成らずして焉ぞ克く生産の改良發達を謀るを得んや予が社會經濟政策同人之を名けて厚生政策と稱すの實行を考ふるに當り最も重を貯蓄機關の完備に置くは此を以てなり博士の本著亦同一の趣旨に出でたるを疑はず若夫れ實行問題に於て「ルーザチ」の遺例に倣ひ現在の機關を改良し各機關の連絡を完成するを以て可とするや將た別に機關を設くるを可とするや或は又單式複式何れ

を採るべきや等の如きは充分討究の餘地ある問題なり予は此等に付て一私案を藏す後日博士と與に之を研究せんことを期す

古人衣食足りて禮節を知ると云ひ又恒産あり因りて恒心ありと云ふ厚生事業の關する所豈唯り生民個々の福利のみならん社會道德の基礎實に此に存するものと謂ふべきなり數年前伊太利國「ロムバルヂ」貯蓄銀行の報告書前文に「輒近我が經濟界は著しき覺醒を遂げて宇内の稱賛を博したり工業は發達し商業貿易は擴張せられ新企業は到る所に勃興せり是即ち伊國の期望を強固ならしむる勢力の今や盛に外部に發現したるものなり此の幸福なる回復の第一要因は我が國民の美德の中に存するものにして此の美德の最も高尚純潔なる發現は即ち夫の貯蓄の發達となりて現はれたり」と云へり思ふに此の言たる獨り伊國の爲めに誇るに足るのみならず亦實に天下の至言と謂はざるべからず又千八百九十五年普魯西が産業組合中央金庫を創設せんとする時帝國銀行總裁は議院に於て我が中小業者の金融狀態今日の如くんば國際經濟競争上危険の地に立つを免かれざらんとす本信用機關組織法案は帝國銀行の充たし能

はざる所の信用の需要に對して之を補足し又之と連絡して其の必要に應ずる爲めに能く其の目的に適したる手段を包含すとの趣旨を演說せり今之を我國の現狀に照し更に此の感の切なるを覺ふるなり予は博士が個人の福利社會道徳又國家富強の基礎を固くする爲め更に充分の努力あらんことを希ふものなり

終に臨て更に一言を追加せん佛國大藏卿たりし「レオン、セ」は嘗て伊國北部を巡視し各種産業組合貯蓄機關等の旺盛なる活動又其の結果たる産業の顯著なる發達に感じ其の因て來る所以を「ルーザチ」に問ひしに「ルーザチ」答て曰く「他の奇なし此の事業成功の唯一要諦は秋毫も斯事業に政治事情の混入を許さざるに在り」と眞に然り事業の成敗一に繋りて此に在り世の憂國愛民の士能く意を此に致し以て厚生事業の完成を期せざるべからず然らば則之を爲すこと如何曰く至誠至仁以て人道に殉するに在り之を書して以て序に代ふ(三頁十)

以上は名流の高見である而して著者の事業は次節より肇まる

第二節 國民金融の獨立

方今國際經濟の裡に在つて國を成し其の富強を圖らんとすれば一國經濟の運用に必要な寸の獨立せる國民金融を持たねばならぬ、即ち一國は自ら必要なる資金を自ら供給するの道を講じなければならぬ、勿論國際間の交通は頻繁である、資本も自然に共通である、一國が信用あつて他國の資本を借入れ之を其の經濟に運用することは敢て不可にはあらず、否な場合に依りては必要且つ有利である、或る程度を超へざる生産的投資の場合には即ち是れてある、即ち償還までに國內の產物増加して償還以上の収益を得るの見込確立するならば最も妙である、左れど餘りに過度なる不相應の借入は縱令へ其の目的が生産事業の爲めなるも其は生産的投資と稱することを得ぬ、眞の意義に於ては不生産的投資である況して戦役の爲めに起せる外債等に於ておや、勿論戦争の場合は危急存亡が其の必要を辯護するであらう、正當防衛は總てを善と爲すものである、利害又は損益の問題ではない、實に已を得ずの一語に

盡くる、左れど不生産的の外債は速かに償却せんければならぬ平和後の經濟は絶へず其の壓迫を受け、國內の金融は常に外國の金融に從屬することゝなるであらう、尙ほ其上に不生産的の利子を永く支拂はねばならぬ、不生産的の利子を仕拂ひつゝある間は一國の生産も無駄奉公の努力に該るいてある、國民の粒々辛苦は皆な外國資本家の餌となり終るのである、其の間國內の畑も工場も外國人の畑及工場たると同じである、勞力は無論彼等の奴隸に該るものである、否な其れのみか外國に起る一波一瀾まで自國の金融を支配するであらう、外國間に恐慌又は戦雲が變なびくときは忽ちに在外の公債は賣出され國內の有價證券までが低落し、信用は欠乏し金融は必迫するであらう、之と同様に、國內に微細の波瀾があつても忽ち對外信用の上に響を與へ亦た公債は賣出され預金は引上げられ往々恐慌となるであらう、斯くの如くれば暗雲常に一國の空を蔽ふもので、財政も經濟も安全の發達を爲し得るものではない、更らに最も恐るべきは外交上の關係である、外債持の外交は恰も薄氷の上を行くの感がある、外交上微細の懸案も外國資本家の銳感を衝動さ

する傾向がある。些細の紛議も對外信用を傷け外債の價格を低下することなきかは外交家の心を腦める弱點である。神經は過敏となつて專決の勇を傷ふこともあるであらう。民間唱戰の一聲が公債暴落の大因を爲して外交の遲疑を來すは往々見る所の事實である。如何に權略に富む外交も獨り軍備のみを以て唯一の後援とすることは出来ぬ。最後の瀬戸際に此の軍備を活躍さする丈けの金融がなければならぬ。内に獨立の國民金融なく外に巨額の外債を發行し居れる國の軍備は恰も玩具の木刀と一般の威がある。抜かんとしても抜くべからざる木刀である。抜くことなしと見込まれたる外交に何の權威があるであらうか。近世の戰費は一ヶ月に約一億圓を要する。此の數月分が國內に募集し得ず、國外は既發の外債すら放賣されて新規募集の餘地なしとすれば、外交は始めより讓歩と定まつて居る。讓歩の外交にては強兵の國たるを得ぬこと明かである。要するに獨立の國民金融なくんば富國強兵なしてある。國民金融の獨立が一國の富強に必要なこと知るべきのみ

左らば本邦今日の金融は奈何んの狀にあるか。戰後外債として外資として

我國に流入したるものは頗る巨額に達した。勿論其大部分は戰費として借入れたる不生産的外債である。併し生産的投資の爲め輸入せる外資もある。過度不相應かどうかは分らんが急激ではあつた。其の入るや時々黄金の洪水が漂ふた。之が爲に各種の事業は勃興した勿論保護關稅も此の勢を助長した。同時に朝野の施設が放漫に流れた。餘り生産的ならざる事業も起つた民間一般の奢侈は驚くべく昂進した。建築、調度、衣食の美は實に隔世の感あらしめた。物價は激騰して輸入の超過は年々巨額の數字を累ぬるに至つた。而して借入の外資も大部分は忽ちに逆出することゝなつた。

外資は逆出しても固定資本は多く國內に増設された。工場も殖へり器械も増せり、鐵道も延長し船舶も多くなつた。之が爲め原料品は欠乏を感じ、勞銀は騰貴し飲食物も高價となつた。従つて運轉資金の需要が頗る増加した。然るに其の運轉資金は必要丈け存在して居ない。折角の固定資本はありながら之を有利に運轉する流動資本が足りぬ一般物價及消費昂進の爲めに國民の貯蓄は進みも得ない故に此の流動資本は國內に於て増殖する道がない。輸入超

過毎に流動資本は益々不足するのみである。固定資本は必要の流動資本なき爲めに空廻りの不況に沈まんとして居る。生産も佳也發達し輸出貿易も意外に増進しつつあるも戦後激増の固定資本を有利に運轉するに必要な原料品及公私一般の放漫施設に伴ふ各種事業品奢侈品の輸入激増に比すれば頗る遜色がある之が爲め益々輸入超過及資金の必迫を感ずと云ふ有様である。流動資本の不足に依りて金融は時々過度の必迫を告げ獨り政府事業のみか民間の事業も又た外資に依らざれば如何んともし難しと云ふに至つて居る。

加ふるに戦費の不生産的外債は尙ほ巨額の儘ま儼存して年々巨額の不生産的利子を支拂はねばならぬと云ふ現況である。此外債は約半額に至るまで成るべく速に償還せねばならぬ。輸出手形を高價に買上げても之が支拂を急ぐの要がある。又た一方には輸入を防ぐべき原料産業を奨励し輸出を進むべき工業を助長することも必要である。而も貿易上輸入超過の今日では結局尙ほ國際貸借の全體に於て支拂正貨の不足を免れぬであらう。在外正貨を拂ひ盡くしても正貨の支拂は尙ほ残るべきと勿論である。此残る所の支拂は到底尙

ほ外資に依るの外なき様である。故に我國金融はまだ獨立の位置に達すること容易でない。今後も尙ほ當分は外國の金融に従屬するであらう。

然れども國民金融の獨立は銳意に恢復せねばならぬ。國債上の支拂は當分已を得ぬとして貿易上の支拂は成るべく之を避けねばならぬ。朝野に於ける放漫の施設は極力之を抑制せねばならぬ。海外支拂用の外資を準備として國內に兌換券を増發するとは努めて避けねばならぬ。外資に依る國內の事業は成るべく手形振替の銀行預金を以て支辨することとせねばならぬ。一方を斯の如く防ぎつゝ別に國內金融の培養を策すること最も肝要である。先づ一般の奢侈を矯め國民自覺の貯蓄を奨励し以て不足の流動資金を培養すべく、内國債は税の入り來るを待つて之を償還し國民をして生産的事業の資金を得せしめねばならぬ。又苛税を廢減し生産及生活費を輕減し以て國民に貯蓄すべき餘裕を得せしめねばならぬ。斯くて得べき國民の貯蓄は之を確實且つ手近なる金融機關に吸収し細心の運用に依つて産業者及労働者を益し以て一國內の流動資金を増殖し國民金融の獨立を恢復することに努めねばならぬ。

第三節 國民資金の積成

國民金融の資金は先づ之を巨額資金と小額資金とに大別し得るも、更らに其の出所に依りて細別すれば前者を構成する預金及び放資金と後者を構成する貯金の三種となすことが出来る。

預金の出所は概して營業者の遊金である。(此の遊金は各產業者が其の營業資本の運用中に生ずる營業上の一時的不用額なれば預託の期間は素より短時間なるもの多きも、比較的大企業者の營業上に生ずるもの多ければ其の金額は比較的巨額なるを通例とする。)此の短時性の巨額なる資金は概して中央銀行及普通銀行に集められてある。

放資金は概して資本家の投資より成る。(過去の資本を所有しながら營業せざる資本家は其の資本の利殖上常に確實有利なる他人の事業に投資せんと努むる、此種の投資は土地公債株券等各種の有價證券に向つて供給せらるゝも其の國民金融上の資金となるものは此等の不動産又は證券を擔保として貸付

をする銀行の株券又は債券に積集せられたるものである。勸業銀行、農工銀行及興業銀行等の資本金及債券金は概して此種の放資金より成つて居る)

貯金は言ふ迄もなく概して小企業者及細民が生計上の消費より貯蓄する積立金である。(彼等が生計上に於ける節約は將來の生業及生活上に備へんが爲めにするものであつて直ちに使用するものにあらずれば貯蓄の期間は長時なるを通例とするも其の貯蓄額は極めて小額なること勿論である。)此等長期性の小額資金は概して官公私立の貯蓄銀行及び各種の下層的金融組合に集まつて居る。

要するに預金は短期にして巨額、放資金は長期にして巨額、貯金は長期にして小額なるを通例とし三種自ら其の出所及所在を異にして系統を分てども之を取扱ふ機關の制度如何に依りては必ずしも然かく其所在を分畫することは出来ぬ。(特設の不動産銀行及動産銀行なき國に於ては預金も放資金も普通銀行に集まると論なきのみか、特設の不動産銀行及動産銀行ある國にても普通銀行が預金と共に放資金を取扱ふことが頗る多い、然れども貯金に至りては普

通銀行又は特設の大銀行等に入り來ることはない、貯金は専ら官公私立の貯蓄機關又は金融組合に依りて取扱はるゝものである、故に預金及放資金を資金とする中央銀行、普通銀行、不動産銀行及動産銀行等を巨額資金の機關と稱し郵便貯金局、貯蓄銀行及金融組合を以て小額資金の機關とすることは甚しき誤なしと信ずる、(吾人は此の意義に於て左に各國の巨額資金及小額資金に關する狀況を比較するであらう)

各國巨額資金の概況

各國	中央銀行預金	諸銀行預金	合計
英國	六一一、五四〇、〇〇〇	七三六、七三〇、〇〇〇	七九七八、〇〇〇、〇〇〇
佛國	二八九、三二〇、〇〇〇	一、五三六、二四〇、〇〇〇	一、八二五、〇〇〇、〇〇〇
獨逸	二四五、七三〇、〇〇〇	一、二二一、八五〇、〇〇〇	一、四五七、〇〇〇、〇〇〇
奧國	三六、五五〇、〇〇〇	一、六六六、五一〇、〇〇〇	一、七〇三、〇〇〇、〇〇〇
伊國	一、二二七、四二〇、〇〇〇	一、三九六、四〇〇、〇〇〇	一、二六七、〇〇〇、〇〇〇
白耳義	四二〇、四七〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇、〇〇〇	七六二、〇〇〇、〇〇〇

本邦 一三三、六五八、〇〇〇 一、四三三、三二〇、〇〇〇 一、五六五、九七八、〇〇〇

(備考)本邦は明治四十四年、他は概して千九百十年の統計なり但し白耳義諸銀行預金と云ふは千九百七年の資産額である。

此等の數字は單に中央及諸銀行の官公私預金額のみを掲げて(白耳義は資産類)其の資本、兌換券及借資を除外してある、故に預金及資本の全資力を示めすには足らざるも或國を除ける外は預金を主要の資力と看做して差支ない、左すれば大體に於て預金額の比較は巨額資金の比較を代表するに足りる、此表に依つて各國の比較を見れば、意外にも本邦の巨額資金は外國の其れに比して甚しき遜色なきを認め得るであらう、勿論英國に對しては相及ばざること遠しと云ふ狀況なるも佛奧二國とは墨を摩し獨伊白の如きは我却て彼を凌がんとするの概がある、但し注意を要すべきの一事あり、獨逸の銀行が資本金の巨額なると且つ何れも債券の發行を以て所要の資金を吸集すると多き爲め預金の著しく少なきことである、故に若し此等を加へて資金全體の比較を探るときは本邦が遠く獨逸に及ばざることと言ふ迄もない、左れど此の獨逸と英

國とを除外すれば本邦は他の諸國に比して著しき遜色なしと稱して可なりてある。本邦の巨額資金は斯の如くなるも更らに小額資金の方面を見るときは吾人は復た再び禁じ得られぬ驚きに遭遇するであらう。

各國小額資金の概況

各國	貯蓄機關貯金	金融組合資金	合計
英國	二二二〇〇〇〇〇〇	一〇九七九七〇〇〇	三三二八〇〇〇〇〇
佛國	二二三八〇〇〇〇〇	七八二三一〇〇〇	二二三五〇〇〇〇〇
獨逸	六六三三七〇〇〇〇〇	一七六三四五一〇〇〇	八二〇〇〇〇〇〇〇
奧國	二五三五〇〇〇〇〇〇	四五五、三二四、〇〇〇	二九九〇〇〇〇〇〇〇
伊國	一、六六七〇〇〇〇〇〇	三五八、四五九、〇〇〇	二、〇二五、〇〇〇〇〇〇〇
白耳義	三六八、〇〇〇〇〇〇〇	五六、二七六、〇〇〇	四二四、〇〇〇〇〇〇〇
本邦	三五六、〇七四、〇〇〇	二八四九七、〇〇〇	三八四、五七一、〇〇〇

(備考)本邦は明治四十四年の統計にして他は概して貯蓄機關の分千九百十年、相互組合の分千九百八年に依る、貯蓄機關は官立郵便局、公私立

貯蓄銀行を云ひ組合資金は何れも出資、貯預金及借資の合計である。此表を見るものは何人も明かに且つ甚しく本邦の小額資金が貯蓄機關の貯金に於ても將た金融組合の資金に於ても諸外國に比して劣れることを認め得るであらう、彼の人口僅かに七百萬人の白耳義國に比してすら猶且つ遜色を示めせるの事實は更らに一層の驚嘆を値するであらう、吾人試みに之を各國の人口に割宛て見るに左の通りである。

各國國民資金人口割

各國	巨額預金人口割	小額貯蓄人口割
英國	一八一	七五
佛國	四六	五五
獨逸	二二	一二四
奧國	六一	一〇六
伊國	三七	五九
白耳義	一〇八	六一
本邦		三五

大企業及資本家の預金と放資とに成れる諸銀行の巨額資金に於て本邦は英獨兩國以外の諸國に比して意外にも敢て著しき遜色を示さざりしに小企業者及細民の貯蓄に成れる貯蓄機關及金融組合の小額資金に於て斯くの如く明白に大なる遜色を示めず所以は果して何に原因するか、本邦下層社會の貯蓄心が發達せざるに由ると云ふは一理あらんも金融機關の不足、不備及び之に伴ふて金融分布の圓滑ならざることとは重要な原因であらねばならぬ。

第四節 國民金融の分布

國民資金の種類、出所及所在は前段に叙述せし所の如くなるが、此等の資金が其の相異なる所在より出て、各種の需要に分布せらるゝ方面は大體に於て上層と下層とに分かる。

中央銀行及普通銀行に集まれる短期巨額の營業的預金は概して短期なる巨額需要の方面に分布せらるべき自然の傾向がある。何となれば短期の預金は

回收の容易なるべき短期の需要に投し置かねばならぬ。巨額の預金は成るべく手数と危険と多き需要に分類せずして一舉に全額を引受くべき巨額の需要に投ぜねばならぬと云ふ爲めてある。而して短期巨額の需要としては手形割引の如き其の最も適當なるものである。之に次ぐものは比較的短時に賣却し得べき有價證券の放資である。然るに此等の手形又は収益的の有價證券は比較的大なる商業又は大工業の發行するものなれば之に投ずる巨額の資金は大體に於て社會上層方面の金融に向ふものと云はねばならぬ。但し其の上層の社會は主として繁華なる商工的都市に於ける上層の社會なること勿論である故に此種の金融は都市の上層金融と云はねばならぬ。

不動産及動産銀行に集まれる長期巨額の殖利的放資金は概して長期なる巨額需要の方面に分布せらるべき自然の傾向がある。何となれば長期間に利子を附すべき巨額の資金は長期間利子を得べき巨額の需要に投ぜねばならぬ爲めてある。而して長期の巨額需要としては不動産貸付の如き最も適當なること勿論である。之に次ぐものは工業上の固定資本的需要に對する貸付であ

る。然るに長期の巨額貸付は確實不動の擔保を必要とするものなれば斯る資金は大體に於て大企業又は有産者多き上層社會の金融に向ふものと云はねばならぬ。斯くて此の上層は必ずしも地方的の上層に限らざれど擔保物の多くは地方的の不動産なること勿論なれば此種の金融は概して地方的上層の金融なりと稱することが出来る。

以上大企業者及資本家の預金と放資金より成れる巨額の上層資金は中央銀行普通銀行及特種大銀行を通じて概ね復た、同じ上層社會の巨額需要に對し或は短時に或は長期に分布せらるべき自然の傾向ありと云へる。此の傾向は法制に依り特に抑制を加へざる限りは何れの國に於ても變換することなきものである。斯く上層に出て、上層に入るが故に吾人は之を上層金融と稱し之を集散する前記の諸銀行を上層の巨額金融機關と稱するであらう。

之に反して公私の貯蓄機關及金融組合に集まれる長期小額の勤儉的貯金は皆な必ずしも長期なる小額需要の方面に分布されぬ。否な特に法制又は或る施設を以て抑制を加へざる限りは寧ろ却て上層の巨額需要に集中せらるゝ自

然の傾向がある。何となれば此等資金の出所は下層の小額貯蓄等より來れるも其の一たび集まりて大を成すに至れば更らに之を細分して煩瑣なる而も無擔保なる下層の小額需要に投ずるよりか一舉に大額の儘ま利殖し得べき有利且つ確實の上層的巨額需要に投ずるの得策なる事情あるに由るのである。

果して然りとすれば大體に於て國民資金の分布は頗る不權衡のものである。上層の巨額資金は長期も短期も皆な都市及地方の上層社會に向つて分布せらるゝに下層の小額資金は其の一たび下層機關に集められながら下層の小額需要には分布せられずして却て其の大集の儘ま概して亦た上層の巨額需要に集中し固定するではないか。斯の如くんば上層社會の金融は益々豊潤を加ふるに反し下層社會の金融は都鄙を通じて愈々貧弱を増すの道理である。唯だ幸に金融組合の如きものありて庶民相互の會員組織を爲し共同的自覺を以て下層社會の相互金融に任ずるならば稍々人意を強ふことを得るのみである。左は云へ既に多數の貯蓄機關が其の資金を上層的巨額需要に投下する以上は到底個々の小金融組合を以てして能く此の缺陷を補充し得る所以ではない。

加ふるに近時は此の不權衡なる金融に一層の甚しきを加ふべき他の原因が亦た併起するに至つた。之に關しては更らに詳述を要する點がある。又た均しく下層金融機關と稱せらるゝも公私の貯蓄機關と金融組合とは根本的の差違あることも論ぜずばならぬ。此等は總て後節下層金融機關の部に叙説するてあらう。

四〇

第五節 金融の集中的傾向

各國金融の大勢を見るに常に地方より中央に潮宗するの傾向がある。其の原因は素より一、二にして足らざるも、各國國家の財政が膨脹して租税や公債の激増したること、産業組織の革命があつて大都市に大企業の勃興せること及び國際經濟が發達して國際的に金融の共通するに至れること等は其の最も重大なる原因である。斯る原因があつて各國の金融は國中二、三の中央的大都市に集中するのであるが其の大勢を益々促進するものは實に普通銀行の合同集中である。

各國の普通銀行は個人組織のもの漸次其の影を減し、地方所在の小銀行は或は互に合併して資本を増大し或は大都市の大銀行に買收せられて支店又は娘銀行の形となり、合同しては集中し、本店數を減じて支店數を増し益々集中の大勢を加へつゝある。先づ英國より見るに其の千八百九十六年に於ける英威の普通銀行數(本店)は尙ほ百四十四行を算したが、千九百五年には既に五十九行に減じ最近千九百十一年に於ては僅々四十五行に減じた。然るに其の支店數は千九百一年の四千四百四十六行より千九百十一年の五千二百六十行に増して居る。獨逸に於ても千八百九十七年より千九百五年までの間に四大銀行團が出来た。永續的利益團體と稱して居るも一種の銀行「トラスト」である。此れが爲め百二十九個の個人銀行と五十四個の株式銀行は潰れて此の四大銀行團に併合せられ、現今此の四大銀行の下に四十五個の娘銀行が附屬して居る。獨逸には此外にも比較的勢力の劣れる尙ほ四個の銀行同盟がある。之を併せて今日は全獨逸の八大銀行團を爲して居るが、此の八大銀行團に附屬して居る娘銀行は六十九行であつて支店は千四百五十二行と云ふ計算になつて

居る佛國も亦た殆んど同様である。總體の普通銀行は千九百十六個の本店數と二千六百個の支店數であるが、其中巴里市に在るものは六十一個の大銀行であつて二千二百七十五個の支店を全國に有して居る。殊にクレヂ、リオネ、ソシエター、ゼネラル及びコムトア、ナシヨナルは謂ゆる佛國の三大銀行と稱せらるゝものであるが、其の下に屬する支店出張店の數は千四百個の多きに達して居る。米國に於ても千九百年より千九百十二年迄の間に、千七百三個の小銀行が合同したと云ふことである。此等の事實を以て見れば各國に於ける銀行の合同集中は最早や疑ふべくもあらぬ大勢である。

顧みて本邦の銀行合同を見るに然かく尙ほ甚しくはない。併し明治三十五年末の銀行本店數は二千三百五十九行であつたのが、最近明治四十五年(大正元年)末には二千百五十一行になつて二百行以上も減じて居る。之れと反對に支店數は明治三十五年末の二千三十三個より明治四十五年末の二千八百九十七個に増して此間に約六百六十個も殖えて居る。斯くて總體の拂込資本金額は明治三十五年末の三億六千百萬圓より明治四十五年末の五億七千〇五十萬

圓に殖えて居る。此等の事實を以て見れば本邦の銀行も本店數に減じて支店數及び事業に増したことは明白である。是れ皆な個人銀行の減少、地方小銀行の合併、各銀行の増資及支店の増設等、謂ゆる合同集中の結果なることは言ふまでもなき所である。併し尙ほ本邦は銀行の本店數と支店數とが殆んど匹敵して居つて、歐米の如くに本店數甚だ少なく支店數之に數倍すと云ふ狀況にはなつては居らぬ。故にまだ充分に銀行の大買収大合同が行はれつゝあるとは云へぬ。左は云へ運命の越く方向は争ふべくもあらぬ。政府も資本金五十萬圓以下の銀行設立を許さぬのみか、自ら熱心に銀行の合同を懲通して居ると云ふとである。何れにしても遠からず大銀行團などが出来ることであらう。銀行の合同又は集中は或る點まで實に必要である。小銀行の各地に分離することは不經濟でもあり又た危険でもある。殊に國家中興の新時運に際して國費も多端であり又た國際經濟の關係に見て國內大企業の勃興も獎勵するの必要がある。此等に必要なる巨額の資金は是非とも之を銀行の合同に依りて集中せなければならぬであらう。縦令へ外資に依る場合にしても慎重に之を

運用する丈けの有効なる大銀行の存在を必要とするであらう。斯くて銀行が合同すれば資金は必ず集中する。集中すれば又た分散するのが常である。分散しては集中し集中しては分散する。而して若し其の集散が圓滑に行はるゝものならば少しも憂ふべきことはない否な此の集散の行はるゝに依りて各種の企業は發達し國運は進轉するのである。

併かし斯る場合に於ては容易に集散の圓滑を期し得べきでない。全国各地より集積し來れる資金も外國より輸入せる資金も多くは巨額の需要に應じて或る小數の大企業に固定するのが通例である。此の固定を免れたる資金は再び各地に散布するのであるが其の散布は亦た決して平等でない。概して信用の厚薄に従つて大なる不平等が起るものである。

第六節 信用の獨占

縦令へ銀行の合同に依りて大口の預金が集中せられ、他の施設に依りて小口の貯金が集中せられても信用の機會が均等であるならば此等資金の散布は

各地各業の需要に應じて平等に行はるゝであらう。然るに其の信用は決して平等でない。否な彼れは需要の切なる方面を避けて需要の切ならざる方面に趨くの癖がある。彼れは高利を掲げて無産者を蔑視しながら低利を以て有産者に誘ひるの觀もある。彼れは無擔保にても有産者には融通しながら却て無産者には擔保を要求する。之が爲めに有産者は自己の貯蓄せざる小口貯金をも獨占するに、之が爲めに無産者は自己の貯蓄せる下層機關の貯金にも指を染むることが出來ぬ。是れ實に信用獨占の弊ではないか。

下層の小産業者及勞働者等が折角に生活上の消費を節省して積成したる貯金は郵便局又は貯蓄銀行又は普通銀行の資金となつて社會に存在しつゝあるに貯蓄せる彼等自身が自己の生業上相互に利用するの必要を生ずる時、單に彼等が實物の擔保を有せずと云ふ理由の爲めに彼等相互の貯金を使用すること能はずと云ふは果して彼等が平素の貯蓄を獎勵する所以であらうか。否な彼等に之を使用せしめずして却て貯蓄せざる有産者又は大企業家の使用に委すると云ふことは一面其の貯蓄毎に下層金融の逼迫を遺こして他面に上層金

融の固定を促かす所以でなからうか。有産者は勿論許多の擔保物を有して居る。不動産もあれば有價證券もある。併かし彼等は資金の融通を求むる毎に必ず之を擔保に提供するものではない。手形割引と云ふ對人信用で自由に且つ低利に他人の預金や他人の貯金を使用するの特権を與へられて居る。然るに無産者は其の有せざる實物擔保を提供せんければ他人の預金は言ふまでもなく自己等の貯金さへ之を使用するの信用がないのである。是れ益々貧富の懸隔を甚しくする所以ではなからうか。資本は勞力を待つて生き、勞力は資本に頼りて動く、信用の厚薄に依つて此の二者が隔絶することは經濟の發達を期する所以でない、而かも其の信用の厚薄と云ふのは眞の信用の厚薄ではなくて、對物信用の多少である。否な其の對物信用も實際には餘り多く提供されずして其の真相は對人信用の獨占である。有産者に對人信用を利用せしむる機會を充分に與へて居りながら何故に無産者に對人信用を利用するの機會を與へぬのであるか。

斯る信用は危險であると云ふか。其は甚だ信用の誤解である。眞の信用は

過去又は現在にあらざして將來である。實物でなくて能力である。過去及現在の實物に囚はれて將來の能力を問はざる信用は甚だ無意義にして又た往々危險なるも、能く將來の能力に信頼する信用は最も安全で且つ概して有效である。何となれば資本は過去の成功者の勞力と結合するよりも將來の希望ある勞力と結合するに於て最も有効に働き得るが故である。無效に使用せらるゝ資本は浪費であつて有効に働く資本は生産である。浪費の信用が危險にして生産の信用が安全なることは云ふ迄もなきことである。

否な詰りは下層の無産者に對人信用を與ふるの方法なきに苦しむと云ふのが真相であらう。若し果して然りとするならば是れも亦た大なる誤である。方法はないのでない、方法が講ぜられないのである。「無い」と爲ぬとの錯誤である。若し其方法を講ずるならば人格又は能力を資本化することが出来るのである。人格を資本化すれば別に過去の實物を要することはない、其の實物よりも此の人格は安全である。加ふるに今日の經濟組織に於て實物の配分は平等でなくて必ず何人にもありと云ふこと能はざるも人格は平等で何人にも之

を有し得らるゝのである。要は此の人格を資本化して之を信用の基礎とするの方法を肝要とする、而して此事は現今の信用獨占到對する唯一の公開法である、本書が叙述せんとする金融組合の制度は實に此の信用公開法の一に當る

第七節 下層金融機關

普通に下層金融機關と云へば官立貯金局、公私立貯蓄銀行、相互組織の金融組合及び公私立質舗の如きを指すのであるが其の中には完全のものゝと不完全のものがある、完全の意義に於て下層金融機關と云ふには其の機關が都鄙下層社會の小口貯蓄を受入るゝばかりでなく信用をも此等の下層社會に與ふるものでなければならぬ、唯だ小口貯蓄を受入るゝに止まるもの又は唯だ小口信用を與ふるに止むるものは完全なる下層金融機關とは云へぬ、例へば官立貯金局は前者の例なるが彼等は往々下層の資金を他に固定して却て下層の金融を欠乏させる傾向がある、私立質舗は後者の例なるが彼等は全然別種の資金を持ち來りて信用薄き下層の金融に臨むが爲め信用の條件を難くする傾向

がある、詰り何れも半面的の不完全なる下層金融機關であつて下層の貯蓄と信用とを兼營する兩面的の完全なる金融機關とは稱し得ぬであらう。

官立貯金局と云ふのは官設の貯蓄機關である、其の取扱は必ずしも郵便局に限れるものではないが我國で云へば郵便局貯金が其の主なるものである、併かし大藏省預金部の下に在る各地の金庫預金の如きも亦た官立貯金局の一と云はねばならぬ、此の官立貯蓄機關は何れの國に於ても全國到る所に普及し否な外國又は殖民地までも連絡があつて且つ確實此上もなきものなれば貯蓄機關としては最も手近で且つ最も安全の機關である、此點は論がない、然らば下層の信用機關としては如何と云ふに各國多數の制度で見れば概して其働きを欠いて居る、日英兩國の如きは全然其の貯金を國債に投下することに限つて居る、佛伊兩國の如きは預金部を通じて地方債及び土地債券にまで其の運用を許してある、其の結果多少は地方の下層金融を潤ふすとあらんも其は極めて間接なりと云はねばならぬ、是れ此の機關が概して下層社會の信用機關ならずとせらるゝ所以である、併かしながら此諸國の中佛國の如きは

國債に小額公債あり又た伊國の如きは貯金通帳の質入を許るし之を擔保に信用を與ふる機關も存して居る。斯る國に於ける下層社會は自己の貯蓄せる郵便貯金を此の小額公債又は通帳と爲し之を擔保として他の機關から信用を得ることが出来る。此意義に於て此等の國の郵便貯金局は下層信用の補助機關なりと云ふことが出来るかも知れぬ否な白耳義の郵便貯金局は其の貯金を農業銀行及び村落信用組合に融通し又た勞働者の住家に關する貸付にも使用して居る。斯る次第なれば官立貯蓄機關は不完全ながらも姑く之を下層金融機關として見やう。然るに其の各國官立貯金局の設備及資金状態は左の如くである

各國官立貯金統計表

國名	取扱局數	貯金者數	貯金高
英國	二四、〇九八 _所	一一、八三二、二七六 _人	一、六八八、〇〇〇、〇〇〇 _圓
佛國	七、五〇〇	五七八六、〇三五	六八三、〇〇〇、〇〇〇
伊國	九、二四〇	五四四五、六九〇	七〇九、〇〇〇、〇〇〇

埃國	六、八七〇	二、三〇八、二七七	二四八、〇〇〇、〇〇〇
白國	一、二〇六	二、七二〇、一二二	三六八、〇〇〇、〇〇〇
日本	七、二四九	一、一九七、三四五九	一九二、五〇四、〇〇〇

(備考)概して千九百十年の統計なるも佛國の局數は千九百八年に係る、日本は明治四十四年なり日本は此外に國庫預金として四千七百五十萬圓を存す

我官立貯預金は右郵便局貯金の外に國庫預金四千七百萬圓を存するを以て其合計は二億四千餘萬圓に達するの計算となる。本邦の人口が白耳義に七倍し其他の諸國に對しても千萬人乃至二千萬人の多きを示めせるに顧みれば我が貯蓄力の甚だ薄弱なるを知り得るのである。同時に薄弱なる此貯金が殆んど總て國家事業に使用せられ、地方にも下層にも其の一半すら振向くるの仕組となつて居らざるに想到すれば却て下層金融虐待の一機關とさへ考へらるゝのである。此貯金が國庫の預金部に入りて國債以外特種銀行の債券に投下せられ又は低利資金として近時之を地方に融通するの施設を見るに至りし

も其の中の極少部分が産業組合に向ひしのみと云ふの外は皆な地方の實物擔保貸に使用する資金となつたに過ぎぬ、地方と云つても下層の金融にあらざることは勿論である。

公私立貯蓄銀行も亦た下層社會の貯蓄機關たる點に於ては疑ふべくもあらぬ、然らば下層の信用機關としては如何んと云ふに各國の制度頗る異様なれば一概に何れとも斷言し得られぬ、全然郵便貯金と均しく國債投下に限れる國もあり又た廣く専ら地方及農業資金に向はしむる國もあり法制に依つて下層金融に役立ちつゝあるものもあり又た餘りに自由なる爲めに其の資金を普通銀行又は或る商業團の利用に委しつゝあるもありと云ふ狀況である。

英國には公立の貯蓄銀行なく郵便貯金局の外は皆な私立の貯蓄銀行のみである、其數僅に二百二十三行なるが政府の監督は嚴格で殆んど郵便貯金と同様である、其貯金も國債及政府保證券の買入又は貯金者指定の用途以外には運用することを許さぬ、而かも一々國債整理委員の指揮に従ふのである、佛國は公立四百一行、公益的私立百十四行、他の私立三十六行を算するも、業務

の最も隆盛なるは公立貯蓄銀行にして官立郵便貯金すら之に凌がるゝ有様である、公益的私立と云ふは私人の出資に依るものなるが知事の認可を経て設立し不動産及公債證券を保證に積みて營業し重役は總べて無給にて働くと云ふ仕組である、而かも公立私立一切の貯蓄銀行は皆な同一の貯蓄銀行法の下に經營せねばならず其監督は總べて同様に、極めて嚴重である、公私一切の貯蓄銀行は殆んど官立郵便貯金と同様に公益機關を以て任じ一切の貯金額を國庫預金部に移付せんければならぬ、而して其預金部の運用は國債、政府保證券、縣邑債、土地債券及公益法人債に投下するの外は佛蘭西銀行の預金とせんければならぬ定である、此丈を見れば佛國の貯蓄機關は總べて國家財政の信用機關にして此の上に少しく地方及農業的信用を開き居るに過ぎざるの觀あるも更らに銀行資金の或る一定額以内に於て公設質舖の債券投資、相互信用組合貸、及其保證の貸付、建築組合の債券投資又は貸付を爲さしむるの途を開いて居れるを見れば、茲に始めて疑もなく佛國の貯蓄銀行は不充分ながら一つの下層金融機關なりと云ふことが出来る、獨逸は官立郵便貯金の制度がない、

二千三百餘の公立と約四百五十個の私立とより成れる貯蓄銀行國である、而かも公立貯蓄銀行の最も盛大なる國である、州立郡立もあり市立町村立もある、此の公立と私立とは各聯邦の國法に依つて殆んど同一の嚴重なる取締を受けて居る、其の貯金の運用は抵當貸付、地方債、各聯邦債、帝國公債、政府保證債券、鐵道債及土地債券の投資に許されて居る、此を以て一面國家及地方の財政、有産者の金融に役立つとあると共に他面に貯金者の安全を擁護して居る、併かし此のみの運用ではない、又大に市立質舖に對する貸付、産業組合無保證貸付、細民に對する動産質貸、保證貸付又は無保證貸付を爲さしめて居ることは最も留意すべき所である、故に獨逸の貯蓄銀行は公私立とも皆な概して地方的及び下層的の金融機關なりと云はねばならぬ、伊國は公立貯蓄銀行甚だ少くして僅に五六行に過ぎぬ、私立貯蓄銀行は二百八行を算し頗る盛大に行はれて居る、形は私立の株式會社に相違なきも法律に依りて公立機關の如く制限せられて居る爲めに其の實は完全の意義に於ける公益的機關である、從て其の貯金の運用も獨逸の公立貯蓄銀行に酷似し而かも一層細民信用に便益

を與ふることを任務として居る例へば國債、地方債、政府保證券、土地債券の擔保貸及不動産の抵當貸、州町村自治體、公共組合等の無保證貸、一定商業證券割引貸の外に農具農産物の擔保貸、貯金通帳の質取貸、勞働證券の擔保貸、信用組合及庶民銀行への融通靈系倉庫事業の兼營及其預證券の質取貸を爲し居れる如きは實に其立派なる證據である、澳國にも公立及私立の貯蓄銀行を見る、其數六百五十五行なるが其の大部分は私立の貯蓄銀行にして此私立が最も盛況を告げて居る、併かし之を取締る貯蓄銀行法は公私一律に嚴重を極めて居る、其の貯金は邑組合貸、抵當貸、一定商業證券の割引貸、有價證券擔保貸の外に細民の保證貸付、慈善及公益投資に使用するとのみを許して居る、米國の貯蓄銀行は皆な私立の株式又は組合組織のみなるも其の取締の嚴重なるを以て有名である、其の貯金の運用は貯金通帳の擔保貸の外別段下層信用の機關たる特色なきも一切の収益は配當することを許さぬ、準備金積立控除の殘額は總て貯金者に分配することとして居る、一種の下層金融機關とは稱し得らるる、以上を以て見るに歐米の貯蓄銀行は其の公立たると私立たるとに別なく皆

な同様に公益的機關として多大の任務を負ひ其の活動は嚴重に制限せられ、一面は安全確實なる細資の貯蓄機關たると同時に他面は概して多少とも下層信用の機關の働を爲しつゝありと云ふことが出来る、之に對照すれば本邦の貯蓄銀行は歐米の意義に於て眞の貯蓄銀行とは言へぬ、素より一つも公立のものはない、私立の株式組織のみである、其數四百七十一行を算しつゝあるも内百七十二行は普通銀行の兼業にして其の他のものは概して普通銀行又は問屋商業の機關たるの觀がある、特別の貯蓄銀行法は儼存し居れるも貯金高四分の一以上の擔保を公債又は株券商業手形等にて政府に供託せしむる規定の外は何等の制限もない、利率は全く自由にして資金の運用も全く放任せられてある、從て皆な概して下層信用に應ずるの煩累を避けて居ると云ふ實況である、素より僻村の貯蓄銀行には例外の場合を見るであらうが大體に於て下層金融機關の重要任務を缺いて居ることは明かである、而かも其の設備及資金狀況を各國に比較して見るに左の通りである

各國貯蓄銀行貯金表

國名	公立數	私立數	貯金者數	貯金高
英國	—	二二三	一、八二七、四六〇	五二二、〇〇〇、〇〇〇
佛國	四〇一	一五〇	八、一一六、二七〇	一、五五五、〇〇〇、〇〇〇
獨逸	二、三九三	四五〇	一、七九四、七五三八	六、三三七、〇〇〇、〇〇〇
伊國	五	二〇八	二、二六一、二二七	九五八、〇〇〇、〇〇〇
奧國	—	六五五	四、一九二、九六六	二、二八七、〇〇〇、〇〇〇
米國	—	一、八八四	八、七〇五、八四八	八、四二四、〇〇〇、〇〇〇
日本	—	四七八	八〇七一、〇八七	一、六三三、五七〇、〇〇〇

(備考)獨逸は千九百五年、日本は明治四十四年他は千九百十年の統計に依る

自耳義は郵便局を主要の取扱所とする國立貯蓄銀行國にして公立私立の貯蓄銀行なき國なれば茲に比較より省けるが、本邦の貯蓄銀行が歐米の貯蓄銀行に比して著しく遜色あることは明白である、其程度は實に郵便貯金の比ではない、郵便貯金の比較に於ては前表の示すが如く尙ほ我が匹敵し得る底の

國を見出すに困難ならざるに、貯蓄銀行の比較に於ては何れの國に對しても到底及びもつかん有様である。而かも其の僅少なる資金が殆んど擧げて下層金融に關係なしと云ふ次第を知らば何人も驚くの外なしであらう。

次ぎは愈々金融組合のことである。此機關は貯蓄の方面より見るも信用の方面より見るも完全なる下層小額金融の機關なりと云ふことが出来る。何となれば組合組織の結果として組合員の貯蓄も組合員外の預金又は借入金も皆な下層庶民の組合員に貸付する仕組なるに由る。勿論其の仕組に依りては此等の資金を組合員外の第三者に貸付することあるも其の第三者は組合員と同様又は其以下の細民なれば下層信用機關たること疑なしである。獨り其の仕組が下層庶民の貯蓄及信用機關たるのみか、其の方法に於ても全然下層社會に適當して居る。例へば貸付の大部分が對人信用の保證貸付なる如き是である。茲に始めて此等下層の組合員又は他の細民は彼等が從來近寄り得ざりし信用を取得することを得ると云ふことになる。此組合は多少の相異なる所あるも廣く獨伊佛奧匈白瑞等の諸國に行はれ又た或る他の形に於て英米にも存

して居る。

歐洲大陸に行はるゝ金融組合は大括して曰へば信用組合と庶民銀行との二種に系統が分れて居る。此の二系統は獨逸に於て千八百四十八九年の頃殆んど同時に地を隔つて併起せしに始まつて居る。其の一は「ライファアイゼン」氏の創設に係るものにして一は「シュルツェー」氏の首唱に係つて居る。故に前者を「ライファアイゼン」式の信用組合又は貸付金庫と云ひ後者を「シュルツェー」式の信用組合又は庶民銀行と稱するのである。獨逸に斯る二系統の組合制度が併立したる爲め之を模倣して移植したる伊國も奧國も白耳義も皆な均しく斯る二系統の組合を見るに至つた。佛國も最近に於て不完全ながら二系統の金融組合を見るに至つた様である。本邦は明治三十三年の産業組合法に依つて信用組合を設けることとなつた其以前夙に報徳社の講社があつて其流を汲むものが新制施行の際既に百五十餘社もあつたと云ふことである。我現行の信用組合は純粹の「ライファアイゼン」式組合と稱し得ぬであらう、少くとも産業組合法の條文解釋に於ては何とも云へぬ。併かし此信用組合が從來報徳社の主義の能

く行はれてあつた地方に最も早く設立せられたこと、又た當初の模範定款が「ライフアイゼン」主義に作られて今尚ほ儼存して居ること、又た其の經營に當れるものが概して農業者及農會の人々なること並に其の監督者たり指導者たるものが農商務省の農務關係者たること等の事情ありし爲めか實際の經營振は勿論、其精神に於ても「ライフアイゼン」式の信用組合であることは争はれん所である、而かして今尚ほ別に「シュルツェー」式の庶民銀行を見るに至らざれば本邦現行の金融組合は准「ライフアイゼン」式の一系統を以て組織せられて居るものと認めねばならぬ

英米^②に行はれて居る金融組合と云ふは英國に古くより行はれて居つて却て獨逸の「シュルツェー」氏等が之を模倣したりとさへ云はるゝ友愛組合産業貯蓄組合建物組合及保證貸金組合相互貯蓄貸付組合等である、此の中には災厄相互保險又は慈善的救済を目的とするものありて、皆な悉く經濟及生活上の貯蓄及信用を兼備せる下層金融機關とは稱し難きの趣きあるも組合員の貯蓄的出資を基礎として組合員に對人的の前貸を爲し組合員をして種々經濟的の

目的を達せしむる仕組のものが多く、素より其形式は無盡類似のもの多くして而かも極めて原始的である、故に完全なる「ライフアイゼン」式信用組合又は「シュルツェー」式庶民銀行の如き組織的金融組合とは稱し得ざること勿論なるも原始的の下層金融機關とは認め得らるゝことである、以上の意義を以て下層金融機關と稱し得べき各國金融組合の設備及資金状態を比較するときは略ぼ左表の通りである

各國金融組合資金表

各國	組合數	自資及預借金
佛 國	二、七九〇	七八、三三一、〇〇〇
獨 逸	一、七〇九	一、七六三、四五二、〇〇〇
伊 國	二、三五八	三五八、四五九、〇〇〇
奧 國	四、四五八	四五五、三二四、〇〇〇
白 耳 義	六一五	五六、二七六、〇〇〇
日 本	六、四四四	二八、四九七、九三一

英國

四二四三

一九七〇九七〇〇〇

六二

前表よりも驚嘆に堪へぬものは此表である。金融組合即ち眞の完全なる下層金融機關の資力に於て我國は郵便貯金よりも將た貯蓄銀行貯金よりも更らに甚しく劣つて居ることが此表に示められて居る。人口七百萬人の自耳義ですら我國に比して約二倍である。又た人口我より少なく而かも既に郵便及貯蓄銀行に於て我よりも約十倍の貯金を示めせる佛國は尙ほ其上に此の金融組合資力に於て約三倍の多きを有し人口更に少なき伊、澳兩國も我に十三倍又たは十六倍し獨逸に至つては實に六十三倍なるを示めして居る。然らば此等の各國は金融組合の二系統中何れの組合系統が最も盛なる爲めに斯の如き優勢を呈し居れるか、請ふ之を左表に徴して見よ

各國金融組合區別表

國名	信用組合		庶民銀行	
	組合數	資金力	組合數	資金
佛國	二二七〇	一八、三三一、〇〇〇 ^冊	二二	六〇、〇〇〇、〇〇〇 ^冊

獨逸國	四、七三	二二八六八〇〇〇	シ氏 一、〇二二	九一六、二七〇、〇〇〇
伊國	一、五二六	一七、九二四〇〇〇	ハ氏 一、八九六	六二八五〇〇〇〇〇
澳國	四二五	六、一一四、〇〇〇	八三二	三四〇、五三五、〇〇〇
白耳義	五九一	七、四五〇〇〇〇	四〇三一	四四九、二一〇〇〇〇
日本	六、四四四	二八、四九七、九三一	二四	四八、八二六、〇〇〇
英國	(友愛組合等) 四、二四三	資金 一、〇九七、九七〇、〇〇〇 ^冊	一	一

(備考) 概して千九百七年、八年又は九年の統計に依る但し本邦は明治四十四年とす表中「ハ」は「ハリス」氏を指す

佛國の信用組合と云ふは同國村邑銀行と其の連合組合たる聯合地方銀行の合計にして制度上「シュルツェー」系に屬するも農業信用機關なる爲め故らに上欄に掲ぐるとした。獨逸の「ハリス」氏信用組合は歴史上「ライ」系に屬するも實務上「シュルツェー」式なれば下欄に移した。其は兎に角に此表は組合數に於て「ライフアイゼン」系のもの概して著しく多數なるに拘らず資力に至れば例外もなく歐洲何れも皆な「シュルツェー」式庶民銀行の偉大なるを示めして居る。然

るに我國は准「ラ」氏式の信用組合のみありて庶民銀行を缺き居れるも我此の信用組合を採つて外國の信用組合に比較するに組合數に於ても資力に於ても先づ埃白を凌ぎ伊國と争ひ佛國にまで比肩せんとするの概がある、然らば我下層金融が歐洲の下層金融に對して驚くべき遜色を有する最大の原因は歐洲に偉大の勢力ある庶民銀行を全く缺きながら歐洲に左程の勢力なき信用組合のみを備へて居ると云ふとに在らねばならぬ、此の事實は亦た一面に於て我國に庶民銀行の必要なること並に其の今後新設の上は必ず成功すべきことを暗示するかの感を吾人に與へるものである、余は左に我信用組合資力の内容を暗めすべし

本邦信用組合の實數

(甲)信用組合數(四十四年十二月末現在)

種別	組合數	有限責任	無限責任	保證責任
信用組合	二,五二六	一,一六九	一,三三三	四四
兼營信用組合	三,九〇九	二,六〇〇	一,三〇五	一一〇

信用、販賣	三九五	三八〇	一四	一
信用、購買	一、六二四	一、〇〇九	五七八	三七
信用、生産	一五	八	六	一
信用、販賣及購買	一、四四〇	八八二	五〇八	五〇
信用、販賣及生産	二二	一九	一	二
信用、購買及生産	四〇	二三	一七	〇
信用、販賣、購買、生産	四七五	二七四	一八二	一九
合計	六,四三五	三,七六九	二,六一八	一五四

(乙)報告組合成績(四十三年度)

事項	信用組合	兼營信用組合
組合員數	一、六八〇	二、二二一
拂込出資額	一八三、二九四	二五七、八八四
借資現在高	三九、三三三、三六六	一一、五五八、三〇九
	八八、二五四	一五、三三三、四七

準備及積立金	九〇二、二六四	三三三、三八九
貯金 現在高	三五六、六一一	三六三、八三九
資金 合計	九二七、四三二	八〇五、五八四
一行平均	五五二〇	三、九〇九
故に四十四年度末資金推算		
信用組合	二、五二六	一、三九四、三五二
兼營信用組合	三九〇九	一四、二二八、七六〇
計	六、四三五	二八、一七二、二八〇
外に		
(丙) 組合聯合會	九	三二五、六五一
總計	六、四四四	二八、四九七、九三一

(備考)農商務省の調査として最近の新聞紙に大正二年度の成績を報告するを見るに産業組合の總數は一〇、四五五個にして拂込出資一七、七〇〇、〇〇〇圓、借入金一二、四〇〇、〇〇〇圓、積立金四、〇〇〇、〇〇〇圓、貯金一二、四〇〇、〇〇〇圓

圓合計五六、五〇〇、〇〇〇圓とあるも信用組合(二、七六七)及兼營信用組合(五、七〇二)の分は分明せぬのみか此等の金額は皆な年度末殘高にはあらざるべく且つ例に依る推算に過ぎざるべければ外國との比較對照に適せぬ

最後は公私質鋪のことである、此は素より貸付機關にして貯蓄機關ではない、併かし公私質鋪には公設質鋪慈善質鋪及私立質鋪の別がある、前二者は公益的機關なるも貯蓄事務を兼ねざる爲めか何れも充分には振はない、偶々成功して居るものは最下層の質貸を爲して居ない、佛國及獨逸は公設の質鋪多きを以て名がある、米國は慈善的の質鋪があつて營利的の私立質鋪を牽制して居る、營利的の私立質鋪は各國とも頗る多數なるが何れも高利を以て寧ろ下層社會を苦しめて居ると云ふ狀況である、要するに下層信用の機關として質鋪は公設又は慈善立に越すものなきも其業務は餘り振はない、唯だ之に依りて營利的の私立質鋪を或る程度まで牽制すと云ふことが其の期待され得る効果であると云ふに過ぎぬ、本邦には營利的の私立質鋪は頗る多きを存するも公設のものは素よりなく又た特別の慈善質鋪も未だ起るに至つて居らぬ

因に附言す、最近本邦の下層金融機關として左記三種の會社が勃興せりと云ふ其の大正二年十月末調査に依るものを掲げて見ん

種別	行數	總質本金
質屋會社	一二五	一、三六一、七二〇
無盡講會社	五八二	五三三、二五〇
銀行類似會社	二〇五	五、一八〇、四二二

此等の中小數の無盡會社及質屋會社を除くの外は皆な何れも雜種の金融及信託的事業を行ひ居るものにして眞に下層の金融機關たる實を擧ぐるは殆んど絶無なるのみか其の偶々下層社會に融通するもの、如きは頗る高利にして其の貸付方法も甚しき惡辣を極めて居ると云ふことである、是れ必竟は眞の下層金融機關が存せざるに由るものにして其の如何に庶民銀行の必要なるかを證するものとも云へる。

第八節 我下層金融の狀況

我が下層金融の資金と成るべきものは郵便貯金に於ても貯蓄銀行に於ても將た金融組合に於ても之を歐洲諸國の此等に較ぶれば實に驚くべき貧弱の狀態を示めして居るとは既記を経たる通りである、而かも此等の資金は下層の小口貯金から集蓄された儘であつて全部が下層の金融に使用されて居るのではない、郵便貯金は殆ど皆な國家の公債事業に向けられて居る、貯蓄銀行の資金も過半は直接に又は普通銀行を経て比較的上層の擔保貸や手形割引に使用されて居るのである、殘る所の金融組合は下層無産の社會が杖とも柱とも頼まんとする殆んど唯一の機關であるが其の金融組合も不便なる小弱の信用組合ばかりで其れも微々たる少數人の持寄出資の外外部より潤澤の融通ありと云ふのではない、從て下層の金融は信じられん程の高利に荒されて居る。顧みて先づ此等資金の需要者たる我農民を見るに世と共に彼等の地益は漸減する、之を漸増の耕作費で僅に補充して居る、餘米を有する程の地主や自作者は勿論別であるが購米せんければ生活することの出来ない小農や小作人は實に慘憺を極めて居る、而かも是れが甚だ多數である、米價高きときは概

して不作であつて彼等は購米の高きに苦しみ、生活費や小作料が負債となる。米價低きときは概して豊作ではあるが不作年の負債を差引けば餘米幾何もなく、更に又た生活及諸費の爲めに幾何かの負債は残る。此等の負債は高利である。此高利を貸すものは無論事實に於て地主が多い。大地主は概して地方の個人的金貸である。彼等は獨り自己の小作人に貸付を爲すばかりでなく他の小農にも貸付を爲して居る。而かも皆な驚くべき高利である。斯る高利にかかつて小農の負債は益々累加する。其結果は謂ゆる土地兼併である。自作人は墜ちて小作人となり、小作人は墜つる所がなくなつて農村を去る。故に農村は荒廢せざるを得ないではないか。是れ必竟は資金が缺乏して居る爲めである。如何に新農具の有利を説き如何に肥料の有効なるを教へても舊債既に桎梏を爲して低利の新資を得るに由なき境遇では到底之に従ひ得る筈はない。高利貸と雖も跋扈して居る間は尙ほ可なりであるが若しも農村が荒廢して懸て彼等が頻々貸倒れとなる時は農村の金融が絶對に杜絶する時である。併かし村落には追々信用組合が起つて來た。其貸付利率は九分乃至一割八

分の高利であるが從來の高利貸よりは尙ほ可なりである。其の經營は拙劣にして且つ貧弱であるが今は聯合組合も見へて來た。國庫預金部の低利資金が微少なから此等の組合へも向けられた。若し此の上に貯蓄機關が改造され又は他の姉妹機關が現はれて更らに資金の融通を彼等に與ふるならば漸次に小農の桎梏も取れて新なる資本も甦て得らるゝであらう。

之れと反對で都會の下層金融には斯る信用組合すら見へぬ而かも高利的の機關は更らに數層の跋扈を逞ふして居る。此機關と彼等の間には間々村落隣保間に見る如き温情は微塵も流れて居ない。貸手も借手も全然行路の人であつて互に猜疑と恐怖とを以て相視ると云ふ有様である。勿論遙かの上層には資金が横溢して居る。否な彼等の近傍にも普通銀行や貯蓄銀行があるとはある。併かし今何れも建物まで立派になつて輪換の美を劇場と競ふと云ふ有様である。巨額の預金や小口の貯金を包擁して居るが財政上の御用や大企業大商賈の手形割引、相場の融通乃至は「コール」の貸付等で坐ながらに充分の利益があり毎期一割位の配當は出來る。稍々大なるものは九て官廳風である。重役

は各種の事業會社を兼攝して掛持や交際に遑なく毎日自働車で上流社會を馳け廻て居るが最寄の小顧客などは眼中にも置いて居ない。此の小顧客と云ふのは素より小産業者である。雜貨、小間物、呉服、諸道具の小賣商もあり、靴屋、建具屋、足袋屋、理髮店の手工業者もあり又た往々通番頭、使用人、従業員、勤人もあり大工、左官等の職人もある。銀行が麻暖簾の薄暗い倭屋であつた十五年前には何れも彼等と取引したのであつたが今日は普通銀行も増資合併して資本金積立金は増大し貯蓄銀行は素より普通銀行の兼業又は附屬機關であつて預金及貯金の爲めには彼等に接近することを努むるが、貸付割引の方面と來ては殆んど彼等と没交渉である。勿論多少の例外はあれど大體は全くの事實である。然らば彼等下層の社會は如何にして其渡世を送つて居るか。先づ小賣商は商品を問屋から仕入れて來る。仕入代價は無論問屋に對する負債である。之れには驚くべき高利が附く。内實は仕入代價の中に加入してある。斯くて仕入れたる商品は皆な直ちに店頭で陳列すれど皆な直に賣行かざるとは言ふまでもない。百個仕入れて三個を賣れば残り九十七個は高利を荷つて店頭で寝

かせられたる借金である。商品の中には腐敗あり、破損あり又た恐るべき流行の變化がある。交通便の開くるに伴れて競争は激烈を加へ百貨大商店の類が現はれて顧客は皆な吸集さるゝ。爲めに仕入品は毎日の賣高を減じて容易に賣りこなす可くもない。而かも家賃は昂がり生計費は増進する。諸税は雨の如くに降る。商品の賣上げは毎日の食料に充てらるゝ。斯くする中に月末か季末になる。問屋の仕入代金は支拂に困つて仕舞ふ。之を知つて多くは流行の無盡頼母子講に加入する。然るに此の無盡講が丸て一つの陷穽である。甚しきは集金の儘ま逐電する講元もある。左なくも虚偽の加入者を裝置して之に落籤さすると云ふのがあつた。此等は無論忽ち起り乍ち倒れる講社である。永續する講社の多くは各方面に多數の無盡講を發起して講元營業をするのである。加入者は皆な金融に渴して居れる爲めに羅の競争が強い。百圓掛けの無盡を五十二圓に濯ると云ふのもありと聞く。彼等は斯る酷工面をして得たる五十二圓を月末季末の仕拂に振向けたる跡に又た更らに百圓を懸け繼ぐの義務を負はねばならぬ。此の義務には無論保證を要する。嚴格の條件がある。

講の手を経て生命保険を掛けねばならぬ、其手数料を取らるる、往々は彼等に履行し切れぬ様な難題もある、彼等が此難題を聞き保証を立て能はんければ無盡金を渡して呉れぬ、或講社に於ては之を口實に全然無盡金を渡さぬことに極めてさへある、漸くのことと渡された時は額も幾分か少くなり又た仕拂の期限も過ぎる、其儘ま生活に困る所から之を食料に充當するのは比々皆然りである、而して跡の掛金は無論才覚が附かぬ、已むなく質舗に走ると云ふ順序なれど、是れも多くは食料となつて負債の償却には充て得ざるのが常である、結局の詰りは此等小商人が最後の活劇と稱する夜逃となる、併かし最後は必ずしも一回に限らぬ、一區の夜逃に成功すれば又た他區に於ても再演する、三演四演と各區を廻り往く中に家庭は全然破壊して夫妻は分離する、彼等の間に育つた青白き柔弱の子女は茲に大抵最後の商品とつて暮夜の切賣に露はれる、斯くて都市の暗黒は悽愴を極むるのである

小工業者の没落も大體其の徑路を小賣商と同ふする、彼等は小工業の材料を問屋から仕入れる、是れ亦同様に無論高利の借金と變形する、彼等は此の

高利高價の材料に加工して商品を作り、直ちに賣れ行きもせぬ店頭に之を陳列するか又は大商賈に持ち往きて之を賣付けるのであるが、後者は蹈倒して前者は亦た其儘まの食料である、其先きは無盡講に加入しても質屋へ走つても結果は同様に一家の離散で都市の暗黒である

都會勞働者の没落に至つては更らに甚しく急速である、彼等は暫時の食料に遣り繰すべき商品を有せず又た多くは材料をも持たぬ、然り大工、左官、石工の如きは彼等の中の特等階級である、都市の繁榮、建築の増加と共に彼等の賃銀は疑もなく昂騰する、棟梁と稱せらるゝものは一種の請負業者にも該當する、而かも三、四の普請を引受くるときは概して資金に究するが常である、競争の爲めには安價を忍んでも引受けねばならぬ、引受ければ必ず内金を受取るならんと考ふるは誤りである、假令へ僅少の内金を受取る場合ありとするも諸所の普請に要する材料を買ひ毎日若くは毎週の勞銀を仕拂ふには到底不足する、勢ひ無理に高利なる借金に訴へる、而かも全部の材料を一度に現金買し得るものではない、勞銀すら綺麗に拂ひ渡せぬことがある、毎日一本買の

材料は必ず高價であり、前拂を得ざる労働者は必ず不平を唱ふ。爲めに出來上る普請は粗悪を暴露する。無償にて仕直さねばならぬ。費用は益々加増する。結局精算して見ると謂ゆる勘定合つての損失である。而も高利の借金は依然として残るのが普通である。斯くて彼等の運命は此一舉で終決を告ぐる。下働きの職人等は無論同時に將棋倒しとなる。

特等の技術的労働者たる大工左官石工の類ですら其没落の速かなること斯の如してある。況んや他の普通一般の労働者の如きは尙更らのことである。仕事の資金も生活の食料も始めより區別がない。労働は資本にして資本は其儘ま食料である。不幸一日の休業は彼が米櫃を空盡する。雨天は彼等の飢饉を意味する。彼等は翌日の晴天を賭する丈の信用をも有せず借金は到底何れの所に往くも才覺し得ない。家具や寝具が僅に唯一の食料的資本である。此れが天氣次第で質舗の倉を出入して居る。其質舗が如何に此等の質物を遇するか。短期と長期とに依り素より不同である。短期の五十錢以下は月歩二錢五厘一圓以下は三錢の高利である。長期の二十錢以下は年利五割で其の一圓

以下は四割八歩、其の五圓以下は三割六歩、其の十圓以下は三割以上の年利に該當するとか云ふことである。所詮彼等の質物は短期である。十日後は數割増で辨濟せねばならぬことになる。否二三度も入れたり出したりして居る内に質物の正體は高利の爲めに流失するのが普通である。斯くて家具も寝具も消失すれば彼等は其先き如何の處決に出づるであらうか。多分夜逃はせぬであらう。此舉は尙何物かを存する者の爲し得る最後の活劇である。否な此舉は他區に逃れて更に一旗擧げんとする希望に滿ちたる輩がする事である。既に家具も寝具も消失して身に一貫の具も存せざるに至れる彼等の爲し得る事ではない。彼等は夜逃をする丈けの希望もなく必要もない。此からは自暴自棄より外あり様がないではないか。彼等が都會的罪惡は茲に原因するのである。先づ無錢飲食が初幕である。詐欺賭博が行はれる。子女の誘拐が起る。搔癢、恐喝は日々の出來事となる。此等の都會的罪惡は國法の追究、嚴を加るに伴れて性質を一變し更らに恐るべき隱密的合同的の罪惡となる。其最も戰慄すべきものは社會主義の雷同である。此等の大惡は無論生活難を以て唯一の原因

とするものではない。併し生活難は彼等を驅つて之に雷同せしむる重大の原因である。此の生活難や亦是れ種々複雑の原因から襲來するものなるとは論なきも物價難と金融難とは其一般的大原因である。物價難は今ま茲に講究すべき限りでないが金融難に原因する物價難も少くない。別けて日用生計品及原料品の騰貴は之を販賣又は生産する資金の高利なるに基くのが普通である。左らば如何にして此下層金融の缺乏を救済すべきか。現在の貯蓄機關無盡講又は營利的質舗は最早や再び恃むべからずである。急切の場合には慈善的救恤も一法であらう。併かし此等は素より一時的であつて多くは永續し得るものでない。其永續して一の制度を爲すに至れるものは概ね究屈であつて廣く一般に生業の資を與ふと云ふには適當しない又た餘りに寛に慈善的救恤を行ふときは概して惰民の依頼心を誘發し救恤に次ぐに救恤を以てするも、際限なく惰民を生じ結局根本的の救治に大なる妨害を與ふることになるものである。謂ゆる根本的救治の方法は彼等の自力を基礎とし希望と責任との自覺に立たしめて共同自助の施設を進捗するの外はない。我現制の信用組合は此主

旨を以て起つたのである。年月の淺き割合に其の數は著しく増加して居るが目的及效果より見れば矢張り年月の淺き證據を示めして甚だ幼弱の感がする。而かも其の普及は村落農邑であつて到底農業信用の範圍を脱し得ん様に思はる。稍々人口の稠密なる市邑都會の商工の下層信用には到底其手が及ばざること明かである。地方村落に於てすら其の究屈なる幼弱の經營振りは果して適當なるや否や頗る疑問であるが假りに村落農業の下層信用には適當なりとしても都會の商工の下層信用は如何にして之を救済するかの問題が残る。歐洲大陸に行はるゝ庶民銀行の制度は此の都會の商工の下層信用を救済するに最も適當なる自助機關である。此機關は國柄に依つては之を村落農業の中下層金融に適用しても見るべきの效果を擧げ得るであらう。併かし少くとも都會商工の下層金融機關として頗る適當し信用組合に比して各國とも偉大の效果を擧げつゝあるは争ふべくもあらぬのである。

第九節 金融組合の基礎

金融組合と云ふは相互會員組織の金融機關にして信用組合、庶民銀行、友愛組合等の名あるもの即ち是れである。前の二つは専ら歐洲大陸の下層金融機關にして後の一は概して英米及其の殖民地に行はるゝ下層金融的共済機關である。此等の歴史、組織、經營に關する詳細のことは附録に在り茲には此等相互組合的金融機關の精神的基礎となるものを説かんとするのである。

金融組合が設立されるには精神的の基礎がある。其基礎は下層社會の經濟的自覺である。其自覺は先づ下の事實を認むるとより起る。曰はく富は強を意味し、貧は弱を意味す。貨幣は浮世の大陽なり之に面すれば眩きまでに光明を迎ひ之に背すれば暗黒の影を逐ふと云ふのである。併かし此事實の上に立つて彼等は徒らに怒かり又は泣くべからず、怒つて世の秩序を亂り泣いて他人の慈善や救恤を求むるは不可である。苟くも自己に天賦の自由と能力とが尙ほ存在する間は自ら助るの道なき筈はない。天は自ら助くる者を助くる。神は必ず正直の心に宿るべしと自覺せなければならぬ。是れ即ち自助の發心である此發心は二個の努力を生ずる。一は消極的努力にして勤儉克己の貯蓄

なり他の一は積極的努力にして正直の人格に宿るべき信用の進取である。是れ即ち自助の二方法と云ふものである。而も此の二方法は組織的に活用せなければ有效ならしむること能はずと信ぜねばならぬ。左すれば茲に自助の共同的組織が成立する。是れ即ち自助の組合が設立されるゝ所以である。故に此の自覺に依りて設立するゝ組合は左記四個の信條の上に立つこととなるのである。一に曰く共同自助、二に曰く勤儉貯蓄、三に曰はく人格信用、四に曰はく相互保證即ち是れである。

第一、共同自助

元來人類は個々孤立の身を以てしては到底能く自然を制御し生存を完し得ざること言ふ迄もなきとである。況して無産の貧弱者が今日の經濟組織の裡に於てするは尙更である。如何に彼等が克己勤勉するも個々孤立の状態に於ては到底能く自然を制御し又は他の競争に堪へ得るものではない。言はゞ貧弱者の個人主義は其儘ま自滅を意味するものである。之に反して如何に貧弱者と雖も互に相頼り相助けて以て共同的に組織的活動を爲すならば其勢力は

個々の勢力の總計よりも更らに不思議に偉大なるものとなる。自助は組合の神髓であるが共同は實に其武装である。此武装があつて始めて自助の神髓は偉大なる効果を現はすのである。此共同は各一體を爲さねばならぬ。共同體と共同員と利害の主體を二個に別けてはならぬ。株式組織の弊は實に茲に存するのである。然り若し有産者の組織する共同であるならば彼等は何事も意の儘に出來き且つ之を保護する丈の許多の資産を別に所有し又た種々の利害を異にせるものなれば其共同は株式組織を可なりとする。否な其れてなければ殆んど多人數の共同は不能であるであらう。之に反して無産細資の庶民が共同するには彼等の全利害を此共同に掛けねばならぬ。共同體と共同員との間に異なる利害を容れる餘地はなく、共同體は共同員總體にて之を管理し共同員相互に指揮經營し共同員相互に責任を有するとするのが最も必要である。此目的を達せんとするには流行の株式組織を捨て、相互的の會員組織を採らねばならぬ。斯くするときには總ての會員が共同の主人たり従僕たりて且つ同時に總ての會員が經營者たり顧客たりと云ふ形となる。若し救済と云ふ

語を用ゆれば救済するものも會員にして救済せらるゝものも同時に會員である又た貸すものも會員にして借りるものも會員なりと云ふことになる。總ての會員が自ら救済者たると同時に被救済者なり、自ら債主たると同時に亦た自ら負債者なりと云ふことになる。是れ即ち相互的の共同自助であつて而かも組織的の自助法である。

第二、勤儉貯蓄

貧富の別は必竟時間の差である。今日の労働を明日に残して時間の不足するは是れ即ち貧の謂にして、明日の労働を早く既に今日に畢へて明日分の時間を剩有することは是れ即ち富の謂である。貧者も富者も労働は同様に有して居る。彼等の有する天賦の労働には大差なしであるが貧者は唯だ其労働の時間が不足し富者は其時間が剩ると云ふに過ぎるのである。富者が物持ちであること云ふは必竟時間の剩有を意味するのである。同理に依りて貨幣も詰り時間の結晶に過ぎないことが分かる。此意味に於ては謂ゆる時は金なりと云ふ諺よりか寧ろ金^①は時^②なり^③と云ふ方が眞理である。左れば問題は簡單明白にな

る、總てが時間の問題である。時間と云へば空間と共に無限である。吾人には皆自由に天より賜與せられてある。剰まるべきもので決して不足すべきものではない筈である。其れが不足すると云ふのは必竟自ら空費するからである。皆な勞働を持つて居ながら之れと時間とを結付けずに、離したまひ時間の経過を看過するからである。勞働を時間と結付けんとしても結付けられん場合があると云ふのはまだ自覺が足りないものゝ愚痴である。人並の勞力を持ち居りて尙ほ働さ得る人の云ふべきことではない。併かし災厄もあり不景氣もある。之が爲め一時は然る場合もあらう。其れならば何故に之を先見して其の豫備をせんのである。若し自覺と共に此先見と豫備とがあるならば勞働の時間がありたるときに勤儉克己の自力で以て時間を剩して置くことを努めんのであるか。其れも知識が缺乏して先見が付かず豫備も出来なかつたと云ふならば敢て過去を咎めぬであらうが、將來は必ず勤儉克己に依りて此勞働時間を剩すことに勉めねばならぬ。此の勤儉に依つて勞働の時間を剩まし將來の必要に豫備するのは是れ即ち貯蓄である。

貯蓄は奢侈の反對である。奢侈と標刺をせんければ貯蓄は生きぬ。奢侈とは何ぞやと其の限界を反問する人もあらうが、之を問ふて他人の答を待たんとする其事が既に誤まつて居る。此の限界は人に問ふべきことではなくて自ら省るべきことである。自ら省みて奢侈と氣付けるものは片端しから刺し殺して往かねばならぬ。而る後に貯蓄は出来るのである。

貯蓄の隣りには吝嗇が住む。自己の必要なる生産力を殺いて節儉の結果を徒らに保有して居るのは個人的の貯蓄又は吝嗇と稱すべきもので決して貯蓄と稱すべきものではない。動もすれば竊盜に均しとも云はるゝ。之を他人に利用せしめ又は自己の生産に利用すれば世に偉大の效益を施し得るものなるに徒らに自ら之を獨占して社會の利用を竊取し自己の壺中に埋藏するのは竊盜と異なる理由がないではないか。貯蓄は必ず活用せねばならぬ。其活用の一法は貯金するのである。貯蓄と貯藏とは一見同義の觀あるも其の實は善惡兩道の分岐點であることを知らねばならぬ。此貯藏は損にあらずして惡なり。眞の貯蓄は利にあらずして善である。一錢の貨幣と雖も徒らに懷中に貯藏す

るものは竊盜に均しき罪惡である。若しも世に斯る罪惡を爲すもの多きときは社會の金融は大害を蒙むるものである。

眞の貯蓄は百善の本である。吾人の獨立自存も發達向上も之に依つて達せらる。更らに吾人は之を以て世の爲め人の爲めに公益を擧げ、公道を正たし發明を爲すの時間を剩すことが出来る。以て不毛を開拓し生産を増加し職業を授け、信用を補ふことが出来る。偕ては國民の金融を充實し外債を整理し貿易を増進し外交を後援し國威を擴張し隣邦に貸資し平和を確保することも亦た國民の貯蓄に負ふ所大なるものありと云はねばならぬ。而して貯蓄せる個人は自己にも相當の利子を受けつゝ同時に世を益すること斯の如く夫れ偉大である。茲に始めて個人利と社會利とが適當に調和せらる。故に永久且つ廣汎で確實に且つ安全に總ての人が實行し得べき共同善は先づ此の貯蓄より始まる。

貯蓄の外に高尚の理想善がある。慈善及犧牲善の如きは即ち是れである。併し慈善は永久且つ廣汎の實行に適する善とは云へぬ。犧牲善は確實且つ安

全に總ての人が行ひ得る善ではない。而かも多少投機的の善である。腐敗や危険のある善である。福德般富者の行ふべき理想の善ではあるが何人にも行へる確實安全の實行善とは云へぬ。殊に貧弱者に在つては到底斯る理想善を行ひ得べき道理がない。之に比すれば貯蓄は實に一般的着實的實行的の善で同時に又た貧弱者にも行ひ得る唯一の善である。

去れど一人の貯蓄は素より微力である。多數の貯蓄を合同せねばならぬ。合同の上で之を活用せねばならぬ。合同して活用すれば必ず個々の總計よりも不思議に大なる效益を擧げ得るものである。然らば其の活用は如何にする。之を合同員外に放資しても世の公益たることは勿論であるが斯くては彼等の金融は益々枯渴する。彼等は擔保を提供して之を他より借入るゝ力はない。従て一旦彼等の貯蓄が彼等の支配を去れば再び集合の形に於て彼等の使用に歸へる機會は乏しくなる。此點は彼等の立場が始めから異なつて居る所である。故に集合の貯金は彼等全體の支配の下に經營して集合の形に於て彼等の仲間が職業上に活用し得る様にせなければならぬ。營利の爲めの貯蓄でなく

て自助の爲めの貯蓄である。彼等の不足せる時間と彼等の有せる勞働とを結ぶける爲めの自助的貯蓄である。而かも、其結果は彼等自身の活用に依つて、不毛を開拓し、職業を改善し、生産を増加し、信用を開く所以なれば亦た是れ均しく一般の利益たることは疑なしてある。否な斯る資金は過去の成功に誇れる富裕社會に活用せしむるよりも、失意に奮闘する彼等をして自ら活用せしむる方か、更らに大なる効果を擧げ得べき利益がある。

第三 人格信用

集合貯蓄の積極的活用は、先づ組合員に其の信用を與ふることに在らねばならぬ。元來信用なるものは資本を創作するものにあらざるも、資本の移轉を容易にして其の回轉を速にする偉大の力を持つて居るものである。信用さへあらば現在に對價を提供することなくも、將來の生産を引き當てに、他人の手より資本を移轉して即座に使用することを得るものである。恰も蒸汽力が空間の障害を排除して巨離を短かくするが如く、信用は現在と將來との時間の障害を排除して運資の時間を早くするものである。其の結果は生産の増

加を早やめると云ふことになる。

有産者が無産者に比して、幾多優逸の利便と機會とを有せることは論なきも、其は彼等が多くの貨幣を有するが爲と云ふべきよりか、寧ろ此の貨幣を左右するの力ある信用を有する爲めなりと云ふのが當つて居る。彼等は此信用を利用して、其の生産力を五倍にも十倍にも加殖し、益々其の資産を累増するのである。若し無資無産の人にて、此の信用を利用することを得るならば、自ら資本家となれざる筈はない。故に彼等が、自己の位地を改善し自ら資本家たるに至らんと欲するならば、須らく此の信用を利用すべしである。否な彼等が信用を必要とするは有産者の比ではない。有産者は信用なくも尙ほ自ら生産することに差支なきも、無産者は信用なしに、自ら生産する道がないのである。

左れと生憎に無産者は、唯だ貧なりと云ふが爲めに、信用を得る能はぬ狀況に在る。而して又た此の信用がない爲めに、貧を脱することを得ずと云ふ關係にもなつて居る。斯くて彼等は常に同一の環線内に絶望的の運動を爲し

つゝある、いつまでも此の環線外に脱出することを得ずとすれば、彼等の自助は言ふべくして行はれざる空談とならざるを得ない。

然らば無産細資者は、遂に信用を得るの途なきか、曰はく從來の如く信用が總て實物擔保の信用に限られて此實物を有するにあらざれば、何人も信用を開くこと能はずと云ふ如き間は、多くの實物を有せざる彼等の信用絶望なりと云ふの外はない、併かし信用と云ふものは、現在に對價相當の實物なくも將來を約して他人の資本を即座に使用せしむる力である、左る以上は、今現在に實物を有せざる者にも、資本使用の機會を與ふる方法がなくてはならぬ、一定の技能あり正直にして品行も經歷も申分なく、而して資本の用途が將來必ず對價を生ずべき生産的のものであるならば、是れが辨濟の保證となつて彼れの上に信用が成立し得べき筈である、否な資本は優遊不要の手に在らんよりも此等の有望有能の手に使用せらるゝ方が有利でもあり且つ其丈け確實であるとも云へる、是れ謂ゆる正直を資本化すると稱するものである、社會には此の道が備はつてあらねばならぬ、然るに従來普通の金融機關は何

れも此の方法を開いて居らない、皆な多くは實物擔保と云ふ重複信用の方法を採つて居る、今や金融組合は此の缺點を補はんとするのである、若しも新に起る金融組合でありながら此の任務を主眼とせん位ならば、全く其の存在の必要はないのである、故に金融組合は此の任務の上に立て組合員に人格信用を開き之に無擔保貸付を行ひ、組合員の正直を資本化せなければならぬ、是れ即ち金融組合の對人信用貸と稱するものである、此の對人信用は、無論債主たる組合員の人格を信用の主眼とするものなるが、組合は人格鑑定の錯誤なしとも保し難ければ、安全を期するが爲めに保證人を立てしむるの必要である、保證人を立てしむるに付き、保證人の人格をも鑑定して辨濟力の安全を計ることゝすれば、此の上に懸念すべきことはない、而かも保證人は實物擔保とは異なるが故に其の信用は對人信用なること論を待たざる所である。

第四 相互保證

組合員の貯蓄を集合せる組合の資金は個々分在の時よりも一層偉大なる效

用を有することは無論のことなるが其の總計方にも限りあることであつて甚だ大なるものではない。若し組合員の全部又は過半が、同時に自己の貯蓄以上組合から對人信用を得んとする如きことあらば、到底組合の自己資金は之に應じ能はざること明かである。勿論斯る場合に於ては、或方法に依りて貸付の順位を定め、一時の貸付高を制限し、順番に貸付くと云ふ道なきにあらざれども、斯くては必要の程度にまで、組合員の金融を充たすこと能はざる憾なしと云へぬ。故に他より資金を補充するの必要があることは當然である。此資金補充法として、國家機關や慈善家の補助金若くは最低利の保護的預金を受くることも一方である。又た他の同種なる下層金融機關や、商業的銀行から預金割引若くは他の融通を受くることも一方である。併し前の方法は組合の方針たる自助の精神を害する恐ありて、大に考慮を要することであるが、後の方法も餘りに商業的に傾くの嫌がある。故に一概に、何れを是とし何れを非として採定することは容易ならざるも、兎に角く、資金補充の必要あることは疑ふべくもないのである。

既に外部から組合の資金を融通する必要がありとすれば、組合は外部に對する獨立の信用を有せなければならぬ。勿論此の場合に於ても組合員全體の人格は資本化して信用の保證たるに相違なきも、組合内、相知者間の信用と異りて外部に對するものなれば、一層具體的に其の責任を確めねばならぬ。其の方法は、組合員の出資を積み、且つ組合全體の相互責任を明確にするのである。此の出資の多少と責任の程度は組合に依りて一様ならずであるが、其は別に叙することとして、兎に角く、何れの組合にも此の二點を明かにしておく必要がある。

第十節 各國金融組合の概歴

余は茲に各國に於ける相互會員組織の金融組合に關する概略の歴史を記述せんと欲する。是れ必竟本邦に於ける下層金融組合が既に完備せるや否やを究むるの資料に供すると同時に此等の金融組合が果して能く發達するものなりや否やを證せんが爲めである。

歐米に行はるゝ金融組合は其種類多岐に亘つて居るが、其最も重要なものは獨佛伊白に普及せる信用組合及庶民銀行の二派なれば茲には専ら此種の組合に關する略歴を叙述することに止めんとする。

第一項 獨逸の金融組合

獨逸は相互金融組合の濫觴地にして、其の組織は夙に二種の相異なる系統を成した、一はライプツァイゼン氏の信用組合と稱する村落銀行の系統であつて、他の一はシュルツェー氏の信用組合たる庶民銀行の系統である。

千八百四十八年歐洲全班に涉れる經濟界の不況に際し、兩氏は殆んど其の期を同ふして獨逸帝國の東と西に此の救世的大運動を開始した、ライプツァイゼン氏は千八百四十五年に至る迄一介の武辨に過ぎざりしが、視力を害したる爲めに退職し、此年を以てワイエルブツシュ村の村長代理となつた、此小村は元來瘠地にして荒廢を極め村民飢餓の慘狀に在りたれば、氏は憫惻の情禁ずる能はず、先づ同村に慈善組合を設立し、之に附屬して組合的の聯合麵包

製造所を置き、普通價格の半額を以て製麵を貧民へ供給するの道を講じた。

千八百四十八年に至り氏は轉じてフランメルスフェルトの村長となり、千八百四十九年を以て同村に無産小農保護救濟組合を設立し、無産の小農に家畜を供給するに努めしも、此等の貧民は既に前借の爲め證券及擔保の總てを高利貸の手に委し去つて、襲はれ來る困究と毒手を脱する能はざるの狀に在りたれば、氏は直に千八百四十九年自己等慈善的の出資六百圓(三百圓)を基本として此フランメルスフェルトに相互組織の信用組合を設立し、彼等に資金を供給するの道を講ずることとなつた、後ち五年を経て、千八百五十四年又た同様の村落信用組合をノエウキードに設立した是れ實に今日に於ける獨逸ノエウキード信用組合團の基礎である。

之れと殆んど同時にシュルツェー氏も起つた、氏は郷里のデリッツ市に判事として在りたるが、英國に遊んで共濟組合の制度を目撃し、歸來の後、友人ベルンハルデー博士と協同して、千八百四十九年に先づデリッツ市疾病共濟組合を設立し、次いで靴工の生皮購買組合を設け、遂に千八百五十年、ア

イレンベルグに、十人の組合員から成れる無限責任の信用組合を設立した。此の組合は無責任なりしと雖ども其の目的は慈善と云ふにあらず、相互自助の精神に依る組合員の貯金を主要の資金とし之を組合員の産業に融通し経済的に業務を經營するのであつた。此の方針は更らに氏が良友の援助に依りて益々改善せられ、千八百五十二年後、著しく組合員を増加し、又た各地に同様なる組合が頻々設立せらるゝを見るに至つた。

「ライプアイゼン」氏の事蹟は此後更らに幾多の變遷に遭遇した。千八百五十二年氏は「ヘツデスドルフ」の村長となり、同地慈善組合の設立に着手したるが、此の組合は貧兒の養護教育及び浮浪者免囚者の收容授職等の事業を兼ねたる爲めに加入者の熱心大に減却せりと云ふことである。氏は遂に此慈善組合を解散して「シュルツェー」式に倣らひ、自助心の基礎の上に貸付事務専門の組合を設立することに決心し千八百六十四年五月に於て之を實行した。從來は慈善組合の債権者團體と組合外の債務者團體とありて互に對抗の位地に立てるの感ありたるも茲に始めて資金を有する慈善者と其の借入を希望する借用人

とは相結んで法人の内員たることゝなつた。次いで「ライプアイゼン」氏の「ヘツデスドルフ」組合は、千八百六十五年五月二十一日の總會に於て「シュルツェー」氏が「ボツダム」に創立せる組合代表會に加入することを議決し、其の定款も「シュルツェー」式に変更し加入金持分出資及積立金に關する規定を設くるまでに至つた。斯の如くして「ライプアイゼン」氏は一時其の意見を變更したりしが、元來氏の組合は農業者を主とし、「シュルツェー」氏の組合は小商工業者及び労働者を主とするの差違あると、一は宗教的慈愛の精神に依りて組合員の道念を固結するに努め、他は經濟的自助の自覺に依りて組合員の利益を擁護するのを本義とし、兩者各其の根柢及需要を異にし、之に對する獨逸國內各地の事情自ら相異なるものありたれば、二派は互に特色を發揮して兩立すべきの運命を有して居つた。左れば「ライプアイゼン」氏が千八百六十二年に設立せる「アンハウゼン」組合は「ライプアイゼン」氏の勸告がありたるにも拘らず、舊來の制度を維持し加入金及び持分の制度を採らず、從て配當も行はず剩餘の全部を積立て、組合の財産とすることを宣言した。是れ實に「ライプアイゼン」式組

合として「シュルツェー」式組合の外に毅然たる旗幟を存するものゝ重鎮である。爾後幾多の金融組合は設立せられたるが、組織の實行上に於ける最大困難は、資金の欠乏及び過剰が一定の時に於て總組合一度に起ると云ふことであつた。「ライファアイゼン」氏は之が爲め一の中央銀行を設立することに着心した。左れど之を現實するに付いては、先づ各州に組合の連合團を組織し、之を支部として其の上に、本部の中央組合銀行を設定することゝせんければならぬ。是に於て千八百七十六年九月三十日、氏は「ノエウイード」に資本金五十萬麻の中央農業組合貸付銀行と稱するものを創設し、尋いて千八百七十七年より各州に地方的連合會を組織せしめた。之れ實に今日に於て「ライファアイゼン」式の信用組合が「ノエウキード」中央銀行を本部とし、之に隸屬して漸次に發達せる十二個の地方支部連合會を有するに至つた所以である。

左は云へ本來「ライファアイゼン」式の信用組合銀行は農村に散在する小規模の組織であつて、多くは出資なきものであつた。後ち法律の規定に依り出資を要することゝなれるに及んでも、其の醜金は素より小額にして經營頗る困難

なるものでありたるのみか、氏が組合制度の根本義は慈善及び宗教的慈愛であつて、獨り組合員の金融需要のみならず、組合員各自の生活的全需要をも充足せしめんとするものである。故に中央及地方の兩系統を通じて何れも兼業を營み、一面は其の利益を以て組合の費用を支辨せしむると同時に、他面は又た組合員の生活的全需要に應ずるの救済を爲さしめた。斯くて町村又は寺區を區域とする最下級の組合銀行は、信用組合の名に於て秣草、肥料、石炭、機械、穀物の共同購買及販賣を兼營し、中央組合銀行の支部も本部も、之れと相應して貸付部の外に商品部を置くに至つた。中央組合銀行が此の商品部を商事會社として登記したるは千八百八十八年六月十四日のことである。

然るに千八百七十五年の頃より、「ライファアイゼン」氏の意見と相容れざる議論俄然として起り、千八百七十九年には既に特別なる「ヘツセ」同盟として反旗を翻へしたるものがある。其は單に組織問題が原因を爲せるのみならず、「ライファアイゼン」氏の宗教的及獨斷神秘的なる主義にも反對したるものである。「ヘツセ」組合及び「バーデン」組合の代表者たる「ハース」氏、「メルクリン」氏及び「ゾンデハ

ンマー氏等は其の首魁である。氏等は、シユルチエー派と聯合して千八百八十三年遂に獨逸農業組合聯合團と稱するものを設立し、各州の支部を州銀行と稱して之を率ゐた。後ち、千八百九十年には之を獨逸農業組合中央銀行と改稱した。其所在地は、ダルムスタットである。故に、ライプアイゼン氏の、ノエウキード中央組合銀行同盟に對して、之を、ハース氏の、ダルムスタット帝國組合銀行同盟と稱する。前者は神秘主義の中央集權であつて後者は公開主義の地方分權制なりと云ふて居る。前者は無限責任を原則とし後者は寧ろ有限責任の基礎の上に立ち其經營頗る、シユルツエー式に類似して居る。

千八百九十九年には、ノエウキード同盟の一大改革あり、中央組合銀行の商品部たる有限責任の商事會社を解散して其の生産及び販賣の事業を中央組合銀行に合併したる上、各州に於ける十二(後ち十三)の地方支部に對し充分の獨立を附與することゝなつた。就中普國の地方組合銀行は最も著名なるが、此の地方銀行は有限責任の組合として獨立の登記を経たのである。斯くの如くして一方には地方分權制を採りたるも諸種の業務を中央銀行に合同したるが

爲め重大なる危機を醸もすに至つた。其は他なし本支部共に營業部の擴張に腐心して危險の事業に關係したることである。之れが爲め中央組合銀行は千九百五年に於て其の積立金の四分の三に相當する百萬麻を損失したと云ふことである。

是より先き、千八百八十八年、ライプアイゼン氏の逝くや、氏が、ノエウキード同盟の承繼人は、フアツスベンダー博士であつた。氏は、ラ氏の遺鉢を承けたる後ち、諸種の根本的大改革を斷行せんとして頑強なる反對に遭遇したるが、遂に、ダルムスタットの帝國組合同盟と共同の名を以て大組合團組織の實行を宣言し千九百二年には其合併成立すべきを報告した。左れど此の合併は實際に於て完全に成立しなかつた。兩同盟の會議は一回も開かれずして終つた。唯だ極めて稀れに地方審査の事項に付て聯合審査の意向を表示したるに過ぎなかつた。否な遂に中央組合銀行は帝國組合銀行に對して遂に其の合併の勸誘を拒絶した。是に於て千九百二年、ダルムスタットの獨逸農業組合同盟も自ら別に彼等の上に有限責任會社たる帝國農業組合銀行を設立して、ノエウキード

ドの中央組合銀行と對峙することゝなつた。事既に茲に至る、中央組合銀行も亦た千九百四年十月三十日を以て獨逸農業組合同盟所屬の組合に對し中央組合銀行と事を共にするか、將た帝國農業組合銀行と事を共にするか、其何れかを選択すべしとの宣言を發し以て有限責任會社の帝國組合同盟に開戦の布告をなした以上は概して博士「ファツスベンダー」氏及び「クリエゲル」氏の說に依る。

斯の如く獨逸信用組合の系統は「ノエウキード」同盟と「ダルクムスタツド」同盟との二派を爲せりと雖も共に各々中央統一の銀行及組合があつて支部を備へ組織的に下級貸付銀行及組合の資金を融通したるとは全く同一であつた、之に反して「シユルチエー」式の系統に屬する庶民銀行は各銀行間及び他の組合に對しても連絡を有することはない、嘗ては統一的の中央金融機關を戴きたることあるも今は唯だ二個の大なる聯合團銀行とも稱すべきものあるの外眞の統一的中央組合銀行はないのである、中央聯合大會と稱するものは時々集會を開き、之に附屬して常時の通信講究機關まで存するも是れ素より下級銀行に

對して資金の調節融通を指揮する等を爲すものではない、斯くて「シユ」氏の各銀行は概して互に獨立自助の經營を計つて居る、左れど千九百四年以來は柏林市の私立商業銀行たる「ドレスドナ」銀行と連絡を結び、手形の割引を之に求めて資金の融通を計ることゝなれりと云ふ。

第二項 佛國の金融組合

佛國に於ける相互信用の下層機關は何れも農業上の金融を與ふることを專門とするものにして千八百六十年七月廿四日の法律に依り設立したるものと千八百九十四年十一月五日の農業信用會社法に依り改造若くは新設したるものとである、左に之を細述す。

第一、一八六〇年の法律に依る組合金庫、此中に又た左の二種がある。

一、出資ある組合金庫

例へば「ポリニ」銀行及「レエヌリ」銀行の如き之が代表者である、何れも農民を以て組合員とし前者は匿名組合にして後者は合名組合である前者は其の規模

小なるも其の數多く後者は規模稍や大なるも其數は少ない、俱に均しく組合員の出資を要し且つ連帶責任の主義に依つて居る、殊に後者の合名組合は獨逸の「ハリス」系統に類すと認めらる。

二、出資なき村落金庫

此は純然たる「ライフアイゼン」式の連帶無限責任合名組合にして組合員の出資なく従て亦た之が配當なし、役員は皆な報酬を受け組織及事業の區域は一區内に限定され、貸付は對人信用の保證貸を主として居る、而して其の數は甚だ多く一時は七百六十三行の現在數を示めしたるも稅務官署の新解釋に依り營業稅を課することゝなしたる爲め其後四百七十一行に減少した、今は解釋を改めて營業稅を課せざることゝなりたるも既に定款を變更し又は組織を改更したるもの多々なれば舊時の如くなる能はずとか云ふ。

斯くの如くして以上二種の組合金庫は千九百一年の現在に於て合計既に三百二十六行を存せしに過ぎなかつた、其後の統計は明かならざるも、後記する千八百九十四年の法律に従ひ新組織に改造したるもの多き由なれば今や甚

だ少なきことゝ想像せらる。

第二、一八九四年の法律に依る農業信用相互會社

此の千八百九十四年十一月五日の農業信用會社法は現今佛國庶民信用機關の基礎となり舊法に依れる組合も概ね之に準據して改造された、故に現今の制度は此の新法以後村邑銀行(Caisse locale)及聯合地方銀行(Caisse regionale)の二種から成つて居る。

左れど其の二種は系統の異なる組合にはあらずして後者は前者の聯合組合と云ふに外ならんのである、千八百九十七年十二月三十一日佛蘭西銀行の紙幣發行特權期間滿了を告げたる前、佛國政府は此の機を利用して其の特權期限を更新するの代償に、此中央銀行をして國庫に對し一時に四千萬法の無利子貸上金と毎年二百萬法の納付金とを上納せしむることゝなした、之に關する法案は佛國議會に現はれたるが、同議會は此の貸付及年金を無利子にて農業信用機關に貸付することを發議して遂に千八百九十七年十一月十七日の法律を作つた、次いで千八百九十九年三月三十一日の聯合地方銀行法第一條は

此の資金を組合組織の地方聯合銀行に分配して又た之を低利にて下級の所屬村邑銀行に融通すべしと規定した、要するに佛國の信用組合は農業信用的の銀行であつて下級の村落銀行と上級の數多き聯合銀行とから成つて居る一系統のものである、其の農業専門と云ふ點は獨逸の「ライ」式に類せるも全體の經營振りは「シュ」式庶民銀行に近しと云はざるを得ない、併し政府及中央銀行の優渥なる保護を受くるの點は亦是れ「シュ」式とも異なる所である。

第三項 伊國の金融組合

伊太利は獨逸の先例に倣ひ、先づ「シュルチエー」式の庶民銀行を輸入し後ちに「ライファイゼン」式の村落銀行を設立した。

伊太利に於ける「シュルチエー」式の庶民銀行は千八百六十六年に起つたのである、其の創立者は後ち總理大臣兼大藏大臣となりたる「オンル、ルザツチー」氏其の人である、氏は千八百六十六年三月廿五日を以て伊國「ミラン」市に一つの庶民銀行を設立した、其は素より相互組合の組織にして當初の出資者は五十

人の少數で、出資の總額は僅に七百「リール」(二百八十圓弱)に過ぎざりき、而して其目的は小商工業者、小農業者、工匠其他の小職業者を高利貸業者の爪牙より救出せんとするにあつた、此自覺を以て結合したる組合員の共同自助及び共同責任心に依り、勤儉貯蓄の成果を積んで更らに之を組合員の職業に利用し組合員自ら銀行の持主として顧客となり、職業關係を家族關係に改善し、併せて國民經濟の根柢を鞏固にせんと期したのである、然るに其の當初は他の銀行業殊に貯蓄銀行業者の壓迫必ず甚だしからんと憂慮したりしが其の誠實と信用とが漸次堅きを加ふるに伴れて、貯蓄銀行及び他の銀行は寧ろ之を利用するの安全且つ利便なるを覺とりたれば自ら來つて其資金を援助することゝなつた、其後は他種の産業組合及共濟組合の發達に伴ふて庶民銀行の設立各地に起り各自業務の範圍を擴張し、規模も増大し、多數の支店及代理店を設け、宛然たる大銀行もあるに至つた、現に「ミラン」庶民銀行の如きは千九百九年に於て資本金九百六十一萬九千五百五十「リール」と積立金四百八十萬九千七百七十五「リール」を有し普通預金一億二千九百六萬六千四百四十七「リール」貯蓄

預金三千四百五十八萬三千二百二十六リールを受入れ、手形割引の方法に依りて貸付けたる貸付高一億四千二十四萬三千九百九十四リールを算し、組合員數二萬四千七百七十四人を包擁し、無給役員七十人、有給書記百人以上を使用する大銀行となつた。是れ即ち伊國國民經濟の根本金融を充實するの要石と稱せらるゝ銀行である。而かも斯く盛大となりたる後ち、彼等の多くは組合員外の貧民に無保證貸を行ひ且つ利益金の中より少からざる慈善費を支出して居る。配當率の大なることは彼等が非難を受くる大缺點の一であるが此種の慈善貸及慈善支出あるが爲めに幾分か其の功過を平均するものと認めらる。

伊太利に於ける「ライファアイゼン」式の村落銀行は千八百八十三年に其の形を現はした。此の創設者は博士「レオン、オウレンボルク」氏であつて氏は郷里「ベネシヤ」の「ロレギヤ」と稱する人口三千の一邑に於て農業者及び小職業者を救濟せん爲め最初は自有の資本に依り後には三十二人の組合員を糾合し其の出資額二千リール（約七百七十圓）を以て小農業銀行を開始したのである。氏の事業は

地主及び大農業者の頑迷なる妨害に遭遇し幾多の困難と辛苦とを累ねたるも後ち幾何もなく貯蓄銀行の援助を得て、漸次健全の發達を遂げ、千八百九十年の四十四行より千九百六年の二百五十二行にまで其の増加を見るに至つた。然るに氏の此先例に倣へる多數の信用組合は宗教的情熱を持つること獨逸の「ライファアイゼン」式信用組合銀行に遠く及ばざりければ舊教の盛んなる伊國丈けに舊教僧侶の反對する所となつた。此等の僧侶は別に千八百九十二年頃より正教信用銀行を設立し、宗教上の勢力を利用して其の結合を固ため、各地に組織的の連絡を保ち非常なる發達を遂ぐるに至つた。其の數も千九百六年後は千二百七十四行の多きを示めして居る。

伊國の庶民銀行にも村落信用銀行にも中央連合組合の設がある。何れも特別の法人體を成し、各系統の所屬組合銀行間に於ける金融の過不足を調節すること任じ居れるも、組合銀行中規模の頗る大なるものあるが爲に金融調節上の助力は其の必要を感ぜられて居らぬ。従つて其の任務は概して附屬組合銀行の検査監督、研究、通信及獎勵等に過ぎぬ有様である。殊に庶民銀行の中

央連合會の如きは其の經費をも各所屬銀行に分擔せしめて居り、殆んど獨立の體を爲さずとも云へ得る次第である。

第四項 白國の金融組合

白耳義國の相互信用機關は大體に於て都市と村落とに大別すべきである。都市に在りては特種の信用組合と、シュルツェー式庶民銀行との二種ありて村落にも國立農業銀行と、ライファアイゼン式との二種を存すと云ふ状況である。

信用組合(Union du Credit)は千八百四十八年佛國第三革命の餘響を受けて白耳義國商業の停滯状態を來たせし時、フランツ・アヘック氏の發案に依り、蘇國の保證貸付法(Cash credit)を適用して商業を救はんとて、相互主義の組合組織を設けたのが始である。當初の目的は小商業小工業及小作人に對する前貸的の保證信用を興ふることに在りたるも、後には當坐預金及普通割引を主要業務とし比較的巨商を顧客とする普通の銀行的商社に傾くに至つた。最近千九百一年の特別法律に依り此等の多くは組合又は株式會社何れにも登録し得る

ことゝなつた。但し其數は僅に六行であつて、其中ブルツセル信用組合のみ獨り盛大を極め他の五行は微々言ふに足らざるものである。

庶民銀行は千八百六十四年、レオン・ダンドリモン氏が弱年獨逸に遊び歸れる後、獨逸の「シュルツェー」式に倣ひ、「シュルツェー」氏を名譽總裁に仰ぎて「リエージュ」市に相互主義の銀行を起したるに始つて居る。氏は「リエージュ」市の麵包行商人が其の手車を一日三片(十二錢)にて賃借し居れるを聞き、奮然として庶民銀行の設立を決心し、彼をして手車借料丈の分割拂込を爲さしめ以て一年を經過せざるに、彼をして全く手車の所有權を確取せしめ、其後年々四磅十志(四十五圓)の貯蓄を爲すを得せしめたりと傳へらる。爾後之に倣ひて起れるもの一時三十六行に達したるも、一は大なる信用組合との競争に依り、二は競争の爲め却て自ら商業的となりたるに依り、三は不良債務の監督及業務の連絡を計るべき統一的連合機關の確立せざるに依り、四は薄資の恐慌に堪へざりしものありたるに依り、或は組織及び目的を變更し或は全く解散して、今や千九百八年に於ては僅かに二十六行を止むるの悲況に墜ちた、左は云へ

商業地に於ける「リエーヂュ」庶民銀行及工業地に於ける「ヴェルワイエール」庶民銀行は各々其の特色を異にして幸に盛名を保ちつゝある。

村落銀行は詳細に區別すれば「シユルツエー」式の農業銀行と国立農業銀行と及「ライファイゼン」式の村落銀行とに分かるべきも「シユルツエー」式の農業銀行は二行に過ぎぬ。国立農業銀行(Comptoirs agricoles)は千八百八十四年の法律に依り国立貯蓄銀行(郵便局を取扱所とす)の資金を農業に供給するの目的を以て各地に設置せられたるに始まつて居る。最初其數は、十四箇所ありたるも兎角く質朴なる農民と相親まらずして現今は、十一箇所に減じて居る。之に反して「ライファイゼン」式の村落銀行は、千八百九十二年加特力教の僧侶「アペーマレール」氏の創設したものである。此派の銀行は何れも宗教家の手に經營せられ其の數、年々に増加し殊に千八百九十四年の法律は国立貯蓄銀行をして村落銀行に前貸を爲さしむるの規定を設け村落銀行をして其の貯蓄を国立銀行に預託せしむると同時に之より資金を融通し得せしむることとなしたれば、多大の信用を博し現今千九百八年に於て五百八十四行の多きを爲すに至つた。

加ふるに此等村落銀行の上には六個(後ち七行)の中央村落銀行があつて、村落銀行の預金を受け貸付を許るし且つ其の事業を監査する等、統一機關たるの實を備へて居る。就中「ボーレンボンド」中央村落銀行は最も大なるものにして恰も獨逸に於ける中央組合銀行の如く全王國に亘りて自ら二百八十六個の村落銀行を率ゐ其の勢最も盛況を告げつゝある。

第十一節 金融組合の系統

各國に行はるゝ相互組合的の貯蓄及信用制度は種々ありて、其の間種々に各自の特色を示めせること既述の如けれど、大同を採つて分類すれば略ぼ二つの大なる系統に分かれて居る。其の一は「ライファイゼン」式の信用組合(貸付金庫又は村落銀行とも稱す)であつて、他の一は茲に専ら研究せんとする「シユルツエー」式の相互銀行(庶民銀行とも稱す)である。(勿論此外に英米佛に廣く行はるゝ友愛組合又は共済組合等の諸類あるも友愛組合中の建築組合及保證貸付組合を除くの外は皆な何れも貯蓄と災厄保険又は救恤とを結び付けたる如き

ものにして、近世的下層信用機關とは認め難きを感じるのである。

「ライファイゼン」式と「シユルツェー」式とは幾多の類似點を有すれど又た其の相違點も著しきものがある、從て其の得失及効益を異にして居る、先づ其の類似點より述ぶるであらう。

第一 兩系の類似點

「ラ」式及「シ」式二系の類似點は一、二にして足らざるのみか、其の中間に「ハース」式もあり又た獨逸に行はるゝものと他國に行はるゝものと多少異なる所もあれば一概には論じ得ざるも、茲に先づ説述の便宜上主として獨逸に行はるゝ兩系統の類似點を擧ぐることにする。

- 一、相互組合の任意組織に依れること
- 二、組合員の勤儉貯蓄を基礎とすること
- 三、對人信用保證貸付を原則とすること
- 四、業務の執行が營利的ならざること
- 五、地方下層的分立機關なること

兩系共に中産階級及細民の自覺に基き之が共濟自助を以て全制度の根本精神とするが故に其の組織は二派俱に任意自由なる相互組合的結社である、從て其の自覺の實行は組合員の勤儉的貯蓄を積立てしめ之を組合信用の基礎として他より低利の資金を受入るゝのである、斯くて其の資金は單純なる利殖に供するにあらずして積極的に組合の本目的たる共濟自助に使用するのである、即ち實物的の擔保力乏しき組合員に之を融通するのである、故に其の貸付は組合員の人格、經歷及生産的目的に重きを置き對人信用を原則として保證貸付を爲すのである、保證貸付とは名の如く保證人を立てしむるのみにて信用する貸付の謂である、(勿論兩系とも此外に實物擔保の貸付を爲し居れるが、貸付高の大部分は何れも保證貸付に在ること全く相同じてある、否な兩系ともに無擔保無保證の名譽貸又は無利子の慈善貸をもなしつゝある)業務の執行も營利會社とは異なりて配當なきを原則とし又は著しく配當制限に努めて居る準備金積立及び割戻配當に剩餘金を處分することは兩系共に頗る廣く行はれて居る、最後に又た此の機關に依る金融の方向は決して中央又は上層に吸

集せらるゝこと甚だ稀にして俱に皆な地方下層のみに向て流るゝ仕組になつて居る即ち組合は各地方に分立し居りて其組合の出資及貯蓄を信用の基礎と爲し之れに中央又は上層資金を下向せしめ下層隣保の庶民階級に低利の信用を與ふることになつて居る。

第二 兩系の相異點

兩系統の相異せる諸點は其の詳細に進入すれば頗る多きを見るのであるが中に就き最も重要と認めらるゝものを擧ぐれば略ぼ左の如くである。

- 一、全體の方針を異にす。ラ氏の組合は宗教的にして慈善を組合員に與ふるの方針なるにシ氏の組合は經濟的にして組合員の自助獨立を期するのである。一は人の寄附を仰ぎ他は一切の保護を排斥する。
- 二、責任の程度を異にす。ラ氏の信用組合は無限責任なるもシ氏の相互銀行は有限責任制をも加ふ。一は名義上の小出資を定め他は高き出資額を定めて居る。

三、救済の目的を異にす。ラ氏の組合は農民の救済に重きを置き主として

農業の全生活需要を充さんとするにあるもシ氏の組合は廣く小商工業小農業及勞働者の信用需要を充たさんとして居る。(一は農村に適し他は都會に適す一は各種の兼業を營み他は單に金融のみを取扱ふ)

三、其の地區を異にす。ラ氏の組合は人口一、二千の寺區を以て一區域とし貯金も貸付も其の區域内の農民たる組合員に限れるもシ氏の組合は地區を限定せずして伸縮自在に置き、廣く各種の職業者を網羅して諸業の組合員を加へせしめて居る。一は簡單小人員の組合にして他は複雑多人數の組合である一は教會堂の如く他は銀行の如くである。

四、資金調節の難易を異にす。ラ氏の組合は農民のみを組合員とせるが爲めに資金の需要が一時に集合して他の時は全然閑散なるに苦しむもシ氏の組合は多種の職業者を組合員とせるが爲めに資金の繁閑を平均する傾がある。之が爲め一は往々保護を仰ぐの要あるも他は概して自立しつゝある。

五、業務方法を異にす。ラ氏の組合は組合員の出資殆んどなく、小額の貯蓄及單純の貸付を取扱ふに過ぎざれどもシ氏の組合は組合員の出資を多くし、

組合員外の大口預金及借入金を受け、之を以て組合員の手形を割引き又は引受け、自ら證券を発行し及帳簿上の相互勘定をも行ふて居る、一は利益を配分せず他は概して之を配分し、一は理事を無給とし他は概して之れを有給とする。

六、貸付条件を異にす。ラ氏の組合は嚴密の条件を設けて容易に貸付を爲さず、貸付期間は長期にして三年、五年、十年乃至二十年の種別を設け利子は極めて低くきを法とせるも、シ氏の組合は特に組合員の借受を困難ならしむる條件を設けることなく貸付期間は通例甚だ短期にして十五日乃至三ヶ月である、長きも大抵一ヶ年を越えざる定めてある、但し更新は之を許して居る、一は證書に依るを原則とし他は手形に依るを原則とす。

七、業務擔當者を異にす。ラ氏の組合は概して篤實の宗教熱心家之に當れるも、シ氏の組合は理事中に信用ある銀行的事務家を加ふ。

八、其の規模を異にす。ラ氏の組合は其數甚多數なるも資金及規模は極めて小なるものなるが、シ氏の組合は其數少なきに拘らず資金及規模の比較的

大なるものありて多數の支店及代理店を有するもの少しとせず。

九、聯合組織の張弛を異にす。ラ氏の信用組合は集權組織にして皆な聯合組合を設けて居り更らに其上に中央總組合なるものありて總てを統一するの仕組なるも、シ氏の相互銀行は個々の自由なる獨立組織にして緊密なる聯合銀行を有せず、多くは單に聯合會ありと云ふに止まつて居る、中央統一銀行の如きは全然之を見ない。

十、他の金融機關との關係を異にす。ラ氏の信用組合は同系統の組合、聯合組合、中央組合と密接の關係を有するのみの外、他の金融機關とは別段補救の關係を有して居らざるも、シ氏の相互銀行は貯蓄銀行、普通銀行等と相互に預金手形及融通關係を開いて居る。

以上は専ら獨逸に於けるラ氏及シ氏兩系の重要相違點を比較したるに過ぎぬ、伊國のルザツチー式庶民銀行は素よりシ式に則れるものなるも、シ氏に比し尙ほ一層銀行的にして殆んど別派を爲すの觀がある、詳細は後章各國庶民銀行制度中伊國の部を参照するにあらざれば明かなるを得ない。

第十二節 兩系統の評隲

先づ根本に於て、ラ氏の信用組合は宗教的博愛を主義とし精神的の向上を努むるものなるに、シ氏の相互銀行は經濟的自助を主義とし物質上の改善を努むるものなれば一般の時弊に對し一は根治を目的し他は即效を尊ぶの概がある。此點は出來得べくんば後者よりも前者まで希望を進めたきこと勿論である。殊に宗教の基礎を有せざる社會の國に在りては、時弊の根治上ラ氏の信用組合の普及を以て最も緊切のものとせねばならぬ。然れども生憎に斯る國柄の悲しさは信用ある高德の人物を有せざることである。歐洲の信用組合は殆んど總て宗教家又は宗教熱心家の經營に依つて居る。現にライプアイゼン氏は稀なる宗教熱心家であつて其の承繼者又は援助者も殆んど皆な宗教出身者である。若し或る國が外形に於てラ氏の信用組合を移植しても之を運用する人物が經濟變化の影響を受けて職業及生活の動搖する如き俗人のみにては到底慈善的に名譽的に將た献身的に之を經營すること能はざるのみか、一般

の信用をも得ること甚だ容易ならぬことである。素より俗人中にも宗教家に優れる無慾高德の人物なきにはあらぬであらう。併し其は甚だ稀有の期待であつてそれも往々假面を脱いて遂に辛辣なる貪利の爪牙を露はすの虞がある。斯る國柄に於ては先づ宗教の根柢を鞏固にすることが必要條件とならねばならぬ。此の條件が未だ成就せざるに獨り信用組合を普及せしめんとするは蓋し其の成功の覺束なき感がある。

「ラ」氏の信用組合は精神上の向上に重きを置けるが爲め資金の調達が充分を欠いて居る。組合員の全生活需要を充さん爲め農用品、農産物の販賣購買等各種の兼業を行ひながら其の資金は組合員の粒々積立つる勤儉的小貯蓄に過ぎないのである。之が爲め勤儉貯蓄の農村的美風を保存し且つ向上せしむるに付き至大の效績あることは疑なきも、組合員の全生活需要は勿論否な其の信用需要すらも充分に満たし得ざる欠點がある。勢ひ他の慈善的保護を受けねばならぬ。其丈け自助的勤儉の徳は幾分の減殺を受け、精神的にも他力本願の卑屈心を養ふの弊なしとは云へぬ。此點に於てシ氏の相互銀行は出資額及貯

蓄高を多くし、之を信用の基礎及保證として、經濟的の取引に依り他の金融機關又は個人より資金を吸收し、組合員の信用的需要に應ずるものなれば、其の效果は頗る大なるものあるのみか精神的にも自力信用の本願と自己責任の觀念を鞏固にする所以である。且つ信用組合の兼業は其の利益を以て組合の損失に備へんとする考案に出でたる由なるも事實は却て反對に賣買上の變化に翻弄せられて意外の損失を上塗する恐れがある。其の例は獨逸に實驗せられたる段鑑の示めす通りであつて、ラ氏自身の承繼者たる、ハスベンダー博士の自白し居れる所である。況して宗教心の基礎もなき俗人のみが經營する國に在つては此の損失を避けんが爲めに見込賣買を爲すの弊を生じ易く且つ他の普通商業者と競争するの形となり彼等の反目を買ふて益々周章し愈々深く損失の淵に沈み往くの虞なしとは云へぬ。

組合員責任の有限及無限のことは理論及び實際に於て最も嚚々たる議論のある問題である。此點に於て、ラ氏の信用組合は初めより無限責任である。ラ氏の系統より分立したる、ハース氏一派の組合は有限責任制を採つて居る。シ

氏も自身は飽迄無限責任制を主張したれども其の承繼者は有限責任説を採りて今日は其數著しく増加し總組合數の三分の一以上は有限責任制となつた。伊國の、ルザッチ氏に屬する庶民銀行は初より有限責任制であつて同國の、ギレンホルク氏に屬する、ラ式信用組合の無限責任制と相對峙して居る。奥國組合制の鼻祖、ヘルツェラー氏は無限責任制の主張者である。有限責任制に於ても獨逸、白の制度は折衷的責任制(保證責任制)にして伊國の如き出資額を限度とする有限責任制とは異なつて居る。獨逸の責任制は組合清算の場合に於て各員持分の二倍以上まで責任を有するを原則とし往々組合員自ら五十倍又は千倍の保證責任を約して居るものがある。白耳義の責任制は二十五倍まで責任を保證する事となつて居る。此等を稱して假裝的無限責任制又は保證責任制と云ふのである。

無限責任制は主義に於て立派である。奥國の、ヘルツェラー氏及伊國の、アッゴ、ペランチュエリス氏等が辯ずる所を見るに、苟くも組合制たる以上は總て無限責任でなければならぬ。資本又は貨幣の組合にあらずして人格又は能力の

結社である。組合の各員が互に人格を提供して經營者たり且つ顧客たる兩資格を兼併するに於て茲に始めて無量の價值ある組合精神及同胞感念を生ずる所以のものである。他の方法に依りては到底之を期すべからず」と云ふて居る。獨逸、シュルツェー氏の主張は之れと少しく理由を異にして居る。氏の無限責任論に依れば無限責任は組合の信用を容易ならしむるに必要缺くべからずと云ふて居る。無限責任なるが爲めに此の組合は他の銀行等に對して無限の信用を有するとを得と云ふのである。然るに往々之が反對の事實もある。組合の債權者は之が爲め却て安心せずと云ふ事實がある。何となれば責任は無限なりとするも實際に履行し能はざる細民の多きを奈何せんと憂ふる故である。去れば無限責任制に反對するものは頗る多い。シュルツェー氏の承繼者たるクリューゲル博士は第一に反對である。氏の説く所に依ればシュルツェー氏の當時には法律上無限責任制の外認められたるものなし。無限責任制の如きは其後の發達に係れるものである。有限無限は斯る歴史に依れるものにして組合なる爲めに無限責任でなければならんと云ふ如き理論上別段の根據ある

ものではないと論じて居る。伊國のルザツチー氏も強き無限責任論者である。尙ほ伊國には此種の論者が頗る多きを占て居る。今や無限責任論者が無限責任制の缺點として數ふる所を聞くに略ぼ左の如くである。

(一) 無限責任制に於ては多くの出資者を得ることが出来ぬ。有資者、有識者は成るべく加入を避けんとする傾向がある。先見者は危険として之より遠からんとする。極めて舊知舊親なる少數人間にあらざれば此組合の成立殆んど期せられんと云ふことになる。

(二) 各人の出資は極めて小額になる。無限責任なる以上は理論上少しも有形の出資を要すべき筈なきに法律の規定あるが爲め組合員の出資を要すと云ふものなれば縦令へ實際上資金を集め置くべき必要あるに拘らず各組合員は皆な一口の出資額を極小に定めんことを希望し且つ何れも其の一口のみを持つ分とするに至るは當然である。是れ謂ゆる名義上の出資なるものであつて極めて少額なることを意味して居る。而かも其小出資は通例分割拂込に依るものなれば一口五十磅としても一法宛の月賦とすれば全額拂込に八十年を要す

る計算である。然るに有限責任制に於ては始めより一口の持分出資を高くするのみか漸次に口數を増し往くものなれば二百磅の巨額にも達することを得べき計算である。クリューゲル氏の調査に依れば無限責任制の持分額は益々小額となる傾向ありと云ふことである。獨逸の無限責任組合は一口十麻以下のもの四割五分の多數を占め一口一麻以下のものにも尙ほ二割三步の多數を占むる實況であると引證して居る。

(三) 保證資本の乏しき爲め信用が甚だ薄すい。是れ無限責任制に在りては加入者及其出資額の微少なるに由るものにして佛人、ボリュー氏の如きも之が爲め組合が債權者に對する保證資本は薄弱たるを免れぬと云ふて居る。無限責任組合悉く皆な然りと云ひ得ざるも今日各人の取引頻繁なるに當り單に一の事業のみに全責任を掛けしむる制度は到底不適當なるべき筈なれば、加入者の少なきは當然にして多くは之が爲め外部に對する信用に危険を感ぜしむることであらうと思はる。

(四) 少數壟斷の弊を生ずる虞がある。組合員は少數なる無限責任者にして

能く新加入を拒絶し得るに乘し往々此の少數人を以て組合を壟斷し少數人の利益のみに使用することがある。例へば貯金には三步の利子を附し出資には一割の配當を行ふと云ふ如きは獨逸にも少なからざる弊なりと聞く又た加入金を高きに定めて加入者を殊更に制限するの惡例は奥國に於て往々見る所の事實であつて現に「ヘルウラベツツ」氏の報告は能く之を指摘して居る。其外伊國に於ても少數人組合が相謀りて持分價格を騰貴せしめ「百リール」の持分を二百「リール」の價格に釣上げたるの例は少からずと傳へらる。

要するに議論は今尙ほ盡きては居らぬ。左れど此問題は得失論と云ふよりも實際は可能、不可能の問題である。好んで組織するものあらば無限責任制素より可なりである。併し實際は今日甚だ適當せざる制度である。一の組合に加入すれば他の組合に加入し得ざるのみか一人の全責任は二ある筈なれば彼れは之が爲め他に何等の義務的關係を約することも出來ざる人とならんければならぬ。故に先づ不可能の制度である。之を強制して無限責任に限るとする如きは最も不都合のこと、云はねばならぬ。

次ぎは需要業體の種類である。ラ式の組合は其の地區を小なる寺區に限りて其救済する業體は主にも農業である。勿論其需要は單に金融のみを充たすにあらざ、農家一切の全需要に應ぜんとするものではあれど其は概して肥料、農産物、農具等の賣買を兼營すと云ふ迄にして農業の範圍を脱するものではない。斯くて信用組合は小寺區内、農業専門の小規模なる組合なれば自然に守舊質朴、勤勉等の村落的徳風と能く一致し其の經營者に人物を得れば徳風自ら一村を率ひ地方自治にも偉大の効果を與ふることは疑なしてある。之れに反して、シユ式の組合は地區が廣く其の加入業體も多種である。其の需要の目的は素より金融専門なるも業體の範圍は農業工業及勞務者一切を包含する仕組である。故に別に何等かの施設を加ふるにあらざれば思想の統一すら容易に期せられず徳風の矯正は最も困難であると云はねばならぬ。此點は村落と都會との相違から來る自然の結果とも考へらる。若し然りとすれば都會商工的の金融組合は何れの形を以てするも到底村落の金融組合の如く精神的の改善を充分ならしむること能はざるものなるやも知れぬ。要するに大體に於て小

規模の堅固なる信用組合は村落農業の下層機關たるに適し、庶民銀行は都會商工業の下層機關たるに適するもので兩者自ら其分野を異にし任務を分つと云ふことに歸するやうである。但し信用組合は都會に起らず庶民銀行は村落に起らずとは云へぬ。實例も反對の場合が往々ある。又人物にも關係するものなれば一概に論定することは避けねばならぬと思ふ。

資金調節の難易は兩派の重要な相違である。信用組合は區域を小寺區に限り加入者の多くを農業者に採るが爲めに組合の資金は始めより貧弱なるに其の目的は農業と云ふ同一業の需要を充たすにあるが爲め、勢ひ同一時期に於て一度に同一の需要が幅狭し資金に不足を感ずるのみか、此季節を過ぎたる後ちの閑散は亦た同様に甚しく遊金に苦しむと云ふ狀況を免れ得ない。勿論元來貧弱の資本なれば遊金の苦しみは極めて稀なるも資金の不足に至りては殆んど常に絶ゆることなく時々激烈を來すと云ふべきである。之れ何れの國に於てもラ式信用組合に免るべからざる欠點と認められて居る。此欠點は往々組合の損失を意味すると勿論である。之が爲め多少の危慮あるものは兼

業を行ひ其の利益を以て他方の損失を償はんとするのであるが而かも尙ほ「ラ」氏の信用組合は概して自立が容易でないと思はれて居る。故に此の組合は概して國家國家機關又は慈善家の保護を受けて居る有様である。「シユ」式の組合にも農村専門のものがある。而して此の種のもものは其の効果全く「ラ」氏の組合と同様なるものもある。之に反して「シユ」式一般の庶民銀行は區域も廣く從て資金も多く且つ其の加入せる業體は多種であつて資金の需要は同時にあらず、或る業が資金を要して貸付を求むるときは他の業が閑散の爲め貯金を持ち來ると云ふ時である。故に何時も資金は概して需給平均する傾向を有して居る。言ひ代ゆれば資金は常に休みなく能く有利に運轉されつゝある。殊に或る産業(例へば水産業)の生産元、問屋及小賣商の如きが擧つて加入せる組合なるときは實に能く調節さる。例へば收穫期には問屋又は小賣商の貯預金を以て生産元に貸付け收穫後には生産元の辨済金及預金又は小賣商の預金を以て問屋商に貸付け問屋より其の産物が小賣商の手に移るときは問屋の辨済金預金及生産元の預金を以て小賣商に貸付くことを得と云ふ順序になる。此

間巧妙の銀行的技術を利用すれば殆んど一錢の現金をも出入せしめずして帳簿上の振替又は手形の作用に依り三業體の資金を順次に融通せしむることも決して期し得ぬことではない。斯くの如きが故に「シユ」式の庶民銀行は概して立派に自立し得るのみか、往々非常の利益を擧ぐるものもある。從て國家的保護を要せず否な之れを拒絶すると云ふのが此の組合の特色である。

業務方法の差違も亦た重要な點である。「ラ」式の信用組合は農村風の資金を目的として唯だ單純の貯蓄及貸付を取扱ふと云ふに過ぎざるも「シユ」式の庶民銀行は商業的にして他の銀行等と取引する上に手形を使用することを特色として居る。即ち組合員の手形を割引して貸付けると云ふのは此の組合の長所である。手形と云へば一見危険の虞れある如く思はるれど、事實は反對なりとせられてある。勿論此の手形には保證を要する。保證の中には人證が多いのである。言はゞ保證貸付と手形とを結付けて居るのである。又た爲替手形の割引及保證引受をもなして組合員の金融を助けて居る。此等の手形は必要次第に他銀行の再割引を得て資金を回収し得るの便利あることは勿論である。

手形の期間は通例三ヶ月又は四ヶ月なれば常に債務者の注意を刺戟するの效がある。併し更新を許して居る。但し無條件ではない。元金四分一以上の返済あること、従來の経過品行使用目的等正しきものでなければならぬとしてある。此外、手形は印紙税の負擔が概して軽く、又た萬一の場合に於ては謂ゆる簡單敏速の手形訴訟に依ることが出来る強味を有して居る。故に手形の使用は短期貸付の場合ならば村落にも便利なること疑なきも都會商工業間には最も便利なりとせざるを得ない。現に各庶民銀行の總貸付高中大部分は此の手形を使用する貸付である。七割又は八割を占めて居ることは事實である。此點も村落と都會との區別より來る當然の結果なりと稱し得べけんも信用組合の組織には相應しない様に思はるる。

次ぎは貸付期限の長短である。ラ式の組合は概して長期なるが爲めに資金を固定せしむる恐あるも、シユ式は短期を原則とするが爲め運轉頗る敏速である。長期の貸付は元來農村に在りても中農以上に適當するのであつて小農には寧ろ適當せんのみか却て危険である。故にラ式の組合に於ても原則を長期

に置きながら近來は豫告付にて期限前の繰上返済を請求し得ることにして居る。之を充分に利用すれば事實短期と同一なるも村落相親の關係に於て長期の契約を爲しながら中途に短期返済を要求することは實際上頗る至難のことである。寧ろ契約を短期にして経過及品行等の事情を見て更新を許すのが得策である。一は債務者の勤儉を刺激し一は返済の安全を計る所以である。之に反してシユ式の庶民銀行は短期を原則として居るが爲め其の短期は概して餘りに短期間にて都會の小商工業者及労働者に對しても少しく無理なる場合がある。勿論更新することの出来る定めなるも其の更新は前後合して一ヶ年を超ゆることは稀れてある。長期金融には夫々相當の機關もあるが此等の恩恵は到底實物なき下層の社會にまで及ばない。斯る長期は其れにても可なりであるが、せめて最長三年間月賦返済の制度位は更新法を以て開き置かんければ下層金融としても不便であらうと思ふ。

持分に對する配當の有無も稍々重要な問題である。配當と關連するものは積立金のことである。ラ式の信用組合に於ては慈善目的に使用すべき組合基

本財産を作成することを理想として居るが爲め、組合事業の剰餘金を殆んど總て積立金に充つるものとして原則は出資者に配當を爲さざる定めてある。之れは此組合の成立が元來宗教的慈善的目的に存せるが爲め組合員をして出資に對する配當の利益までを犠牲に供せしむと云ふに在れど此組合は無限責任制にして組合員の出資は名義ばかりの小額に過ぎざれば犠牲と稱する程のものでないとの評がある。斯くて其の積立金は結局如何するやと云ふに理想は之を不可分の組合財産として手を觸れず、終局清算の日に至りて全部之を公共及慈善事業に使用すと云ふのである。斯くすれば理想として至極立派のものなれど必竟佛國的組合精神に淵源するものであつて他の諸種慈善施設と加算して見れば偉効を成すこと疑なからんも獨り此組合のみの効としては實際に於て甚微々たるものなりと認められて居る。故に多數の「ラ」式信用組合は實際に於て剰餘金の全部を基本財産に積立てゝは居らぬ。實例は剰餘金中より十分の一の普通積立金と十分の六六の基本積立金の合計十分の七六を控除し其の剰餘利益あるときは持分出資額の年四歩を最高限として持分に配當す

ることにして居る。但し此の配當は出資者の手に拂渡すものではない彼れが有せる貯金高に増加し又は彼れが組合に負へる債務に充當するものにして居る之に反して「シユ」式の庶民銀行は根本の主義が異つて居る。慈善又は犠牲と云ふことは根本より排斥して居る。組合員の出資は組合員の貯蓄の一部なれば貯蓄の他の部分と均しく彼等の勤儉に酬ゆべく適當の報償と與ふべきものである。配當は此の勤儉貯蓄に酬ゆる獎勵的償に該るものである。之を缺くことは經濟の法則でないとして居る。否な「クリューゲル」氏は無限責任制の「シユ」式庶民銀行に關しても無限責任制は無限の未必的損失を組合員に負擔せしむるものなれば此の危険料を普通の貯蓄利率に加へて出資者に配當すべきものなりと唱へて居る。有限責任の庶民銀行に於て出資に相當する配當をなすべきは勿論當然のこととしてある。而して實際に於ても亦た皆な配當を拂渡して居る。然れども此の庶民銀行には商業銀行風に業務を擴張して無限に配當率を多くせんとする弊がある。此傾向に反對して「シユルツエー」氏は熱心に配當制限を主張し其の定率を四歩半又は五歩以下と宣言したるが一般には能

く勵行されては居らぬ。此配當制度に關しては最近に獨逸以外の庶民銀行に實行せられたる一新法が現はれた。其は白耳義の「ミヒヤ」氏及伊國の「ヴィバン」博士等が唱へたるものにして白耳義に實行せられて居る顧客配當制である。即ち毎年剩餘金の一部を以て該銀行より借資を爲せる組合員の取引高に應じ顧客組合員に割戻すことである。要するに組合制の根本は少くとも勤儉自助に在るものなれば自助を以て限度とすべく此限度を打超えて出資に對し普通株式の配當と利を競ふと云ふことは極力排斥せねばならぬ又た外部信用の安全を期するには準備積立金を加増することも必要である。従て之が爲めには配當に制限を設けることも必要であらう。併し貯蓄利率と同程度までの配當をすることは是認せねばならぬ。此れと同時に殘餘を顧客配當に供することは頗る良制である。

役員報酬の有無は大なる問題ではない。「ラ」式の信用組合は理事監事他の委員皆な無給なれど「シユ」式の庶民銀行は原則上此等を有給として居る。但し或る國では出資の配當を認めるが爲めか重役總てを無給として居るものもある。

去れど此問題は犠牲非犠牲と云ふ主義上の問題ではない。事務の繁閑に依る便宜の問題である。「ラ」式の信用組合は規模頗る小にして其の事務所も村長宅又は教會堂の一隅に置かれ業務は月に二回又は三回開始さるゝのが多いのである。従て重役には給料を拂ふ必要もなく又た其の經費も充分でない。之に反して「シユ」式の庶民銀行は規模も概して大にして一定の銀行的建物を事務所となし事務も毎日取扱ふて居る。且つ理事中には計算主任の理事がある。此の計算役は「ラ」式信用組合に在りては重役中に存せざるも支配人となし之に報酬を與へて居るのである。して見れば「シユ」式庶民銀行に於て頻々出席し又は計算常務の理事に報酬を與ふるのは事務の繁閑に照し當然のことである。同時に之れが決して犠牲又は自助と云ふ如き主義上の區別に依つて定まるべきものならざること明瞭である。但し伊國の如きは「シユ」式でありながら否一層銀行式でありながら庶民銀行の重役に給料を與へては居らぬ。併かし其の重役が有せる持分出資には素より配當がある。普通株式會社にも報酬なき重役は往々存するものなれば大なる問題とするには足りぬ。成るべくは設立當

初二三年の間、總て重役は無報酬なるを可なりとする。

最後は連合銀行の有無である。兩派の組合は俱に主義に於て地方的下層的機關として分立して居るのであるが、ラ式の信用組合は資金充分ならず自立亦た甚容易ならざれば各組合間の資金調節を兼ね且つは業務上の監督を要する爲め連合銀行を設け又た其の上に中央組合銀行と稱する統一機關を置き尙ほ其の外に國立の普國中央産業組合金庫の優渥なる補助を仰ぐこととなつて居る。從て中央集權の傾向あるを免れざるも、之に反してシュ式の庶民銀行は地方分權の獨立自營を主義として居る。其の實際も亦た他の補助又は干渉を受けずして能く資金を調達し且つ能く自立して居るのである。惟ふに兩系の組合とも皆な元來が地方的下層機關なれば中央集權よりも地方分權的自治の優れることは言ふ迄でもなきことである。左れど各自同種の組合が任意に相連合して同種の組合を作り下級小機關の監督及資金調節を計ると云ふことは充分必要のことと思ふ。此必要に應じて連合銀行を組織するときは多少此の機關に依りて下級組合の自由を制限するも任意の組織なれば別段に干渉又

は保護と云ふ程のものではない。唯だ共同互助の範圍を擴大して益々多く下層資金の融通を便利に且つ安全にするに過ぎないのである。決して集權とか分權とか主義の差違を爲すべき問題ではないとも云へる。故にシュ式の庶民銀行も千八百九十七、八年後に至り、連合銀行團の制度を採用し或る數團の組合は任意に連合銀行を作つて居る。漸次に全體に及ぶであらう。否な識者の議論は更らに中央庶民銀行をも設立するの必要ありとして其計畫は屢々議會に現はれて居る。自耳義庶民銀行の不振なることは此の連合銀行がない爲めであると評せられて居る。

斯くて既に連合銀行を設けることとする以上は成るべく早やく設けるのが得策である。何となれば時期が遅きに失するときは既に隆盛なる大銀行と幼稚なる小銀行との種類が生じて其の大銀行は他の監督を受くることを屑とせず而かも他の援助なくも資金の不足を感せず自ら隆盛を誇り得るが爲め連合同盟の加入を拒むべく、又幼弱なる小銀行は未だ確立の基礎を有せず往々業務會計の缺點もありて連合銀行より嚴重の監視を受くることを畏怖する事情

がある。是れも亦た同盟に加入するのを拒と云ふ傾向になる。其れ故である。加ふるに一國金融の潮流が放任の儘にせば常に下方より上方へのみ集中固定せんとする場合に於て之を幾分にも下方に戻さんとするには是非とも此種の中間機關を必要とする。上方の大金融機關は直接に最下級の地方的小金融組合へ融通を開き得るものでない。必ずや其中間稍々大なるものありて最下級の組合事情を知悉し之が保證の位地に立ちて上方機關より浮動的資金を媒介せんければならぬ。此點は、シユ氏の庶民銀行制よりも、ラ氏信用組合制の方に優賞を與ふべきである。

序次に附言すべきは援助機關の有無である。援助と云ふても國家的の保護ではない。獨逸のラ式信用組合は時々帝室又は慈善家の保護を受け、佛國村邑銀行及其連合銀行は政府の無利子貸下金を受けて居るが此等は國家的又は慈善的の保護である。茲に云ふ援助は之と異りて單に商業的取引に依る融通を謂ふのである。此點に於て、ラ式の信用組合は殆んど他の商業的金融機關と取引をして居らぬ。白耳義の村落銀行は貯蓄銀行及び中央銀行より融通を受

けて居るが此は例外である。他國の信用組合は殆んど斯る商業的取引をして居らぬ。然るに、シユ式の庶民銀行は商業的大銀行と連絡を付けて手形の再割引又は債券引受の融通を受け又た概して公立私立の貯蓄銀行からも預金を受け入れて居る。此點は根本の主義及都鄙金融の差別に依れること素よりなれば兩系充分の理由あることにして別に軒輊を附すること難しと思ふ。一は左程巨額の資金を取引するのでなく他は短期の比較的巨資を要すると云ふ事情がある。又一は道徳的農村的、且つ慈善的なるも他は經濟的商工的且つ自立的なりと云ふ事情並に各國の地方的民情が斯かる畫然たる區別を必要とし且つ區別し得る事情等も大に注意を要する所である。

結論として考ふるに、ラ式信用組合が採れる方法も、シユ式庶民銀行が採れる方法も兩派各自の根本主義が相違せるに依れること明かであつて各々特色を有して居るものなれば兩者とも兩ら複雑各種の社會には必要なりと云はねばならぬ。而して此根本主義の差違は地方民情の複雑なることにも關係あれど其の大原因は都鄙の事情が自ら相違するものある爲めである。故に概して

農村には、ラ氏の信用組合が適當にして效力も多かるべく、市邑には庶民銀行が適當にして且つ其の效も偉大なるべきである、言ひ換ゆれば兩制相待つて村落と都市との下層金融機關を完全に構成し兩制互に補充するの關係に在るものと云はねばならぬ。

要するに兩制の差異は兩制の根本主義に起り兩制の根本主義は必竟するに村落金融と都市金融との差違に基き兩者互に活動の方向を異にするものであると云ふに歸するであらう、但し此は素より大體論にして其各細目に至りては、必ずしも兩制が現に固執する如く相争ふの要なきものあること素より言を待ざる所である。

第十三節 村落金融と都市金融

均しく下層の金融と云つても自ら村落金融と都市金融との別があつて、其の事情は相異り従つて之に適應する條件も自ら違ふと云ふことを知らねばならぬ。

茲に村落と云ひ都市と云ふは特別の意義を持つて居る、無論行政區畫の名稱に依つて云ふにはあらず、又た一は農業者のみ居住せる所にして、他は商工業者のみ居住する所なりと明確に區別するとも出来ぬ、唯た村落と云ふは概して農業者多き人口稀薄の地にして都邑と云ふのは概して商工者多き人口稠密の地なりと云ふ位に止まるのである、此の人口の稀薄と稠密とが主として村落金融と都市金融と事情及條件の相異なる要因となるのである。

先づ人口稀薄の村落及び市の郊外に居る人民は大なる銀行を必要としない、小なるものにては足れりとする、其の組合員も金錢事務に慣れざるもの多きは勿論である、全體に貨幣の流通も少なく其移動も亦た甚少ない、彼等の富は概して貨幣の形を爲さずして多くは實物の形となつて居る、而して彼等の多數が需要する信用と云ふのは其期間概して長期である、短くとも先づ一年と見ねばならぬ、何となれば一年中に唯一回の收穫を得るに過ぎぬと云ふの事情あるが故である、故に若し獨立の小銀行を以て此地方に臨めば資金の運轉は甚だ遅々たるを免れ得ない、斯る地方では勞働者の勞銀と雖も其所得は

甚だ少額にして一定の金額を爲すには頗る長時を要するものである。此關係は農業耕作者たるものみに起るとは云へぬ、商工業者と雖も村落的の商工業なる以上は皆な同様の關係であらねばならぬ、何となれば村落の商工業者は其村落的顧客の需要に應じて取引しなければならぬ、而るに其村落的顧客なるものは何れも殆んど皆な支拂の遅々たる農家及農業労働者のみと云ふ事情なるに由るのである、斯る事情なれば組合が銀行として出資者其他の債權者を誘致するには、隣保相互に接觸して相互の事情も能く知悉し且つ相互に制肘し監督する利便のある丈に、左して困難を感ぜざるべきも、如何せん其の範圍の狭少にして巨大の金融力を有し得ざることは勿論である。

人口稀薄の地は組合が銀行として資金を豊富に醗集するに困難なること以上の通りである、勿論此等組合の背後には貨幣價值の大なるべき富源が廣く横つて居れど、實際其組合の領分に持來さるゝ所のものは僅少の貨幣のみである、是に於てか此等の組合銀行は其基礎を有形の資金よりも無形の責任の上に据付けざるを得ずと云ふことになる、細心周到の注意に依り組合員を選

擇して其の責任を最も有效ならしむることに努めねばならぬ、次に又た取引は僅少にして貸出の多くは長期である、概して固定の傾向がある、従つて収入と支出との差額は微々たることになる、左れば其の組合經費は極端に切り詰めて無給的の勞務を使用せねばならぬのである、必竟商業的の經營方法は採る必要もなければ又た實際に採ることも出来ないのである、此點は組合の債權者より見れば領承し難き所ならぬが、其代はりに總ての組合員は一目の下に在りて能く互に各人の行動を監視し又た各人をして互に奮勵せしめ得べき利便がある、理事者は日々起る銀行の小事故をも一切の組合員に知らして互に利害を感ぜしめ之を利用して銀行の機關を有効に武裝することが出来る否亦然く利用するに努めねばならぬ、貸出金の使用に付ても顧客を制限せねばならぬ、又た階級感、地方感並に道徳上及社會上の勢力を組合の基礎に利用するとも出来る、能く其の組合員の選擇に注意して社會の最下層にまでも浸入することが出来る、否な苟くも正直なる以上は如何なる貧民にても加入せしむることに努めねばならぬ、之れと同時に組合の神聖を保つ爲めには勢ひ

組合外の人と事務の取引を爲さぬことにせねばならぬであらう、最後に全制度の基礎を責任感の上に据付けて準備金を注意深く積立て、銀行の有効資本を増加することゝせんければならぬであらう。

之に反して人口稠密の都會は事情を異にして居る、下層と云つても人数の多きが爲め其使用する貨幣は頗る多い、實物の取引は全く存せずして現金の取引のみが行はれて居る、否な進んでは信用取引すら行はる、銀行の組合員は多種多數であつて其の各員の状況を精密に知悉することは出来ぬ、顧客は比較的大なる營利者を含んで居つて且つ常に甚しき移動がある、到底彼等を堅固なる責任感の基礎の上に固むることは困難ならざるを得ぬ、此等の事情と関連して其の信用の需要は大小甚だ不同にして而かも一般に其の期間は短きを常とする、需要の用途はと云へば商工業用又は家事用を主として居る、仕事の材料、店舗の商品若くは家事の用具を購入する爲めに借らんとするものもあり、生活上の消費を節する目的で食用品の多量現金買入に要する貨幣を借らんとするものもある、又時としては小なる家屋を建築し若は取得せん爲め

借らんとするものもあり又た場合に依れば自己製品を安價に放賣するの不利を避けんとして或る需要期まで之を貯藏する間低利の資金を借り置かんとする商政治家もある、用途は斯く種々多様なれども一致する目的は皆な必竟高利貸の毒牙を免れんとするのにある。

都市の金融事情は以上の如きが故に都市の銀行は縦令へ下層の需要を目的とするものと雖も貨幣の多量且つ自由なること取引の大なること資金運轉の迅速なること及び事務に精熟すること等を以て經營の條件とせんければならぬ、是に於てか組合は其の責任の有限なると無限なると將た保證的なるとに論なく責任擔保の有形的基礎となるべき資本は持分拂込の方法に依つて作成せんければならぬ、併し其の必要とする出資額が大なれば大なるに伴つて無限責任制は障害となり勞ひ有限責任又は保證責任の制度を採らんければならぬと云ふことになる、是れが信用制度の基礎となるのである、次ぎに經營の方法は取引の大且つ頻繁なる丈けに商業的方法を採用し熟練の常務者を置き多數の従事員を指揮せねばならぬ場合が多いであらう、又有給無給の問題を

考へねばならぬ、併かし如何なる役員まで無給とし如何なる役員まで有給とすべきかは實際に當りての問題であつて一概には決定し得べきでない、銀行の大小繁閑又は經費割合のことにも注意して各組合毎に決定すべきとである、出資前の數も必ず甚だ多數にして全體の組織は到底粗暴なるを免れざるが故に組合員の意思に總てを信頼するとは出来ぬ、其れよりも重役に信頼して事業の有効なる指揮監督を勵行せしむるの外なき事情もある又た貸出金の用途は知り得る限り精確に突止むることの必要あること勿論なるも使用契約の條件を餘りに嚴格にするは甚だ效なしてある、寧ろ甚大の注意を人格の上に置かんければならぬであらう、然るに此の事は組合の性質上餘程の困難である、到底都會に於ては完全を期し得ぬであらう、結局は貸出の當初に於て辨濟力の信任せらるべき債主を選択して之れと取引するに努むべしと云ふの外はない、之に付きては是非債主の爲め自ら進んで質となるべき保證人を必要とする、此保證人は大切である、此の保證人が信任し得らるゝものなる以上は各組合員を選択するに付きて嚴密煩些の手續を省略するを得るであらう、最後

に又此銀行は資金を要し且つ經費を多く要するものなれば或程度まで組合員外のもの又は他の金融機關と取引するの必要を認めねばならぬ、此點は餘りに擴張すれば根本の目的を逸し又甚だ危険の虞がある、故に充分抑制せなければならぬが、組合の自存に必要な程度までは働せて差支ないのである。

以上之を要するに人口疎密の差違ある都鄙は其の主要の需要業體並に金融の繁閑自ら相異なるものあれば之が下層金融組合も亦た自ら異なるべく又た其異なるを可とすべし、既に相異なる需要に對するものなれば兩制度は決して根本より相反撥するものにはならずして却て互に相補充すべきものである相互は直接に相互の補助であつて一は決して他の害となり他は亦一の害となるべきものではない、兩制兩々相待つて都鄙全般の下層金融を完全に且つ多々益裨益するものである。

故に獨逸に於ては、ライファアイゼン氏の信用組合の設立せらるゝや殆んど同時に、シュルツェー庶民銀行起こり伊國も、ルザツチー氏の庶民銀行が設立せらるゝや幾何もなくして、オーレンブルグ氏の信用組合は起つた、而して何れも

今は併立して互に其特色を發揮して居る、白耳義も埃國も亦た皆な此の兩制度を存して居る、佛國は近來まで「ラ」式主義、シユ式經營の折衷的一系を以て専ら農業信用を助くるに努めたるも近時は純然たる「シユ」式庶民銀行が加はれるに至つた、本邦の下層金融組合たる信用組合は純粹なる「ラ」式系統にはあらざるも到底「シユ」式の庶民銀行とは稱し得ない、故に出來得べくんば現制信用組合の外「シユ」式否な寧ろ「ルザツチ」式の庶民銀行を設けて補充せんければならぬと思はる。

第十四節 庶民銀行の成績

各國庶民銀行及之に類似する金融組合の統計的成績に關しては既に之を第七節に敘述した、吾人は之に依りて庶民銀行は其の數に於てこそ甚だ多からざれ、其の資力に於ては信用組合の比にあらざることを知り得た、故に吾人は最早や資力に關する庶民銀行の成績を再絮せぬであらう。

茲に吾人が専ら問はんとする所は庶民銀行の規模及貸付に關する成績如何

の問題である各國中最も古く庶民銀行を設けたる獨伊の例は吾人が依て以て則とるべき最好の模範なれば吾人は先づ此二國に於ける實績を叙せんとする。

獨逸は「シユルツエー」氏が千八百五十年「アイレンベルグ」の小邑に於て僅々十人の組合員より成れる無限責任の組合を設けたるに始まり最初の資力は眞に一粒の涓埃に過ぎざりしが今や組合數も組合員數も増加して其の出資拂込額は一億圓を超え貸付高は十八億圓に達して居る、此額や英國の「チャンパーレン」氏が英國勞働者の失業を保險するに充分なりとて要求せる費額にも優れりと稱せらる、少くとも普國全普通銀行の總預金高に匹敵し獨逸全貯蓄銀行の總貸付高の半額に達することは疑を容れぬ。

伊國の庶民銀行は「オンルルザツチ」氏が千八百六十六年「ミラン」市に於て五十人の出資者より作れる僅々二百八十圓弱の有限組合に淵源せるも今や其の「ミラン」庶民銀行の一を以てして千九百九年に資本及積立金五百七十五萬圓、其の貯預金五千五百四十五萬圓を擁し其の貸付は既記の如く手形に依る保證貸付のみに五千六百九萬圓を投下するの盛況を示めすに至つた、之に倣ふて

多數の庶民銀行相繼いで起りたれば伊國は模範的の庶民銀行國となつた、千九百六年末の統計に依ると伊國の庶民銀行数は八百三十二個の少數を以てしながら、其出資總額は五千三百七萬圓にして其の貯預金は二億八千七百四十六萬圓を擁し其の貸付高は手形に依る保證貸に於て一億八千百萬圓を示めして居る、此數や資本に於て伊國全普通銀行の約半額に過ぎざるも貯預金に於ては約倍額を示すの盛況である、官私貯蓄銀行の普及し且つ隆盛を極めて居る伊國として驚くべき成功と云はねばならぬ。

伊國の「ルザッチ」氏は自ら千八百九十八年に於ける獨伊の庶民銀行を比較して有益なる報告を吾人に提供して居る、此報告に依れば獨伊兩國に在る庶民銀行は各一行宛の平均に於て左の如き成績を擧げて居ることが分かる。

各一行平均	獨逸庶民銀行	伊國庶民銀行
組合員數	五六一 ^人	五九一 ^人
出資金	一七七〇二二 ^法	一二五、六六二 ^法
積立金	五六、二四八	四八、九七七

七三三、一九六

六三五、六七三

二、一〇七、三七〇

一、四二六、七二四

一三、〇八一

一一、四九八

貯預金
貸付高
利益
慈善費

九一

二二一

(備考)右は千八百九十八年の當時、公に報告し來れる兩國の庶民銀行丈に關する統計である、其の報告銀行數は獨逸の分九百六十二行、伊國の分五百九十四行なり(法は我四十錢)

吾人は今更斯る有益なる統計を掲げたるの幸機に於て讀者の比較参照に供せん爲め「ラ」式信用組合に關する獨伊兩國の比較的統計を左に録記して見やう、唯だ其年次は千九百七年なれば前表の年次と著しく隔つて居る、併し其の統計は一行宛平均の比較數なるが故に兩國兩制の成績概要を對照するには之が爲め參考の價値を失ふことなきを信ずる(麻は我五十錢)

一行平均	獨逸信用組合	伊國信用組合
組合員數	一〇一 ^人	?

出資高	九〇六	一五四
積立金	三、四二四	一、〇〇〇
貯預金	九七、五一三	二八、八〇〇
貸付高	九三、六三三	二五、六七〇

此の表に依れば獨逸の信用組合は伊國の信用組合に比して其の古き丈け著しく優勢を示めして居るが之を獨逸の庶民銀行に比するも將た伊國の庶民銀行に比するも、古るき前表と對照して其の到底及ばざることの遠きを知ることが出来る。して見れば庶民銀行は總體に於ても各一行に於ても信用組合に比して其の規模及活動著しく大なるものありと云はねばならぬ。

次ぎに吾人は庶民銀行の貯蓄者たり且つ借受人たる組合員の職業に於て如何なる種類のもの多きかを見るに是れ亦た獨逸と伊國との比較を左に掲ぐることとせん

○ 獨逸庶民銀行の組合員 百分比例

獨立農業者	二七、一〇
手工業者	二四、〇六
商業者	九、九五
労働者	一三、四七
醫師藥劑師	七、三二
金利衣食者	八、二一

(備考)千九百六年の統計に係る

伊國庶民銀行の組合員

職業別	總人員の百分比例	總持分の百分比例
大地主	六、五六	一七、九五
小農業者	二四、一二	一四、六九
村落日勞者	四、六六	一、八〇
大工商業者	四、七七	一四、九〇
小商工業者	二五、二五	二〇、八六
		一五、五

工場労働者

八二一

一五六

官吏、書記、教員等

一八、八六

一五三四

無職業者

七六七

一〇、九五

(備考)千九百七年の統計にして六百三十九行の分である

獨伊兩國の統計内容一致せざるが故に其の得失を定め難きも大體に於て小産業者及労働者を網羅する點に於て獨逸よりも伊國の方成績良好なりと云ふことが出来る。持分の分配に於て伊國は大産業者の持分が比較的多きを見るも投票權は一人一票制なるが故に結局比較的富裕者の多き出資を利用して比較的細資者の利益を増進するの結果となるのである。且つ獨逸に於ては手工業者の割合漸次減少し商業者の割合漸次増加するを示めして居る。此現象は手工業者が位地を改良し得て比較的大なる商業者と成れる爲めなるか又は殊に大なる商業者が新に加入して庶民銀行を利用するに至れる爲めなるか不明の廉なきにあらざるも獨逸の識者は之を後者の原因に歸せんとする趣きがある。果して然りとすれば此點に於ても伊國の庶民銀行は獨逸の庶民銀行よ

りも成績良好なりと稱し得べきである。

最後に成績と關連して問ふべきものは失敗又は損失である。白耳義の庶民銀行が種々の原因に依りて遂に振はざるとは既述の通りである。識者は其の重大原因を連合銀行なきに歸するも大體は斯る蕞爾の小國が他に類似の諸銀行及金融組合ありて既に都鄙を通し機關の多きに苦しむの事情あるに依ると疑ふべくもない。而も僅々二十四個の庶民銀行を以てしながら、五百九十九個の信用組合に比して能く七倍の資金を集散して居る。其の茲に至る迄の間不要にして失敗せるもの數多相繼きたるものありたるは勿論なるが此等が消失せる今日に於ては其の殘れる前記の諸行に依りて失敗の汚名を雪ぎ得たるものと云ひ得るであらう。

獨伊兩國に於ては各行としても殆んど失敗の歴史がない。伊國に於ては四十年間に失敗したるもの僅かに三行に過ぎぬと云ふことである。小口の貸付に伴ふ損失は人の往々憂ふる所なるが事實は全く之に反して殆んど貸倒れと稱すべきものなきは注意を要すべき所である。伊國の例に依るに損失の割合

は普通營利銀行の損失割合よりも遙かに少である。地方庶民銀行の損失平均額は總貸付中萬分の一に過ぎずと云ふとである。細民に對する信用上の貸付が不思議に貸倒れの少なきことは營利的の質業者又は日歩貸等も能く唱ふる所である。まして同業組合に關係ある庶民を組合員として之れに人格信用上の低利貸付を行ふ相互銀行に於ておや、其の損失の少なきは不思議にあらざして寧ろ當然のことである。

第十五節 自助と慈善及補助

自助は自力であつて共同自助は各員自力の結晶である。共同自助の勤儉正直を信用の基礎として他より低安の信用を得ることは毫も自助たるを害せざるが、特に外部の慈愛を請ふて恩惠的の慈善又は保護を仰ぐことは避けねばならぬ。之が爲め一時は外見的の利益又は繁榮を呈することあるべきも自助の精神は腐敗を生ずるものであつて結局は損失又は衰亡を招くものである。故に「シユルチエー氏は自ら自己の力に頼りて資本家たることを期せよと諭と

し博士「ラウレント氏は『勞働者の有し得べき唯一の資本は彼等自身の創作する資本なり相當の犠牲なき贈惠の貨幣は眞の資本にあらず故に少時にして浪費せらる』と説いた。

慈善が浪費に畢れるの事實は過去の歴史が之を證して居る。信用組合は過去幾度も慈善の下に立つた。而かも其の數百萬に達せる贈惠は恰も海中に投棄したるが如くに消へた。肌衣を要する者に羽織を與へたる如き見當違もあつた。之が爲め受贈者に節約を奨めずして却て彼等を不注意無先見の人となした。斯の如きは適當の人を撰んで適當の救済をすることが事實困難なる爲めである。其の分配が不公平なる爲めに不平の念を生ぜしむることも随分多き事實である。又往々は與へたる者に恩威の念を萌さしめ、受けたる者に卑屈の心を起さしめたることもある。而して結局は概して失敗である。佛帝奈翁三世の保護に立てる「ケース、デスコント」及び農業信用組合の如き、女皇「ユーゼニー」の保護せる「ソシエター、デーブレ、ランフランス」の如き、「ガムベッタ」氏の保護せる「ケース、サントラール」の如き、何れも偉人の慈善的保護に浴した

るものなるが目的は皆な失敗に畢りたのである。

元來正直律義の人は慈善を喜ばぬ性癖がある。獨逸には庶民銀行の設立前に慈善的の貸付銀行があつて其の數も少なからざりしが人民は名譽心に驅られて其の貸付を受くることを好まなかつた。又た佛國の佛蘭西銀行や白耳義の國立銀行は地方的中等銀行例へば「コントワール、デスコント」及「コントワール、アグリコール」の如しの手を経て慇懃に地方的顧客と接近せんと努めたるも其の目的を達し得なかつた。白耳義の國務大臣「グローク」氏は其の理由を説明して居る。地方村邑に於て住民が知らぬ外部から慈善貸を受くるときは四隣の疑を招き彼が經濟狀態に不信用的動搖を來すが故であると云ふて居る。地方民一般の羞辱心が反抗する爲めでもあらう。「ライプアイゼン」信用組合は今尙ほ貸付表の上方に富者數名の氏名を掲げ其の下方に貧民の名を列して居るが、此れすら地方民の甚だ不快とする所であると聞く。此等の事實に依つて見ると地方の正直律義なる人民を接近さする唯一の機關は能く彼等の地位及目的を理解し彼等と同一の地方に居住し彼等と同階級を爲し彼等の事業に親炙す

るものでなければならぬ。彼等に牆壁を設くることは最も禁物である。

保護は決して安全でない。大保護者たる「ランパール」氏が助立せる「リーグ」銀行は不幸にも其の資金を巴里市會の認定せる委員に託したるが爲め其の貸出したる組合の破産に遭遇して遂に失敗した。又た獨逸の新領「アルサス」に於ける庶民前貸銀行は官吏を以て經營者とし各種嚴密の注意を加へて小民を救濟せんとしたるも其の實效はなくして失敗した。伊太利に於ても政府の老婆心で農業銀行を設けたるが千八百八十二年には其の三十行中の九行を破産せしめ他も甚振はざるに至つた。然るに其後「ルザッチ」氏の創設せし自動的の庶民銀行は總ての保護を拒絶しながら偉大の成功を示した。又獨逸伯林に於ては皇帝「ウイルヘルム」恩賜金に依り、千八百六十五年に彼の英傑「ビスマルク」公が熱心に保護して社會政策的の組合を設けたるも絶望的廢類を來して閉鎖を告げた。「チューリンギヤ」に於ても同様の運命を見た。而るに其後に起れる「シユルツェー」氏の庶民銀行は一切の官權的保護を拒絶しながら現今の成功を贏ち得たのである。

保護の結果には又た往々秘密主義が伴ふものである。必竟他の保護を得ん爲めに事情の公開を避くるのである。下層共同互助の機關としては此神秘的閉鎖を打開せねばならぬ。「モリール」卿の言に依れば此種の信用機關を安置すべき柱石は三個の信條に在りと云ふことである。其の三個條と云ふは(一)最大の責任心(二)最少の冒險(三)最大の公開即ち是れである。組合と組合員の間及び組合と他の機關の間には最大の責任を重んじ其の内情まで總て公開せねばならぬ。「レオンセー」氏の如きも「庶民銀行の目的は信用を民主的にするに在り從て總ての事情を平民的に公開して組合員全體の隔意なき共助に依らねばならぬ否不然らずんば決して完全の成果を收むることを得ず」と云ふて居る。

第十六節 各國庶民銀行制度比較

第一項 組織及目的

獨逸 獨逸の庶民銀行は小産業者及労働者を組合員とする相互組織にして彼等の自助心を基礎とし共同の貯蓄及相互の信用に依り各自産業の資金を融

通するを以て目的とす殊に都市に於ける小商工業者、手工業者、従業者、使用人及労働者の金融機關たるには最も適當せしむ。

佛國 佛國の村邑銀行は農業組合(農業相互保險組合とも)又は此等の組合員が共同し組織する相互組合にして其の目的は専ら農産業に關し農業組合(同業組合)の一種又は其組合員の實行する事業を助力し且つ之を保證するに在るも金融の外組合員の爲めに生産品及家畜等の購求販賣を行ふのを普通とする。

伊國 伊國の庶民銀行は中産階級及小産業者の共同責任及自助心を基礎として組織する相互組合にして其の目的は協同及貯蓄に依り組合員に貸付融通を爲すことに在る。

白國 白耳義の都市相互銀行は小賣店主、小工業者、職人、教員、使用人、労働者、小農業者及小園藝業者等を組合員として組織する相互組合にして其の目的は此等貧弱なる階級を金融に於て救済せんとするに存する。

第二項 會員の責任及出資

獨逸 無限責任を主義とするも一八九六年以後は有限責任を有効と認めて爾後著しく有限責任制を増加した、但其有限制は謂所保證責任制又は假裝的無限制と稱するものにして出資金の五倍以下とす、各員の出資は無限制に在ては通例一口五十圓とし、有限制に在ては六十圓以上とす、無限制は一人一口に限り有限制は一人の口數一定せず、拂込は一時又は賦拂である、

佛國 責任は定款に任せ有限無制限自由なるも實際は有限制最も多し、出資の金額は一定せず、會員に基本會員と普通會員との別あり、前者は一時に出資全部を拂込み、後者は月賦出資とす、前者の出資證券は讓渡するを得ず、何れも一人の口數は一定せず但し五口迄毎に一個の議決權を與ふ、

伊國 責任は必ず有限としてある、出資は一人一口に限らず、一口は二十四であつて加入者は必ず一口以上を所有せなければならぬ定めである、但一人を以て出資二千五百リール(千圓)を超ゆるを得ずと制限せらる、投票權は口數の多少に拘らず一人一票に限定す、拂込は通例十ヶ月間の月賦である

白國 責任は有限なるも假裝的無限制である、出資は一口八十圓とし組合員

は必ず一株以上を有せんければならぬ、而して其の責任は出資額の五倍を限度とす、拂込は普通毎週二十錢とし四百週に完了す、出資の外に加入金あり其の額は一圓二十錢である、

第三項 地區及規模

獨逸 會員及事業の區域を一寺區に限定することなく寧ろ大なる區域に亘り汎く各種の小産業者及勞務者を網羅して便宜其の範圍を定む、其規模も從て大なるものありて各地に代理者及委員を置き地方名望の商舖を以て之に充て其の取扱高に對し百分の八分一の手數料を給與す、

役員には理事、監事及鑑定委員あり、理事中一人は會計主任である、

佛國 地區は一寺區と限定せず定款の定むる地域に依る、從て定款は便宜其の區域を増減する、

役員も取締役、監査役あり取締役は基本會員中より選出し、監査役は普通會員より選出せらる、

伊國 地域的制限はなく規模は獨逸のものよりも大なるものが多い。支店及代理店の設けあるものもある。役員は總會の選舉する理事、監事及割引決定委員、仲裁委員あり、其下に支配人以下多數の行員を有して居る。割引決定委員は信用の授否を吟味し各組合員に與ふべき信用高の最高限度を決定する特別委員である。理事會及總會選出の組合員四人が之に當つて居る。其の中より二三名の執行監督が出来て毎日一名宛出勤し、カード式の信用目録を保管し信用決定範圍に於て貸付割引の執行を監督する。此の委員が毎日の貸付及割引の許否を決定する最高機關である。其の拒絶には理由を附せない。若し此の委員の拒否に不服あるものは仲裁委員に訴ふることが出来る。仲裁委員は總會選出の組合員三人が之に當るのである。

白國 村區的の制限なし。役員には十五人以内の評議委員あり、評議委員は總會之を選定して其の中より二人又は三人の理事を互選す。此外に又た一人の監査役あり、此の監査役は邑銀行に於ては熟練なる計算人又は銀行經驗者を以て之に充てゝ居る。

第四項 資金の種類

獨逸

庶民銀行が貸付、割引又は運轉利用すべき資金は左の源泉より成る、

- 一 加入金及持分出資の拂込
 - 二 組合員の小口貯金
 - 三 組合員及組合員外者の大口預金
 - 四 個人及銀行よりの借入金
 - 五 公立貯蓄銀行及公共團體等の寄託金
 - 六 組合員手形の再割引金
- 組合員の小口貯金は庶民銀行最大の資源にして利率は三朱五厘とし貯蓄銀行よりも高歩なり之を五朱以上に運用するを期して居る。引出の爲めには通例二ヶ月乃至三ヶ月前の豫告を必要とす。組合員手形は組合員が負債の際差入れたる手形にして庶民銀行は「ドレスドナー」商業銀行に就き之が再割引を請ふのである。

佛國 佛國の村邑銀行は全然聯合地方銀行の下級機關なれば其の資金は組合
資本金の外、左記二種の源泉を以て足る、

- 一 利付又は無利子の當座預金
- 二 聯合地方銀行よりの融通金

聯合地方銀行は多額の政府貸下金あり利付短期債券の發行あり佛蘭西銀行
の再割引あり之を以て村邑銀行の裏書せる村邑銀行組合員の手形を割引き
又は直接に村邑銀行への貸付及融通を取扱ふ、

伊國 此國の庶民銀行は最も銀行的にして從て其の資金の源泉も豊富である、

- 一 加入金、出資金、組合員貯金、組合員外大口預金
- 二 組合員手形再割金
- 三 農業債券の發行
- 四 貯蓄銀行の融通
- 五 大銀行の融通
- 六 連合會の援助

農業債券は連合會の保證に依り發行し又は直接に大銀行に交付する長期の
ものである、貯蓄銀行の融通とは庶民銀行が之より低利の貸付若くは手形
の割引を受け又は其の發行せる農業債券の引受を受くるのである、大銀行
の融通と云ふは伊國の紙幣發行銀行が特權に對する義務として臨時に低利
の資金を庶民銀行に融通することである、

白國 出資拂込金、加入金、組合員貯金及び大口預金の外に、

國立貯蓄銀行の割引及援助

等ありて其の資金を作成する様である、連合會あるも其は單純なる集會及
通信機關にして金融調節及業務監督の機關にはあらず故に庶民銀行の資金
を援助することを得ない、

第五項 運資の方法及條件

獨逸 庶民銀行が組合員に與ふる信用は普通貸付、當座勘定貸付及手形割引の
三種である外に身元保證金貸付及手形引受保證の副業がある

- 一 普通貸付は左の方法に依る。
- 甲 保證貸付 此の貸付は庶民銀行貸付總額の七割七分を占むるものにして對人信用貸の特色を顯はして居る。保證人は通例債務者たる組合員の親友兄弟乃至從兄弟を以てする。
- 乙 擔保貸付 國債、地方債、政府保證債券等市場取引の大なるものを擔保とする貸付である。
- 丙 抵當貸付 不動産の鑑定價格四分の三を限度とする抵當貸である。
- 丁 無保證貸付 何等の保證人なく又た擔保若くは抵當をも要せず單に債務者たる組合員一人の人格を信用する名譽貸である。此貸付は總貸付の百分の三に過ぎぬ。故に前項の擔保及抵當貸は總貸付高の二割に當る計算である。
- 貸付の形式には證書貸及手形貸の二法あるも一般には手形貸に依つて居る。手形貸は債務者をして前記諸保證の上に手形を差入れしめて金額を交付するのである。

- 二 當座勘定貸付は普通貸付に於ける如く保證擔保、抵當又は無保證にて組合員たる債務者より手形を銀行に差入れしめ銀行は之に對して貸付くべき最高金額を定め債務者をして此の範圍内に限り必要の都度、所要の金額を小切手を以て引出さしむるのである。但し銀行は自衛上必要あるときは一週間前の豫告を以て何時にても此の當座貸付を解約することを得。
- 三 身元保證金貸付は組合員が他人と契約を爲すに當り要する身元保證金を立替ふるのであつて銀行は之が爲め低歩の手數料を該組合員より收入するのである。
- 四 手形割引は組合員の一人が組合員たる他の一人を支拂人又は引受人として爲替手形を振出したる場合に於て銀行其の受取人となり手形を割引するを云ふ。此手形の期限は通例三ヶ月である。銀行は此場合に於て手形振出人及支拂人又は引受人たる組合員の身分及信用を精査す。
- 五 手形引受の保證は組合員が振出せる手形の引受を保證して他の銀行より其の割引を得せしむるを云ふ。庶民銀行は之が爲め保證料を收入する。

一 組合員に對する信用の額は通常二千五百圓を最高限として居る。其信用の期間は普通貸付及手形割引ともに普通三ヶ月とし當座勘定貸付は五年である。利子は預金利子平均三朱四厘八毛にして貸付利率は平均五朱五毛に當つて居る。

佛國 同國村邑銀行は農業銀行なれば其の目的に依り貸付も自ら制限せられてある。左の如し。

- 一 農業以外の目的には貸付を爲さぬ。
- 二 會員又は農業組合員以外のものには貸付を爲さぬ但し此等組合の組合員は皆な同時に必ずしも村邑銀行の會員にはあらず、而も村邑銀行は此等の自己會員外の農業組合員に貸付くことを得る定めである。
- 三 貸付には農業組合又は其他適當の保證人を立てしむ。貸付の利子は四朱以下である。
- 四 有保證又は無保證の貸付、有價證券の讓渡、交換又は動産の賣買を行ふて居る。

五 會員の手形、農産物の庫荷證券及び未收穫物の擔保證書に裏書することをも行ふて居る。

六 農業上の取引に關し農業組合又は其組合員の爲めに取立及び支拂の事務を取扱ふ。

七 基本會員には如何なる貸付をも爲さず。

伊國 庶民銀行の運資方法は普通貸付、當座勘定貸、證券割引、農業信用貸、土地及證券擔保貸、名譽貸、慈善貸及保險組合貸等に限られて居る。此等の中、土地及證券擔保貸以下列記の事項は組合員外者にも適用せらる。

- 一 普通貸付 は組合員の差入れたる手形に對して貸付くる保證貸である。其手形は通例六ヶ月拂であるが債務者が元金の四分一以上を償却したるときは、更らに四ヶ月の更新を許す定めてある。此の貸付には三の條件がある。第一の條件は持分の半額以上を拂込める組合員なること。第二に銀行の請求に依り保證人を立て又は土地若くは證券の根抵當を入れること。第三に各持分拂込額の二倍を限度として要求すること是れである。

- 二 當座勘定貸 是れ又た組合員に限るものにして保證又は擔保を要し且つ其の期間は最長二年である。小切手引出の法が之に附帶して居る。
- 三 證券割引 爲替手形、倉荷證券、商品手形、企業設計及計算書、勞銀證券又は國庫、公共團の支拂命令を提供して組合員が貸付を請ふときは割引の上現金を交付す。勞銀證券は契約したる勞銀の割當書である。此證書及企業設計計算書は支拂義務者の裏書及本組合を通じて支拂を爲すべき旨の契約付なることを必要とする。
- 四 受託物貸付 質貸である。毎年總會に於て其貸付金額の限度を定む。此の質貸には特別の手續及び細密の規定あるも之を略す。
- 五 農業信用貸 是組合員に限り最長一年間の期限を以て貸付するものにして其の種類は(甲)農産物及未收穫物を擔保とする貸付(乙)地主の地代を引當とする爲替手形の割引の二種にして此の貸付高は資本金の半額、準備金及定期預金の三分一の合計額を超過することを得ぬ。
- 六 擔保貸付 政府の發行し又は保證する有價證券及び土地抵當會社社債

券を擔保とする貸付である。其貸付期間は六ヶ月を最長期とし貸付價格は額面の五分の四を限度として居る。

- 七 名譽貸付 是貧民にして下の條件を具備せるものに貸付するのである即ち(甲)正直勤勉一定の常業を有し且つ讀書文筆の能力あること(乙)銀行の組合員にあらざるも他の産業組合同業組合又は共濟組合の組合員たること(丙)其貸付高は四十圓以下なること(丁)二人の證明人が債務者の正直にして且つ支拂能力あることを證明すること是れである。若し彼が産業組合同業組合又は共濟組合の組合員なるときは組合理事の證明を以て足る(戊)貸付期限は六ヶ月を最長期とし割賦方法に依り償還すべき定めである。此の名譽貸に使用すべき資金額は(己)各銀行毎に一年分何程として限定するのであるが通例四千圓乃至一萬六千圓以下なる様である。

- 八 其他の運資 災厄に罹れる小農に無利子又は之に均しき低利を以て慈善貸を爲し又は家畜保險組合に資金の融通を與ふる如きことも出来る。慈善貸とは其の用途が生産的ならざるを意味するものであつて決して贈

與の意味ではない、贈與は自助に反するものとして之に資金を使用せざることにして居る。

白國 此國庶民銀行の運資は保證貸付、割引及信用貸の三種に分れて居る。

一 保證貸付 は組合員の出資を間接の擔保として其の一倍半迄保證人付にて貸付し借主の所要に應じて引出さしむ、其の償還に關しては獨伊と異り分割辨濟の制度である。

二 手形の割引又は引受 組合員の手形に限られてある且つ確實の裏書人又は擔保あるとを必要とする、之に對し銀行は其の出資額の五倍以下なる範圍内に於て此の手形を引受け又は割引す。

三 信用貸 何等の擔保なく保證人なく單に人格を基礎として貸付くる謂ゆる名譽貸である。

第六項 配當及準備金

獨逸 此國の庶民銀行に於ける剩餘金は配當及準備金の積立に處分せしむ。

其の準備金積立に關しては一定の制限なし、之を控除せる剩餘金の殘額は組合員に配當するを得、其の配當率は平均六朱内外なりと云ふ。

佛國 剩餘金は其の四分の三以上を割きて之を準備金に積立て資本金の半額以上に達せしむ、此の積立金を控除せる殘額は會員たる組合及組合員に分配す但し基本會員は年三分以上の配當を受くるを得ず、普通會員も年五分以下に制限せらる。

伊國 模範定款に依れば組合利益金の分配は七割を出資株に二割を準備金に、一割を役員報酬若くは教育の獎勵及び慈善事業の投資に處分すべきことと定めらる、然れども出資株一株に對する配當率は之を制限せず、一割五歩又は二割と云ふ如きもの少からず。

白國 利益金の處分に關し特別の規定なきも實際上利益金の五歩以上を毎年準備金に積立て以て資本金の十分の一に達せしむるを普通とする、此積立金を控除せる剩餘金は適當の方法に依り處分すと定めらる、之が爲め、配當金は一時八分又は一割五分なるを見たるも今は通例、四歩に限定せらる。

其の餘剰をば使用人及顧客配當に用ゆるの制度である。準備積立金は不可分として銀行の財産に編入し組合員の分割請求を許さぬ。

第七項 役員報酬

獨逸 理事長、理事、監事、鑑定委員其他の行員皆な相當の俸給を受け且つ年末賞與をも與へらる。

佛國 取締役は皆な無給、監査役は有給又は無給にして支配人以下は皆な有給である。

伊國 理事、監事、割引決定委員、仲裁委員は皆な無給にして支配人以下は皆な有給である。理事は自己の銀行より金融を受くることを得ずとの制限あり。
白國 評議員(理事)は始め無給なりしも今は出席に對し小額の日當を與ふ。監査役亦た之に同じ支配人及出納係等は有給である。

第八項 聯合庶民銀行

獨逸 此國の庶民銀行は地方分權主義にして各行互に獨立自營し久しく聯合統一を見ざりしが、千八百九十七年に於て、アレンスタイン聯合庶民銀行及び翌千八百九十八年を以て、ハイデ聯合庶民銀行が出来て其の所屬庶民銀行に當座勘定を開き其の清算交換及金融調節の中心となつて居る。資金は所屬庶民銀行の出資より成り保證貸手形割引及預金の事業をも行ひ居れり。

佛國 此國の聯合地方銀行は村邑銀行及農業組合の聯合組合である。但し其資本金の三分の二までは村邑銀行の出資に依るべきものとす。

其運用資金は(一)出資金(二)利付短期債券の發行(三)村邑銀行及個人の當座預金(四)佛蘭銀行より受くる再割引金(五)政府貸下金但し拂込資本金の四倍以下(六)證券預入に依る借資より作くらるゝ。

其の事業は(一)村邑銀行に融通すること(二)村邑銀行の裏書ある村邑銀行會員の手形(庫荷證券、農業組合債をも含む)を割引すること(三)村邑銀行の常時的監督に任すること(四)餘裕金を以て公債、國庫債券及政府の保證せる有價證券を買入れ得ることに限らる。

伊國 此國の聯合銀行も金融調節の中心である。各所屬庶民銀行は各二人宛の代表者を選出し聯合會議を設け其中より中央委員を互選す。其の組合員は同一縣内の庶民銀行である。一定の手續に依り脱會を許るし又た聯合より除名することも得べし。其の聯合會銀行の職務は略ぼ左の如くである。

- 一 所屬組合をして相互に斡旋共助せしめ信用取引より生ずる弊害を排除する爲め必要の方法を講究すること
- 二 所屬組合の財産狀況其他一般の行務を検査すること
- 三 庶民銀行に關する統計を編纂し及び雜誌を發行すること
- 四 庶民銀行の農業債券に保證を與ふること
- 五 各銀行間の金融過不足を調節すること
- 六 役員は總て無給である。各銀行は其代表者の出頭に要する實費を支辨するの外、聯合會銀行の一般事務費として一定の分擔金を齎出する

白國 此國の聯合會は單純の集會に過ぎぬ。所屬銀行に對して監督權なく又金融援助の職分をも有して居らぬ。

第九項 中央組合機關

獨逸 中央連合大會なるものもあるも統一的の中央銀行にはあらず。毎年一回開かるゝ總庶民銀行の集會と云ふべきものに過ぎぬ。但し大會に附屬して常設の二部局がある。地方及中央の經濟問題の研究、營業方針の通報を爲し、並に地方組合を検閲し檢閲料を徴收す。但し識者間には中央銀行設置論が盛である。

佛國 伊國及白國 何れも皆な何等の中央會を有せず。

第十項 大銀行の援助

獨逸 千九百四年以來柏林市の私立商業大銀行たる「ドレスドナー」銀行と連絡を附くることゝなつた。之をして總庶民銀行の手形を割引せしめ其の資金を調節せしむ。故に事實に於て「ドレスドナー」銀行は庶民銀行の手形交換及清算機關たる形である。

佛國 政府及佛蘭銀行より大なる保護的援助を受けて居る。下級の村邑銀行は聯合地方銀行に手形其他の融通を仰ぎ此の聯合地方銀行は又た手形再割引及債券發行に依り佛蘭西銀行より普通の援助を受くるのみか、政府は千八百九十七年佛蘭西銀行の紙幣特權滿期の時、特權更新の代償として千六百萬圓の無利子貸上を要求し此貸上金を聯邦地方銀行に分配し各聯合銀行の拂込資本金四倍を限度として五ヶ年以下の期限内、無利子貸下を行ひ此等聯合地方銀行をして低利を以て確實且正當の行爲ある村邑銀行に融通せしむるの道を附けて居る。

伊國 伊太利銀行又は「ナポリ」銀行等紙幣特權銀行が臨時的低利資金の融通を以て庶民銀行を援助して居る。

白國 此國も亦た國立銀行に於て庶民銀行の手形を割引き以て融通的援助を與へて居る。

第十一項 統計

獨逸千九百八年

「シュ」氏庶民銀行數	一〇二二
一組合平均會員數	六一四
拂込出資額	一〇七、五〇〇、〇〇〇
一人平均出資額	一七二
準備金	四四、六〇〇、〇〇〇
貯金	二三、八九〇、〇〇〇
借入金	五二、五〇〇、〇〇〇
貸付高	一、八四〇、二〇〇、〇〇〇
手形貸	四四一、二〇〇、〇〇〇
證書貸	一〇七、七〇〇、〇〇〇
爲替手形	五〇三、九〇〇、〇〇〇
抵當貸	一〇、一〇〇、〇〇〇

外に「ハース」氏の「ダルムスタット」同盟に屬する信用組合あり、是れ其性質上

「シュ」氏系に近く庶民銀行と見るべきものとす其の

「ハ」氏信用組合數

一一、八九六

其の貯預金高

六二八、五〇〇、〇〇〇

を數へざるべからず

佛國十九百七年)

村邑銀行數

二、一六八

會員數

九六、一九二

資本額

二、二六〇、〇〇〇

準備金

二九〇、〇〇〇

貸付高

二八、二八〇、〇〇〇

地方聯合銀行數

一〇二

資本金

三六三、〇〇〇

準備金

五九〇、〇〇〇

國庫貸下金

一一、三七〇、〇〇〇

再割引

三一九五〇、〇〇〇

組合員數

一一、三二〇、〇〇〇

一般費

七八〇〇〇

別に「レキレス」氏は佛國に庶民銀行二十二行あり其の貸付高六千萬圓(一億五千萬法)と計算せるも其の實況は明かならず

伊國千九百六年末)

庶民銀行數

八三二

自己資本額

五三、〇七〇、〇〇〇

貯預金高

二八七、四六〇、〇〇〇

貸付高

一七一、二〇〇、〇〇〇

白國概千九百八年調)

一、都市信用組合數

六

組合員數

六、五四六

手形割引高

一三七、七〇〇、〇〇〇

ブルツセル銀行株金	二九、六〇〇、〇〇〇	一八六
同行組合員預金	七四六〇、〇〇〇	
同行預金	一、七四〇、〇〇〇	
同行普通信用	一三、一三〇、〇〇〇	
同行特別信用	一六、六八〇、〇〇〇	
二、庶民銀行	一六	行
組合員數	一五、四七七	人
總株金額	一、四六〇、〇〇〇	圓
準備積立金	六四〇、〇〇〇	
貯預金	七七三〇、〇〇〇	
リエージュ銀行保證貸	八二〇、〇〇〇	
同行手形割引	一九〇、〇〇〇	
ヴェルツイル銀行保證貸	一、三三〇、〇〇〇	
同行手形割引	五三九、〇〇〇	

同行特別人格貸	五五五、四五二	行
三、シエ農業銀行	二	行
組合員數	三五一	人
出資金	二八、〇〇〇	圓
準備金	四、〇〇〇	
預金	一三〇、〇〇〇	
貸付高	二四、〇〇〇	

第十七節 庶民銀行實行案

各國に於ける庶民銀行制度の内容は略ほ之を盡したるが今我國に實行するに當り如何なる種類に依るべきか、元祖は獨逸の「シエルツエー」式なるも資金の調度及運用に於て充分ならざるものがある、此點に於て伊國の「ルザツチ」式は稍々充分なるも其の營業振り餘りに放膽にして動もすれば安全を缺く虞がある、個人の人格的保證のみの外更らに有力なる共同人格的の保證を必

要とする。又無盡頼母子講の如きも之を利用して出来得べくんば此の新機關に連結せしめんことを希望せねばならぬ。余は大略斯る考案に依つて之に適當する重要な事項を先づ左に掲げて見やう

第一 任意の相互會員組織とし組合員の責任は有限とすること

會員は一定年間一定の住居又は仕事場に定勤せるものに限り且つ最も其の品行及經歷を基礎とするも小行政区に依りて限定することなく、各種の職業者を網羅し定款の定に従つて地區を伸縮し得ること

産業組合、同業組合、無盡組合及共済組合も會員たることを得

第二 會員の持分は一口を十二圓とし加入者は必ず一口以上を引受けざるべからず。所有数は一回一口と限定することなく一回に數口を有し得べく、又前引受分拂込済の上は更らに口數を増加することをも得せしむること但し一人の持分總額は千圓を超ゆることを得ずと制限すること

各口の拂込は十二ヶ月間の月賦とすることを得せしむること

總會の票決権は口數の多少に拘らず必ず一人一票に限定すること

第三 經營の方針は慈善的とせず經濟的とすべく、會員の消費的信用に應ぜず専ら生産的信用に應ずることとすべく、又銀行的に業務を整理し資金を運用することを得せしむること

第四 運用資金の調達は左の方法に依ることを得せしむること

- (一) 會員の小口貯金及當座預金
- (二) 會員外の定期預金
- (三) 貯蓄銀行、同業組合、産業組合、共済組合、地方公共基金の預金
- (四) 無盡頼母子掛金の預金
- (五) 學校貯金、工場貯金、雇傭人貯金の特別高利扱
- (六) 連合庶民銀行の保證に依る債券の發行
- (七) 特種大銀行の引受に依る債券の發行
- (八) 連合庶民銀行又は特種大銀行若しくは貯蓄銀行に請求する手形の再割引

(九) 大口の借入金

大口の預金及借入金は會員よりすると會員外よりするとを問はず會員小口貯金よりも低利なるべきこと

第五 貯金及預金の利率は貯蓄銀行の利率よりも高く、貸付及割引の利率は貯蓄銀行の利率よりも低きを原則とすること、但し貸付及割引の利率は平均に於て貯預金利率より二歩増又は三步増なるを妨げざること

第六 貸付及割引の資格及方式は左の條件に依るべきこと

- (一) 借受人の資格は會員たる個人、産業組合、同業組合、共済組合、無盡組合又は會員たらざる此等の組合員、他の金融組合、若しくは公共團體たるを要すること
- (二) 個人の貸付及割引に關しては文字識、品行良順なることを條件とし技能又は資力等を標準に加へて貸付程度を決定すること
- (三) 貸付及割引の方式は原則として借入人より手形を差入れしめ之に對して現金又は小切手帳を交付すること
手形は三ヶ月又は六ヶ月とし元金の四分一以上償還するときは更らに

事情及經過を調査したる上更新することを得せしむること

第七 貸付及割引の條件は原則として保證を立てしむること其の保證の種類は左の諸項に依る

- (一) 二人以上にして銀行が適當と認めたる親戚者の保證
- (二) 其の屬する同業組合、無盡組合、共済組合又は産業組合の保證或は證明
- (三) 第三債務者の保證若しくは證明又は注文主の證明此等の保證證明には本銀行を通ずるにあらざれば支拂を爲さざる旨の契約書を添付せしむること
- (四) 借主が同業組合、産業組合、無盡組合、共済組合又は公共團體なるときは保證人又は證明人を要せざること
- (五) 確實なる有價證券又は不動産の擔保
- (六) 會員を受取人とする爲替手形の擔保
- (七) 倉荷證券又は勞銀證券の擔保
- (八) 一定の動産質

第八 貸付及割引の種類は左の數項に限ること

- (一) 保證貸付 保證人又は證明人に依る貸付には手形を差入れしめ現金の分割貸又は小切手引出の方法を開くこと但し親戚保證の貸付高は拂込出資の二倍を限度とすること、
- (二) 擔保貸付 諸證券、不動産の擔保及動産質を差入れたる上、手形又は證書を差入れたるときは之に對して現金又は小切手帳を交付すること但し動産質以外の擔保貸付は鑑定價格の四分の三以下とし且つ總貸付高の三分一を超へしめざること、
- (三) 割賦償還付前貸 保證又は擔保に依り一定の金額を前貸し爾後月賦又は日掛の方法に依りて辨済を受くるの方法を設け無盡講又は無盡組合にも之を利用せしむること、
- (四) 爲替手形割引 會員を引受人又は支拂人として會員の振出し又は受無盡關係者に前貸する場合には無盡講又は無盡組合の選定者に限り之を前貸すること、

取れる爲替手形に割引を與ふること、

- (五) 不動産移轉貸付 不動産の買受人に代はり賣主に代金を支拂ひ買受人たる會員をして割賦償還を爲さしむること、此場合には其不動産を擔保とす、
- (六) 手形引受の保證 會員の振出せる手形の引受を保證して他の銀行より其の割引を得せしむること、之に對し本銀行は一定の保證料を受く
- (七) 無保證貸付 會員、産業組合員、同業組合員又は共濟組合員にして本銀行の適當と認むる保證人又は擔保物を立つる能はざるものに對し純然たる人格に依り五十圓以下の貸付を爲すことを得せしむること、
- (八) 無利子貸 災厄に際し正直なる小産業者に對し無利子又は之に均しき低利を以て一定の制限に依り生活費を貸與することを得せしむること、此場合にも會員と會員外たるを問はざること但し贈與することは絶對に禁止すること、

第九 貸付及割引には順位を設くることを得ること、其の順位は割引決定

委員の提案に依り理事會の無記名投票を以て之を決定すること但し小口を先きにし大口を後にするの原則を守るべきこと、

貸付及割引の期限は短期を原則とするも擔保貸付の場合及び農業信用の場合には三年以下の長期貸付を爲すことを得、但し此場合と雖も本銀行は一定期前の豫告を以て繰上返還を請求することを得るの條件を留保し置くこと、

第十 剩餘金の處分は其の二割を準備金に積立て資本金と同額に至るまで之を繼續し七割を出資者に配當するも拂込済に至るまでは之を出資者の貯金口座に加算して留保し又は本銀行に對する其の負債に充當せしめ殘額一割を以て顧客配當に使用せしむること、

資本金と同額の積立金を有するに至れる後は出資者配當を剩餘金の八割以下とし顧客配當を二割とすることを得せしむること

第十一 役員報酬は常務者を除ける外の理事を無給とし監査役は一人を除くの外を無給とし支配人以下の行員を有給とすること、但し無給の重

役に日當を支拂ふことを得せしむること、

第十二 本銀行の定款は政府の認可を受けしむること、

以上は實行案に關する要綱に過ぎない更らに幾多の詳細なる規定を要することは勿論である、此事に關しては参考の爲め頁數の都合に依り末尾に伊太利庶民銀行の模範定款を示すこととするかも知れぬ。

右の實行案は金融組合の系統上何れの系統に屬するやと問はるれば、先づ獨逸の「ライファイゼン」式にあらざるとは論なきも、去りとも獨逸の「シュルツエー」式にもあらず、獨逸の「シュルツエー」式よりも一步を銀行風に進めたる伊太利の「ルザッチ」式とも稱すべきか、其有限責任を原則に立て且つ組合員外者に貸付くる點の如きは即ち其れである、併かし同業組合の保證に重きを置き且つ債券發行の點の如きは佛國の村邑銀行式とも云ふべく、又無盡組合と連結して宛然無盡講社の後援機關たることに任ずる點は英米の友愛的貯蓄及貸付組合と本邦に行はるゝ無盡講社を加味したものである、故に此實行案は伊國の「ルザッチ」式庶民銀行を主要の模範とし之れに佛國の村邑銀行式及び

英米日の無盡組合式を加味したるものと稱するのが至當である。

此實行案に依る庶民銀行と現に本邦に行はるゝ信用組合とは如何に相異り且つ其間如何なる關係あるやは次の問題である。

第十八節 實行案と産業組合法

既に本邦に行はるゝ信用組合は明治三十三年三月法律三十四號産業組合法に依り産業組合の一種として各地に設立せられたるものである。此の産業組合法が有する各條の規定は廣汎自在にして施行規則及び定款に依り如何なる組合をも仕組み得る如く思はるゝ、法文に依りて見れば我が信用組合は「ライファアイゼン」式なるか將た「シュルツエ」式なるか明確に區別することを得ない、組合員の責任は無限、有限又は保證責任の三種を規定し居りて必ずしも「ライファアイゼン」式の一點張ではない、出資は必要としてある、區域は一町村内と限れる如くなるも特に例外の場合が認められてある、配當も制限してあるが相當に出来るのである、又重役の報酬も與ふべからずとは禁じてない、此

等は皆な我信用組合が法律上「ライファアイゼン」式でない主要の證據になるのである、併し模範定款に依つて見れば信用組合は無限責任としてある、出資も極めて小額（一口十圓）である、區域は無論一町村に限つてある、「ラ」式すら許して居る組合員外者の預金は其の受入を許して居ない、其くせ弊害ある組合員外個人への預け金を許して居る、貸付期限は「シュ」式の如く短期を原則として居るけれど手形の割引までは許して居ない、而かも「ラ」式の如く他の組合事業の兼營を認めて居る、此等は我信用組合が「ラ」式であること稱せらるゝ證據であらう、言ひ換ふれば我信用組合は組織に於ては法律上寧ろ「シュルツエ」式なりと云ひ得んも少くとも其經營方法に於ては模範定款の主義と相俟つて大體「ラ」式なりとするも不當であらぬ、否な其れよりも尙ほ究屈であると云ひ得べきである、加ふるに實際の發達を見れば舊來の報徳社に則り慈善的の鼓吹に聽きて當初此等の山縁ある地方農村に設立されたるものが多いのみか、其他の地方に於ても其組合員は地主と小作人で其の援護には農會等の人々が多く其の監督も農商務省の農務局主管である、

此等の人の熱心に依りて自然に其の經營が「ライフアイゼン」式の農業信用組合に偏して來た傾向がある。故に我現制の信用組合は實際に於て獨逸の「ライフアイゼン」式に最も近きものと云はねばならぬやうである。

先づ大體に於て我現制の信用組合が「ライフアイゼン」式農業信用組合に最も近きものとすれば、主義に於て「シュルツェー」式よりも更らに銀行的なる伊國「ルザッチ」式を主要の模範とせる前掲庶民銀行實行案と大なる懸隔あることは明かである。併かし此れは主義系統の相違である。而かも其の相違は大體の傾向が然りと云ふのである。更らに稍々詳細に入つて實際上相違せる點は果して何々なるか、責任制は疑問の一なれど少くとも有出資、短期貸付、有配當及報酬の諸事項は現制の信用組合も前掲庶民銀行實行案も同一である。殘る所の主要なる相違點は責任制に關する原則、區域問題、兼營問題、會員外預金及貸付問題、手形割引問題、聯合組合加入問題及び全體の營業振りにあらうと思惟する。

左らば此等の重要な相違點があるとして此等の相違點は現制の信用組合

と全く相容れざる法律的關係に在るか、修正の上信用組合の模範定款を擴張すれば其の適用の下に設立することを得べきか、新たに別種の模範定款を制定しても信用組合の一種とは爲し得ざるか、到底産業組合法を修正して更らに其の支配力を擴張せんければならぬか、否な産業組合法の外に別個の庶民銀行法を制定せざれば種々の混亂を生ずるの恐あるであらうか、此等の問題は理論上に於てこそ餘り重要なけれ、實行上に於ては多少の重要を有するものである。余は先づ前記の相違事項毎に順を逐ふて其の相違の程度及此の法律的關係を檢考して見やうと思ふ。

第一 責任制原則問題

我産業組合法は責任制に關して有限、無限又は保證責任何れにても可なりとせること並に我信用組合模範定款は無限責任制を採つて居ること既述の通りであるが、原則としては村落の組合を無限責任とするも都會の組合は有限責任とせんければならぬ理由がある。村落の小農に求むる貨幣の出資は到底少額である。故に無限責任とせんければ他の信用を得られざる道理である。又

甚だ危険の虞もある且つ隣保舊知の少人員間なるが故に無限責任の制を採り得るのである、之に反して都會の商工者は小産業者とは云ふものゝ、村落の小農に較ぶれば貨幣の出入も頻繁且多額なるが故に比較的に大なる出資の割拂に應ずることが出来る、従つて無限責任とせざるも資金の點に於ては佳也の信用を得らるゝのみか、其の組合員は隣保舊知の人よりも變化に當める多數の人々なれば無限責任制は適しない、否な思慮あるものは無限責任の危険を感じて加入を見合はずと云ふことになる、故に是非とも有限責任制でなければならぬ、此區別より見れば信用組合は無限責任制、庶民銀行は有限責任制とせなければならぬ様であるが、我國に於ては村落と雖も無限責任制を危険として加入者少きが爲め、已むなく現在の信用組合さへ模範定款に拘らず有限責任制の組合最も多きを占むと云ふ事實である、此の實際より見れば元來我國に於ては如何なる組合にせよ、無限責任制に限るべきものでなきこと明かである、否な何れの國に於ても都鄙を問はず昔時と異りて交通及取引の頻繁となれる今日に在つては皆な有限責任制とすべきものかも知れぬ、我信用

組合の模範定款を見るに一人て二以上の信用組合に加入するとを禁じてあるが、無限責任者なる以上は他の組合への加入のみならず、苟くも義務關係を生ずべき一切の取引を禁ぜんければならぬ筈とも考へらるる、斯の如き制度は到底今日に於て廣く行ふべきものならずてはない乎、此點より考ふれば都鄙共に有限責任制を原則とすることに定むべきが至當である、併かし原則は有限責任制としても全員舉つて無限責任制を好むならば之を爲し得るの道を開き置くべきとは勿論である、此れは却て少數者の獨占となる弊害を生ずるの恐ありて餘り良果を得られざるべきも、稀れには良果を擧ぐる模範的組合もなきにあらざれば餘地を存し置くの必要はあらう、併し其の稀なる必要は村落と均しく都會にもあるべきことなれば、此點は亦た法律問題として結局兩系共通の需要ありとすることが出来る、然るときは現制の信用組合模範定款を反對に改正すれば庶民銀行にも之を適用し得べく而かも主義上の混亂を來すべき恐もなき様に思はるる、現制の模範定款を反對に改正せずも之に拘はらず現に行はるる多數の實例の如く隨意に有限責任制を採り得べしと云ふ

ものあらんも其は甚だ宜くない。原則とすべきことを規定しないで例外とすべきもののみを規定せる模範定款を存して置くべきものではないと思ふ而かも若し何等かの事情あつて改正し能はずと云ふならば別に有限責任制を原則とする模範定款を作つて貰はねばならぬ。否な責任制以外にも尙ほ別に規定すべき事項が少くないであらう。

第二 區域限定問題

産業組合法は信用組合の區域を一市町村内に限るも特別の事由あるときは地方長官の認可を得て此の區域に依らざることを得と規定し、模範定款は之を一町村内に制限してある。之に反して庶民銀行は多種異業の多數者を組合員とし頻繁多額の金融に應ずるの必要上是非とも反對の原則を採らねばならぬ。他市又は他町村にまでも支店又は代理店を設けて其地方の組合員を加入させねばならぬ。又法律に例外規定あるが爲め現制の模範定款を改正して法律通りの但書を加ふれば同一の模範定款の下に庶民銀行をも律する事が出来るかも知れぬが此點は實に原則の問題である。信用組合は村落小農の信用機

關にして隣保舊知の連帶責任を主義とすべきものなれば原則を小區域内に置き、きて例外を特別の事由に許るのであるが、庶民銀行は所要金融の事情に應じ斯る固定的の小區域に限り得ざるが故に區域の無制限を原則として廣汎迅速に行動せなければならぬのである。勿論兩系の差が此の一點のみであるならば、特に別個の模範定款を制定するまでもなく區域制限の條項を削除して認可の際に廣く都會を除外することにて足るべきも他に尙ほ幾多の相違點ありて此等に對し此の區域問題は別形體の基礎事項となるのである。故に此の區域問題を先づ第一に少くとも別種の模範定款とせなければならぬ。

第三 兼營事業問題

産業組合に依る信用組合は他の生産販賣又は購買組合を兼營することを得るのである。此事は「ライフアイゼン」主義が村落農家の全生活需要を低安に充たさんとする主義方針に淵源するものであつて村落信用組合としては希望すべきとであらうが、「シュ」氏及「ルザツチ」氏の庶民銀行は純粹に組合員の金融需要に應ずることを目的とするのである。實行案は事實に於て都會又は村邑

商工の信用機關たるを目的とするものなれば蓋し金融事務のみにて頻繁を極め此方面の注意に専心を要し他の複雑異種なる事業を兼攝することを望まない。否な若しも此の兼攝を庶民銀行に許すならば縦令へ計算を分別することゝするも却て銀行の基礎に思はざるの危険を醸すことの虞がある。此事は絶對に禁止せなければならぬ。斯くて此兼業を禁止することゝすれば法律を以てせんければならぬ。最早模範定款の事項ではない。産業組合法を改正すべきことゝなるのである。然るに同一の産業組合法に於て如何に之を規定するか信用組合は必ずしも村落に限るを得ず。又「シユルツエー」氏若くは「ルザツチ」氏の庶民銀行も必ず都會に限ると云ふとは出来ぬ。而かも尙ほ同一の産業組合法に於て村落の信用組合は兼業を爲すことを得べく、都會の信用組合は兼業を禁止すと規定することを得やうか。村落と都會との區別は實際上容易ならざるのみか。此種の禁許は全體の仕組が銀行的なるや否やに關係するものなれば、産業組合法に依る信用組合の一種として斯く區別するは頗る穩當にあらざるやに思はる。

又た既に銀行的なる以上は兼業を禁止するの法律を要するのみか。細民銀行に關連する幾多の取締規定を設け又た擔保及び債券の效力等に關しても法律的規定を要するであらうと思ふ。

第四 會員外金融問題

産業組合法の信用組合は其の資金を預金として會員外の個人又は銀行へ運用することを得るにも拘らず會員外の個人又は銀行より預金を預り又は此等に資金を貸付することは爲し得ない。實行案は此點に於て「ルザツチ」式及佛國村邑銀行式に依り會員たる産業組合、職業組合、共濟組合又は無盡組合等の保證に依り此等組合の會員に貸付又は、手形割引を爲し得ることゝなつて居る。此等諸組合の組合員は庶民銀行の組合員にあらざるも此等諸組合の設立を奨勵する爲めと運用の便宜を得ん爲めに其の組合員にまで貸付の道を開くの必要がある。否な實に此事は庶民銀行實行案の骨髄である。若し此の特典を存せずんば此等諸組合の組合員は此等諸組合に出資したる上に庶民銀行にも出資して兩者の組合員とならんければならぬ。斯の如きは此等細民の能く堪ふ

る所でない。故に此等諸組合を庶民銀行の會員として其の餘惠を會員の會員にまで及ぼすことにするのである。

斯くて既に會員外より預金を受入れ會員外に貸付をする以上は是れ預金及貸付を業とするものであつて、我が銀行條例に依る銀行とならんければならぬ。併かし此貸付を受くるものは會員外とは云へ其實會員の會員であつて全然普通の第三者ではない。従て此一事を以て直ちに庶民銀行を普通銀行又は貯蓄銀行と見做し其の條例を勵行して同一の取締を爲し且つ課税する如きは決して適當と稱し得ない。然るときは之れを銀行條例又は貯蓄銀行條例より除外するの法律を制定するの必要が起る。是れも亦決して定款事項ではない。

第五 手形割引問題

獨り實行案のみならず、「シユルツェー式及ルザツチー式」の庶民銀行は皆な資金の調節及び取引の敏捷を期するが爲め、組合員の手形を割引き更らに自ら他の銀行に就きて再割引を求め得ることになつて居るが、我産業組合法の信用組合に於ては之を容認し得るや否や、手形の割引を業とするは銀行であ

る。是れ亦た組合員又は組合員の會員に對するものなれば銀行條例又は貯蓄銀行條例より法律を以て除外せんければならぬ。法律を以て明かに之を容認して銀行法より除外することを要する。單に定款の改正又は新定のみを以て有効に行ふことは出来ぬやうである。勿論前項も本項も産業組合法に明文を加ふれば行ふこと能ふべけれど、斯る規定を産業組合法に挿入して或種の形を有する信用組合には之を許るし、他の形の信用組合には之を許るさずとすることが能く明確に區別し得るであらうか、頗る疑問である。

第六 聯合會加入問題

産業組合法には信用組合又は信用組合と他の産業組合との聯合會が出来ることに規定されて現に多數の聯合會が設立されて居る。此の聯合會の區域は原則上道府縣内に限定されて特別の事由に依る例外の場合も認められてある。今後實行案の如き庶民銀行が起るに及んでも能く此の聯合會に加入するとを得るならば、特に別系統の庶民銀行聯合會を設くるの必要もなく兩系相一致して所屬組合金融を調節し業務の監督も出来るであらうが、如何にせん現

制の聯合會は農業的信用組合及産業組合の聯合にして言はゞ農業家の集會機關である、之れに都會的又たは商工的金融の金融専門機關が加入すると云ふことは如何あるべきか、顧客の事情も金融の需給も著しく相異り資金の調節融通の上に紛議が起り勝ちである様に思はる、獨逸に於ても伊國に於ても村落の信用組合の連合會と都會的庶民銀行の連合會とは全然別系統を爲して居る、最高の中央組合機關まで儼然相分れて居る、普國の官立中央産業組合は普國內に限り「ライプアイゼン」系、「ハース」系及「シュルツェ」系の別なく資金の融通を與へ居れるも此れは國立機關なれば公平に一視同仁を示めすの要あるに由るのである、此外には「ライプアイゼン」系の獨逸中央組合金庫あり又「ハース」系の帝國中央組合銀行と稱するものがあつて各自其の所屬系統の組合及聯合組合會に限りて融通を與へて居る、但し「シュルツェ」系には此の中央機關が缺けて居る。

左れば到底信用組合的連合會と庶民銀行的連合會とは系統を異にして互に獨立せねばならぬと云ふことになるであらう、是れも産業組合法に小修正を

加へ別種の模範定款を以てせば足れるや知れざれど、既に系統を分けて對立することゝなる以上は之に關する法律も模範定款も他の事項と共に別形體を爲す方が便利にはあらざるか、要は便宜の問題である様だ。

第七 全體の營業振問題

實行案の庶民銀行は大體に於て銀行的であつて産業組合法に依る現制の信用組合は非銀行的であることは頗る明白である、殊に手形割引の如き又た貯蓄銀行及普通銀行と連絡して手形の再割引や一時資金の融通を受くと云ふことの如き庶民銀行の營業振は著しく信用組合と異なる所ありと云はねばならぬ、兩系が組織に於ては左したる大差なきも全體の營業振に於て斯くの如く相違し又た此れに關連して模範定款を異にする必要は少からず、否往々は法律までも別にすることを必要及便宜とする關係もあるのである、且つ其の聯合會は系統を分ちて併立せなければならぬと云ふ以上は別個の法律、別個の模範定款を設け別個の形體とするのが適當の様に見ゆる、併し此等は聯合會の件を除くの外、皆な概して規則關係の事項であつて形式上の問題である、規則

問題としては不便ありとするも、經濟問題として實際上之に打勝つべき利益があるならば形式のことは實益の爲めに讓步せんければならぬと云ふ理窟もある。左すれば經濟上の實際問題として兩系の併立が果して如何なる結果を生ずべきか、余は此點を更らに考へねばならぬ。

第八 兩系對立の結果

信用組合は村落に適し庶民銀行は都會に適す、前者は小農を會員とし後者は小商工を會員とすとは云ふものゝ、實は大體の傾向然りと云ふのみである。村落と都會との區分が事實に於て容易に畫せらるゝものではない、従つて信用組合も往々都會に設けられて小商工を會員とすることあり、又庶民銀行も村落に設けられ若しくは延長して小農を會員とすることなきにあらざである。事實人々の任意に依つて設立せらるゝものなれば縦令へ政府に認可權を留保しても一々會員の職業を甄別して許否し得るものではない、故に各地方には兩系併立して互に門戸を張らんとする傾向あること争ふべからずである、其の結果は一致協力か將た反目排擠か、之に對して外國の實例は二様の證據を

與へて居る、伊太利に於ては、ルザツチー式庶民銀行と、オーレンボルク式信用組合と何等反目する所なく互に能く一致協力して居れるも獨逸に於ては之れと反對に、ライプアイゼン氏のノエウキード信用組合と、ハース氏のダルクスタット信用組合とさへ、互に系統を分ち、更らに、シユルツエー式の庶民銀行とは全く反目の態度に出て、居る狀況である、實例斯くの通りなれば兩制併立の結果は何れとも豫斷し得ざれど、法系を異にし畫然形體を分立して相對せしむるときは事毎に嫉妬反目の癖ある我國地方人のことなれば、自治制の實例に徴するも亦之れ多少の反目に陥らざるやを疑はざるを得ない、普通の場合に於ける競争は良果を生ずること少なからざるも、同じ下層社會の自助的組合團が上層社會に對抗すべき目的に代へて何故互に擘を張り肩を怒らすの必要がある、成るべくんば一致協力して俱に榮へつゝ下層社會全體の幸福を増進せんことを希望する。

斯る大局の考案から見れば信用組合と庶民銀行と兩系の形體を法律的に固定するのは我國の地方人情に照らして安全でない、左すれば是非一系に纏め

なければならぬと云ふことになるが、之には到底完全の方法はない、已むを得ざれば唯だ一つ、産業組合法より信用組合を切り離して庶民銀行式の信用組合に改造することは如何んと云ふことのみである、言ひ換ふれば我國には信用組合の名を以て庶民銀行の事實を行ふ一式の制度あるのみとするのである、現制の信用組合は究窟にして都會に適せざること明かなるも庶民銀行は廣汎なれば村落にも適用し得ると云ふのが其の便利なる點である、然かするには先づ信用組合の兼營を廢するのである、他の産業組合とは分離して純然たる金融機關とするのである、今日までも餘り必要な無限責任制を去るのである、佛國及伊國の村落銀行の如く農村信用にも手形割引の制度を許すのである、實際に於て手形使用の必要な所は之を適用せざるも差支なしてある、會員外の預金は獨逸の「ラ」式信用組合すら許して居ることなれば無論之を開放するのである、會員外への貸付は各種相互組合の會員丈に許すこととするのである、然るときは是を以て純然たる金融専門となり互に連絡するにも便なるべく且つ縦合へ其の營業振に於て都鄙自ら大小遲速の差はあるべきも、

營業科目は殆んど總て同様なれば地方的に適宜相合して聯合會を組織するも著しき紛議なきを得べく、最高の中央組合機關も一個所を以て總てに融通することゝなし得るであらう、是れ即ち現行の信用組合を廢すと同時に蘇生せしめ而して一式の下層金融組合制度となすものであつて大なる改革には相違なきも元來我國の如き歐州と異なり地方に宗教の盛行なきに宗教的慈善的の「ライファイゼン」式信用組合を普及せしめんとするのは餘りに無理である、此事は既に現制も認めて頗る變更を加へたれど、未だ以て都鄙下層の金融を助くるには適しない、故に今更事數歩を進めんとするのである、左れども若し幸に我國に「ライファイゼン」主義の熱心家があつて飽くまで村落の堅き信用組合を保存せねばならぬと云ふならば、余は敢て反對するものではない、亦實際に於ても必要な場合があると思ふが其れと同時に、少くとも都會の爲めには實行案の如き庶民銀行を必要とせねばならぬ、従つて兩系の併立は已むを得んと云ふことを覺悟せなければならぬ、何れにしても庶民銀行的金融組合の我國に必要な丈は論を待たぬ様である。

第十九節 貯金の奨励法

庶民銀行は信用組合に比し其規模及事業に於て大なるに至るべきこと各國の實例に照らして毫も疑なき所なるが其の大を成す主要の原因は資金の潤澤なるに存する、而して資金の潤澤は出資額の高きに存すること一原因たるに相違なきも其の主要なる原因は實に組合員の勤儉を示めすべき貯金の多きにあらねばならぬ、然るに此の貯金たるや之を得ること容易のことにはあらず、故に百方之が奨励の法を講ずるの必要がある、此の貯金吸集の方法、宜を得んければ庶民銀行は其の貸付需要に應ずるの資金を得る能ずと云ふ有様で到底成功することを得ない、故に此點には全力を傾倒せんければならぬ。

此貯金奨励の方法として考ふべきもの種々あるも各國の民情に依り自ら相異なる所あるものなれば一概に皆な適用し得らるゝものにはあらず、左に二三重要な點を掲ぐるも素より各地の情況に従つて取捨せねばならぬことを注意して置く。

其の(一)は先づ貯金利率を高位に置くのである、庶民銀行の貯金利率に關しては各國皆な貯蓄銀行の利率よりも高きを常として居る、之が爲め貯蓄銀行と競争するに至る恐なきやと云ふに庶民銀行の貯金は唯だ組合員に限るものなれば此の恐なしと云ふことを得る。

庶民銀行は組合員外者より預金を受入るゝこともある、此の預金は概して大口のものにして利率の如何に依りては普通銀行と競争する恐れなきにあらざれば概して普通銀行の利率に準ぜしめ前段の貯金利率よりも低きに定むべきである、左れど其預金中學校貯金、工場貯金、共済組合基金、職業組合貯金、無盡組合掛金等の共同的預金は半公益的の意義を以て迎ふる所なれば其の奨励の爲め殊に利率を普通預金よりも高きに定め又は貯金利率と同一にするも差支はない、斯く範圍を制限する以上は決して普通銀行と競争することにはならぬ、而して是れ亦た庶民銀行に採りては資金の培養を意味するものである。

其の(二)は貯金取次所の設置である、此事は概して庶民銀行が擴張されてからのことなるが例へば遠隔にして組合員多き方面に取次人を指定し銀行名を

以て一定額以内の貯金を集めしむるのである。其の集金は貯金帳を添へて三日又は五日以内に銀行へ傳送せしめねばならぬ。貯金者は取次人より假領收證を受取りて貯金の権利を取得し拂込後二週間内に假領收證に代へて貯金通帳の返還を受くるのである。銀行は此の取次人に報酬を與ふる代はりに身元保証金又は保証人を立てしむることを必要とする。

其の(三)は貯金集收人の巡回である。銀行に常雇の集金掛を置き常に一定の制服を着させる。組合員中一定の日、一定の額の貯金を契約するものに此の集金掛を巡回させ、又た其の餘暇を利用して組合員を訪問せしめ貯金の勧誘をなすこと保険勧誘人の如くならしむべきである。殊に冠婚葬祭收穫入金時等人の動もせば浪費を爲し易き時際に於て勤儉貯蓄を勧誘するに努むるのが必要である。

其の(四)は貯蓄獎勵金の交付である。是れ獨白等の貯蓄銀行に於て専ら行ふ所なるが、最も有效の貯蓄獎勵法なれば之を庶民銀行にも適用して可なるものである。其の方法は獨逸式に於ては貯蓄者にして一年間四十回以上の貯金

を爲し而かも一回も引出しを爲さざる者に一定の獎勵金を交付するのである。是れと少しく異りて白耳義式は五年毎に準備金の一部を支出して一ヶ年間に上引繼ぎ貯金者たりし者に五ヶ年間銀行より支拂ひたる利子に照比して配當を爲すのである。

其の(五)は貯金箱の配置である。硬貨の投入に便なる小箱を作成して各家庭に配貸し置くのであるが銀行以外には何人も開き得ざる装置を必要とする。と勿論である。此の投入額が一定額に達したるときは之を一口の貯金勘定として銀行に受入れ貯金通帳を交付するのである。此の施設は國に依りては餘りに歓迎せられぬとか聞く。

其他貯金の拂戻を便利にし巨額の時は一、二週間前の豫告を條件として之に應ずること又は貯金通帳を質物として一定額の融通を與ふること、据置貯金に高利を與ふるの契約を爲すこと、夜間貯金の取扱を開くこと等も間接に貯蓄を獎勵するの一法とすることが出来る。

第二十節 庶民銀行の效果

庶民銀行は下層金融の機關として他の下層金融機關と相扶け俱々下層の金融を培養し充實することに任ずるものなれば其事自體が既に國民金融の獨立を保證し且つ金融分布の割合を調節し信用の少數獨占を矯めて多數の利用を助くと云ふことは既に叙述を経たる所であつて是れ實に庶民銀行の偉大なる一般的の效果である。加ふるに此の庶民銀行は信用組合の如きに較ぶれば其の規模が廣汎にして資力亦強大なること各國統計の示めす如くなれば吾人は今更々之を本邦に實施する場合を想像するに必ずや他の現存又は改善の類似諸機關と相待つて財政上にも經濟上にも社會上にも政治上にも將た道德上にも風儀上にも至大の效果を與ふるであらうと思ふ。否な實績如何に依つては國民生活の全般に亘りて面目一新の光景を現出するに至るであらう。

第一 財政上の效果

庶民銀行が國家財政上に及ぼす效果は素より直接にはあらず、否な庶民銀

行普及の當初に於ては過度の財權集中に耽つて居る我國家の財政に多少の打撃を與へるであらう。我國家の財政が公債資源の金穴と頼める預金部の郵便貯金は之が爲めに、一時減退するかも知れぬ。殆んど國債證券を以て埋まれる地方自治體各種の基金も懸がては其保有せる國債證券を賣出して其代金を庶民銀行又は援助機關の金櫃へ移すに至るかも知れぬ。少くとも當分の内現在以上に國債の金穴として此等の基金を看することは出来ぬであらう。併し霎時の後は國民一般の貯蓄心激増するに相違ない。外國の實例は能く此事を證明して居る。郵便貯金も必ず恢復して復た益々増加するであらう。加ふるに庶民銀行の準備積立金は増加して來る。又之を援助する諸機關の積立金も益々増加する。而して此等積立金の一半は結局國債の資源にも供せらるゝ。伊國が統一後負擔した外債八十億法の一半を國內に買戻したと云ふ國民金融は實に斯の如くして培養せられたのである。伊國財政の恢復者は移民と硫黃と庶民銀行であると云ふは人の能く説く所である。亦以て間接ながら庶民銀行と國家財政との淺からぬ關係あることを證するに足りると思ふ。

地方財政上に及ぼす効果に至つては更に一層大なるものがある。庶民銀行の資金は直接に國債の上に投下せらるゝことなきも地方債の上には投下せらる。又た地方債を擔保とする貸付にも應ずることは勿論である。依て以て地方自治體が道路を開き小學校を改増し公園を起し産業を獎勵すれば庶民銀行が下層社會の經濟及生活を裨補することの主旨に一致する。故に庶民銀行は主義として地方債の一資源たることを辭し得ざるものである。殊に庶民銀行及援助的諸機關の準備積立金は其の大半を擧げて地方債の金穴となるべく又た事實に於て然かるべきものなれば間接ながら此の効果も頗る大なりと云はねばならぬ。準備積立金と云へば人は一概に株式會社の如き實例より推して其の利用の効果知るべきのみと輕視するかも知れざれど、其れは配當亡者を株主とする營利會社のとであつて此の半公益的なる庶民銀行は成るべく配當を制限して成るべく之を會員の貯金若くは出資に加へ否な最も多く準備金に積立つるものなれば庶民銀行普及の上は準備積立金の増加すると蓋し著しきものがあるであらう。之れと同時に庶民銀行を援助する各種の機關も同主

義に改造されて準備積立金を増殖するに至るとすれば其の地方財政上に及ぼす効果は頗る偉大なるものありと云ふことが出来る。

此の外諸税の滯納勝ちなる下層社會が一般に勤儉貯蓄の實踐躬行者となり之に關する貯蓄の機關が庶民銀行其他の施設を待つて完備普及し同時に同業組合の如き仲間督勵の機關相次いで發達すれば國税も地方税も其徵收上に裨益を受くる事決して尠ない者とはいへぬ。是れも亦財政上の一効果である。

第二 經濟上の效果

廣き意義にて經濟上の效果と云へば前後の諸項に舉示する庶民銀行の全効果を網羅せなければならぬ左れど茲には極めて狭き意義を採り他の諸項に舉示する如きものを除外し、主にも産業及貿易上の效果に付いて叙述しやうと思ふ。然るに此事や亦た頗る廣汎多様に於て易やすくは數へ盡くし得べきにあらざれば吾人は茲に唯だ要綱のみを摘撮するの外はない。

(一) 先づ最初に説くべきは信用の普遍と云ふことである。此語の内容は亦た頗る廣汎であるが一口に言へば從來は上層の大企業のみ獨占されて居た信

用が下層の小企業及労働にまで普遍すると云ふことである。信用は元來資産あるものよりも資産なきものに必要なること勿論にして且つ其必要なる丈に效益も甚だ大なるものである。資産なき有能の手に、資産ある無能の手より資本を融通せしむることが信用の本領なれば信用は之に依り始めて偉大の效用を發揮するのである。然るに従來は全く反對の傾向がある。大企業及大資産は益々信用を利用し獨占して下層の小額貯金までも上方に集中し固定するではないか。否な外國の資本までが彼等のみに利用せられて上層の金利は漸減の傾向を示めして居るに下層の金融は却て之が爲め益々逼迫して常に金利の高騰に苦しみつゝある。最も資本に渴して居れる小企業及労働は到底之れに接近することが出来ぬのである。之れが爲め高利貸は益々時を得顔に地方に跋扈し所在に其の毒牙を鳴らして居る。斯る状態なれば、資本と勞力とは却て偏頗なる信用の爲めに懸隔されて資本も眞に必要な適所には往けず勞力は素より其の渴仰しつゝある資本に接近するを得ず、勞力と資本と相思の儘ま隔絶して居る爲めに産業の發達は到底振はないのである。資本と

勞力とか適當に結合しなければ一の生産も、一の職業もなし得ぬことは經濟上分り切つた原理なれど其れが從來甚しく一部にのみ偏して全般には行き涉り得ない。今や庶民銀行が生命とする重大の任務は從來の斯る不權衡なる信用を獨占より救ひ出して下層の小企業及勞力に之を普遍せんとするのである。依て以て上層の金利よりも下層の金利を低下せしめんとするのである。故に愈々實施せらるゝ曉には必ず此種下層の金利は低下する。従て資本と勞力とは能く適所に就きて必ず有利に結合するであらう。斯くて資本は技能ある勞力と結合し勞力は低安なる資本と結合することを得ば、世に死藏の資本なく人に遊惰の勞力なく、各種の職業奮勃として激増し一國の生産は自然に面目を一新するであらう。

(二) 産業の生産費を減少する効果は下層金利の低下と相待つて必ず現はれざるを得ない。元來下層の資金は何の爲め之を要するか。先づ小農及手工業は原料及材料品の生産に之を要するのである。然るに今日の状態に於ては此の原料生産に要する土地の地代が高い、農具が高い、肥料が高い又た手工業の

器具及材料品も頗る高い、否高からざるも此等を手に入るゝ手段を欠いて居る。彼等は如何に其の改良の有利なることを知るも之を易く手に入れて舊來のものを捨つることが出来ぬ、資金は世に多く流通し居れるも信用がない故に其の資金を得るには利子が高い、高利貸は跋扈しつゝあるも之に接近すれば忽ち其毒牙に斃れて再び浮かび出づべき道がなくなる。今ま若し庶民銀行が普及して資産なき此の小企業及勞力に對人的の信用を開き從來彼等より蔑遠せる信用に彼等を接近せしめ此の資金を彼等に融通するの道を開放せば彼等は此の低資に頼りて自ら新運命を開くであらう、爲めに不毛の土地も開拓される、地代は當然低下する、良き肥料も充分に施用せらる、改良の農具も用ひらるるに因つて收穫高も増加する、價格は低下することが出来る、手工業の器具も材料も同様の低資に依りて易く彼等の手に入る、農家は副業を増加し勞働者は獨立の企業者となり遊民は職業を恢復し家内工業も復興する、而して其の結果は彼等の産出する原料品及材料品乃至半成品が何れも數量に増加し價格に低減すると云ふ順序になる、一國の産業は此の原料及半成

品産業から其の發達を始めねばならぬ、故に地方下層の小農及手工業は最も大切である、彼等の手より低安豊富の原料品及半成品が出て來りて謂ゆる上層の大企業及大商賈は其の精製品及販賣品を豊富にし且つ低安に爲し得るのである、斯くて總ての産業も貿易も發達するのである。

(三) 生計費の減少も亦た効果の一である、國民一般の生計品が直接には皆な小賣商に依つて供給されることは云ふ迄もない、吾等は通例直接に生産者より購求し得るものでない、生産者は問屋に賣り問屋は小賣商に賣り而して吾等は此小賣商より購求して之を生計に消費するのである、詳く云へば生産者と問屋の間には尙ほ仲買人あり問屋と小賣商の間にも概して仲繼商がある、産業組合の一種に消費組合なるものがあつて此間の中間營利業者を省除すと云ふ工夫を講じつゝあるも到底眞の生産者と消費者とを直接に結付くると云ふことは出来ぬ、多數は問屋と結付きて小賣商を省除し得る位のものである、其れも物品の種類に限りがある、概して日常生活上の三、四品に限られて居る、而かも尙ほ其間に完全敏速の集配機關と貯藏機關とが整備せなければ却て甚

たしき不便且つ高價につく恐れがある。何れにしても到底一般には行渡り得ない。然るに亦此事は資金の問題に關係する。資金の缺乏せる消費組合は到底低安に供給することを得るものでない。故に消費組合はあつても先つ多數の生計品は大體に多數の中間營利機關を経て吾等の消費に來るものと考へねばならぬ。人は能く問屋は暴利を貪り、小賣商は強慾を張ると稱して彼等を蛇蝎視するけれども之れには餘程無理がある。生産者と問屋の間に仲買商があるのは何の爲めてある。問屋と小賣商の間に仲繼商が入るのは何が故であるか。皆な是れ金融の爲めなることを知らねばならぬ。仲買商や仲繼商は殆んど皆な一種の金融業者である。此等の手を経由せなければ問屋は一時に生産者より巨額の仕入をすることを得ず、小賣商は問屋より直接に商品を仕入れることが出來るのである。否な小賣商の如きは仲繼商を経るも、經ざるも到底其の仕入れた商品の全價格を即座に仕拂ひ能はざること勿論である。小賣商の商品は直ちに全部賣行くものではない。彼等は日々少しづつ店頭で賣行く最後まで、高利を問屋又は仲繼問屋に負擔する仕入代金の負債者である。

彼等は千個の商品を仕入れて即日店頭で陳列するも全部を賣上ぐるには長年月を要する。縦令へ一日に十個を賣つても残り九百九十個分の元利は前途遼遠の負債である。品物の腐敗、破損、褪色、又は流行遅くれを考ふれば、日々賣行く少許の商品に後難の元利まで加算せねばならぬ場合もある。之れも決して無理とは云へぬ。電車が開通すれば顧客は大商賣に吸收される。人口が密集すれば家賃は益々高くなる。税金は年と共に累増し、生計費は日と共に昂進する。而も高利の外に仕入代金の全額を支拂はねばならぬ。據なく互に無謀の競争もする。無謀なる競争なくも貸倒れは決して免れない。此等のことを考ふれば小賣商の貪ほる暴利と云ふは果して何れの所に伏在するか。總ての病源が金融上の貧血に在ることは明かである。小賣商は此の病の爲めに現金仕入の出來ない大患者である。今若し都鄙を通じて庶民銀行の如き下層金融の機關が普及することとなれば最先に其恩恵に浴するものは必ず此等の小賣商であるであらう。彼等は始めて仕入商品に對する即時拂現金買が出来る。其の資金は庶民銀行が彼等の對人信用を買つて低利に供給する。彼等は先つ

之を以て問屋の仕拂を濟ませる。從て其の仕入價格も安くなるのは當然である。其上に問屋の高利は銀行の低利と代はる。而して其の仕入商品の賣上は毎日之を庶民銀行に拂ひ込むのである。其拂込に隨つて其は負債を減じ利子を節省することが出来る。庶民銀行は問屋や中繼問屋の如くに債權期限の利益などを主張することはない。成るべく債務者の利益を重んずる。如何に少額にても如何に手数なるも、分割拂込を奨勵して其の利子を減ずることに努むるのが本領である。斯くて小賣商が低價の仕入を爲し且つ低利の負擔を殘すに止まることゝならば勢ひ其の商品は低價を以て消費者に供給することゝならねばならぬ。此のことや一般の生計費を減少し國民貯蓄の餘裕を與へ又た一般の購買力をも増進することゝなるであらう。

生計費の科目中居住費は頗る重要なものである。此の居住費が又た庶民銀行に依りて救濟せらることは庶民銀行效果の一として數ふることを逸してはならぬ。人口の増加に伴ひ地價の騰貴するは自然の大勢である。此の上に建てらるゝ家屋の居住費は到底昂進せねばならぬ關係にある。既に地價との關

係上斯の如く昂進の避けられざる趨勢なるに加へて、家屋の建築費は年々に増加する爲め家賃は更らに一層の騰貴を感ぜらるゝのである。此趨勢は中央及地方の大郡小邑を通じて各國とも近時益々甚しきを加へつゝある。此事や社會政策上看過すべからざるは勿論なるが都邑の繁榮策としても注意を要すべきことである。而して之か對策は種々の方法を以て講ぜんければならぬが先づ小企業者及労働者をして小面積の土地を取得せしむるか又は之を自治體に公有せしめて地代の引上を制すると同時に家屋の建築費を低安ならしむることを講ぜんければならぬ。土地公有の場合を別とし其他の場合には其の取得者又は建築者に低利の資金を供給するの必要が生ずる。土地公有の場合に於ても之を貸地として其上に家屋を建築させん爲めには亦た此等に低利の資金を供給するの必要がある。英國の如きは古くより建物組合なるものありて組合員たる小企業者及労働者に建物取得の資金を低安に供給し又は低き家賃の住家を労働者に貸付するの道を講じて居る。大陸諸國に於ても貯蓄銀行又は金融組合が此等の低資を供給することになつて居る。斯くすれば地代引上の

厄を免れ、然らざるも家屋の建築費を減じ小企業者及労働者の居住費を低下
 することを得る道理である。

家屋の建築費に關しては先づ此の普請を引受くる大工左官等が庶民銀行の
 恩恵に浴する、彼等にして銀行の組合員又は同業組合の會員なるときは、普
 請の注文に應じたる際に於て、其の材料購買費及勞銀仕拂資金を低利且對人
 信用に依りて銀行より借入ることが出来る、此の場合に銀行は注文主に紹
 介し其竣功後の仕拂を銀行經由にて爲さしむるの約を附せしめて、請負者に
 現金を交付し又は引出小切手帳を交付するのである、然るときは此等建築工
 事者の材料購買は現金買となり又た其の銀行に對する利子は低安なるが故に
 結局其の家屋の建築價格を低下し得ること當然である、此の家屋建築費にし
 て低下すれば其の賣買價格も賃貸價格も低下せざるを得ない、此の方法に依
 るときは獨り家屋のみならず、家屋内に要する造作又は家具の類も皆な低價
 を以て取得することを得るに至るは勿論のことである。

消費者中で最も甚深の關係を有するものは無論労働者である、日用生活品

の小賣價格が低安となり又た其の住居費も低安となると云ふことは彼等の生
 活費を其丈け減少する所以なれば其の結果は彼等の労働力が増進するか又は
 勞銀の低下とならねばならぬ、何れにしても一般産業の生産費は遞減せらる
 ることとなるのである、然るときは亦た都市に於ける大企業及大商賈も精製
 品の賣價を低安にし又は之を改良することが出来る、つまり國民全體の經濟
 及貿易が之が爲めに健全なる發達を遂ぐる順序となることは言ふ迄もない。

(四) 地方開發とも密接の關係がある、何れの國も各藩封建の制度が破れて、
 中央集權の統一的新國家が建設された以來は財政も中央に集統された、財政
 の集中は勢ひ已を得ざることなるも、其の財政が膨脹するに伴れて資本と勞
 力までが大都市に集中し、地方の舊城下も村落も人物の離散と共に益々荒廢
 することは惜しむべきことである、殊に我國維新後の大勢は其最も甚しきも
 のである、其後も日清日露の大役相繼いで起り、地方の問題は顧るに遑なし
 と云ふ有様にして總てが中央に集統せられた傾向がある、資本は勞力を伴ひ
 事業は人物を集めれば、地方の事業は容易に興らず人物は地方に踏み止ま

るべき位地を見出し得ぬ。是れが亦た原因となつて更に益々地方の發達を阻止し愈々資本と勞力との缺乏を加へたと云ふ狀況である。如何に中央集權の要ありとするも斯くの如く一國の財力が中央と地方と懸隔しては全體の繁榮を期し得る所以ではあらぬ。地方は主にも材料地である。中央及大都是之を採て精製販賣する大商工業地である。材料の産出に要する資本や勞力が缺乏して獨り大企業及貿易が發達すべき道理はない。故に我國は已を得ず外國より機械類と共に各種の原料品を多大に輸入するに至つた。然るに又た之れが代價となるべき輸出の製品は素より不足である。勢ひ遂に集中の資金を輸出するの已むなきに至つた。是れ實に資金が全國一般を通じて缺乏せる所以にして事業爲めに不振を訴へ勞力は殆ど頼るべき所だになき有様である。斯くなりては外國より資金を借入れて之を補填するの外なき次第なるも併かし此の補填は概して地方の材料地を培養するものではない。借入と同時に輸入原料及機械の代價乃至外資の利息として其儘直ちに逆出するのである。故に地方の材料地は依然として不振を極むる。之に處するの對策は到底獨り庶民銀行の

みに依り得ざること勿論である。左れど庶民銀行は下層金融の機關として下層社會一般の勤儉貯蓄を獎勵する屈強の手段である。此の庶民銀行は些細ながら其の集積せる貯金を信用の基礎として更らに上層の資金を下層に誘導する運河の働きを爲すものなれば、内資と云ひ外資と云ひ其の上層に浮動して居るものは此の運河の働きに依りて地方及下層の金融へ流入し地方の材料生産業を培養することになる。他の金融機關も同様の働きを爲すとは勿論にして庶民銀行は此等と相頼り相扶けて以て其の任務を遂げ得るものなれど他の金融機關は下層のみに信用を與ふるものではない。然るに庶民銀行と信用組合は全然下層にのみ信用を與ふるものにして決して利の多きを逐ふて上方に信用を與ふる如きことはない。少くとも庶民銀行は地方市邑の下層金融機關として地方の開發上主要の効果を擧ぐるものである。

斯くて庶民銀行の普及に依り中央の上層の資金が地方的下層の材料地に回復せらるれば勞力も亦た地方に還歸するであらう。事業も地方に起るべく人物も地方に踏み止まつて其位地を占むることが出来る。加ふるに庶民銀行の

資金及準備金の一部が地方自治體の開発公債に應ずるに至るときは更らに地方の經濟は開發して各地相當の發達を爲し得るであらうと思ふ。

(五)貿易の改善も效果の一である。既に庶民銀行は地方下層金融の貸付け機關として材料産業に低利の資金を與へ低安の農具肥料及機械を利用せしめ、材料品の價格を低安にし並に市邑下層の小賣商、手工業者に低利の保證貸付を爲して其の商品の價格を低安ならしめ一般の生計費殊に労働者の生活費を遞減するものなれば産業上の生産費及消費上の生計費を節し之を材料とし勞力として使用する大企業及貿易上の商品まで低安ならしむるの效あることは疑ふべくもあらぬ。加ふるに又た庶民銀行の活動は他の援助機關と共に下層金融の借入機關となつて中央及上層の浮動資金を地方下層の金融に誘導し地方村邑の開發を助くること大なるものなれば益々必要の材料産業を獎勵する所以である。其の結果は概して輸入品と競争し又は輸出品を増加するに至るべきこと必然である。従て國際貿易上の改善は之に依りて期せらるゝこと尠なからざる道理である。

第三 社會上の效果

庶民銀行は元來獨逸の「シュルツェー」氏が英國の共濟組合を視察して社會改良の見地より獨逸の小村に創設したの起因して居る。伊國の「ルザッチ」氏は之を模倣して伊國の「ミラン」市に創設し白耳義の「ダンドリモン」氏は「シュルツェー」氏を名譽總裁に仰きて白國「リエージュ」市に同主義の相互銀行を創設したのである。其の社會上の效果あることは當然と云はねばならぬ。

「シュルツェー」氏常に曰はく資本と勞力とは必ずしも反對にあらず、兩者は結局に於て利害を同じ目的を一にし希望を均するが故に其の間必ず平和を樹立し得べし、今は尙ほ相反日して互に溝渠を隔つと雖も兩間の架橋は労働者を資本家たらしむるに依りて通ずるを得べし、而して庶民銀行は實に此架橋を築くものなりとす。

庶民銀行は組合員相互の勤儉貯蓄を基礎として組合員の人格を信用して資金の融通を計るものなれば、才能ありて手段なき勤勉者は其の資金を得て企業者たるを得べく、同様の農業者は依て以て田園を拓き耕作を改良し得べく、

同様の家主は其家屋を低安に建築し得べく、同様の小賣商は低價に商品を得べく、同様の工匠は低利に工作の資金を得べく、無資の労働者は資本家となり又た企業家たるを得るであらう。斯て總ての産業は増加するに従ひ世に職業の缺乏を感ずるものなく、人に職業を求め得ざるものなく、職業ありて資金なしと咽つものなく、就職すれば又た之を維持し得ざるものなしとなる。故に無資の労働者は資本家となり小作人は地主となり小企業家は大企業家と對して相當の利益を收むることが出来るのである。

獨逸及伊太利に於ては庶民銀行の普及、最も盛なれば既に其の社會上の効果は甚だ大なるものがある。無家の労働者たりしものにして既に耕地の所有者たるに至れるもの、無職の旅行者たりしものにして既に勤勉の商業家たるに至れるもの、飢餓の貧民たりしものにして既に豊顔の郷士たるに至りたるもの多しと云ふことである。彼の佛人「レンオンセー」氏は此等の實況を視察して獨り「ラインの沃谷のみならず荒涼たる「ウエストワード」も不毛なる「ベネシヤ」の野も礪礪なる「レイン」の山地も今や魔術にかゝれる如く皆な一帯に美田、珍菓

及曠野を以て満てりと曰ふた、敢て過當の讚辭にあらざることである。

村邑の面目斯くの如く一變して新世界となれば高利貸は最早や全權を失ひ、貧民は美屋に住み珍菓を味ひ隣保互に相頼り相助け一村は一家の如くなつて村治の圓滿も之が爲めに期せられ自らなる模範的自治村を生ずること勿論である。

以上の如きは信用組合を以てするも期し得る効果である。否な最も信用組合の特徴と稱すべきものなるが庶民銀行も小邑に在るものは直接又は間接に斯る効果を擧げ得べきこと疑ふべくもあらぬ。併し庶民銀行の効果は更に都會に於て大に發揮せらるゝ、伊國に於て或る麵麩巡行商が庶民銀行に依り手車を買入れ従來の高き借料を節して遂に若干の貯金を銀行に積むに至れるは既に歴史部に記したる所である。其他或る醫師がX光線の器械を自有となし、或る老婦が「ミシン」器械を買入れ、馬具師は機械を得た、而して何れも多くの需要に應じ職業の繁榮を見るに至つた。斯の如き事例は殆ど枚舉に遑なしてある。此等は個々の小効果なるが更らに大なるものは各種職業組合に對

する貸付である。此の貸付を得て伊國某縣の荷馬車屋は縣内全部の共働團體を組織し縣の道路工事に要する材料運搬の注文を請負ひ大なる成功を博した、之に倣ふて各地に左官石工セメント業等各種職業上の組合起り皆な庶民銀行の會員に加入し工事契約を擔保として銀行より資金の前貸を受け工事竣工毎に多大の貯金を銀行に積み立つるに至た、殊に特筆すべきは四千萬圓の鐵道工事を伊國の勞働者共働團體が中間の請負企業者なしに庶民銀行の融通資金によりて完成したと云ふことである、而かも此の工事に關係せる各種の職業組合は工事を分業的に施行し何れも些の蹉跌なく能く連絡を保ち秩序を統一して四年間に成功したと云ふことである、是れ皆な無資の勞働者が庶民銀行の助けに依りて能く企業家となり公共に任じ秩序を保ち且つ遂に各々多額の貯蓄を積立て、資本家となりたるものである、斯くなるときは社會問題の解決も甚だ容易ではなからうか。

英國は無比の廣領を擁し最先の立憲國を以て誇りとして居るも信用の點に至つては今尙ほ少數富豪の獨占であつて非庶民的なり非立憲的なりとは英國

識者の一般に嗟嘆しつゝある所である、米國の識者も英國と均しく庶民銀行の如き金融組合なきを憾みとして居る、是れ皆な側面から庶民銀行及信用組合の効果を立證するものと云へる。

第四 道德上の効果

個人が孤立自ら荒むの惡から覺めて、共同互助の自覺に生きると云ふは既に一つの道德的效果である、而して彼等が相勵んで勤儉貯蓄をする此の貯蓄心は云はゞ百善の本である、自己勤儉の結果を獨り自ら私するとなく之を他人の利用に提供せんとするは善にあらずして何か、否な社會的には此以上の實行善はない、而かも此の貯蓄を共同的に積集して隣保の組合員に貸付くるに當りても、彼等に不足がちな實物の擔保を求むることはなく、主として彼等の人格に信用を置くのである、先づ其の品行を訪ひ經歷を糺し目的を確め交際振りを聴き讀書力や文筆力をも檢するは勿論である、酒癖を排し遊蕩を斥け逸情を捨て、投機を絶つこととなる、言ひ換へて見れば正直を資本化するるのである、勤儉正直のものは何等の資産なくも此組合に入りて共同互助

の力に依り必要の資本を得らるゝのである。勤儉正直ならざるものは如何に資産又は家柄に富めるも此の共同利を受くることが出来ないのである。勿論人格の信用は多くの場合に於て他の人格を以て保證さるる。是れ即ち保證人である。此の保證人が亦た種々の操行及び關係を詮衡さるる。此の保證人と他の組合員とは常に隣保に在つて被保證人の操行を自然に監視する。故に組合の各人は互に隣人の監督者となり互に補導者となるので、自然の矯風は此の間に起らねばならぬ。

左れば庶民銀行普及の結果は惰者も事業家となり、浪費者は勤儉家となる。酒癖者は其行を改めて着實の人となる。酒舗の狩者は酒盃を抛棄して仕事に勉むる。道塗に倒れて夜を徹する泥酔者は絶える。喧嘩も從て少くなる。祖父以來の文盲者も書を読み字を書き得るやうになる。斯くの如きは恰も魔術の話柄に似たる感あるも、實は全く真正の事實である。獨逸の或る裁判官は相互銀行設定後其の居邑に借金訴訟の事件、著しく減少せりと公報した。又た獨逸の或る僧侶は此の組合銀行が寺領民の道德を高めたる點に於て自己一

切の布教に優れるの效ありと自白した。

最後に伊太利でロレギヤ村の「ドン、ロバ」¹と云ふ僧侶が庶民銀行開始後間もなく發したる通信がある。左に之を紹介しやう。

『人民は最早や酒舗に行くもの少なきに至り、勤勉に働くものは増加し且つ著しく改善したり、正行の人民のみに組合員たるの資格を興ふと聞きて再び酒舗に臨まずと誓約したる慣習的の酒癖者もあつた。而して彼は其の誓約を履行した。吾人は五十年來の文盲者が近頃汝々として書習に勵むに至れるを目撃した。是れ其の借入請求書を自署するに適せんが爲めである。寺院の救恤を受くる最貧者を除くの外總ての貧民は熱心に其名を町村救貧名簿より除かれんことを訴へつゝある。而して彼等は他の救恤に生活する代はりに自己の手足に生活する彼等となつた。是れ實に組合より彼等が借入れたる小資本の賜に歸せんければならぬ。嘗て自ら支持するに堪へざりし貧民も今や畜牛を購買し之より得る牛乳及チーズを以て契約上の借入金
を返却し純益を積んで牛の全價格を自己の有に收むるを得たり云々』

右は主として村落に對する道德的效果であるが、信用組合と相並んで庶民銀行が貢献し得る効果の一とも稱することが出来る。此等の効果は信用組合に於て最も能く擧げ得ることは勿論である。

左れど都會の下層に潜在する恐るべき罪惡は社會の秩序や善良の風俗を破壊しつゝある。一は社會主義の醜態にして一は風俗の墮落と惡奸の横行である。激烈なる階級戦は敗者を驅つて自暴自棄の究地から反噬せしめ、吹き荒む生活難は都會の小商工家を破壊して其の裡から人身の商品を散布する。且つ各種の惡奸が横行する。併し詮じ詰むれば兩個の罪害は都會の生活難が生み出した暗黒面であつて其の生活難は亦た必竟資本と勞力との乖離に基くものと云はねばならぬ。若し資本なき勞力、信用なき職業に其の必要なる資本、欠くべからざる信用を分與するならば此の罪惡を救治することは出来る。併かし唯だ彼等に資本を與へ信用を分づと云ふばかりでは根本的に永久治療を爲すことは出来ぬ。彼等に共同自助の精神を吹込み、彼等を希望と責任との自覺に生かして勤儉貯蓄の美風を發揚させ之を基礎として相互に彼等が平素

の品行や心操を監視するの仕組を作り其の品行や心操如何に依りて彼等に利便と幸福とを與ふと云ふことにせんければ永續の效はない。而して此任務は實に庶民銀行が双肩に負ふ所であつて都會の下層金融に庶民銀行が普及し小産業者及勞働者各階級の同業組合が之に伴ふて設立せらるゝことゝなるならば此等の弊風は頗る改めらるゝに相違ないのである。

第五 總括的結果

以上列挙したる所は庶民銀行の全効果を盡くしたるものではない。唯だ其の重要な點を金融の充實、信用の普遍、財政の裨補、生産の増加、社會各人の幸福、及道德風俗上の改善に數へたに過ぎない。眞の全効果に至つては容易に言ひ現はせるものではない。シユルツエー氏は「平和」を以て之を蔽はんとし、ダンドリモン氏は「秩序及經濟」を以て盡くさんとし、レオンセー氏は「社會主義の發達に對抗する最強の鋒」なりと稱して居る。何れも完璧の言とは許し得ないが、平和及幸福の二語は必ず其の眼目であることを疑はぬ。

第二十一節 關係援助機關

庶民銀行は信用組合に較ぶれば規模稍々大なりとは云ふものゝ素より地方的及び下層的の小銀行である、其の組合員は員數に於て衆く、種類に於て夥多なるも、如何せん對手は皆な小賣商、手工業者、小農夫、勞務者、使用人又は工匠の類である、此等の人の貯蓄に依る出資と云ひ貯金と云ひ、以て能く銀行の自己資金を豊富ならしむるに足らざるは勿論である、又其の資金を此等の對手に貸付け若くは割引するに當りても安全を計る爲めには或る團體の手を通し又は其の保證に依りて行ふことを得策とする場合がある、故に實際に於て庶民銀行は單獨に發達せんこと容易のこととなく、必ずや同類又は關係機關の援助を受けなければならぬ、此等の關係機關なくんば庶民銀行の成立不能なりとは唱へざるも若し此等の機關存するならば庶民銀行の發達及繁榮は容易にして其の成績も偉大なるものあるべしと云へる。

然らば其援助的の關係機關は凡そ何々なるべきか、余は先づ第一に庶民銀

行の連合團體を擧げなければならぬ、其次は同業組合、無盡組合、共濟組合、貯蓄機關及普通銀行である、場合に依ては更らに大なる中央銀行を此の中にも數へなければならぬ、此等關係機關の中には今尙ほ本邦に存立せざるものあり又た既に存在せるも其仕組の未だ下層金融の援助に適せざるものもあり又た縦令へ下層金融上の用に任じ居れるも却て著しく下層金融を阻害し其の弊を極むるものありである、未だ存在せざるものは新設を獎勵し、仕組の適當ならざるものは之を改善又は改造し弊を極むるものは矯正の上之を利用する方法を講ぜんければならぬ、余は以下數節に於て此等の企圖を説かんと欲する

第二十二節 聯合庶民銀行

白耳義國の庶民銀行が實力を具備せる連合銀行を欠けるが爲めに大部分は不振を極めつゝあること及び獨逸の庶民銀行も最近に從來の連合會制より進んで漸く連合銀行制に向ひつゝあることは既に敘述せる所である、而して既に連合銀行設立の必要を認むる以上は成るべく早くより之が設立を企圖する

の得策なるとも既に叙述したる所である。故に今茲に問題として残る所は本邦に於て庶民銀行を設立せんとするに當り此等銀行の設立所在に現はれ來れる後ち成るべく早く企圖すべき連合銀行の設立を如何なる組織及業務に於て仕組むべきやである。余は此問題に對して左の數項を参考に供せんと欲すること。

- 一、組織は任意有限の組合組織にして同一縣内の庶民銀行を其組合員とする。
- 二、所屬庶民銀行の資金過不足を調節し且つ其の財産狀況其他一般の行務を監督す。
- 三、庶民銀行の債券を保證し及び其の手形に對して再割引を行ふ。
- 四、手形及證券を擔保として他の銀行又は貯蓄機關より借資を爲し得ること。
- 五、自ら短期債券を發行し得ること。
- 六、個人及團體の預金を取扱ふこと。
- 七、所屬庶民銀行をして相互に斡旋共助せしめ並に信用取引より生ずる弊

害を除却する爲め必要なる方法を講究すること。

- 八、庶民銀行に關する統計を編纂し及雜誌を發行すること。
 - 九、重役は所屬庶民銀行選出の代表者聯合會が互選せる者を以て之に充て常務重役及行員は有給とすること但し代表者聯合會出席に要する實費は所屬庶民銀行より支辨すること。
 - 十、剩餘金は配當せず總て積立金となすこと。
- 更らに此の上に中央庶民銀行を設くべきか否やは確かに一つの問題なるも若し貯蓄機關を改造して此れと庶民銀行連合團を連結する方法完全に成立するならば此系統に屬する中央機關の外別に特立の中央統一銀行を設くるの必要なく思はる。併かし自然の取引に依りて普通大銀行又は興業銀行の如き機關より融通を受くることは素より希望すべきことである。

第二十三節 同業組合の獎勵

同業組合と云ふも我國現在の重要輸出品同業組合と誤解してはならぬ、彼

れは比較的大産業者の強制組合であるが、茲に云ふ同業組合は小産業者、手工業者等の任意組合である。本邦古來の仲間又は職業組合を一定の形體に改善すれば此の組合を得べきであるが、現在の儘なるに於ては未だ本邦に眞の同業組合ありと云ふことを得ない。歐洲大陸には普く行はれて居つて種々のことに偉效を奏して居る。今又佛國の同業組合法に依りて其の要綱を擧ぐれば凡そ左の通りである。

- 一、同一の職業、類似の工技若くは共に一定の生産物の製出に關する關係的職業を營むもの二十人を超ゆる數より成る組合なること。
- 二、政府の認可なく自由に設立することを得るも組合發起人は其定款及び管理者氏名を所在地の市町村役場に届出づべきこと其の變更ありたるも亦同じ。
- 三、組合員は自由に脱退することを得ること。
- 四、組合は其經濟的、工業的、商業的及農業的利益の攻究及擁護の爲めに自由に聯合することを得但し其名稱を届出づべきこと。

五、組合は組合員の醜金に依り資金を造くり相互救済及退老資金を設くること。

六、組合は會合所、書庫、職業教習場及仕事報道局を設くることを得之に要するもの、外不動産を所有することを得ず。

七、組合員脱退の場合にも組合は同年分の醜金を請求し得べきこと。

然れども脱退者は自己が分擔せる出資又は拂込める基金に依りて資産を構成したる相互救済及退老基金に對する組合員權を失ふことなし。

八、此組合及組合員は庶民銀行の出資者たるの資格を有し得べく、組合員は組合の保證に依りて此等の銀行より貸付又は割引を受くることを得。

要するに同業組合は類似及關係的職業者相結んで共同資金を貯蓄し各職業の改善、矯風を努め智識を交換し併せて相互救済並に退老恩給に資し又た組合員の信用を保證するの任務を司とる者である。其の組合員の信用保證の點に於て庶民銀行と密接の關係を有するものである。唯だ同業者は往々互に嫉妬的競争の關係なきにあらざれば一員の信用に付組合が保證せんとするときは

如き或は職業敵の妨害するところとなり事實困難なることあるべきも管理者が能く被保證者の事情經歷を訴へて會員の決議を採り、場合に依ては別に内部の保證人を立てしめて銀行に申込む手續をなすとせんか、敢て困難には非ざるべし、而も尙多數の否決する所とならば保證せざる迄のとである、元來此組合は任意自由の組合なれば不平のものは何時にても脱退し得るの通路がある、多數の同情者を得たる場合に保證するものなれば支障はないと思ふ漫然保證が行はるゝは却て危険である、又た組合員は必ずしも組合の保證を要するものではない、此の組合員は庶民銀行の出資者たる資格もあり借受ける資格も存するものなれば庶民銀行の規則に依つて相當の保證人二名を立つれば組合の保證なくも借りることは出来るのである、唯だ組合の保證があれば別に銀行に對しては保證人を要せぬと云ふに外ならぬ、保證は證明ても宜い、此組合の組合員であると云ふとは庶民銀行が信用を與ふる場合に於て品行經歷及使用目的を確知する便利あるが故に其證明は庶民銀行に採りて佳也安全の方法たると同時に組合の効果も現はれ又た組合員の矯風及勤儉を期せ

らるゝことにもなるのである。

第二十四節 無盡組合の矯正

無盡頼母子の講社は其の本來の性質を云へば共済互救の機關にして、下層社會の生業を救済するに必要なものである、決して下層社會を害毒する惡しきものではない、殊に地方村落の如く相隣常知者の間に行はるゝものには今日にても尙ほ立派なるものがある、世には正直律義の産業者にして技能も品行も申分なきに一朝不幸に遭遇し家は焼け田は流がれ更らに妻女を失ふて多數の小兒を擁し困頓遂に無告の究地に陥り赤貧一片の資をだも得るに由なく生業の恢復絶對に望なき有様になることがある、斯る場合に隣保相吊し此罪なくして貧なる彼が經歷品行に囑望し救済の決して無効にあらざることを知つて十數の人互に醜金し、一定の資額となして先づ彼れに之を使用せしめ、爾後は彼に掛金の義務を負はしめ順次其醜金を回收する方法を講ずるのは極めて必要且善美の舉である、是れ即無盡頼母子の眞意義である、然るに星移

り物變りて眞正の意義は益々崩潰し遂に惡徒の騙詐的手段となるに至つたのである。殊に都會の下層社會に在つては人日に更まり業も亦た一定せず巧みに他の弱點に乗して私腹を肥さんとするの徒所在に現はれ服裝又は辯舌を以て比隣を従へ自ら講元と稱して無盡講を起し多額の掛金を集めて其儘ま逐電するものあり、又然らざる者にも假裝の講員を作り之に當籤又は競落せしむる等惡辣暴戾に及ぶるとなく以て私腹を肥やすに汲々たるもの少からずである。之が爲却て下層社會の困憊は益々其甚しきを加ふる者と云ふ狀況である。近時は被害の嘆聲轟しき爲め警察力で檢舉に檢舉を重ねるに至れるも其檢舉の實行せらるゝ頃は既に犠牲の斃屍は累を爲し居りて、いつも萬事が後の祭りである。是れ必竟は根本の制度を確立せんからである。元來互助の精神に胚胎して發達せる無盡講社も制度の組織が未だ何等の型を爲さざる爲めに際涯なく放漫に流るゝのである。故に今後は到底此無盡講社を改造して純然たる組合制度となし互選に依りて管理者を定め其責任を明定し、成るべくば此組合と庶民銀行との關係を密ならしむるとを得策且つ安全なりとする。

歐米に於ても我無盡頼母子講に類する組合はある。組合員相互の醜金の中から一定の前貸金を受け之れを其後の月賦又は日掛に依りて元利完納さする制度である。殊に英米には此組合が廣く行はれて能く下層社會に種々の金融を與へて居る。

英國には元來信用組合も庶民銀行も完全の型に於ては存して居らぬ。稍々似て居るものと云ふのは友愛組合であるが是れも災厄及人事に關する共濟保險の組合と稱すべきである。次に産業及豫備組合と云ふのがある。是れは先づ産業組合であつて少しく信用組合を兼ねて居る。此の外に尙ほ建物組合と云ふのと保證貸付組合と云ふのがある此二者就中保證貸付組合は餘程無盡講社に類似して居る。

(一)英國の建物組合は組合員の週掛又は月掛出資に依りて組合の資金を作り之を組合員に貸付け組合員をして建物(及土地)を所有せしむるを目的として居る。其貸付には該不動産を擔保とせしむるのである。其貸付金請求者は無論多數なれば多くは入札又は抽籤にて貸付の先位を定むる。稀れには出資の

み履行して借入を爲さざる組合員もある。此場合には恰も据置貯金と均しくなる。即ち一定期間の後に出資金に利益配當を加へて元利割戻を受くるのである。貸付を受けたる組合員も一定期間の終には出資及利益配當を以て自己の債務と相殺すると云ふ仕組になつて居る。其の目的が建物取得に在ること、之を保證として利付の前貸を爲し出資即ち掛金に配當計算を爲すこと、組合資金の運用として有價證券の買入を爲し、若くは他に之を貸付け若くは融通すること等は是れ少しく純粹の無盡講と異なる所なるも組合員に對する抽籤前貸及其の掛金的出資は大體に於て無盡講の仕組と同一の精神に出で、居ること明かである。

(二) 英國の保證貸付組合は相互組織の組合のみにあらざるも其の貯蓄及貸付方法は最も能く無盡組合に一致して居る。小産業者に一人一回十五磅以下の保證貸付を爲して之れを月賦償還の方法に依つて元利とも回収するの仕組である。此組合は現在及將來の出資資本を限度として印税免除付の債券を發行することが出来る。此點は無盡組合と異なる所なるが大體の眼目は前貸と

割賦償還とを組み合わせたる無盡型なりと云はねばならぬ。

米國の相互貯蓄及貸付組合は寧ろ据置貯金の制度に類似して居る。詳細は附録に述ぶることとして茲には唯だ大綱を擧ぐるに止めん。

- (一) 組合員相互の出資的貯蓄を積立て此の積立金中より組合員に貸付を行ふものであるが貯蓄が二百弗に達したるとき又は中途にても組合若は組合員の希望に依り之を拂戻すものである。
- (二) 出資の拂戻は最初先づ一口に付一弗としてある。其後は毎月一弗宛拂込み之に配當すべき利益金を加へて一口二百弗に達するときは拂戻を停止する。
- (三) 出資の募集は各組に分ち普通は各事業年度の始めに各新組を募集し出資證券を交付する。斯くて組合の存立期間組數の増加と共に組合の資本金は常に變動するのである。
- (四) 出資の拂戻は何時にても請求することを得但し二百弗に達せざるものは其の二分の一又は三分の一以下に制限せらる。

- (五) 貸付は唯だ組合員のみ限りて之を行ひ出資の全部又は一部を間接の擔保とする上に不動産の直接擔保を提供せしむることがある、而も其の貸付高は拂込出資額と同額なるを限度として居る、擔保に供したる出資は其擔保中拂戻を請求することを許さぬ。
- (六) 貸付は順位を定めて之を行ふ是れ即ち競落の方法であつて總計法、純計法、割賦法、競利法及指價法の五種ありと云ふことである、詳細は附録に譲る、此點は無盡講に類する所がある。
- (七) 貸付利率は年六朱とし毎月に割賦して出資と共に拂込ましむる、但し何時にても貸付金の全部又は一部を辨済するを得べし。
- (八) 附屬事業として組合は不動産を購入し賣却し貸貸し又は之を抵當として借入金を得べし。

右は英米に行はるゝ無盡類似の組合である、何れも特別の法律があつて其下に組織せらるゝのである、仕組の眼目は殆ど無盡と異なることなきも組合員の互選に依つて信任に耐ふべき管理者を作り之を講元とすること並に其出

資と貸付との區別を明確にし貸付には利子を受け出資には配當を與ふとなせる點は誤れる慈善主義の我無盡講社に存せざる所であつて之を矯正せんとする者の最も注意すべき重要な點である、然り既に斯の如くして作られたる管理者なるが故に管理者は組合員全體の利害を代表して其責任を重んずるのである、又既に斯の如く貸借の區別を明確にするが故に激烈の競争を賭して利付の前借を受くるの要なく、眞に已むなき場合の外は貯蓄の思想を以て出資を積立て其の配當を利するの得策を感ずることとなるのである、勿論借入申込者數人ある場合には入札法を用ゐて其の先位を定むるも多くは競争なしに先位者は定まるべし、縦令結局入札となるも競争の激烈なるとは稀れなることを得べきである、既に貸付なる以上は擔保を採るは當然にして其擔保は英米とも不動産を要すること多きも其は他なし組合の事業目的が組合員をして不動産所有者たらしむるに存するに由るものである、併し必ずしも不動産でなければならぬ理由はない、我國の如きに在つては英國の保證貸付を之に適して保證人を以てするも可なりとするのが適當である、適當の保證人なき

ときは出資の何倍と云ふ如き條件を設けて貸付を制限するか又は全く貸付けぬことも出来るとすれば足れりである。

右様に改良すれば我國の無盡講社も一定の形體を有することになり其の害は少くして益は多いこととなるであらう。唯だ此組合に於て直接に金錢の受授貸借を爲すこととするときは經費を要すると多きの虞なきを保せず、又多少危険も伏在する。左れば最も安全にして經濟的な方法は其管理者をして出資掛金の全部を最寄の庶民銀行に預入れさせて之を利殖し組合員への前貸は管理者より届出てたる者に庶民銀行をして銀行の貸付事務として行はしむと云ふ仕組とするに限る様である。是れ無盡組合も庶民銀行も共に安全且つ便利なりとする所であるであらう。

第二十五節 貯蓄機關の改善

貯蓄機關は官立郵便貯金局と公私立の貯蓄銀行との數種なれど此等の機關に入り來る貯金は皆な概して下層社會が生活上の消費を節約して貯蓄する零

細の資金なれば之を確實安固に利殖保管すべきことは勿論なれど之れと同時に成るべくは之を以て下層社會の金融を助くるの道をも開いて置きたいものである。左もなくば上層金融と下層金融との分布が餘りに權衡を失するのみか又た實に精製大企業の發達と之に要する原料品の地方的生産とが平均を得ぬと云ふことになる。然るに從來の歴史は區々にして中には往々此の趣旨の遂行を顧みざるものもありき。

官立郵便貯金の運用に付英佛日伊等多數の各國が重きを國債の上に置くと云ふは安全確實と國家財政の必要とに依つて居るのであるが是れも詮じ詰むれば矢張り歴史である。昔時に於ては安全の放資と云はゞ國債にして、財政の需要と云はゞ國家財政に限られたものであるが歴史は大に變化した。安全の放資は最早や國債に限らなくなつた。地方債も特種不動産銀行の土地債券も、頗る安全の放資物となつて來た。又た財政信用の必要も國家の外に地方自治體が其の必要を生ずるに至つた。是れ其後英國以外の諸國が漸次此種の方面に郵便貯金を投資するに至つた所以である。今や歴史は又た更らに新な

る需要の事實を生ぜしめた。貯金者の多くを包含する下層社會の利便及其の金融を助くべき必要が生じて來た。而かも一定の用意と機關とを備ふれば此等に郵便貯金を運用するも決して危険ならざることが明かになつて來た。又た國家の財政信用も今日一般に信用制度の發達せる場合に於ては幾多之を補填する別手段がある。何を苦んで、國家は其大なる信用を持ちながら零細の郵便貯金の上に細民信用と競争して獨り自ら信用を獨占するの必要あらんやと云ふことになつた。左れば近時は各國が郵便貯金に年金又は小口保險の制度を附加し又は振替小切手の制度を開いて下層社會に便益を與ふるの外に國に依りては或る機關を通じて資金を下層金融に振向けるの道を開くに至つたのである。白耳義の如きは後者の例である。其他貯金通帳に擔保貸を爲すの機關を設け又は小額公債を發行して之を貯蓄者に交付し彼等をして廣く擔保に使用せしむるの制度を探れる國もある。此等は皆な間接又は直接に下層社會の金融を裨補するものと云はねばならぬ。顧みて我國の郵便貯金制度を見れば殆んど全く國家の公債のみに投資を限つて居る。地方債にさへ殆んど投

資されぬ。又多數の外國に行はるゝ如く年金及小額保險の制度も存して居ない。振替口座の制度は最近に開かれたるも之に必要なる小切手制度は附いて居ない。二三年前より低利資金の融通を地方團體、耕地整理組合及產業組合等に開きたるも此は時の政府の一時的救済策とも云ふべきものにして制度となつて居るのではない。政府の意向次第で時期も金額も豫定し得られず、而も多くは中産者以上の救済に偏する傾向がある。故に郵便貯金制度も改良して或る程度迄は地方的及下層的の金融及利便を開くの制度となさねばならぬ。

貯蓄銀行の改善は庶民銀行の發達上殆んど必須的前提條件と稱すべきものである。庶民銀行は其の貸付資金の關係に於て貯蓄銀行と融通の道を連結するにあらずんば下層金融機關たるの任務を蹉跌なく圓滿に實行すること不能なりと云ふべき關係に在る。歐州大陸には何れの國にも皆な公立の貯蓄銀行があつて、確實なると郵便貯金の如くなる上に公益主義に依り下層金融の裨補を爲しつゝあること並に私立貯蓄銀行も公立貯蓄銀行と俱に同一の法律、同一の取締を受け純然たる公益機關として互に協力し互に補充を爲しつゝある

ことは既に叙述したる通りである。英米兩國には公立の貯蓄銀行なく皆な私立の貯蓄銀行なるも之れに關する法律は嚴重にして恰も歐大陸諸國に於ける公私貯蓄銀行の如く何れも公益的に活動し居れることは是れ亦た既述を経たる所である。要するに歐米の觀念に於ける貯蓄銀行は公私立の如何を問はず皆な公益的貯蓄及信用機關にして多數は地方的及下層的の金融を裨補して居るものである。其の經營の詳細は附録に譲るとして左に歐米に於ける公私貯蓄銀行の經營大要を掲げて置かん。

- (一) 伊、埃、白は貯蓄銀行に貯金する一人の最高限を定めざるも英、獨、佛及米の諸國は之を制限し英は二百磅(利子共)獨逸は五千麻、佛國は千五百法、米は五千弗とし其以上は何れも皆な利子を附せず。
- (二) 放資の方法は概して左の如く制限せらる。
 - 國債又は國家保證の有價證券。
 - 地方債又は土地債券。
 - 公益法人債又は公設質鋪債券。

労働者建物組合債券

二人以上の保證引受ある手形の割引及保證人貸
動産質及び不動産抵當貸付

貯金通帳の質取貸、勞銀證券及倉荷證券の擔保貸

信用組合及庶民銀行への手形割引及融通

貧民無保證貸及慈善事業の投資

- (三) 貯金利子と貸付利子との差益は概して一步又は二歩にして益金は大部分を積立て一部は貯金者に配當す。米國は配當を許すも年六朱以下に制限す。伊國は十分の九を準備金に積立て他は公益又は慈善事業に投下せしむ。

- (四) 役員は概して無給と定めらる。

要するに此機關は細民の永續的貯金を取扱ふものなれば確實なることを尊ばねばならぬ。従て其大部分を國債地方債及確實なる土地債券等の放資に使用するのは必要であらう。然れども之と同時に其貯金の出所を考ひ地方的及

下層的の金融を裨補することも必要である。故に歐米の貯蓄銀行は私立も公立と殆んど同様に公益的機關を以て自ら任じ、國債地方債に放資するの外努めて地方的又は下層的の金融を裨補する様に定めてある。殊に村落の信用組合及都邑の庶民銀行にまで其資金を融通することを定めたる點は實に貯蓄銀行を以て此等下層金融機關に對する援助的關係機關と爲し相互の連絡を付くるの精神を明かにしたるものである。

然るに我國の貯蓄銀行は如何ん。素より公立のものなく皆な私立の株式会社ばかりである。貯蓄銀行條例は存するも公益的精神を明かにせる條文は一つも發見し得ない。一人の貯金最高限すらも制限せず、別けて甚しきは資金運用の放漫なることである。國債に放資すべきことすらも明文がない。唯だ預金高の四分の一以上に相當する國債又は確實なる商業證券を政府に供託せよと云ふては居る。之れが爲め實際に於て公債に放資せるもの少からざるも併かし、又は商業手形の適用が頗る放漫に行はれて居る。確實の點に於て遺憾甚だ尠からずと云はねばならぬ。更らに地方的又は下層的の金融援助如何を

見るに何等の規定あることなし。故に株式會社の營利主義は無限に放縱されて資金の大部分は皆な簡便有利なる巨額需要に振向けられ宛然細民の小口貯金を上層の巨額信用に流通せしむる運河の如くなつて居る。多くは普通銀行の娘銀行同様になつて其の貯金を普通銀行に集注し之をして巨額需要の途に使用せしめつゝある。要するに我國の貯蓄銀行は資金の運用に何等の制限なきが爲め少しも普通銀行と異ならざる營利的業務を行ひ且つ其の集金機關たる働きを爲しつゝある。配當も役員報酬も無論普通銀行同様である。斯の如き狀況なれば嚴格の意義に於て我國には貯蓄銀行制度なしと云ふも可なりである。其の有ると云ふのは名稱のみにして實質は普通銀行である。否な而かも細民貯金を狩り集めて有産者の巨額需要にのみ振向くる普通銀行なりと云はねばならぬ。此は是非とも根本的に改造して前記所載の如くするか、左もなれば全廢して名實共に普通銀行にするの外はない。全廢すれば別に新設せねばならぬ。而て新設するには結局前記の通りに改造するの外はない。前記の如く改造すれば公益主義機關たること疑なきも憂ふる所は公德心を缺ける我

國の株式會社を以てして全然國立機關と均しく公益の任務に堪へ得べきや否やである。左れば到底國庫預金部と結付けて國立貯蓄銀行の制度に編入する勇斷に出なければならぬと信ぜらる。

第二十六節 國庫預金部の改造

國庫に預金部と云ふ一種の銀行がある。郵便貯金や供託金、各省成規の積立金又は人民共有金等を預金に受けて國家の一般會計又は特別會計等へ種々の融通をして居る。云はゞ政府部内の銀行である。元は佛伊の預金及供託局に倣ふて始めたものであらう。併かし佛國の有名なる預金供託局の活動は我預金部の比ではない。彼れは郵便貯金及供託金の外に公私立貯蓄銀行の貯金及び準備金又は共濟組合、産業組合、同業組合等の貯預金を預かり之を以て公債類に放資するのみか縣、邑及公益設定物に貸付け又た併せて下層金融機關の債券に應じ個人との契約貸にも使用して居る。言ひ換れば政府部分の銀行たるよりも寧ろ外部に對する銀行にして而かも下層及地方に對してまで多少の金

融を與へて居るのである。勿論我預金部も近來は其の資金の一部を勸業、農工、興業、拓殖及地方債に放下するに至つた。否最近には謂ゆる低利資金の融通と稱して、其の有する郵便貯金の一部を地方の災害復舊、耕地整理、又は産業組合に融通し又た時として預金部の利子収入を地方教育費に使用せることも見る併し此等の多くは地方的巨額金融にして其の他は概ね一時的の應急處分に過ぎず、何れにしても下層社會の金融に資する制度になつて居るものとは云ひ得ない。

今や最近の統計に依つて我が國庫預金部の資力及び運用方法を見るに略ぼ左の如くである(大正二年十二月末日現在)

預 金 (資力)	
郵便貯金	二〇七、九八五、八九九
普通預金	七七、八一七、九〇五
特別基金預金 <small>(教育、治水、艦艇基金預金)</small>	五二一、三七八
貯蓄債券預金	一八、八九八、四八〇

保管供託金	五、一六六、四二九
利拂元積立金	二三、三九四、四四三
預金利子仕拂未済額	八、五七一、六一二
純益	一〇、三九七、一九九
計	二九五、八六四、一八〇
放資(運用)	
國債證書	一〇二、二六八、九四〇
清國債券	三三、四四〇、二八〇
鐵道、治水融通	五三、一八九、五五四
勸業債券	五二、四七二、七二四
興業債券	一五、七〇八、二一一
農工債券	八、七二三、七六〇
拓殖債券	一、五八三、六三〇
貯蓄債券	一八九、六一三

地方債
現金

計	二九五、八六四、一八〇
地方債	一六、三九八、五〇〇
現金	一一、八八八、九六六

右放資物の多數は今や其實價を著しく低下したれば必ずや債務は債權に超過し少からざる損失であるであらうが兎も角も約千萬圓の年額純益あることは此表の示めす所である、之を日本銀行に對照するに彼れは先づ其の資金力に於て六億三千萬圓を示せるが其内には兌換券の發行高約三億三四千萬圓を含んで居る、此の特權的資金を控除して純粹の營業的資金のみとするときは前記預金部の資力約三億圓と大差なきを知るべしである、更らに其純益を比較して見るに最近に於ける日本銀行の年額純益金は七百三十萬圓である、之に對して預金部の年額益金は前記の儘まゝとすれば約千萬圓の巨額である、して見れば預金部の威力は意外に大なるものと云はねばならぬ。

左れども其の經濟及財政に與ふる彼等の效果如何んと願みんか、遺憾ながら預金部の效果は甚しく日本銀行の效果に及ばざること遠しの感がある、先

づ財政上の効果として預金部は能く公債を引受け其價格を維持して居る又た鐵道治水等の事業費に融通を與へて居る。否な時としては利子の一部を割きて地方教育費に補助を與へて居るが、左は云へ其資金の過半は細民貯蓄の郵便貯金にして下層の資金を中央財政に吸収し却て中央財政の膨脹に誘惑を與へ居れる氣味合もある。更らに經濟上の効果を見るに勸業、拓殖、興業、諸銀行の債券を引受け又は低利資金を融通して多少は地方産業の金融を助けて居れること既述の如けれど其集中の割合に比較して餘りに分散する所が少なく且つ其の額の微々たることは言ふまでもない。殊に下層金融の援助と認むべき産業組合への融通は其額甚だ少きのみか真に一時のことに過ぎなかつた。必竟預金部は國家財政上の機關にして資力の大部分を公債類に固定する爲め、資力の大なる割合に現金の運用甚だ少なく又た其の運用に必要な保證的の下級機關を缺ける事情に由るものである。若し斯る巨大の資力ある金融機關が普通の經濟界に在りとせんか、其保有せる公債及債券類は必ずや外部に對する大なる信用の準備となりて彼は自ら自己債券を發行し外部より更らに巨額

の現金を集蓄し之を以て一定の中間機關を介し廣く下層の産業組合又は金融組合にまで其餘澤を及ぼすこと偉大なるものがあるであらう。余は決して預金部の現在に於ける偉大の効果を否定するものではない否な事其の成功を稱賛しつゝある一人である。併かし望蜀の慾を云はしむれば更らに百尺竿頭に歩を進めて一段の活躍を希望せざるを得ない。若し現在の情勢に慣れて大に改むる所なからんか、斯の如き年々の巨額なる純益は決して敏捷なる政治家又は財政家の張目を免れ得るものでない。必ずや教育費補助に類する二の舞を繰返して普通行政費の爲めに細民の貯金を使用すと云ふことに至るであらふ。斯くて此の濫因が啓かれんか實に其の結果は寒心すべきものである。故に余は今日の早きに及んで斷然預金部の組織を改造し一層有効に下層金融の援助を爲さしめたいと思ふ。

然らば如何に預金部を改造すべきか。曰く獨立の一大國立貯蓄銀行とするのである。則ち一方には郵便貯金局と地方金庫とを以て下級の集金機關となし他方には貯蓄銀行を前節の如く改造して之を下級の貸付機關となし又は組

合連合機關の中介保證に依りて産業組合、信用組合及庶民銀行に下層金融を供給する最高中央の機關とするのである。其運用資金は小額面の貯蓄債券を發行して補充するを得策とする。此貯蓄債券には一面に郵便貯金切手の働きを爲し他面に郵便爲替券の働を兼ね得るの效力を與へ短期間の流通を許すのである。其期間は六ヶ月とせば可ならん。斯くて六ヶ月内に郵便局へ持参すれば之を貯金と認めて其後の利子を與へ又た郵便爲替には無利子の儘ま無料郵便にて使用することを許すこととする。斯くて六ヶ月を経過せば貯金用及爲替用の效力を失はしめ爾後六ヶ月間は或る一定の場所に於て現金に引換するの義務を認むるも其後は全く引換の義務なきこととするのである。今茲に此の證券の效益を數ふれば第一は貯金を奨励することである。此れは別に説明を要することでない。第二は新聞廣告を利用して商品の賣買をする者に大なる便利を與ふることである。此等の購買者は月賦又は即時に代金を遠送するに此の證券を以てすれば無料郵便に依ることが出来るのみか。敢て取扱悪き郵便切手の封送又は高き爲替料金を免るゝとの利益がある。第三は國立

貯蓄銀行をして其の發行高に對し少くとも平均三ヶ月間の利子を贏ち得せしむることである。此の利益は莫大である。貯蓄債券の賣下け又は輸送に關する手数料及郵便料を免するも將た其上に一般の事務費を分擔するも尙且つ多大の利益を残し得るであらう。英國郵政廳の發賣する爲替證券の實例は之を保證するに足りる。第四は國立銀行の貸付資金を増加し且つ大に下層的地方的の産業を裨補することである。以上は此證券發行の效益であるが之に對する一、二の非難はあるであらう。此證券の額面が小金額にして數種類に發行せられ少くも三ヶ月間は一般に流通して日用小賣の代價に授受せらるゝが爲め通貨の流通を害すと云ふことは必ず非難の一となるであらう。左れども其の流通の期間は六ヶ月に限れるとを考へねばならぬ。其以後は地方本金庫又は一等郵便局等の制限せる場所に於て引換ゆることになるのであるが一年後には全く無効となる仕組なれば到底通貨の流通を阻害する程の力はないと信ずる。其他或は銀行業者の非難あらんが其は採るに足らぬものである。

以上の如く預金部を改造して貯蓄債券を發行させ貯金を増加し低利の資金

を下層金融に供給し改造の貯蓄銀行、信用組合及び新設の庶民銀行を活動せしむることを得ば一國の國民金融は適當の分布を遂げ漸次に其の充實獨立を恢復し國民經濟の發達に貢献すること極めて多大なるに至るであらう。

人或は斯くすれば地方及下層の金融は大に其の面目を改むること疑なからんも之が爲め國家財政上の需要は反對に著しき苦痛を感ずるに至らんと憂ふるものあらん。左れど此れ亦た然く憂ふるに足らざるの理由がある。此國立貯蓄銀行は現在の預金部が保有し居れる公債類を其儘ま引繼ぎて保有するのである。形は國家の出資である。斯くて一面は國家の各會計へ其の利子に相當する配當を支拂ひ、他面には此の保有證券を準備として貯蓄債券を發行し之に依りて取得する現金に新に増加する貯金及預金額を加へて新なる運用資金を作り之を地方的下層の金融に振向くるのである。故に現在以上に國家の財政を究屈ならしむることなきのみか將來は國立貯蓄銀行の發達と共に多少は其の遊金及積立金を増加し、以て再び更らに國家又は自治體の公債類を保有し得る様にすることも期待し得べき利益である。

第二十七節 公益的質鋪銀行

私人の營利的質屋は何れの國にも頗る多くある。而して其質屋は皆な惡辣のものばかりではない。立派の信用と感ずべき慈愛を以て細民の便利を圖りつゝあるものも決して少なくない。左れども其數の多い丈けに中々暴慾のものがある。信用の立派のものは高利の傾向が強い。小信用のものは貸付高が少なくて流質を目的とする傾向が多い。無盡賴母子講の講元ほどに非道者はないが高利の點は之よりも甚しきものがある。而かも細民は他に接近し易き機關がない。故に急迫の極は此虎口に入らんとする。而して彼等は遂に全くの赤裸々となる。歐米に於て公設又は慈善的の質鋪が起れる所以は之が爲である。公設又は慈善的の質鋪は其自體に於て必ずしも善良なる私營質鋪よりも優れりと云ふことを得ぬ。手續は究屈で場合に依ると間に合はない。又た細民に依頼心を生じ質借りを奨勵するか之感じもする。而て其の利率は著しく私營のものとは違はないものがある。必竟此の機關は案外に費用と手數とが掛

かゝるからである。左れども此の公設又は慈善の質舗が一定の數を以て市邑に存在すと云ふことは私營の質舗の高利なるものを牽制するの效果あること疑ふべからずである。左れば事實に於て私營と公營とは利率を著しく異にしなくなるのである。此は全く公營又は慈善的の機關の效績と云はねばならぬ。貯蓄銀行や庶民銀行も質貸を爲すべきものたるは勿論なるも之に加へて公設又は慈善的の専門的質貸機關を設けること及び此等の諸機關が互に各自の遊金を融通し相補救することは最も歓迎すべきことである。是れ茲に庶民銀行の援助的關係機關の一として説述する所以である。

然らば此種の公益的質舗機關は如何なる組織とすべきかは頗る問題である。外國の例に依れば獨佛の公立制度と米國の慈善組合制との二種がある。何れも附録に詳述することとして茲には、唯だ其の大綱文を對照的に叙説するであらう。

(一) 其の組織及び資金に就いて見るに先づ組織は勿論著しく違ふ。一は自治體の營造物で概して自治體吏員が經營し他の一は私人の組合であつて富豪慈

善家が經營して居る。従つて其の資金の成立が著しく違ふ。公設質舗は自治體の補助金他の寄附金、債券の發行又は公立貯蓄銀行よりの借入金等より出來て居れるも慈善組合の質舗は大部分を慈善的組合員の出資より得て殘部は低利付の債券發行に依り外部の慈善家より廣く醜集するのである。

(二) 質物の種類は兩制共に限定せられて居る。何れも概して中産以上の人の有すべきものゝ様である。例へば金銀、時計、寶石、金屬類、有價證券、貯金通帳、繡物、絹麻毛織物、衣服、毛皮、寢具、洗布類、書物、其他價格ありて且つ貯藏上過大の場所を要せざる動産の類である。常用不潔の衣服、寢具、火災の危険ある物品等は拒絕することが出來ると云ふことになつて居る。唯だ公設の方は理由なしに拒絕することを得ぬと云ふ原則を認めて居るが慈善組合の方は明かに之を示めし居らぬと云ふ差があるのみである。

(三) 貸付利率及期限を見るに佛國の公設質屋は七朱となつて居るが獨逸の公設質屋は一割である。米國の慈善組合も先づ大差はない。米國の慈善組合は小額貸付に付き一ヶ月一步とし二百五十弗以上は一ヶ年一割の利子を徴し、

期限前の返済は拒まざるも二週間に辨済せるものは五厘の利率を徴することに定めて居る。次に期限は佛國制も米國制も普通一ヶ年とし獨逸制は普通六ヶ月として居る。併かし何れも期限前の返済を妨げぬ又獨逸に於ては部分返済を許るし同時に部分的の典物解除も許ることになつて居る。貸付價格は典物の種類に依りて種々割引歩合を異にして居る。

(四) 役員及利益處分に於ても兩制とも重要役員は皆な無報酬である。利益金の處分は獨逸に於ては四分の一を損失準備金に積立て他を救貧事業に使用することに定め、佛國は増加資産額より法定利率五歩以下に制限せる一般費を控除し、殘純益を擧げて救濟院又は慈善病院に寄附することになつて居る之に反して米國の慈善組合に於ては純益あれば出資者に法定利息以下の配當を爲し他は準備金に充つるの外借主に割戻すこととして居る。

此を以て見れば公益質舗の效益は深き下層社會の金融機關には適し難しと云はねばならぬ。併し都市の下層と稱すべき小賣商或る手工業者小吏員等に對すれば極めて輕便の金融機關となるであらう。少くとも他の都市的私營質

舗の或るものを牽制するの力はある。

第二十八節 結論 (人物問題)

庶民銀行の制度及援助機關の關係は既に叙したる如くなるが制度及機關の精髓は一つに繋りて經營者の人物に在る。是れ一切の事皆な然らざるを得ずと雖も殊に此種の制度に於て然りとす。

信用組合は主として村落の農業信用に關する下層機關なれば其の經營者は宗教的の熱心家を必要とする。此の宗教家を得ずんば完全の信用組合は殆んど絶對に發達の望なしとさへ稱し得べけんも都會的商工信用の機關たる庶民銀行に在りては左程の必要は素よりない。併かし此の庶民銀行も組織の條件は人格及品性を基礎とするものである。貸付にも借受人の品行及正直を精探することになつて居る。従つて其の經營に任ずるものは識見徳操能く群を抜き其の人格品性に於て組合員を感孚せしむる底の人物でなければならぬ。且つ此等の人物は成るべくは地方定住の有識者で而かも職業上の變化に腦を

さるゝことなきものたるを必要とする。必ず確固たる信念を有するものでなければならぬ。其の報酬は必ずしも無給なることを要せざるも銀行成立後三四年間は無報酬に奉公するの覺悟あるものでなければならぬ。而して其の後の報酬とても素より輕微である。斯くの如き人物にして斯くの如き事業に献身せんとするものは我國の現況に於て果して能く之を地方大小の都邑に求め得べきか。

宗教の勢力盛にして且つ經濟の秩序既に定まれる歐米の天地に於ては斯る人物の輩出素より尠からずである。否な實際に於て歐米の信用組合、庶民銀行乃至其の他の共濟的組合は宗教家又は宗教熱心の信仰家を以て之が經營補導に任じて居る。庶民銀行の鼻祖「シユルツエー」ルザツチー及「ダンドリモン」氏の如き即ち是である。嘗に此等の主唱者のみならず之が補佐者又は加入者たるものも概して皆思想の統一せる信仰を有して居る。是れ必竟歐米の思想は上下一般を通じて古來より宗教心に富み政變の爲め擾亂せらるゝことなくて之を今日に保存し社會及家庭に於ける必須の日課にまで宗教を編入して居るに

由れるものと云はねばならぬ。

此點に於て我國は大なる遺憾を有して居る。維新の政變は全然宗教の基礎を破壊し盡した。爾來寺院は到る所に荒廢し、緇侶の墮落は其極に達して殆んど廻瀾の餘地がない。今や彼等は全然社會の冗物となり却て世俗の指彈を買ひつゝある有様である。

加ふるに維新の政變は又た封建制度を破壊して遺孽なきまでに地方的の人物を殄滅した。各藩に在りて塾を立て道場を構ひ士大夫を補導し郷黨を徳化したる儒者及武士の道は全然其の跡を絶つた。爾來地方の經濟は激變して地方の美風を銷亡し一般の信念は毫も統一する所なきに至つた。

寺小屋は變じて文明の小學校となれるも信念の統一を銷亡せる郷黨の子弟は徒らに形而下の智識を求め物質的の利害を趁つて輕佻浮華を是れ事とし、少しも精神的の定着を存して居らぬ。又學制學則は殆んど年毎に改訂せられて雨の如く滋きを見るも依つて以て養成せらるゝ人物はと云へば、皆な依然として輕佻浮華の子弟である。學校と家庭と社會とは彼等の眼中に全然別個

の天地を爲して居る。試みに市井の兒童を招きて彼等の精神を問へば、彼等の精神に於て學校は學校、家庭は家庭、社會は社會と三分されて居るではないか。彼等は學校に於て教師の顔に聽く所あるも心に聽くことがない、修身科の乃木將軍盡忠談は屢々彼等の耳朶に響けども一度も彼等の底心を刺しては居らぬ。彼等は教師の面前に在る間のみ僅に謹肅の容姿を作つて居るのである。寄席の講談を聞く程にも感涙を捧げて居らぬことは明かである。彼等の感想に於て學校なるものは時々斯の如き談話をする場所なりと考ふるのみである。歸りて家庭に入れば彼等は父母の言動既に一致せざるを發見する。父の戒むる所も母の賞むる所も且夕に依て異なつて居る。父母の間に何等一定の標準がない。のみならず教師の戒賞とも矛盾して居ることに驚きつゝある。故に彼等は父の前には父の顔を窺ひ、母の前には母の顔を窺ひ父母の顰笑に従つて其の意に迎合するの手段を講ずることとなる。出て社會の人に接すれば彼等は世人の言動好惡皆な統一する所なきに驚くばかりである。驚いては疑ひ疑ひては迎合することが遂に彼等の精神となるのである。斯くて學校に於ては

教師毎に迎合し、家庭に入りては父母毎に迎合し、社會に出ては人毎に迎合し而して此の學校と家庭と社會とが精神的に三分されて何等信念上の統一を彼等に示めて居らぬとすれば舉世滔滔として日和見迎合の子弟を以て滿つると云ふのは當然のことではないか。此子弟が人となるのである。嗚呼斯くの如き我國に於て信念の堅固なる卓識高德の人物を得ることは甚だ難しと云はねばならぬ。

左れど如何なる世に於ても人物は絶無でない、理想の人物は素より求めて得易すからざるも比較的崇高の人格者は仍ほ僅かに求め得るであらう。故に若し庶民銀行の急速なる普及を希はず先づ一、二の大都に模範的組合を設立し此等崇高の人格者を擧げて其の經營に當らしめ、其の效果の顯著なるを視て漸次に之れを他の地方に及ぼし彼等の指導に依りて設立を進むることとするならば庶幾くば稍々其の目的を達するを得んか。之れと同時に宗教を刷振し儒道を獎勵して地方の人物養成に努むること亦た最も必要である。此の地方的人物の養成は獨り庶民金融機關普及の爲めのみならず總ての事業並に公共

各國金融組合制度考

庶民金融談 畢

施設の經營上廣く其必要を感ずるものなれば國家は出來得る限り之が助力を
與ふべく民人も亦た自ら其の進捗に任ぜんければならぬことは勿論である。

各國金融組合制度考

庶民金融談畢

施設の經營上廣く其必要を感ずるものなれば國家は出來得る限り之が助力を
與ふべく民人も亦た自ら其の進捗に任ぜんければならぬことは勿論である。

各國金融組合制度考(目次)

- 第一節 各國金融組合概覽
- 第二節 獨逸金融組合制度
 - 第一項 村落銀行
 - 第二項 庶民銀行
- (備考) 大小實例
- 第三節 佛國金融組合制度
 - 第一項 村邑銀行
 - 第二項 聯合地方銀行
- (備考) 同業組合法
- 第四節 伊國金融組合制度
 - 第一項 村落銀行
 - 第二項 庶民銀行

目次

- (備考) 模範定款
- 第五節 白耳義金融組合制度
 - 第一項 村落農業銀行
 - 第二項 都市相互銀行
 - (備考) 白耳義統計
 - 第六節 英米金融組合制度
 - 第一項 英國友愛組合等
 - 第二項 米國貯蓄貸金組合
 - 第七節 佛獨公益質舖
 - 第一項 佛國慈善局
 - 第二項 獨逸市立質舖

第一節 各國金融組合概覽

各國	組合種類	自資及預借金	村落銀行	匯兌
英國	友愛等	四、二四三行	一〇九、七九七、〇〇〇磅	一、〇九七、九七〇、〇〇〇圓
獨逸	ラ 氏	四、一七三	四三七、三六一、〇〇〇馬	二一八、六八〇、〇〇〇圓
	ハ 氏	一、八九六	一、二五七、〇〇〇、〇〇〇	六二八、五〇〇、〇〇〇圓
	シ 氏	一、〇二二	一、八三二、五四三、〇〇〇	九一六、二七一、〇〇〇
佛國	村落	二、一六八	六、三九三、〇〇〇法	一八、二三一、〇〇〇
	地方	一〇二	三九、一八五、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇
	庶民	二二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、九二四、〇〇〇
伊國	村落	一、五二六	四四、八一〇、〇〇〇利	一七、九二四、〇〇〇
	庶民	八三二	八五一、三三九、〇〇〇	三〇〇、五三五、〇〇〇
埃國	村落	四二五	一五、二八七、〇〇〇克	六、一一四、〇〇〇
	庶民	四、〇三一	一、一二三、〇二五、〇〇〇	六、一一四、〇〇〇
白耳義	ラ 氏	五九一	一八、六二七、〇〇〇法	七、四五〇、〇〇〇
	庶民	二四	一二、〇六五、〇〇〇	四四九、二一〇、〇〇〇
	信用	二、五二六	一三、九四三、五二〇馬	四八、八二六、〇〇〇
本邦	兼營	三、九〇九	一四、二二八、七六〇	二八、四九七、九三一
	速合	九	三二五、六五一	—

各國金融組合制度考 第一節 各國金融組合概覽

第二節 獨逸金融組合制度

第一項 村落銀行(信用組合)

「ライプアイゼン」氏の創案に依りて設立したる信用組合は後ち一部分「ハース」氏の反旗に従ふて分立せるものあり之が爲め「ノエウキード」同盟に屬する組合と「ダラムスタット」同盟に屬する組合との二派を成し而かも「ハース」氏の「ダラムスタット」同盟派は寧ろ「シュルツェー」式の庶民銀行に近きものあり故に茲には先づ主として「ノエウキード」同盟派に屬する組合の内容を叙せんとす是れ實に純粹なる「ライプアイゼン」式信用組合の村落銀行なりとす

第一 目的及組織

「ライプ」氏信用組合の目的は經濟及道德の兩面に於て組合員の生活及び人格を改善せんとするに存し貯蓄心を養成すると共に其の貯蓄を組合員の生産事業に再出し組合員の全生活需要を充足し併せて宗教的團結力に由り組合員の共同的道德を進捗するを期す是れ「ライプ」氏が熱心なる基督教徒たる又其の保護者の多數が牧師たるに由らざればならず此の目的に由りて教育せらるべき組合員は一定の小區域に常住して固定的性質の生活を營める農民を以て最も適當なりとす故に「ライプ」氏の信用組合は概して小區域に於ける相互常知の小農等相共同して組織するを以て其の特色とせり

第二 兼業

組合の目的は組合員の全生活需要を充足するに在るが故に金融需要の外、農業用品の購買及び農産物の販賣を併營す故に銀行と云ふも組合事業の一部門たるに過ぎず

第三 持分及責任

「ライプ」氏本來の目的に依り有形の資本を否定し専ら組合員の人格即ち無限責任を以て唯一の無形的資本とせり然れども千八百八十九年の産業組合法は凡ての産業組合に對し持分出資の設定を強制せるを以て爾來此の村落銀行も一般には十麻又は十二麻最高十五麻の持分を分拂にて出資せしむることなれり但組合員の投票權は一人一票なりとす

第四 區域及規模

組合員の人格を以て責任の眼目とするが故に其の區域は廣汎なるを得ず僅かに小村落内又は一寺區内の小農者に信用を與ふと云ふに過ぎず一寺區を原則とすと雖も「ライプ」氏は四百人以下の小區域を好まず從て區域は二又は三寺區を一區とするに至れり組合員は此區内に居住し完全の市民權を有し且つ他の信用組合の會員たらざるを要す故を以て其の規模も亦た自ら頗る小にして事業の取扱も一週間一、二回之を開始するに止まり事務所は通常質素なる農家内の一二室に設けらる

第五 資金の種類

組合の資金は持分出資、貯蓄部の預金、借入金、利子及び手数料並に剩餘金等より成る就中殊に重要なものは左の如し

- 一 組合員及組合員外者の小口貯金
 - 二 借入金及び組合員外者の大口預金
 - 三 中央組合銀行當座預金
- 貯金は一口一麻克以上とし隨時事務所に來りて預けしめ又は貯金切手制度を併用す

第六 貸付の方法

組合の資金は組合員に限り之を貸付くることを得べし但し貸出を奨励する精神を否定し寧ろ組合員の借入を不便ならしむる爲め種々の究屈なる制限を設く而して其貸付の方法左の如し

- 一 普通貸付 保証貸付、土地抵當貸付及び有價證券擔保貸付の三種ありと雖も主として保証貸付に依る
- 保証貸付は通例一、二人の保證人ある證書差入に對して之を行ふ但し保證人の信用よりも借受人たる組合員の素行、事業心及び用途に重きを置き以て貸付の許否を決す
- 抵當及び擔保貸付は借受人たる組合員が當該地方在住の日尙ほ淺くして相當なる保證人を見出すこと能はざる場合又は組合の満足する保證人を充さざる場合に適用するものにして此の場合に於ても重きを借受人の素行、事業心及用途に置かる且つ抵當及び擔保物は時價に於て借入額の二倍以上の價格を有せざるべからず
- 右總ての貸付に際しては借受人の人格調査を爲すの外其の使用の途及び方法を調

査す之が爲めには借受人をして自己の生産事業に使用することを陳述せしむるのみならず其の事業の必ず成効すべき見込あることを證明せしむ

爾後も三ヶ月毎に監査會は借主及保證人素行の状況並に其の用途を檢査す若し追擔保を入れず又は資金を濫用せば特別約款により四週前の豫告を以て貸金を引上げ

- 二 當座勘定貸付 此の貸付は小商工業者の存在する村邑に於ける外之を適用することなし

- 三 土地移轉貸付 此の運用は前記二種の貸付に由る資金を控除し尙ほ現金に剩餘ある場合に於て一時の資金運用上而かも組合員の斯る需要を充たすと云ふに止まるものにして本然の事業にあらず

此の貸付は組合員が土地を買入るゝ場合に於て銀行より之が代金を支拂ひて組合員に買得せしめ又は組合員が不景氣に際して土地を放賣若くは抵當公賣に附せざるべからざる場合に於て一時銀行の名を以て之を買受け資金を組合員に貸付するなり而して前の場合に於ては買受人たる組合員を立替代金の債務者となし割賦償還の方法に依り事後漸次に償還せしめ其の償還までの間銀行は其の土地の抵當權を取得し此の抵當權に對し後日優先權者の現出して損害を受くることなきを保證する爲め賣主をして保證人たらしむ後の場合に於ては代金を渡して組合員より買受けたる土地を銀行の所有とし後日土地の市價恢復するを待つて第三者に賣渡し

買受價格と轉賣價格との差額を先きの賣主たる組合員に交付す而して有何れの場合に於ても銀行は組合員より低歩の手数料を徴收す

第七 貸付利率及期限

貸付額に關して一人當の制限なきも平均一人の信用は五百麻克に當ると云ふ、其の利率又た別段の制限なきも四分乃至五分にして庶民銀行に比し一分方の低率に在り其の貸付期限は農業状態の如何によりて一年乃至十年に逾ひ割賦償還の方法を以て償還せしむるを常とす但し銀行は四週前の預告を以て何時にても元金の償還を迫まることを得べし

第八 利益金の處分

利益金は先づ準備金積立に充て、次いで持分配當に處分せらる此の準備金に二種あり一は普通の損失補填準備金にして他の一は特別準備金即ち組合コオペラティブ基本なるものは是れなり一 普通準備金積立 は銀行の蒙むることあるべき損失を補填するの準備金として毎年利益金の一刻づゝ十ヶ年間積立つるを原則とす十年後は總會の決議に依り處分す

二 基本準備金積立 は毎年利益金の三分の二つゝ積立つるものにして是れ實に銀行支拂力の基礎なり此の基金は配當に消費するを許さず組合の改良及發達を目的とする事業に限り之を使用することを得べし例へば(1)災危に罹り組合員が負ふの責任ありて負ふ能はざる損失に充つること(2)借入金を償還し以て組合員の負擔を

輕減すること(3)以上に充當して尙ほ餘裕ある場合に於て地方を利する公益的事業に投下することの如き是れなり其他は解散の場合と雖も之を分配することを得ず是れ掠奪的の解散を誘惑するが故なり此場合に於ては基金を公機關に交付し同地方に於ける同種組合に寄附するまでの間之が保管方を依託す而して遂に公寄附の機會なきときは之を地方公共事業に使用せしむ

三 持分配當 持分には配當せざるを以て主義とするも模範定款には利益金中より持分に對し年四歩の配當を爲し得るの規定を存せり然れども其の配當は組合員の手に配與せず之を組合員の貯金高に増加し又は組合員が當銀行に有する債務の一部に充當するの形式を採るものなり

第九 役員及報酬

役員として理事、監査役及計算係あり理事は通例五人にして四年の任期を有し内二人は二年にして改選せらる、理事會は毎月少くとも一回以上之を開かざるべからず監査役は通例三人にして三年の任期を有し内一人は毎年改選せらる、右の理事及監査役は組合の慈善的保護者と看做さるゝが故に總て名譽職として無給なり但し實費は之を請求することを得べし之に反して計算係は一人の會計方の外、數人の書記あり皆な報酬を受く其の額は總會の特別決議に依りて定めらる身元保證金を要す

第十 「ハリス」系村落銀行

組合員の責任は有限責任を原則として出資を要し純粹に金融専門の信用組合にして

他の産業組合的事業を兼營することなし其他の事項も概して「シユルツェー」式の庶民銀行に類似す

第十一 中央機關

各村落銀行の上には概して州を單位として連合せる組合同盟あり之を地方の支店として又た其の上に最高の中央組合銀行(有限責任の合資會社)として「ノエウキード」と「ダラムスタット」とに並立する二個の全獨逸的中央組合銀行あり殊に普國にありては國立の中央産業組合銀行なるもの最高機關として之に加はるあり故に實際に於て最高の中央機關は三種となる

甲 獨逸中央貸付金庫(ノエウキード)

是れ純粹なる「ハ」氏村落組合銀行の中央本部にして獨逸全國に亘り各州に於ける村落銀行の連合會を以て其の支部中央銀行と爲し銀行業と銀行業以外の他の事業とを總括し獨逸全國に亘りて村落銀行間の金融過不足を調節し且つ銀行業と他の事業との連絡を密接ならしむ
此中央銀行の資金は地方組合銀行の出資及び預金、帝國銀行又は中央産業組合銀行の前貸及再割引金より成り貸出其他の事業は「ハ」氏系地方組合以外に及すことなく其預金利子は三步九分の一にして貸付利子は三步四分の三なり利益金は其の六割六歩三分の二を取引高に配當し三步二分の一を出資持分に配當し二割を準備金に積立ち居れり

之に附屬せる機關あり一は中央供給組合部にして二は中央保險組合部なり此等の附屬機關に對し資金を融通すること莫大なり此他大保險會社と農業的各種保險を契約して地方組合の個々契約に依るよりも著しく保險料を減少するの利益を受けしむ

乙 普國中央産業組合金庫(國立)

是れ普國政府が特に普國內町村の小産業者に資金を補助するの目的を以て千八百九十五年五百萬麻克(現今は五千餘萬麻克に増加す)の資金にて設立せるものに係れり其の事業の範圍は普國內の産業組合及信用組合に及ぶも普國外に及ばず而して其の貸付に當りては直接に村落銀行及産業組合に投與せられて普國內に存する「ハ」氏及び「ハ」氏の村落銀行連合會(謂ゆる中央銀行)にも貸付す其の貸付利子は普通二分乃至三分にして獨逸帝國銀行の貸付利子よりも低率に在り
而して「ノエウキード」の獨逸中央組合金庫は普國內に在るが故に此の普國中央産業組合金庫の低資補助に浴し従つて之を普國外の「ハ」氏支部中央銀行及び村落銀行にまで融通し此等をして資金の供給を容易ならしむと雖も「ハ」氏の地方連合銀行及其村落銀行にして普國外に存するものには及ばず茲に於てか「ハース」氏の組合同盟は普國外に於て一の最高中央機關設立せらるるに至れり

丙 帝國産業組合銀行(ダラムスタット)

此の銀行は各州の關係中央銀行、地方連合會が各自に持分の形式に於て資本を融出して設立せる最高中央金融機關にして普國以外に於ける「ハ」氏地方連合銀行の金融過

不足を調節する本来の作用の外に同派に屬する地方産業組合連合會の爲めに其の相互間に起る債權債務の相殺を爲すの働きに任じ且つ此等産業組合連合會が外國より輸入する肥料等に對し代金支拂の立替をも爲せり此外此の帝國組合銀行は普國中央産業組合銀行の株式を所有すること四百萬麻克以上に及び該銀行に對してラ氏ハ氏兩派産業組合間に起る債權債務の相殺を行ふの連絡を取れり

第十二 統計

千九百七年の獨逸財政改革案參考書に依るにラ氏系の「ノエウキート」獨逸中央組合銀行所屬の村落銀行は其數四千五十九個にして其の貯預金高は三億千三百四十萬麻と計算せらるゝも其業務の實況に關しては所報なし依つて英人オルフ氏の著に依り之を検するに氏は同千九百七年に於て報告あるものに關する諸統計を左の如く掲載せり

ラ氏村落銀行數	四、一〇二行
組合員數	四〇五、八一五人
出資額	三、六二五、〇四五萬
準備金	一三、六九八、四八五
預金高	三九〇、〇五二、九三三
會員勘定借	一八、三〇〇、九八一
貸付高	三七三、七三三、一〇〇
内	

保證貸付
特別貸付

長期貸
短期貸
内
當座勘定

七、四六四、〇七九
三〇二、二六九、〇二一
六三、七八〇、九三一
九七、一〇五、七五七
八〇、七九二、七〇九

斯くて負債總額は四八九、二三四、三五七麻にして資産全體は四九〇、七三四、八三七麻を成し事務費は僅かに二、九四九、〇三〇麻なるを報せり

ハ氏系の「ダルクムスタフト」獨逸農業組合帝國同盟所屬の村落銀行に關しては「オルフ」氏の調査中何等の統計なく依て獨逸財政改革案參考書の記する所に従ふに左の如し

一、八九六行
一、二五七、〇〇〇、〇〇〇

次に中央組合銀行に關しては獨り「ノエウキート」獨逸中央組合銀行(ラ氏系)に關するものあるのみ之れに依るに(千九百八年に於て)

本部一、	地方連合支店	十三
出資額		八、五九六、〇〇〇
借入金(中央産業組合銀行より)		三、〇八八、〇〇〇
取引總額(貸借兩方合計)		七五八、一九〇、五〇五
中央供給組合貸出		二二五、六四四、〇二〇

第二項 庶民銀行

庶民銀行は「シユルツエ」系の金融組合にして其の数は多からずと雖も其の規模は頗る大なるものあり而かも又極めて小なるものあり従て其の業務の如き一概に叙述すべからざるなり依りて先づ比較的大なるものを標準として之を叙し附録に最大なるものと最小のものとの實例を掲ぐることにせん

第一 目的及組織

汎く小産業者及労働者の自助心を基礎とし共同の貯蓄及び相互の信用に依り各自産業の資を融通するを以て目的とし諸種販業者を組合員として之を組織す故に都市に於ける小商工業者、手工業者、使用人及労働者の機關たるを其の特色とす

第二 責任及出資

資本は株式に依らず組合加入者の持分出資に依る而して其の責任は無責任たるを主義上の原則とし千八百七十二年迄は此主義を厳守せしが千八百九十六年には正式に有限責任を有効と宣言し爾後著しく有限責任の組合増加し今は千九百八年に於て總數九百十六行中有限のもの三百三十二行の多きに達せり斯くて無限責任組合に在りては各員の持分を一口に限り普通は一口百麻とし時に三百五十麻のものありと雖も有限責任の組合に在りては其一人の所有し得べき口數一定せず且つ一口の出資額は甚だ高く

して百二十麻を最少限度とするが如し然れども其の拂込は一時又は賦拂の方法ありて之に依り組合員の貯蓄心を養成し併せて組合信用の擔保を厚ふせんとす此の有限責任は單に出資額丈の有限なるもの甚だ少く多くは出資額の五倍を超ゆべからずと爲せり故に制限的の無限責任又は保證責任の制度と稱せらる

第三 事業區域及規模

事業の區域は一地區に限局することなく寧ろ大なる區域に亘り汎く各種の小産業者労働者を網羅して便宜其の範圍を定め此等と信用取引を行ふ宛然たる銀行にして其の規模亦た從て大なるもの多し例へば各地に代理店を置き地方名望の商舖を以て之に充て之に取扱高百分の八分の一の手数料を交付す但し組合員として無報酬のものも少からず

第四 資金の種類

組合の貸付又は運轉し得べき資金は組合加入金及持分出資の外組合員貯金、組合員外者預金、借入金、公金寄託、手形再割引金等より成れり

一 組合員貯金 組合員貯蓄心の發現を證明し且つ信用資金を補充する方法として庶民銀行が最も重きを置くものは此の貯金にして貯金利率は三分五厘を通例とし貯蓄銀行よりも高歩を附す而して其運用は五歩以上に當るを期す貯金は確實の固定的資源として之を吸収すと雖も貯金者の職業に照らし不時の必要に應じて其の引出を許さざるべからず然れども不時に多額の引出に接するは危険なるが故に引

出の報告を條件とす其の報告期間は二週間乃至十二ヶ月に亘るものあるも通例は二ヶ月乃至三ヶ月にして其の前に報告を爲さしめ之が應急の準備を爲すの餘地を保留せり

- 二 預金 組合員及組合員外第三者の大口預金にして引出の報告期間も短きを常とす從て其の利率は貯金利子より低きものなり
- 預金中には當座勘定の預金ありて通常小切手を以て引出すことを得せしむ其の引出に豫告期間の設けなきは當座の性質上素より當然のこととす
- 三 借入金 個人、普通銀行又は他の庶民銀行より借入るゝものを謂ふ
- 四 公金寄託 公立貯蓄銀行又は公共團體等の寄託金を受け入れ資金に充つ、不時に引出さるゝの虞なきも信用厚き庶民銀行にあらざれば之を吸收すること難たし
- 五 手形再割引 庶民銀行が貸付の方法として組合員より差入れしめ一種の割引を爲したる手形を更らに他の銀行殊に「ドレスドナー」商業銀行に提示し再割引を請ひ現金を受入るゝを謂ふ是れ又資金の一に屬す

第五 貸付及割引

- 一 庶民銀行が組合員に與ふる信用は普通貸付、當座勘定貸付及手形割引の三種とす
- 一 普通貸付 此貸付は組合員に限り之を爲すものにして其の方式は借用證書に依るもの
手形受取に依るもの

の二種あるも庶民銀行が最も重きを置くものは組合員の差入るゝ手形を受取り之に對して現金を貸付するに在り是れ他なし手形は訴訟手續の確實簡敏なると他銀行の再割引に依り資金の回收容易なると及び當事者兩方の注意を促がし得るの利便あるに由る

此の貸付に要する擔保の種類は區々たり保證人あり土地抵當貸、有價證券擔保貸又は無保證貸と稱するものあり

保證人貸は庶民銀行貸付の七割七分を占むるものにして其保證人は債務者たる組合員の親族兄弟乃至從兄弟の如き間柄なるを普通とす是れ庶民銀行が人的信用を主とし物的信用を從とする本來の目的上然る所なり

有價證券貸は國債、地方債、政府保證債券等市場の取引大なるものに限る

土地抵當貸は土地の鑑定價格の四分の三を限度とするも此貸出は努めて之を避け居れり

無保證貸付は何等の保證人なく又た擔保物なく單に一片の證書に依りて貸付くるものなり是れ主として適當の保證人見當らざる場合に適用せらるゝものにして庶民銀行の貸付總高に對し約百分の三の小額を爲すに過ぎず從つて有價證券及び土地抵當貸の割合は二割に當る計算となる

二 當座勘定貸付 普通貸付に於けるが如く保證、抵當、擔保又は無保證貸に依り組合員たる債務者より一の手形を銀行に差入れしめ銀行は之に對して貸付くべき最高

金額を定め債務者は此の範囲内に限り必要の都度所要の金額を小切手を以て引出すものとす

然れども銀行は自衛の必要に依り一週間前の豫告を以て何時にても當座勘定貸付を解約することを得

三 身元保証金貸付 銀行の組合員が他人と契約を爲すに當りて要する身元保証金を銀行より貸付け之を相手方に納入せしむ銀行は其の對價として低歩の手數料を其の組合員より收入す

四 爲替手形割引 組合員の一人が組合員たる他の一人を支拂人又は引受人として爲替手形を振出したる場合に於て振出人なる組合員は銀行を受取人として其の手形を割引せしむることを得之に依りて組合員は資金の回収を速かにし生産を將來に繼續することを得べし此手形の仕拂期は通例三ヶ月なり銀行は此の場合に於て手形振出人及支拂人(又は引受人)たる組合員の身分及信用を精査す

五 手形引受の保証 組合員が振出せる手形の引受を保証して組合員をして他の銀行より其の割引を得せしむるものなり之れ庶民銀行の貸付事務にあらざるも庶民銀行にして此種の事務を取扱ふものあり之が爲め保證料を取扱す

第六 貸付期間及利子

一 組合員が銀行より得べき信用額は平均五千麻克とす其の信用の期間は普通貸付及爲替手形割引ともに三ヶ月、當座勘定貸付は五年なるを例とす

利子は預金利子平均三分四厘八毛にして貸付利率五分五毛に當る

第七 配當及準備金

貸付利子と預金及借入利子との差額より銀行の經費及準備金繰入を控除せるもの之れ純益にして之を組合員に配當す其の配當率は平均六分内外なり但し往々二割三割又は五割六割の配當をなすものありて非難を受くること少なからず

準備金の積立は一定の制限なし年々増加の勢あり其の千九百五年に於ける平均は資本金の六分一厘に當ると云ふ

第八 役員及報酬

役員は理事、監事及監定委員あり理事は三人にして内一人は會計主任となり一人は會計監督を爲し他の一人は理事長となる、三人連帶の責任を有し共に充分の俸給を受く監事、監定員及其他行務に従事するもの皆な俸給を受け尙ほ年末賞をも與へらる

第九 二大連合銀行

庶民銀行も地方毎に連合して地方の中央聯合組合を組成し居れり此の聯合組合は千八百五十九年以後設立せられたるものにして單に信用組合のみの連合にあらざ購買、生産、建築、共同販賣、勞働使用人退職基金等の聯合組合なりと雖も其の最も之を利用するものは信用組合にして且つ此に採りて最も有益なりとす此等聯合組合の上に更に之を統一する大中央銀行なしと雖も此等の連合組合中に大なる二つの聯合團ありて之に屬する二個の大連合銀行を有し其の下に多數の庶民銀行を率ゐ居れり

即ち左の如し

二〇

一 「アレクスタイン」聯合中央銀行 此の銀行は千八百九十七年を以て東西普國部の聯合組合長「オロスキ」氏が其の管區の爲め設立せるものにして所屬庶民銀行に當座勘定を開き之が清算及び調節の中心となる有限責任の組合なりとす所屬庶民銀行の出資拂込は二四四、一三四、積立金二六、四五九、事業高(一方)四六、八六四、八七五、保費二六五、五四一、手形七、一四六、六一二、預金は五四、一六二、(一九〇九年調)を算し配當年五歩に當ると云ふ

二 「ハイデ」連合中央銀行 此銀行は千八百九十八年の設立に係り「ホルスタイ」庶民銀行團の中央機關たり其の出資拂込八六、八九四、積立金一〇、六三八、事業高一八、二〇九、〇五二、保費五〇七、三八五、手形二五七、九〇三、配當五歩を示めす

右兩行共に所屬庶民銀行以外のものを出資者とすることなく所屬銀行に對する中央金融調節の機關と稱し得べし

第十 中央連合大會

統一的の常設中央銀行にあらざるに毎年一回總組合銀行の集會を開催すと云ふに過ぎず從て統一的に總ての組合銀行に對して金融過不足の調節を爲すの機關は「シェ」庶民銀行に存せざる所なり但し此の大會には常設的の二部局ありて之に附屬し其の二部局は地方別に依りて事務を分ち部長あり理事あり監督役あり地方及中央の經濟問題の研究、營業方針の通報に任し地方組合を檢閲して檢閲料を徴收し自治の監督制度を行ふ

を主旨とす

第十一 商業銀行の連絡

前記の如く庶民銀行は各個に獨立の單位を以て活動し其の連合も各個的に活動し他と相補救することを爲さず獨立自助を主旨とするが故に普國中央産業組合銀行の補助的融通をも拒絶して受けざりしが千九百四年以來は柏林市の私立「ドレスドナ」商業銀行に連絡を受け庶民銀行の手形を割引せしめ以て其資金を供給せしむ即ち此の商業銀行は事實に於て庶民銀行の手形交換及清算機關たる形を成せり故に或意義に於て庶民銀行は金融調節上の統一的中央機關を此の商業銀行に託するものと云ふことを得べし

第十二 統計

千九百七年の獨逸財政改革參考書に依れば「シュルツェ」系自助的獨逸産業組合、中央銀行に屬する信用組合の数は既報告に於て九百十七個を算し其の貯金高四億三千九百九十一萬、當座預金高九千四百十萬、三ヶ月豫告付長期預金二億七千六百十萬、計八億二千十萬、及び借入金九億千六百五十萬、を掲上せるも其の他の業務狀況は明かならず依て英人「オルフ」氏の庶民銀行論を見るに氏は千九百八年に於ける獨逸庶民銀行(「シュルツェ」式)に關する統計を左の如く示めせり

「シュ」氏庶民銀行數
一 組合の平均會員數
拂込出資額

一、〇三三行

六一四人

二一五、〇九二、八三三萬

一人の平均出資額

一七、三三三

準備金

八九、二四九、九八二

貯金

四七七、九五五、八一

借入金

一、〇五〇、三四四、一四〇

貸付高

三、六八〇、五三二、七〇一

手形貸

八八二、五八七、三三七

單純證書貸

二一五、五四二、九〇八

爲替手形

一、〇〇七、八八六、四六〇

抵當貸

二〇、二八六、二〇五

(参照) 獨逸庶民銀行大小實例

第一例(大) 「アウグスタルヒ」信用組合

- 一 無限責任なるも持分は一口千麻にして舊會員は其の二倍の責任と制限せらる、十回に拂込ましむ
- 二 目的は農業を主とし會員數一萬三千人、拂込出資九〇、〇〇〇磅、準備金三八、〇〇〇磅
- 三 理事三人、監査役九人
- 四 毎年貸付の許可を決定すること二千六百萬麻より二千八百萬麻に達す貸付は新組合員のみに限らる、組合員の出入常に頻繁なり

貸付中五分の一は農業者にして一人の貸付平均六百麻なり或るものは三萬麻に達すことあり最少五十麻を下ることなし

五 工業者には保證貸付の方法に依る、此方法は農業者の如き取引額少きものには適せずとせらる

六 借用人は通例約束手形にて資金を借る、此の約束手形には支拂日、支拂人氏名を白空とし以て書替費用及び新裏書の勞を避くるに便す三ヶ月毎に書替す何等の償還なくも最長十八ヶ月迄は書替することを得せしむ若し一部償還の條件を附するときは事情により尙ほ長く書替ゆることを許るし往々五年以上のものあり

七 貸付利子は一般に五歩なり然れども實際は手数料の爲め六歩²/₃に上る、皆な前拂なり

八 貸付代理商の設置 遠隔の會員に貸付くる爲め二百五十人の代理商及び委員を置く該地方の名望ある商人及び職人を以て之に充て彼等經由の事務に對し百分の¹/₈の歩合金を與ふ、代理區域には制限なし會員ならば何地のものに貸與を締約するも差支なし取扱手数料として年額八百麻又は千麻を得るものありと云ふ此の代理商は貸付に關する決定權なく唯だ本店の命に依りて資金を支拂ふのみならず

第二例(小) 「オールドルフ」銀行

- 一 人口千五百人の小邑なり出資三萬五千麻にして會員二百人なり三人の役員あり

りて一人は小學校長なり年給料三百麻を受け他の二人は二百二十麻なり別に代理店なく地方委員なし

- 二 貸出は毎年約三萬五千麻なるも此中には保證貸付を算入せず貸付最高は九口ありて三萬四千八百麻なりき最高貸付高は一人六千麻を限りとす普通の「シユル」式と異りて其の貸付方法は單に證書貸のみを用ゆ手形貸付なし而かも未だ嘗て損失を見たることなしと云ふ
- 三 事務費は一年千麻許なり(給料とも)
- 四 其効果は村邑の高利貸を驅逐せり

第三節 佛國金融組合制度

第一項 村邑銀行

名は普通に村邑銀行と稱するも主として農業金融を目的として農業組合(職業組合の一種)又は其の組合員より成れる金融上の相互組合にして自ら亦た概して聯合地方銀行の會員たるものなり而して之れに關する重要な諸項は左の如し

第一 組織及目的

農業組合、農業相互保險組合又は此等の組合員が共同して之を組織す其の目的は専ら農業に關し農業組合、農業相互保險組合又は其の組合員の實行する事業を助力し且つ之を保證するに在り以て普通は金融供給の外組合員の爲めに生産品及家畜等の購求販

賣を行ふ

會員たる農業組合サニタリコリと云ふは千八百八十四年三月二十一日の職業組合設立法サニタリコリを基礎とし同一の職業類似の工技若くは一定の產物製造に参加する關係的職業を營む者二十人以上共同して自由に設立する同業組合の一種にして各職業上の利益を攻究し且つ擁護するを目的とし組合員の贈金を以て資金を蓄積し書庫及職業教育場を備へ組合員の手形に裏書き其の金融を保證するものなり

農業相互保險組合は千九百年七月四日の法律を基礎とし前記の職業組合法に依りて之を組織し組合員間相互救済及農業上の相互保險を爲し千九百年一月十六日の法律に依りて村邑銀行の會員となり及び自己組合員の金融に保證を與ふ

第二 會員出資及責任

資本金は株式に依らずして會員の出資に依り其の額は必ずしも同一ならず會員に基本會員と普通會員との二種あり基本會員は一時に全部出資を爲し普通會員は年賦出資に依る會員責任の程度は定款の定に任せ有限無限自由なりと雖も事實に於ては有限を普通とす加入證は記名式にして之を農業組合、農業相互保險組合又は此等の組合員に限りてのみ譲渡することを得べし且つ其の譲渡には必ず該村邑銀行の承諾を受しむ但し基本會員は死亡又は一定の場合の外退脱若くは譲渡するを得ず一株以上五株以下に對して一個の議決權を與ふ

第三 事業區域

加入會員及銀行業務の範圍は法律に依り一行政區内と限定することなく定款の定むる地域に依り其の地域は更に定款を以て増減することを得

第四 運用資金

資本金以外の資金は左の方法に依り之を調達することを得

- 一 利付又は無利子の當座預金
- 二 借入金

當座預金の最高は定款を以て定めしむ此の預金者は會員たると會員外たるとを問はず預金利子は三步以下なり借入金は運用資金の作成及増加の爲め必要なる程度に於てするものにして主として聯合地方銀行より借受くるものとす

五 貸付及事業

- 一 農業貸付以外の貸付を爲さず
- 二 會員たる農業組合又は相互農業保險組合の組合員より以外のものに貸付を爲す

を得ず然れども此等組合の組合員は皆な同時に必ずしも村邑銀行自身の會員にあらず而かも村邑銀行は此等自己會員外の農業組合員に貸付を爲すを得べし

- 三 貸付利子は四歩以下とす

貸付には農業組合、農業相互保險組合又は其他適當の保證人を立てしむ

- 四 有保證又は無保證の貸付、有價證券の譲渡又は交換、動産の賣買

- 五 會員の手形、農産物庫荷證券、未收獲物擔保證書に裏書すること

六 農産業上の取引に關し農業組合又は其の組合員の爲めに取立及支拂の事務を取扱ふこと

- 七 基本組合員は貸付を受くることを得ず

第六 剰餘金處分

事業利益より一般費、借入金及資本金の利子を控除したる剰餘金は其の四分の三以上を積立金に充當すべし其の積立割合は資本金の半額に至る迄之を遵守するを要す「ボリニ」の村邑銀行は公稱資本金の四分の一に達する迄純益金の年五歩宛を準備金に充つ積立金控除後の剰餘金は會員たる組合及び組合員に分配すべし但し基本組合員は年三分以上の配當を受くるを得ず普通組合員も年五分以下に制限せらる

第七 役員報酬

取締役は基本組合員中より總會選出し監査役は一般組合員より選出せらる、其の報酬は法律上別段の規定なきを以て定款に依り授與することを得べきも定款は總て取締役を無給とし監査役は有給又は無給、支配人は有給とす

第八 課税免除

村邑銀行は法律に依り認可する商事會社なるも特に營業税及び動産收益税を免除す、要するに全然獨逸の「シュルツ」エー式信用組合に屬する農業上の庶民銀行にして而かも其の會員外に送て貸付を爲すことを得る如きは更に一步を進めたるものと云ふを得べし

統計は區々たり「コンラード」氏字典に依れば佛國の農業金融組合数は千八百九十七年に於て報告ありたるもの三百十七行を示めせるも全数は明記なし「レキシス」氏は千九百九年六月一日に於ける佛國信用組合の中、庶民銀行の數二十二行、村落農業銀行數三千行と計算し二十二個の庶民銀行は貸付金一億五千萬法を有し村落農業銀行は二千六百六十八個を以て貸付金七千萬法を有すと報告せり茲に謂ゆる庶民銀行は「ポリーニ」銀行等「ハリス」系統の市邑銀行を稱するものなるべく而も皆な出資高及び預金等の明記なし依りて佛國統計年鑑を閱するに千九百七七年に於ける村落銀行の統計は左の如きを示めせり

村落銀行數	千九百七七年	二、一六八行
會員數		九六、一九二八
資本額		五、六五四、二九一法
準備金		七三九、四八一
貸付高		七〇、七〇八、四五六
之に「レキシス」氏の調査せる		
庶民銀行數	千九百九年	二二
貸付高		一五〇、〇〇〇、〇〇〇

を加へて佛國の村落及庶民銀行に關する統計とするを適當とすべし

第二項 聯合地方銀行

地方聯合銀行は農業信用會社の一種として千八百九十四年十一月五日の農業信用會社法に準據し多數の農業組合及び村邑銀行聯合して組織せる相互組合にして其の始めは農業に關し村邑銀行同資金の利缺を調節するを目的とせしが千八百九十九年三月三十一日及び其の改正法たる千九百一年七月八日の農業相互信用地方聯合金庫組織法に依り農業上の信用補助に關し佛蘭西銀行と村邑銀行との間に於ける仲介機關となり佛蘭西銀行より村邑銀行に融通する金融を保證し傳達することをも取扱ふに至れるものなり

其組織及事業は大體に於て農業信用會社の單位たる村邑銀行に類同すと雖も亦た少しく相異なるものあり左に其の特異の要領を掲ぐ

第一 組織成分

農業組合、農業組合員又は其の共同に成れる村邑銀行に限りて之を會員とするを得、而かも資本金の三分の二までは村邑銀行を以て其の優先的的成分とせざるべからず

第二 資本金

資本に關しては法律上之を設けざるべからざるの規定なしと雖も政府が佛蘭西銀行の貸上金を聯合銀行に交付するには聯合銀行資本金の四倍を超ゆべからずとあるが爲め且つ村邑銀行を最大の成分とする必要に應ずるが爲め資本金の設定を必要とす資本金の設定は會員たる各組合又は組合員の出資に依ること及び出資の記名式にして其額の必ずしも同一ならざること會員責任の有限無限自由なること等村邑銀行の例

に同じ

第三 運用資金

聯合銀行の運用資金は左の方法に依りて調達することを得

- 一 割引手形に裏書して佛蘭西銀行より受くる再割引
- 二 利付短期の債券を発行すること
- 三 村邑銀行及個人の當座預金

但し債券の發行高は當座預金高と合して其の總額が所有有價証券額(手形とも)の四分の三を超ゆることを得ず

四 政府貸下金但し拂込資本額の四倍以下とす

五 證券を預入れて借入金をも爲すこと

第四 事業

事業地域は定款の定むる所に依り増減自由なるも事業の種類は左の事項を以て重要とす

一 村邑銀行に運用資金の融通を爲す但し該村邑銀行拂込資本金及政府貸下金の總額を超ゆることを得ず

二 村邑銀行の裏書ある村邑銀行會員の手形(庫荷證券、農業組合證券をも含む)を割引す

三 村邑銀行の常時監督に任ず

此等の村邑銀行は適法に組織せられて正式に附屬關係を設定し且つ其の出資者に對し百分の五を超ゆる利子を配當することなき純農業的の地方銀行たることを要件とす

四 餘裕の遊金を以て公債、國庫債券及び政府の利子保證ある有價証券を買入るゝことを得

第五 配當

拂込出資に對し百分の五を超へざる利子を支拂ふの外配當を許さず

第六 政府の補助

千八百九十七年十二月三十一日佛蘭西銀行の紙幣發行特權期間満了を告ぐるや佛國政府は此機に乗じ其の特權期限を更新するの代償として同行をして國庫に對し一時に四千萬法の無利子貸上及び毎年二百萬法の納付金を爲さしむることとなせり之に關する法案の佛國議會に現はるゝや議會は此貸付金及び年金を無利子を以て農業信用機關に貸付することを發議し遂に千八百九十七年十一月十七日の法律と爲り次いで千八百九十九年三月三十一日の地方聯合銀行法第一條に於て先づ此の資金を組合組織の地方聯合銀行に配當することを定めたり

分配に關する條件は各銀行に付拂込資本金額の四倍を超ゆることを得ざること及び五ヶ年以上の期限を以て貸下くことを得ずとし其の期間の更新は之を許るせり

分配の決定は農務大臣を委員長とせる特別委員會を設置し其の決議に依り之を定む

斯くて其の分配の貸下を得たる地方聯合銀行は低利を以て之を一定の條件に依り地方村邑銀行に融通す其の一定の條件は既述せり

第七 統計

獨人「レキシス」氏の調査に依れば千九百九年六月一日に於て佛國地方聯合銀行の數は百五十行と掲記せらるゝも其の業務狀況に關する統計を欠けり依て佛國統計年鑑に依るに其の千九百七年の統計は左の如し

地方聯合銀行	一〇二行
資本金	九、〇七五、三八三
準備金	一、四八一、一六八
國庫貸下金	二八、六二八、四七七
再割引	七九、八八八、五六四
貸付殘高 個人、組合、村邑銀行へ	二八、三二一、七四五
一般費	一九七、四四四
配當利子	三步乃至四步

(備考) 佛國同業組合法

千八百八十四年三月二十一日(二十二日の公布)の法律(法令全書第一萬四千三百五十三號所載)

第一條 千七百九十一年六月十四日(十七日公布)の法律及び刑法第四百十六條は之を廢止す

止す

刑法第二百九十一條第二百九十二條、第二百九十三條及び第二百九十四條並に千八百三十四年四月十日の法律は之を同業組合に適用せず

第二條 同一の職業、類似の工技若くは共に一定の生産物の製出に干與する關係的職業を營む者二十人を超ゆる數より成る組合又は講社(同業組合又は同業講社)は政府の認可を受くること無くして自由に之を設立することを得

第三條 同業組合は専ら經濟的工業的商業的及び農業的利益の攻究及び擁護を以て目的とす

第四條 凡て同業組合の發起人は其の定款及び如何なる名稱を用ふるを問はず之が管理又は指揮に任ずる者の氏名を届出づべし
右の届出ば組合所在地の市町村役場に之を爲し巴里に於ては「セーヌ」縣廳に之を爲すべし

此の届出ば管理者の異動又は定款の変更ありたる毎に之を更新すべし
市町村長又は「セーヌ」縣の知事は定款を佛蘭西共和國政府の檢事に通知すべし
各同業組合の管理又は指揮に任ずる組合員は佛國人にして且つ其の公權を享有する者たることを要す

第五條 本法の規定に準據して正式に設立せられたる同業組合は其の經濟的、工業的、商業的及び農業的利益の攻究及び擁護の爲めに自由に聯合することを得

此等の聯合は第四條第二項に準據して之を構成する同業組合の名を届出づることを要す

聯合會は不動産を所有し又は訴訟の爲め出延することを得ず

第六條 雇主又は職工の同業組合は訴訟の爲め出延することを得る權利を享有す

此等の組合は贈金より成る資金を使用することを得

然れども此等の組合は其の會合所、書庫及び其の職業教育場の爲めに必要なもの、外不動産を獲得することを得ず

此等の組合は本法の規定に準據するとき別認可を受くることを要せずして其の組合員間に於て相互救済及び退隱資金の特別金庫を設立することを得

此等の組合は自由に労働の需要供給に關する報道局を創設し管理することを得

第七條 同業組合の各會員は假令反対の約款ある場合と雖も且つ何時にても組合より脱退することを得但し之が爲めに同年分の贈金を請求すべき組合の權利は妨げらるゝことなし

凡て組合より脱退する者は自己が分擔せる出資又は拂込める基金によりて資産を構成したる、相互救済及び養老恩給組合(金庫)の會員たる權利を保留せらる

第八條 同業組合が第六條の規定に違背して財産を獲得したるときは佛蘭西共和國檢

事又は利害の關係を有する者は其の獲得又は贈與を無効とするの請求を爲すことを得、若し同業組合が有償の名義に於て不動産を獲得したるものなるときは之を賣却し其の代價を組合の金庫に貯存すべし之に反して其の不動産が贈與に係るときは之を寄附者又は其の相續人若しくは繼承人に返還すべし

第九條 本法第二條、第三條、第四條、第五條及び第六條の規定に違反の行爲ありたるときは同業組合の會長又は理事者を追訴して且つ之を十六フラン以上二百フラン以下の罰金に處すべし加之ならず裁判所は佛蘭西共和國檢事の請求により同業組合の解散を宣告し且第六條の規定に違反せる不動産獲得の無効を宣言することを得

第十條 本法は之を「アルゼンチン」に適用す
本法は又之を「マトチニツク」島、「グアドループ」島及び「レウニオン」島の諸植民地に適用す但し移民名義にて雇入れられたる外國の労働者は同業組合に加入することを得ざるものとす

註(一) 本條は元老院に於て附加せられたるものなるが之に關して衆議院の同法審査委員は左の如く言明せり
「吾人は移民名義にて雇入れられたる外國の労働者が新法の利益より除外せられたることを遺憾とす吾人を以て之を見れば此等の労働者に對しては同業組合の管理

事務に干渉することは一切禁止すれば足れり、他語を以て之を言へば吾人は殖民地労働者の普通の権利を之に與ふるは敢て差支無からんと信するなり（千八百八十四年委員長「ウクラレシユ」氏の報告）

佛國千九百年七月四日の法律

農業相互保證組合又は金庫にして其の管理は公然に於ても實際に於ても何等の利益を取得せず無償に行はるゝものは千八百六十七年七月二十四日の法律及び千八百六十八年一月二十八日の命令に依り保險會社（法 第五章）に關して規定せる手續を免除せらる唯だ此の組合は同業組合に關する千八百八十四年三月二十一日の法律の規定に従つて之を組織することを得べし

斯くの如くして設立したる農業相互保證組合又は金庫は印紙及び登録税の一切及び千八百七十一年八月二十三日及び二十五日の法律第十八條第一項に依り課せらるゝ十「サンチーム」附加印紙税を免除す

佛國千九百年一月十六日の法律

千八百九十四年十一月五日法律第一條の改正

第一條 農業信用會社は一若くは數個の農業組合の組合員全部若くは其の一部に依り又は千九百年七月四日の法律が支配する一若くは數個の農業相互保證組合の組合員全部若くは其の一部に依りて之を組織することを得べし

此の會社は専ら農業に關し農業組合、相互保證組合又は此等組合の組合員が實行する

事業を助長し及び自ら保證するを以て目的とす

第四節 伊國金融組合制度

第一項 村落銀行

第一 組織及目的

組織は「ファイファイセン」式無限責任の組合組織にして其の目的は村落の田園及び店舗を繁榮ならしめん爲め組合員の共同的貯蓄及び信用を基礎とし其の勤儉的經濟に依りて農具、牛豚、肥料、飼料及び商工材料品の購入費を低安に得せしめ併せて間接に之が製作に従事する労働者にも其の餘惠を及ぼさんと期す

其の經營は正教派を除くの外經濟主義にして宗教的慈善主義を偏重せず而かも無出資を以て組織の原則とすることは是れ其の獨逸式と異なる所とす

第二 資本持分

原則として株式にも持分にも依らず無出資を以て主義とす然れども銀行に依りては小持分を出資せしむるものあり但し其の出資は「リール」又は「ニール」を過ぐるを得ずと定めらる

第三 事業區域及規模

事業の區域は敢て之を一小村區に限定せず其規模は二十人、四十人、六十人の組合最も多く百人の組合次に次ぐと云ふ有様にして素より小なりと雖も機關は組合員總會、理事

監事及會計方ありて組合員總會を開くこと頻繁に亙り欠席者には事情に依り五十「サン」チームの過料を課す此の總會に於て借入金、貯金及び各組合員貸付最高額等を決定す理事會は二週間に一回之を開き此等の會議には村會議事堂を使用するを例とす、事務所は一定の週日に之を開き會計方主として之に當る而も無報酬なるもの多きを以て組合の事務費は甚だ少く年額平均六十「リール」(二十四圓)許に過ぎずと云ふ

第四 資金の種類

資金は借入金及び貯金より成る、借入金は當該地方の貯蓄銀行、庶民銀行、村落銀行、連合會、村落自治體又は普通の商業銀行より之を吸収し貯金は自己に附屬する共濟組合を通じて之を受入る

第五 貸付及運用

- 一 貸付は組合員に限り、其の用途は生産的事業に限る、其中には農具家畜及材料の買入、建物の修繕及び蓄積償還を含む借入人は生産的投下の證明を監事に爲さざるべからず
 - 二 貸付の保證は土地有價證券又は保證人の保證を原則とするも伊國の特色として村落銀行は無保證貸も行ふことを得べし
 - 三 貸付の期間は五年を以て最長期とし普通は一ヶ年以内とす但し銀行は三ヶ月前の豫告を以て何時にても元金の償還を求むることを得
- 二年以上五年以内の長期貸付は無保證貸を許さず必ず土地、證券の擔保又は保證人の保證を要す

の保證を要す

- 四 一人の貸付高は三百「リール」五百「リール」又は六百「リール」以下に限定し其の範圍に於て理事之を執行す但し法人體に對しては其の以上を貸付くることを得
- 五 貸付の人格的要件あり其の要件は組合加入の資格要件と同一にして正直、勤儉、廉實、眞品行、隣人氣受、讀書及び手書力並に無酒癖等とす
- 六 貸付の利率は最初一步なりしも組合員の要望により積立金増殖の爲め年利六歩と定めらる
- 七 貸付明細簿の登記あり借受人は借受の際其の使用の目的を明言し理事は之を帳簿に登記す而かも獨逸の如く其後四週間に報告せしむるの制度は採らず唯だ三ヶ月間其の適行を試験し其間品行の良好ならざることあれば契約を解除することを得
- 八 資金の運用としては一時使用の途なき時に限り最寄の郵便局に貯金として預入れしむ

第五 役員無報酬

理事及監事は無報酬にして會計方には小額の給料を與ふ、年額僅かに五十「リール」(二十圓)を超えざるものあり

理事と監事とは親族又は姻戚者を以て之れに任ずるを得ず

第六 純益及無配當

事業利益より一般経費を控除せる純益は之を組合員に配當せず必ず準備金に繰入すべし、斯くて準備金が銀行負債の一刻以上に達する後は之を慈善公益事業に使用す

第七 連合會
「ウオレンホルグ」系統の村落銀行にも正教信用組合の村落銀行にも各別の連合會あり其の職務は左の如し

- 一 所屬村落銀行の爲めに統計を編纂し雜誌を發行すること
- 二 村落銀行の創立に際し定款の雛形又は内部組織の準則を訓示すること
- 三 所屬銀行間の金融過不足を調節すること
- 四 所屬銀行の業務を監視すること
- 五 村落銀行の中央機關として村落銀行の普及及發達を奨励すること

第八 統計
獨人「レキシス」氏の調査に依れば千九百六年に於ける伊國村落銀行の總數は千四百六十一行にして其の自己資本は百五十萬「リール」其の貯預金は三千二百五十萬「リール」に達すと云ふ、其の普通村落銀行と正教信用銀行との區分は明かならざるも其の數に於て其の割合は一と七との比例なりとせらるを以て之を區別すれば普通村落銀行は僅かに百八十二行にして正教信用銀行は約千二百七十四行の多數なるを知るべし

英人「オルフ」氏の調査に依れば伊國村落銀行の總數は千九百九年に於て千六百行に達すべきも千九百七年十二月末日に於ては千五百二十六行なり而して英國政家年鑑が千

九百八年の普通村落銀行を二百三行と計算せるは蓋し正教銀行數を除算せるものなるべし、斯くて「オルフ」氏は吾人に左の統計を提供せり

村落銀行數	一、五二六行
出資額	一、五一〇、〇〇〇「リール」
貯預金	四三、三〇〇、〇〇〇
貸付高	三八、五〇九、〇〇〇
内	
手形貸	三六、八四八、〇〇〇
證書貸	六三二、〇〇〇
抵當貸	一、一一八、〇〇〇
故に	
一行貸付高平均	二五、〇〇〇

第二項 庶民銀行

第一 組織及目的
小産業者の共同責任及自助心を基礎とする相互的組織にして其の必ず有限責任なるを以て特色とす是れ他なし有限責任とせざれば中流以上の産業者を之に加入せしめ難きに依る

運用資金を補充するを謂ふ

第五 貸付及運用

庶民銀行の貸付及運用は普通貸付、當座勘定貸、證券割引、農業信用貸、土地及び證券擔保貸、名譽貸付、慈善貸、保險組合援助等とす此等の中土地及證券擔保貸以下列記の事項は獨り組合員に限ることなく組合員外者にも及ぶものなり是れ獨逸の「シュ」氏銀行と異なる所とす

一 普通貸付 は組合員の差入れたる手形に對して貸付くるを原則とす是れ伊國庶民銀行特色の一なり其の手形は六ヶ月拂なるを通例とす但し債務者が元金の四分の一以上を遅滞なく支拂ひたるときは更らに四ヶ月の更新を求むることを得せしむ

普通貸付を求め得る資格條件は左の如し

- 1、銀行組合員にして持分の半額以上を拂込み了れるものなること
 - 2、嘗て銀行に請ひたる金融關係に於て自己の保證人に對し債務を負ふ如きことなく且つ銀行に對しても何等の負債を有せざること
 - 3、銀行の請求に依り土地有價證券又は保證人を保證に立つること
 - 4、貸付の高は各持分拂込額の二倍を超へて求むることを得ず
- 二 當座勘定貸 是れ又た組合員に限るものにして保證又は擔保を要し且つ其の期間は最長二年を超ゆるを得ず小切手引出の方法之に許さる

三 證券割引

爲替手形、倉荷證券、商品手形、企業設計書及計算證書、勞銀證券又は國庫割引の上現金を貸付す勞銀證券とは契約したる勞銀の割當書なり此證書及び企業設計書及び計算證書は支拂義務者の裏書及び本組合を通ずるにあらざれば支拂を爲さざる旨の契約あるを要す

四 受託物貸付

買貸にして毎年總會に於て其の貸付金額の限度を定む特別の手續及び規定あり

五 農業信用

は組合員に限り最長一年間の期限を以て貸付するものにして其の種類は左の如し

- 1、農産物及未收穫物を擔保とする貸付
- 2、地主として取得すべき地代を引當とする爲替手形の割引に依る貸付
- 3、貸付最高額は資本金の半額準備金及び定期預金の三分の一の合計額を超過するを得ず
- 六 擔保貸付 政府發行又は保證ある有價證券及び土地抵當會社の社債を擔保とする貸付にして六ヶ月を最長期とす貸付價格は額面の五分の四を限度とす有價證券の時價が割以上低落するときは債務の一部辨濟又は増擔保を請求することを得名譽貸付 貧民にして左の條件を具備せるものに貸付す
- 七 正直勤勉一定の常業を有し且つ讀書文筆の能力あること

- 2、銀行の組合人にあらざるも他の産業組合、同業組合又は共済組合の組合員たること
 - 3、貸付高は百「リ」ルを限度とすること
 - 4、二人の證明人が債務者の正直にして且つ支拂能力あることを證明すること
若し債務者が産業組合、同業組合乃至共済組合の組合員たるときは組合理事の證明を以て足る
 - 5、貸付期間は六ヶ月を最長期とし割賦の方法に依りて償還すべきものとす償還したる割賦額は全部償還の了る迄特別勘定として留保し累加せらるる之に對して銀行は少歩の利子を附す
 - 6、此の名譽貸に使用すべき資金額は各銀行毎に一ヶ年分何程として限定す一萬「リ」ルより四萬「リ」ルまでの多し
 - 8、其他の運用 災危に際し小農に無利子又は之に均しき低利を以て慈善貸を爲し又は家畜保險組合に資金の融通を與ふる如き是れなり慈善貸は其の使途素より生産的にあらざるを意味す且つ此等は組合員たるの要件なし然れども全然之を贈與することゝせざるは自助を主義とする此の銀行の特色なりとす
- 第六 其他の業務**
- 一 組合員の爲めに無手数料にて金錢の取立及び支拂を爲し國內各地に於て小切手を發行す又た納税代理をも行ふ

- 二 組合員又は非組合員の爲め實費手数料にて爲替手形を取扱ふ
- 三 有料にて有價證券又は貴重品の保護預りを爲し其の利子配當の取立を預金として取扱ふ
- 四 他の組合又は共済組合の基金を無料にて管理す

第七 會議及役員

組合員總會、理事會、監査役會、割引委員、仲裁委員、支配人、書記、使丁等あり組合員總會は毎年一回の定時總會を開く、理事會は通常二週間に一回會合すべし監査役は一週間毎に順番に職を執るべし割引委員は理事會及總會選出の組合員より成り各週二人宛執務し貸付及割引を承認す承認せざるときは仲裁委員に訴ふることを得、仲裁委員は總會選出の組合員三名にして和解的行動を採る

割引委員の管理する組合員信用目録は秘密にして各組合員の信用安全價値を記入す各組合員が特に調査を受けずして借入れ得る額は此の價値の範圍内に定めらる此の目録は組合員が加入せる時の報告加入後の取引記事、他の組合員よりの情報も補綴したるものにして銀行が與ふる信用の金額計算及連帶者の要求等は一に此の目録を基礎とするものとす

第八 利益金の處分

模範定款に依れば組合利益金の分配は七割を出資株に二割を準備金に一割を役員報酬若くは教育の奨励及び慈善事業投資に處分す

理事、監事及割引決定委員、仲裁委員は無報酬とす。又た理事は自己の銀行より金融を請ふことを得ず。然れども持分に對する配當は之を制限せず。一割、一割四步、一割五步、二割と云ふ如き配當を爲すもの少からず。是れ巨額の持分を有する大地主又は大商工業者の利益に於て多數の組合員は高利を課せらるゝとの非難ありて之を伊國庶民銀行の欠點とし創立者「ルザツチ」氏は熱心に配當制限を主張したりき。

第九 準備金

準備金は前項利益金より來る額の外、加入金、資本額、面價格と毎年初決定する新資本價額との差額及不時の利益より成り斯くて其積立額が資本金の半額に達するときは利益金よりの積立は之を停止し組合員に配當するを得べし。

第十 連合會銀行

各庶民銀行共同に於て組織せる連合會にして各銀行各二人宛の代表者を選出して連合會議を爲し更らに其の中より中央委員を互選して連合會銀行の行務を掌理せしむ。通常總會は毎年一回とす。組合員は同一縣内の庶民銀行なり一定の手續きに依り脱會することを得べく又た連合より除名することをも得べし。而して此の連合會銀行の職務とするところ左の如し。

一 所屬各組合をして相互に斡旋共助せしめ信用取引より生ずる弊害に陥らざる爲め特種の方策を講ず。

- 二 所屬銀行の財産狀況其他一般行務の検査を行ふ
- 三 庶民銀行に關する統計を編纂し及び雜誌を發行す
- 四 庶民銀行の農業債券に保證を與ふ
- 五 各銀行間の金融過不足を調節することとを計る必要の場合に於ては自己の有する準備金を支出して下級銀行に金融を與ふ
- 六 役員は總て無給なり各銀行は其の代表者の出頭に要する買費を支辨するの外連合會銀行の一般經費として一定の贈出金を負擔す此の贈出金は連合會住所地の銀行に拂込み連合會長之を處分す

第十一 統計

庶民銀行の統計に關しては千九百六年末の數字として獨人「レキシス」氏の調査と英人「オルフ」氏の調査とは行數に關するもの、外能く一致せり依て左に兩者の調査を掲げん

庶民銀行數 (「レ」氏 八二九行) 「オ」氏 八三二

自己資本額 一三二、六八六、一三二

貯預金 七一八、六五三、五七一

貸付高 四五三、〇〇〇、〇〇〇

第五節 白國金融組合制度

第一項 村落農業銀行

白耳義の耕作地は約五百萬「エーグル」にして其の七割六分は小作人の手に委せらるる而かも耕地は狭少なりとす大部は二十五「エーグル」以下なりと云ふ從て小農金融は他國に比し頗る緊切を感ぜらる

第一 「シュルツェー」式農業銀行

全然「シュルツェー」式の相互組合なるも白國には適當せず其數僅かに二行のみ其組合員數は一九〇二年に於て三百五十一人其の出資金七萬法、準備積立金一萬法、其預金は三十萬五千法、貸付殘高六萬二千五百法と云ふ微々たる狀況に在り

第二 農業代理銀行

國立貯蓄銀行の遊金を農業に利用するの目的を以て千八百八十四年以後設立せられたる組合組織にして國立貯蓄銀行の代理貸付を營むものなり其の行數は當初十四行なりしも其後三行は閉鎖し現今は十一行に過ぎず「Comptoirs agricoles」と稱す組合員の出資は一口二百磅の巨額に該當す貸下事務の決定は國立貯蓄銀行に於て之を行ひ其の千九百八年に於ける貸付高は三百〇二萬八千四百五十五法なるも同年末迄の累計貸付殘高は千二百〇七萬九千六百五十法に達するが故に貸付の長期なるもの多きを知るに足るべく又其の貸付一口の金額は平均約五千二百三十八法なるが故に貧弱者の利益に貢獻するの甚だ少なきを知るべし

第三 村落銀行

一 組織及目的 「ライフアイゼン」式の目的に依り寺區的の無限責任組合にして加特

力教の僧「アペーマレー」の創設に係れり加特力教銀行の稱あるものにして殆んど皆な僧門の手に經營せらる、唯だ別に「フランコット」教授の組織せる小なる地主組合あり而して地主組合に類するものにして地主に附屬する小作人組合なり地主も組合員として資金を供給し指導し小作人は前貸金を受けて指揮に従ふ其の組合員たる資格は借地と云ふ事實を以て定めらるるものなり此の地主組合は微々たるものにして茲に説くの要なし

村落銀行中の過半は「ボーレンボンド」銀行團の系統に屬するものにして白耳義村落銀行の特色を有するものなるが故に主として之を説かん

二 會員及出資 組合員は寺區内のものに限り出資は一法又は十「サンチーム」の小額なるも無限責任なりとす

三 業務 貸付業務の外に「ボーレンボンド」銀行團は他の目的を有す、農産物及農用品の販賣及購買を行ひ各種の農業保險を營み農事講習及法律上の助言を與ふる等の事に任ず

四 運用資金 出資金準備積立金及び個人預金の外、國立貯蓄銀行及中央銀行の融通に依る但し國立貯蓄銀行の助力は今や殆んど之を受くることなきに至る殊に「ボーレンボンド」銀行團の村落銀行は土地債券を發行す三步四分の一利付長期償還のものとする

五 貸付 普通貸付の外に「ボーレンボンド」銀行は不動産抵當貸を行ふ其の抵當貸は

地券其他の證書を差入れしめて之を擔保とす其の年限は債券の償還年限と同一にす

六 理事及監査役「ボーレンボンド」銀行の例に依れば五人の理事及び一の大なる監査評議會ありて貸付の許可を決定す普通千法迄は理事に於て之を專行することを得せしむ報酬に關しては不明なるも「ライフアイゼン」式なるに依り無給なるべし勿論なるべし

七 中央村落銀行 地方村落銀行を組合員とし之に貸付を許可し其の預金を受入るゝ外所屬銀行の中央統一機關となり金融を調節し組合銀行の監査を主とし之が爲めに三名の資格ある監査人を常置す不動産貸付に關しても中央銀行自ら之が貸主となり抵當物を評價し資金を供給することあり

八 統計 村落銀行は白耳義に適當せることを證明す千九百年に於て行數二百六十四行に過ぎざりしもの千九百八年末に於ては五百八十四行となり組合員數は一九〇五年四百二十八行の分一九九七二人にして殆んど全部小農業者なり其の上にて七個の中央村落銀行を有す中央銀行中最も盛大なるものは「ルーゲエーン」銀行にして「ボーレンボンド」の系統に屬し其の中央銀行に該當するものなり此の下に二百八十六個の村落銀行を包擁す此等五百八十四行中千九百八年末に報告あるものは四百行なるが其の預金高千八百六十二萬七千四百八十五法にして貸付高は九百三十萬五千七百六十法なりと云ふ外に「ボーレンボンド」銀行國は土地債券の發行に依り不

動産抵當貸に投せるもの千九百八年末に於て三百六十九口の總額百八十二萬三千九百五十法を存し平均一口二百磅を示めせり其の中地方村落銀行の取扱へるもの百〇八萬五千八百法にして中央銀行の取扱へるもの七十三萬八千五百五十法なりと云ふ

第二項 都市相互銀行

第一 信用組合銀行

- 一 目的及組織 小商人小製造業者、小作人の相互貯蓄及信用を目的とする有限的の組合組織なり但し實際は大なる商工業者をも加入せしめ且つ千九百一年以後株式會社として登録することを得るに至れり
 - 二 會員及出資 組合員は數區内に限られ其の出資は一人必ず一株に限らる但し許容せらるゝ信用に對應して持分を増加す其の一株の株金は普通二百法とす而かも組合員は此の二百法に於て二千法の信用と責任を有す出資に對する配當なし
 - 三 運用資金 出資拂込金、準備積立金、無要求の配當金、當座預金、手形割引料等より成る
 - 四 貸付及割引 普通信用、特別信用及人格信用の三方法に分かる
- (1) 普通信用とは毎營業期に於て各組合員に對し割當てたる信用額に從ひ保證人又は擔保物を立てしめ與ふる所の保證貸付にして其の信用額に對し組合員は所要に従ひ其の期間内に引出し使用することを得るなり謂ゆる蘇國の保證貸付式なり

(3) 特別信用とは組合員の爲替手形に對して割引を與ふるを謂ふ此の業務は頗る發達し總貸付割引高百に對し五十四の多きを占む

(3) 人格信用とは正直にして勤勉なる勞働者に對し本人の品性を信用の基礎として許容する信用貸にして其の額は一口千法以下に限定す

五 中央機關 寺區的の組合は若干區域に分別せられて各中央組合に統合せらる其の中央組合は全所屬組合を會員とし彼此資金の過不足を調節す但し中央組合の會員には單獨の資本金をも加入せしめ居れり之に代へて國家の貯蓄銀行を加入せしむべしとの論議なり

六 統計 銀行数は六行にして其の組合員数は千九百三年に於て六千五百四十六人(内五千人はブルツセル銀行の分)に過ぎざるも其の手形割引高は六行にて千九百三年には三億四千四百二十六萬二千四百一法の巨額を示めせり

殊に「ブルツセル信用組合銀行の統計を見るに千九百四年に於ける株金額は約七千四百萬法にして當座預金は組合員預金殘高に於て設立當初の三萬三千六百三十一法より一九〇二年の千八百六十六萬七千九百七十二法に増加し組合員外の預金殘高は千八百七十四年來開始せるものなるが千九百二年に於て四百三十七萬四千五百六十一法即ち全預金額の二割五分に相當せるを示めせり次ぎに其の信用の方面を見るに普通信用は千九百四年に於て三千二百八十二萬五千法にして一件平均六千百法(一八六〇年頃は一件九千法)を示めし特別信用は同千九百四年に於て四千

百七十二萬千七百法にして一件平均七千九百法(一八六〇年には一件六百法に過ぎず)更らに同行總裁「ハンサン」氏の報告を見るに特別扱の件數六千六百三十一件中の七割八分は二百法以下の取引にして五割五分餘は百法以下の取引に屬すと云ふ之に對して博士「ヘクトール」氏は謂ゆる六千六百三十一件の特別扱と云ふは全取引額の一割に過ぎず其餘は皆な巨額の取引なりと反駁し居れり人格信用に關しては、一八七五年に三百十八口に對し二十六萬法と云へる數字を示めせる外其後の統計を見ず

第二 庶民銀行

一 組織及目的 小賣店主、小工業者、勞働者、小農業者及び小園藝業者を組合員として組織せる有限責任の相互組合なり主唱者「ダンディ」氏の主義は獨逸「シュルツェ」式に従ひ無限責任を原則としたるも民人之を解せず事實不適當にして現今唯だ一行のみ無限責任制を採れるに過ぎず而して目的は勿論貧弱なる階級を救濟するに存せしも其の目的を逸するの傾向ありて之が爲め「シャール」氏の如きは此の庶民銀行に依りては實業なる工匠を利益する能はずと嘆するに至れり

二 會員及出資 組合員は一村區内に限らるゝことなく數多の地方に亘り商業地の「ヴェーシュ」銀行の如きは小商人を主とし麵麵製造人、靴工、印刷業者、仕立屋、鉛職工、男女學校教員、商店書記、上級の工匠及び小工業者、小農小園藝者を組合員とし工業地の「ヴェルヴェイ」銀行の如きは之に反し工場勞働者を主とし小農夫、小園藝者及び

僅少の商店を組合員とし前者は信用供給を主とし後者は貯蓄を主とする傾向あり
出資は普通二百法とし組合員は必ず一株以上を有せざるべからず然れども其の責
任は二百法を限りとせず偏逸に行はるゝ如く假裝的無限責任に依り出資の五倍ま
て責任を負はざるべからず出資の拂込は分割拂込法に依り普通毎週五十「サンチー
ム」とし四百週に拂込済となる、出資の外に加入金あり其の額は三法とす又出資に對
する配當も存せり

三 運用資金 出資拂込金、加入金、準備積立金の外に貯金及預金並に國立銀行の割引
より成る

四 貸付及割引 普通の保證貸付、割引、及信用貸の三種に分かる

(1) 保證貸付は出資を間接の擔保として其の一倍半を限度とし保證人を立てしめて
貸付け借主の所要に應じて引出さしむ其の償還に關し分割辨済の制度を採れるは
獨伊と異なる特色なり

(2) 割引は組合員の爲替手形に對するものにして組合之を引受け又は割引するなり
擔保又は確實の裏書人を必要とするは勿論なりとす但し一人二百法の出資者に對
し千法までは銀行之を保證し又は割引するも其以上は之を許さず

(3) 信用貸は何等の擔保なく特別に人格を基礎として許容するものとす

五 配當及準備金 準備金は特別の規定なきも實際出資額の十分の一に達する迄毎
年利益金の五分を積立つるを原則とし其の以上の剰餘金は適當と考ふる方法を以

て處分す準備積立金は不可分として銀行の財産に編入し組合員の分割請求を許さ
ず配當金は一時入分又は一刻五分と云ふ如き例なきにあらずと雖ども通常は斯く
高率にあらず「ダンドリモン」氏の承繼者たる「ミシヤ」氏は普通四歩の配當に限り居れ
り尙ほ同氏は使用人及顧客配當の制度を採用せり是れ白耳義庶民銀行の特色なり
と稱せらる

六 評議會員及監査役 毎年組合員總會に於て十五人以内評議會員を選舉し始めは
無報酬なりしも今は出席に對し小額の日當を支拂ふことゝなれり此の評議員會は
評議員たる能はざる有給の支配人及出納係の任免を掌る實際の事務に關しては評
議員中より理事即ち執行委員を互選す其の定員は二人なるあり三人なるあり一人
を理事長とす又た業務監査の爲めに通例一人の監査役を置く此の監査役は其銀行
に於ては熟練なる計算人又は銀行家より選擇し不負債務の起用に付嚴重なる監査
を行はしむ

七 聯合會 千八百六十九年以後之を組織せるも伊國の聯合會の如く之を組織する
銀行に對し何等の權力を有せず下級銀行間相互の資金連絡を指揮せず下級銀行を
外部より證據に依りて突合せ照査することなせず「ミシヤ」氏は幾度か聯合會に於て
銀行監督の實行を提言したるも時機已に遅くして毎に否決せられたり是れ他なし
大銀行は既に強大を恃んで聯合會の監督を怒り小銀行は内容暴露の恐怖心を以て
之を排斥するが故なり識者は伊國庶民銀行の不振を此制度の早く確立せざりしに

八 統計 庶民銀行の数は千九百八年に於て十六行に過ぎず其組合員数は一萬五千四百七十七人(一八九五年一三、七四九人)を算し其總株金額は三百六十六萬九千〇七十七法(一八九五年二、七一一四、九六二法)其の準備積立金は百六十一萬三千七百一十一法(一八九五年六、五三、二〇四法)其の預金(主として貯金)は千九百三十三萬四千九百二十九法(一八九五年四、八一五、七八六法)の巨額を示せり

更に貸付の方面を見るに一般に關する統計を得ざるを以て商業地の「リエーシュ」銀行及び工業地の「ヴェルヴェイエル」銀行に關するものを掲げん(一)「リエーシュ」銀行の組合員は三千八百二十五人にして其千九百八年末に於ける保證貸付殘高二百〇七萬四千四百十八法、手形の引受け四十九萬二千九百十九法を示めし(二)「ヴェルヴェイエル」銀行の組合員は實數明かならざるも主として工場使用人及勞働者にして其千九百八年末に於ける保證貸付殘高は三百三十二萬八千七百四十五法、手形割引高百三十四萬九千七百七十八法、特別人格貸五十五萬五千四百五十二法の巨額を示めせり

九 轉業及廢行 三十六行より十六行に減少せる徑路は組織を株式會社に變し又は普通營利銀行と合同せるもの四行、信用組合に變形せるもの一行、取扱業務なき爲め解散せるもの六行、經營粗漫及び私消事件等に依り閉鎖したるもの四行、他は不注意に許したる信用貸に致命傷を受け之が爲め外部の借入資本に依頼し遂に閉鎖の不幸に陥れるものなり

「シ」式農業銀行

行數	二行
組合員數	三五一人
出資金	七〇、〇〇〇法
準備積立金	一〇、〇〇〇
預金	三二五、〇〇〇
貸付殘高	六二、五〇〇
「ラ」式村落銀行	
行數	五八四行
中央銀行	七行
四二八行の組合員	一九、九七二人
四〇〇行の預金高	一八、六二七、四八五法
同貸付高	九三〇五、七六〇
土地債券發行に依る抵當貸	一、八二三、九五〇
信用組合銀行	
行數	六行
組合員數	六、五四六人
手形割引高	三四四、二六二、四〇一法

「アムステルダム」銀行株金額
 同組合員貯金
 同組合員外預金
 同普通信用
 同特別信用
 庶民銀行
 行數
 組合員數
 總株金額
 準備積立金
 貯預金
 「リエーブル」銀行保證貸
 同手形割引
 「ヴェルグイェール」銀行保證貸
 同手形割引
 同特別人格貸

七四、〇〇〇、〇〇〇法
 一八、六六七、九七二
 四、三七四、五六一
 三二、八二五、〇〇〇
 四一、七二一、七〇〇
 一六行
 一五、四七七八
 三、六六九、〇一七法
 一、六一三、七一一
 一九、三三四、九二九
 二、〇七一、四一八
 四九二、九一九
 三、三二八、七四五
 一、三四九、一七八
 五五五、四五二

第六節 英米金融組合制度

第一項 英國友愛組合等

英國に於て貯蓄及貸付を行ふ相互又は協同的の組合は(一)友愛組合及其の類似組合(二)産業豫備組合(三)建物組合(四)保證貸付組合の四種なりとす然れども最後の一種を除くの外は皆な本來の金融組合にあらず金融は概して從業に屬すと見るを妥當なりとす

第一 友愛組合(Friendly Society)

千八百七十五年の友愛組合條例に依り登記を受け免稅の特權を與へらるゝ自由出資の組合にして狹義の友愛組合と之と準視せらるゝ組合とあり

- 一 友愛組合 災厄救済及保險組合とも稱すへきものにして組合員及其の親族の病氣、老衰、神身無能力者、孤兒の救済、扶養、組合員の出產死亡費用の保險、組合員親族の葬式費用保險、組合員貧困及難破の救済、嫁資の保險並に十五磅以下の組合員家財、職用道具の火災保險を目的とせるものなり
- 二 家畜保險組合 組合員の家畜の死亡に依る損害に對する保險を目的とす
- 三 慈善組合 慈善の目的を以て設立す
- 四 勞働者組合 社交、相互救助、道徳の開發及慰安の目的を以て設立す
- 五 特別認可組合 特に友愛組合條例に依ることと認可せらるゝ組合にして其の主たるものは千八百七十六年五月十六日の命令に依り大藏省の認可せる左の組合とす

(1) 相互組織にして月掛又は他の出資方法に依り資金を作成し、之を其組合員に貸付

し又は組合員の利益に放資する組合
 (2) 農業の發達を目的とする組合
 (3) 勤儉貯蓄の奨励を目的とする組合

以上諸種の組合は各自特別の本業を有すること斯の如く相異なるも此等の目的を行ふに關連し又は之を利用して組合員に一定の貸付を行ふ而して其の貸付の方法は略ぼ左の如し

- (一) 組合は組合員の出資又は預金に依りて形成せる貸付資金の内より各組合の定款に従ひ保證人を立てしめ又は立てしめずして對人信用に依り組合員に貸付を爲す但し定款に定めたる金額以上に對人信用貸を爲すを得ず又一人に對する貸付額は如何なる場合に於ても組合員が現に組合に對し負ふ所の債務額と合算して五十鎊以上を超過することを不得ず
- (二) 滿一年以上組合員たりし組合員の生命保險額の二分一を超えざる範圍内に於て前貸を爲すことを得此場合に於ては組合が満足する二名の保證人を立てし證書を差入るゝことを要す而して貸金額及其の利息額は當然其保險金額より引去ることを得

出資及預託金に關しては別段の條項なく皆な定款に定めしむ但し組合員は二百鎊以上の預託金に關しては利息を受くることを得ずとの制限あり

第二 産業豫備組合 (Industrial & Provident Society)

- (一) 目的 千八百七十六年の産業及豫備組合條例及千八百九十三年の同改正條例に依りて支配せらるる有限责任の組合にして各種の生産、分配及消費組合たると同時に銀行業を營むものとする「ロヂアテール、エタキテール、バイオニアス」組合の如きは其の最も著名なるものなり今主として此の組合に關する事項を左に掲ぐべし
- (二) 事業 卸賣及小賣商業、同商品の製造業、建築業及火災保險業を營み土地の購入、所有、賣渡、抵當貸付、小作又は借地の轉貸等を爲し家屋の修繕、破壊、改修其他賣買、教育基金の管理等を爲すと同時に特別制限の下に銀行的業務を行ふ
- (三) 組合員及出資 一株一鎊を三株以上引受け且つ一志以上の預金を爲すことを要す出資として一人は二百鎊以上を有するを得ず否な五十鎊以上は取締役會に於て其の必要とする額迄に制限することを得、出資拂込は一時に全部たるも又は毎三ヶ月に三志三片宛の賦拂とするも自由なり
- 出資株は讓渡することを得ざるも之を引出すことを得べし其の引出額には順序及制限あり且つ取締役會は引出金の仕拂を停止することを得べし又た組合員が組合に對し辨濟すべき抵當貸付金の存する間は引出金を爲すことを得ず組合は貸付に對して此の出資株の上に差押權を有し貸付金額の辨濟に充當することを得べし組合員死亡するときは株金拂戻を爲すを原則とす資格喪失又は除名の時又は組合が有利に放資する能はざるときは組合自ら其の最大株主の分より順序拂戻を行ふことを得
- (四) 預金及借入金 組合員たると否とを問はず何人にも二日以上通知引出を條件

とする一口十志一人二十磅以下の預金を組合に爲すことを得

組合は組合外の個人、法人等より債券又は擔保を提供して借入金爲すことを得但し其の借入額は預金總額及拂込株金額を限度とし且つ其の利率は年六分を超ゆべからず

(五) 貸付及放資 特に銀行業を營むを目的とせざる組合にても不動産又は不動産擔保の貸付は之を行ふことを得且つ此の場合に於て月賦償還法に依ることを得
公債、社債、株式、年金證書、差押權付借地料證書、鐵道株其他各種の有價證券に放資することを得

(六) 役員及報酬 「ロヂアテール」組合にては頭取、出納役、秘書役及八人の取締役、二人又は三人の監査役を置き取締役、監査役及役員は毎三ヶ月總會の定むる報酬を受く取締役は拂込済出資株十個以上を有するものたるを要すとせらるゝ外職業上の制限あり
(七) 出資の利子 出資に對しては五分以下の利子を配當す但し五十磅以上の出資者には年利三分五厘を超へて配當することを不得

(八) 利益金の處分 事業純収入は第一費用として前記の出資利子並に各種減價消却、教育基金利子及組合目的費を控除したる殘額を以て配當期間内に於ける小賣價額に從ひ購買高に應じて各組合員に分配す

第三 建物組合(Building Societies)

此組合は千八百七十四年及千八百九十四年の建物組合條例に依り支配せらる

(一) 目的 組合員の引受出資に依り資金を作成し不動産抵當の方法に依りて之を組合員に貸付け以て組合員をして建物及建物用地所を所有せしむるに在り但し組合員外にも及ぼすことあり

(二) 事業 抵當貸付の外に建物を買入れ建設し賃借し改作を爲し建物用地所を買入れ賃借し又は建物の全部若くは一部を賣却、交換、賃貸することを得

(三) 組合員及出資 常に變動する組合員より成り其の出資は週掛又は月掛の割拂に依る、一口百五十磅以下となし長くも一ヶ月一磅の割拂を以て拂込を了せしむ

組合員の責任は貸付金の擔保と定めたる出資株に關しては其の現拂込額及未拂込額丈の有限責任とし貸付金の擔保と定められざる自由出資株に關しては抵當又は擔保を供して引受けたる拂込むべき額丈の有限責任を負ふ

(四) 預金及借入金 組合員、他の個人、法人又は有期建物組合より利息付の預金及び借入金を受けることを得但し借入金の額は組合員より抵當物として保有せる物の總價額の三分の二を超過することを不得

又た預金は一ヶ月以上の豫告附拂戻又は引出の約定を附するにあらざれば之を取扱ふことを不得

(五) 貸付及放資 貸付は不動産の所有權又は賃借權を擔保として行ふものにして一番抵當なることを要す多數の貸付金請求者あるときは入札により貸付の先位を定めしめ又は之を定むることを得又た機會若くは抽籤により貸付を爲すことをも得べし辨

濟に關しても割賦償還の方法に依ることを得せしむ
 放資に關しては公債買入、議會認定の株式及有價證券、議會の保證ある利付有價證券の
 買入及貸付並に他の組合への放資を爲すことを得べし
 (六) 役員及報酬 取締役支配人監査役及他の役員ありて皆な定款に依り報酬を受く
 (七) 利益配當 利益は一定期間の終に於て出資に加へ總括に於て拂戻すの方法に依れ
 り故に貸付を受けざる組合員は据置貯金と異なることなし貸付を受くる組合員は一
 定期間の終に負債と相殺せられて債務を免るゝの仕組なりとす

第四 保證貸金組合(Certified Loan Societies)

(一) 目的 千八百四十年貸金組合條例に依る組合又は其他の組織にして工業者に資金
 を貸付し割拂償還の方法を以て元利を回収するを目的とするものなり
 (二) 資金 贈與金、組合員の出資及組合員の年賦償還金及預金より成れるも其の最も重
 要なるものは此等の現在資金及將來預入れらるへき約束ある金額に對して發行する
 ことを得る印税免除の債券なりとす
 債券の元利支拂に對しては組合の資本及財産を限度として其の責任を負ふ但し此外
 に書面を以て人的及物的の責任を負擔すと明約するもの多し
 (三) 貸付 一人に對して十五磅以上の貸付を爲すことを得ず又同一一人に對し二回以
 上貸付を爲すときは其の前回の貸付を回収したる後らにあらざれば之を行ふことを
 得ず貸付の證書支拂全受領書等には印税を免せらる。貸付を許可するときは一口に付

一志六片以下の貸付手数料を徴して組合の收入とすることを得

(四) 割賦償還 組合は年百磅に付き十二磅を超過せざる割合に於て定款規定の時期に
 之を受取ることを得但し第一回の辨濟は貸付の日より十一日以内ならざるべからず
 以上の外は明かならず要するに賴母子課に一定の形體を與へたるものゝ如く見ゆ

第五 統計

友愛組合の全部に關する統計は精確の調査を得ざるも其の最も重要な建物組合及
 び産業豫備組合に關しては英國統計年鑑に依り左に之を録すべし

(一) 建物組合は千九百五年に於て其の數及諸項の統計左の如し

法人組合一、九三九個

株金三六、八八一四二磅 預借金一四、三六七、一九八磅 利益三、〇九四、八四三磅

出資貸及抵當貸五一、〇四五、四一三磅 他の證券及保證貸三、二九七、七七七磅

非法人組合六〇個

株金三、七三〇、七八九磅 預借金一、四〇一、五〇七磅 利益八七三、四二七磅 出資

及抵當貸三、三二二、一三二磅 他の證券及保證貸一、二六八、二六八〇磅

千八百九十年の統計を參照するに法人組合は其數二、四二二個の多數にして非法人組合
 の數は二三〇個の多數なりしも前記の如く兩組合共に減少せり然れども其の貸借取引
 額に至りては却て増加せるを示めず以て其の合同合併の著大なるを知るべし
 (二) 産業豫備組合 二、二四四個 組員二、二七五、九一二人

出資二九三二三、五八四磅 預借金一四、〇九五、〇七七磅 實上九五九八八、九〇八磅
 生産組合二、九九一、九四五磅 分配組合經費四、八二三、一一〇磅
 之を千九百年の統計に比するに同年の組合數は一、五〇八なりしもの前記の如く著しく増加せり且つ其の取引高も均しく増加を示めせり

第二項 米國貯蓄組合等

米國に於ては慈善貸付組合、半公的抵當貸付會社、相互貸付組合、保證信用組合、建物割宛組合及び生産勞働組合等社會改良的施設ありと雖も相互金融の機關と稱すべきものは相互貸付組合及び之に類屬する保證信用組合の二者なりとす而かも各州毎に其の制度を異にするが故に米國全體として之を叙することを得ず紐育及ボストン等に行はるゝものに關して其の概要を左に摘記せん

第一 相互貯蓄及貸付組合

(一)組織及目的 組合員相互間に於ける勤儉貯蓄の奨励、貯蓄金の積立、積立金中よりの貸付を行ひ積立金が一定の金額(二百弗)に達したるとき又は組合若は組合員希望するときは其積立金を拂戻すを目的とす

(二)組合員及出資 組合員は出資を引受くべし引受の出資は先づ始めに一口一弗を拂込むのみ其の後は毎月一弗宛つ拂込み之に配當すべき利益金を加算し二百弗に至るときは拂込を停止し拂込済出資とす組合は一定期間經過後拂戻を強制することを得

るも組合員は自ら拂戻を請求せざるべからざる義務なく利益配當を受くることを得る出資の募集は各組に分ち普通各事業年度の初め各新組を募集し之に對しては出資證券を交付す例へば第一回の募集出資を第一組と稱し組合の存立期間内屢々募集するが故に組數の増加と共に組合資本金常に變動す

出資は二百弗に達せざるときと雖も中途に引出すこと差支なし組合は利益配當期に於て許可すべき引出價格を決定し次期配當期迄有効とす是に於て出資には實際價格と引出價格との別を生ず實際價格は既拂込金額と配當利益との和より成るものにして引出價格は其の中より組合員に支拂ふべき許可價格なり其の許可價格は實際價格の二分の一又は三分の一以下とし其の以上は重役會の承認を要す

出資は貸付の間接擔保となるものなるが特に貸付の擔保として組合に提供したるものを擔保出資(Pledged share)又は借入出資(Borrowed share)と稱し未だ貸付の擔保に提供せざる部分の出資を未擔保出資(Unpledged)又は自由出資(Free)と稱す而して少數の大出資者が組合の專權を有せんことを妨ぐる爲め一組合員が一組に於て所有し得べき出資に制限を附せり即ち自由出資は十日、擔保出資は二十日に制限せらる自由出資は拂戻を受け又は之を他に讓渡することを得るも擔保出資は拂戻を請求し又は他に讓渡することを得ず

新加入及出資讓渡に關しては二十五仙の手數料を組合員より組合に納付せざるべからず

(三) 貸付 唯だ組合員に限りて貸付を爲すことを得、貸付の單位は拂込済出資の價格たる二百弗とし其の倍數又は分數を以て之を表示す貸付の限度は通例拂込済價格と同額とす即ち十口のものば二千弗を限度とす

貸付には先づ順位の定めあり順位の決定に關し約五種の方法あり

(1) 總計法(Gross plan) 競減歩合多きものに貸付く而して利息及擔保の計算は此の歩合を控除せざる表面の總計式貸付金額に依らしむ

(2) 純計法(Net plan) 競減歩合多きものに先貸するは前法と同様なるも利息及擔保の計算は競減歩合を控除せる總計の貸付金額に依る、前法よりも低利に當る、故に一段の進歩なり

(3) 割賦法(Totalment plan) 之に二法あり

(a) 表面通の貸付金額を貸付け「プレミアム」は別に割賦法に依りて徴收することとし其の定額表示を以て競争せしむ割賦法は擔保出資が拂込済額に達する迄の月數に應ずるものとし其の毎月出資金、貸付利息及び此の「プレミアム」月割を纏めて拂込ましむる法なり

(b) 元金に對して「プレミアム」を幾何と定めず單に毎月支拂ふべき法定利息以外に附加して若干かの金銭使用料を支拂ふことを約するものなり此の方法に依れば擔保出資の拂込を了せざる内に貸付金を返済するものは最早や「プレミアム」を支拂ふの要なきこととなる

(4) 競利息法(Interest plan) 單に貸付金に對する利息の多少に依りて借主を決定するものにして各組合は年五分以上の範圍に於て最低利率を規定し居れり

(5) 指價法(Premium plan) 此方法ば「プレミアム」を以て貸付を受くべき權利の代價なりと見る方法にして普通の方法なり例へば甲が一口に付五十仙と指價し乙が一口一弗とすれば乙を借主と定む乙十口を借入れんとすれば十弗を指價として組合に納め組合は之を乙の出資計算に入れず組合の損益勘定に算す、一口とは貸付單位を云ふ出資に割合ひて定めおくものなり

(四) 擔保 貸付を受くる組合員は直ちに擔保物を提示せざるべからず

(1) 借主たる組合員は總ての場合に於て自己の有する出資を間接擔保として指定せざるべからず必ずしも全部にあらず

(2) 右の外に直接擔保を提供せざるべからず直接擔保は通例不動産上の第一抵當權なりと雖も若し之を提供せざるときは前項の出資以外の自由出資を直接擔保とせざるべからず茲に此の自由出資は亦た擔保出資となる、此の場合に於ては間接及直接の兩擔保出資の總額が貸付金額及六ヶ月分利息より以上の引出價格を有することを必要とす

出資を直接擔保とせる貸付を出資貸付(Gbook loan)と云ひ不動産擔保の貸付を抵當貸付(Mortgage loan)と稱す

(五) 貸付利息 年六歩にして毎月割賦にて支拂はしむ一個出資(二百弗)に付一ヶ月の利

子は一弗とす出資金と共に毎月拂込ましむ
 (六)貸付金の辨濟 何時にても債務の全部又は一部を辨濟することを得全部辨濟するときは提供出資は自由出資となる、辨濟は毎月の例會に拂込むべきものにして月賦なりとす

七)事業及例會 組合は不動産を購入し賣却し貸貸し又は抵當權の目的となすことを得又た貸付又は引出に應ずる爲め一ヶ年の期限付にて借入金を起すことを得又た剩餘金を生し而かも貸付の請求、出資の引出及拂戻の請求なきときは他の同様なる組合に貸付を爲すことを得

借入金には制限あり積立資金が一萬弗未滿なるときは二千弗以内を限る、一萬弗以上は六千弗以内更らに六萬弗以上なるときは其の資金の十分の一以内とす

事業年度は一ヶ年にして毎年一回の總會の外に毎月一回の例會あり此の例會に於て總ての受入金及引出、拂戻等の重要な收支事務を取扱ひ他の時に於ては之を取扱はず從て出資の引出及拂戻は通例例會三十日前に通知せしむるを法とす

(八)報酬及配當 役員は定款の定めに依り總て報酬あり配當は出資に對して之を行ふ利益金より損失補填準備金を控除し其他を分配するも拂渡すことなく出資に加算し之を出資の實際價格として記帳するに止まる

(九)事實 紐育の Co-operative Loan Association は資本金一百萬弗以下とし「ケスト」の Guarantee Co-operative Bank も資本金を一百萬弗とす

第二 紐育慈善貸付組合

(一)組織及目的 紐育市慈善組合の附屬にして共助組合にあらず慈善組合なり即ち三十一名の富豪及慈善家が出資して千八百九十四年四月に設立せる法人にして慈善組合の承認せる借主に慈善的の貸貸を爲すを目的とす

(二)出資及資金 資本金を五百萬弗とし三百萬弗は組合員に出資證券を賣りて調達し残り二百萬弗は四分五厘利付の金債券を發行して之を醗集す

(三)事業 低利的の貸貸にして普通の質屋が法律上課し得べき利率の二分一以下とせらる其の質物は時計、金剛石、寶石、金屬、磁板等にして被服類、家財道具等を採らず故に目的の細民救濟よりは寧ろ中産以上の生活に便するに止まる

(四)貸付 期限は普通一ヶ年にして普通の質屋より長く且つ尙ほ三ヶ月の恩惠期間を與ふ

貸付價格は質物の評價より十八ヶ月間の利息と賣却費用の見込を控除したる殘額以内とす全く危険なきを期するなり

(五)利息 小額貸付は一ヶ月一步とし二百五十弗以上は一ヶ年一割を課す但し二週間に辨濟せるものは唯だ五厘の利息を課す

(六)報酬及配當 役員は無報酬なり組合員は出資券に付き法定利息以外何等の利得を受くるを得ず、利益金は之を積立つるの外借主に對し分配するの主旨なるも未だ實行せざるが如し

(七) 統計 千九百九九年に於て貸付金額九、五五一、七二七弗(一口百弗以上に當る) 利子等收入五八四、一八一弗にして營業費は一五五、九三五弗を示めし 出資券への配當六分を支拂ひ 積立金一八七、七四一弗を残し 累計の積立金は一、二一八、二九〇弗に達すと云ふ

第三 ホストン質貸株式會社

- 一 千八百五十九年設立の質貸會社なり
- 二 金、鉛錫の質物には價格の四分三迄、其他の質物には價格の三分二迄貸付く、期限は一年内とす
- 三 利子は手数料ともに一ヶ月一步五厘を超過するを得ず
- 四 拂込資本金と同額まで一ヶ年以内の期限付手形を發行して借入金を爲すことを得
- 五 配當は千八百九十年以來每期八分以上を行へり
- 六 理事は七人内一人は州知事之を任命し一人は市長之を任命し他の五人は株主より選舉す
- 七 資本金五十萬弗にして積立金四七五、〇〇〇弗、發行手形五〇、〇〇〇弗、貸付高一、二二三、三八三弗、平均一口の貸付高三十三弗に當る

第七節 佛獨公益質舖の制度

慈善的の公益質舖は伊國を以て其の嚆矢とす 中世紀の頃伊太利の質屋營業は多く猶

太人の手に歸し 細民は二割乃至八割の高利に苦しみしかば 當時濟世の念深き「フランソワスカン」派の正教僧徒あり 慈善財團を起して市民の質物に貸付け此を救濟せんと主張し 法皇の許可を得て多數の慈善的質舖を伊太利全國の諸市に設立したり 是れ謂ゆる「モンテスピエタチス」即ち慈善財團なるものなり 此の財團は寄附金及市町村自治體の補助金を以て資本となし 大僧正監督の下に於て質入人に對し一ヶ月乃至數ヶ月間の貸金を爲せり 其の利子は始め無利子の慈善貸なりしも 後には手数料として入歩乃至一割五分の利子を徴收するに至り 其或者の如きは遂に數百萬法の資本を有する銀行にまで發達せり 伊國の此の制度は十七世紀の頃佛、白、獨に輸入せられ 佛國に於て特に著しく發達を爲せり 今日「モンテスピエテ」と稱すれば人皆な佛國の慈善質舖なるを知る 此の慈善財團は佛國革命の際廢止せられしも 其後營利的質屋の弊害甚しかりしかば 奈翁一世之を復興し以て今日に及べるものなり 斯くて佛國は今尙ほ私立質屋なきにあらざるも 公設の質舖及之に附屬せる貯蓄銀行の數頗る多く普及せしかば 殆んど私營の質屋を見ざるの實況なり 獨逸に於ても大部會には必ず市設の質舖銀行あり 且つ獨伊の貯蓄銀行は概して皆な此の質物貸を營み居れり 從て私設質屋の勢力は甚きを見ず 之に反して英國は始めより斯る公設又は慈善的質舖なく 今日尙ほ主として私營質屋の隆盛なるを見ると云ふ 然れども米國に於ては慈善貸付組合と稱するものありて 専ら慈善的に質入貸を行ひ居れり 但し米國の公益的質舖に關しては前段に叙述したれば之を省き 以下専ら佛國及獨逸の公設質舖を叙述せんとす

第一項 佛國慈善局(Monts de pieté)

此制度は十五世紀の頃伊太利の小市に行はれたる慈善的買物貸付所(宗教施設)に倣ひて千五百七十七年佛國の「アボグノン」市に設置せられしが大革命の爲に廢滅し次いで千七百九十七年革命政府の下に資本金二萬磅の株式會社を以て巴里に設立せられ一ヶ月三分の利子を以て貸付を行ひ其勢頗る好況なるを見るや借入金をも以て長期の資金を調達し益々業務を擴大すると同時に貸付利子の如き遂に一ヶ年一割二分に引上げ著しく營利的の色彩を帯び來りしかば千八百四年那翁一世は株式全部を買收し之を獨占的の公設機關となせり是れ今日の佛國の慈善局即ち公設買物の起源とす爾來巴里の外、各地方に支店的慈善局を設く其數は巴里と併せて四十二行に達せるが如し

- (一) 目的及組織 細民金融と同時に慈善を目的とし其の理事會長は巴里に在りては縣知事之に任し他の市に在りては市長之に當る、會長外の理事は巴里に於ては内務大臣他縣に在りては知事之を任命す此の理事の中三分の一は市會議員中より他の三分の一は慈善院理事中より其他は設立地の公民中より之を選出す
- (二) 資産及資金 慈善局の資財は左記數項のものより成れり
- 1 設立に充當せる動産及不動産殊に寄附又は遺贈より成れるもの
 - 2 市又は政府の財産より支辨せる補助金
 - 3 毎年損益計算書に依る純益及資産利子

- 4 預金の受入(其利子は二歩乃至三步とす)
- 5 債券發行借入金及之より生ずる利子

(三) 貸付

- 1 買物に對する貸付 買物領收書を以て此の契約の證とす買物の價格は官選評價人連帶責任を以て之を定む買物領收書は讓渡することを得せしむ
- 2 株券債券公債等の擔保貸付 千八百九十四年以來之を許さる

- (四) 貸付期限 普通一ヶ年なるも之を更新することを得期限後は買物を競賣す買主の請求あるときは三ヶ月の終りに於て買物を賣却することを得

- (五) 利益金の處分 増加資産の法定利率五分以下を限度とする諸費の支辨を控除し餘は總て市町村會の意見を徴し知事の示達に依りて救濟院又は慈善病院等に寄附せしむ

- (六) 理事の報酬 理事中官任に係るものは皆な無給とす他は有給なり
- (七) 免稅 買物證書、債券及債務證書其他經營上發する證書は登録稅及印紙稅を免除す
- (八) 統計 千九百六年の佛國統計圖に依るに該一年間の取引高は左の如し

貸付契約高 七三、〇一七、九六四
 解約高 六五、五一二、九一七
 新約高 四〇、六九三、七二七

第二項 獨逸市立質舖

七八

昔時獨逸に於ても私立質舖多く行はれて頗る高利なりしが千七百六十九年一月二日を以て、ドレスデン市に市立典舖を開きたり其貸付利子は最初年八分なりしが今は一割となれり其の營業時間も最初は一週間唯二日に過ぎざりしも其後は三日となり現今は日曜祭日を除きて毎日開店するに至れり其の他の諸市にも同様の機關起れるも左に主として、ドレスデン市の市立典舖に關して其の概要を叙せん

第一 目的及組織

市の營造物にして動産の買入に對し定期の有利貸付を爲すを目的とし其の典舖の負債に關しては市に於て無限の責任を負擔す

典舖の理事は市廳の代表者にして市參事會員より成る二人あり其の下に主事あり此主事は市設貯蓄銀行頭取を以て之に充つ

第二 資金

資金は始め借入金より成り漸次純益を加増して一定の資産を作出し且つ純益中より損失準備金を積立てたりしかば現今は此の固定資産と準備金とを以て自己資金となし之に必要な際、ドレスデン市設貯蓄銀行より借入金を加へ之を賃貸の總資金となす

第三 質物の種類

(一) 國債證券其他の有價證券、其の利札及び公設貯蓄銀行の貯金通帳

(二) 金銀、時計、寶牌、銅、眞鍮、錫、寶玉、眞珠等の貴重品

(三) 綿物、絹麻、羊毛織物、衣服、毛皮、寢具、洗布類、書物其他價格あり且つ貯藏上過大の場所を要せざる動産

盜品たる疑ある物品、競賣に適せざる物品、日常用ゆべき衣服寢具にして不潔のもの又は火災の危険あるもの、救貧所慈善團體の交付品、手形、勳章、軍服、聖書、液體等は典物として收受することを拒むことを得べし其他は一般に何等の理由なくして收受を拒むことを得ず

第四 典質仲介人

仲介人は典舖の許可を得て其の監督の下に質受の仲介を營業とするものにして買入人より一定の歩合金を徴收し其の買入依頼人の氏名、身分、住所、締約地、貸付高、質證券の番號其の交付日時を帳簿に記入す此の歩合金は貸付金中より控除す

第五 貸付金額及利息

貸付金額の最少限は二麻にして其の以上は質物の種類に應じて異なる、有價證券は時價の五割乃至八割五分、利札は八割五分、貯金通帳は貯金高の九割、金銀時計銅及類似金屬は鑑定價格の七割五分、寶玉類は等級を付して定めたる鑑定價格の五割とす利子は有價證券、利札及貯金通帳に對しては帝國銀行の利率に同じく其他の質物に對しては一割とす

其償還期限は金銀、時計、寶玉、眞球等の貴重品質を一ヶ年とし他の物品質を六ヶ月とす

償還の方法としては月賦拂をも認め居れり其の額は一麻を下ることなからしめ又月賦拂の結果残額二麻以下に下ることなからしむ此の種の一部返済に對しては典物の一部返還を請求することを得べく割拂及一部典物受戻のときは新買入證券を交付し此の時より償還期限を起算す買入契約の更新を許したるときも亦た然りとす

第六 流質、賣却競賣

買入人が買入證券記載の償還期限迄に典物を受戻さざるときは流質となる此の場合には有價證券、利札及貯金通帳の流質を除くの外各麻に付五厘の割合にて流質手数料を徴す流質となりたるときは證券、利札、通帳に在りては競賣に附せずして之を銀行に賣却し其他に在りては競賣に附す

第七 利益及報酬

利益金の四分の一を以て損失準備金の積立に充て四分の三は救済事業に使用するを要す役員は公吏員のもの皆な無給なるも事務員使用人は俸給を受く但し其の四分乃至六分を養老保険料として市金庫に納付せざるべからず

各國金融組合制度考畢

大正三年四月廿三日印
大正三年四月廿六日發行
大正三年五月二十日再發行
大正三年九月廿五日訂正三版發行

庶民金融談典附

正價金壹圓參拾錢

著作者 小林丑三郎

發行者 武内喜代彦

印刷者 白土幸力

東京市牛込區藥王寺町八十三番地

東京市神田區美土代町二丁目一番地



發行所 大 捌
賣 所

東京神田
駿河臺
同 一橋通町
同 表神保町
同 仲猿樂町

明治大學出版部 (振替口座東京 參貳六五番)
有斐閣書房 (同三七〇番)
東京堂 (同二七〇番)
巖松堂 (同六五五六番)

法學博士
小林丑三郎先生著

經濟學評論

全

郵正菊
送費價判
（內）一並
朝臺地圓製
樺支十八十
支四十錢錢本

財政學提要

全

郵正菊
送費價判
（內）二上
朝臺地圓製
樺支十五十
支四十錢錢本

地方財政學

全

郵正菊
送費價判
（內）二上
朝臺地圓製
樺支十八十
支四十錢錢本

財政整理論

全

郵正四
送費價六
（內）一判
朝臺地布製
樺支十六十
支四十錢錢本

殖民地財政論

全

郵正菊
送費價判
（內）一並
朝臺地圓製
樺支十八十
支四十錢錢本

352
4

終